

会 議 録

第 1 日

(平成 3 年 9 月 5 日)

○議 事 日 程 第 1 号

平成 3 年 9 月 5 日 (木) 午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 報告第 7 号 財団法人四日市国際交流協会の経営状況について

…… 報告

第 4 議案第74号ないし議案第 109号 …………… 説明

議案第74号 平成 2 年度四日市市立四日市病院事業決算認定につ  
いて

議案第75号 平成 2 年度四日市市水道事業決算認定について

議案第76号 平成 3 年度四日市市一般会計補正予算 (第 1 号)

議案第77号 平成 3 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計  
補正予算 (第 1 号)

議案第78号 平成 3 年度四日市市公共下水道特別会計補正予算  
(第 1 号)

議案第79号 平成 3 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正  
予算 (第 1 号)

議案第80号 平成 3 年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会  
計補正予算 (第 1 号)

議案第81号 平成 3 年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算  
(第 1 号)

議案第82号 平成 3 年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正  
予算 (第 1 号)

議案第83号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給  
条例の一部を改正する条例等の一部改正について

議案第85号 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について  
 議案第86号 市道路線の廃止について  
 議案第87号 市道路線の認定について  
 議案第88号 市道路線の変更について  
 議案第89号 工事請負契約の締結について  
 ー霞ヶ浦競輪場第1投票所改築工事ー  
 議案第90号 工事請負契約の締結について  
 ー第1期北大谷斎場改築工事  
 (火葬棟・待合棟外構工事)ー  
 議案第91号 工事請負契約の締結について  
 ー北大谷斎場敷地造成工事(第2期工事)ー  
 議案第92号 工事請負契約の締結について  
 ー雨池5号幹線水路築造工事ー  
 議案第93号 工事請負契約の締結について  
 ー雨池10号幹線水路築造工事(その1)ー  
 議案第94号 工事請負契約の締結について  
 ー磯津第1ポンプ場築造工事(下部土木)ー  
 議案第95号 工事請負契約の締結について  
 ー北部雨水4号支線管渠布設工事(その2)ー  
 議案第96号 工事請負契約の締結について  
 ー川島污水1号幹線管渠布設工事その1ー  
 議案第97号 工事請負契約の締結について  
 ー川島污水1号幹線管渠布設工事その2ー  
 議案第98号 工事請負契約の締結について  
 ー羽津污水1号幹線管渠布設工事ー  
 議案第99号 工事請負契約の締結について  
 ー日永浄化センター汚泥脱水機設備工事ー

議案第100号 工事請負契約の締結について  
 ー落合ポンプ場φ1650雨水ポンプ設備工事ー  
 議案第101号 委託協定の締結について  
 議案第102号 動産の取得について  
 ー化学消防ポンプ自動車ー  
 議案第103号 動産の取得について  
 ーパーソナルコンピューターー  
 議案第104号 四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合規約の変更に関する協議について  
 議案第105号 三泗伝染病隔離病舎組合規約の変更に関する協議について  
 議案第106号 北勢公設地方卸売市場組合規約の変更に関する協議について  
 議案第107号 三泗農業共済事務組合規約の変更に関する協議について  
 議案第108号 三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について  
 議案第109号 字の区域の廃止について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員(40名)

青 山 弘 忠  
 小 井 道 夫  
 石 川 勝 彦  
 市 川 悦 子

市川正徳  
 伊藤正数  
 伊藤雅敏  
 伊藤正巳  
 宇野長好  
 大島武雄  
 大谷茂生  
 小川政人  
 小川村幸善  
 喜多野等  
 久保博正  
 桑原勇次  
 小林博次  
 坂口正久  
 佐藤晃信  
 佐野光生  
 瀬川憲武  
 田中俊行  
 田中廣陸  
 谷口井数馬  
 土田忠正  
 豊中森慎二  
 野崎洋和  
 野呂平茂  
 橋本増蔵

長谷川昭雄  
 日置紀平  
 藤井浩治  
 古市元一  
 堀内弘士  
 益田力  
 水野幹郎  
 毛利道哉  
 森真寿朗  
 水野和子

○欠席議員（1名）

○出席議事説明者

市	長	加藤寛嗣
助	役	片岡一三
助	役	加藤宣雄
収	入	毛利道男
調	整	鈴木美
市	長	栗本春樹
計	画	馬淵則昭
総	務	石川徹夫
財	政	佐々木龍夫
市	民	小畑廣次
福	祉	田中昌治
商	工	米津正夫
農	林	黒田昭公
環	境	鶴飼滋

都市計画部長	山田 稔
建設部長	西田 喜大
下水道部長	岡田 幹夫
消防長	島村 隆
消防次長	浜谷 敏彦
病院事務長	中村 督
水道事業管理者	奥山 武助
水道局次長	藤田 高司

教育長	丹羽 武
教育次長	宮田 勉

代表監査委員	樋尾 裕
--------	------

○出席事務局職員

事務局長	長谷川 昭彦
議事課長	伊藤 千秋
議事課長補佐	福島 和幸
議事係長	玉田 耕士
主幹	井上 紀久夫
主幹	水谷 正昭

午前10時1分開会

○議長（川村幸善君） おはようございます。

ただいまから平成3年9月四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は39名であります。

今定例会の議事説明者は、市長初め25名であります。

表彰状の伝達

○議長（川村幸善君） 会議に先立ちまして、去る6月26日、東京都において開催されました第67回全国市議会議長会定期総会において、20年以上の在職議員として小井道夫君、小林博次君、橋本増蔵君が、また、10年以上の在職議員として森真寿朗君がそれぞれ表彰されましたので、ただいまから表彰状の伝達を行います。

お名前を申し上げた諸君は議場中央にお進み願います。

〔表彰議員議場中央へ進む〕

○議長（川村幸善君）

表 彰 状

四日市市議会議員 小井道夫 殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績はまことに著しいものがありますので、第67回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰いたします。

平成3年6月26日

全国市議会議長会会長 鈴木正之

〔表彰状授与〕 （拍手）

○議長（川村幸善君）

表 彰 状

四日市市議会議員 小林博次 殿

以下同文でございます。

〔表彰状授与〕 （拍手）

○議長（川村幸善君）

表 彰 状

四日市市議会議員 橋本増蔵 殿

以下同文でございます。

〔表彰状授与〕 (拍手)

○議長(川村幸善君)

表 彰 状

四日市市議会議員 森 真寿朗 殿

あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第67回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成3年6月26日

全国市議会議長会会長 鈴木正之

〔表彰状授与〕 (拍手)

○議長(川村幸善君) これより本日の会議を開きます。

本日の議事についてはお手元に配付しました議事日程第1号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(川村幸善君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、田中俊行君及び森真寿朗君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長(川村幸善君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川村幸善君) ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期

は本日から9月20日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 報告第7号 財団法人四日市国際交流協会の経営状況について

○議長(川村幸善君) 日程第3、報告第7号財団法人四日市国際交流協会の経営状況について報告を求めます。

市長。

〔市長(加藤寛嗣君)登壇〕

○市長(加藤寛嗣君) ただいま上程されました報告についてご説明申し上げます。

報告第7号は、去る6月18日に設立の認可のありました財団法人四日市国際交流協会の経営状況について、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、平成3年度事業計画に関し報告するものであります。

○議長(川村幸善君) 報告はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川村幸善君) 別段ご質疑もありませんので、これをもって報告を終了いたします。

日程第4 議案第74号 平成2年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第109号 字の区域の廃止について

○議長(川村幸善君) 日程第4、議案第74号平成2年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第109号字の区域の廃止についての36件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(加藤寛嗣君)登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案のうち、主なものについてご説明申し上げます。

議案第74号は、平成2年度市立四日市病院事業決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は97億4,540万9,201円で、予算額に比べ1億4,232万9,201円の増収となりましたが、これは入院収益、受取利息等の収入増によるものであります。

収益的支出の決算額は97億5,263万5,123円で、予算額に比べ2億1,059万4,877円の不用額を生じましたが、これは薬品費の支出及び修繕引当金の取り崩しにより、修繕費の支出が予定額を下回ったことなどによるものであります。

次に、資本的収入につきましては、決算額は10億826万5,736円で、予算額に比べ471万2,264円の減収となりましたが、これは主として他会計負担金の減によるものであります。

資本的支出の決算額は17億1,361万5,747円で、予算額に比べ624万9,253円の不用額を生じましたが、これは病院施設整備費の工事請負費等が予定額を下回ったことなどによるものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7億535万11円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

損益計算書につきましては、収益97億3,517万5,603円、費用97億4,392万5,285円となり、差し引き874万9,682円の当年度純損失を生じました。

剰余金計算書におきましては、利益剰余金は当年度純損失874万9,682円を繰越利益剰余金年度末残高4,289万7,222円で補てんいたしました結果、当年度未処分利益剰余金は3,414万7,540円となりました。

また、資本剰余金は前年度末残高6億6,020万4,011円、当年度発生額

3,597万1,233円、翌年度繰越資本剰余金6億9,617万5,244円となりました。

剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金3,414万7,540円を翌年度へ繰り越しするものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額134億3,722万3,532円、負債総額20億7,658万4,262円、資本総額113億6,063万9,270円となりました。

以上が病院事業決算の概要であります。

公的医療機関として常に市民の福祉の増進を図るとともに、公営企業としての効率性を高めるよう努力してまいりましたが、当年度の収益的収支は総費用が総収益を上回ったため、純損失を生じました。

今後もより高度な医療を提供し、かつ日進月歩する医療技術に適切に対応するため、施設の整備をはじめ、高度医療器械の設備投資、さらには医療システムの導入等により一層経費の増高が考えられ、病院経営を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

こうした状況のもと、引き続き経営基盤の確立に努めるとともに、地域住民の健康を守る中核病院としての機能を十分発揮し、医療サービスの向上を図るべく、一層の努力を傾注していく所存であります。

議案第75号は、平成2年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は58億669万4,331円で、予算額に比べ1億1,331万5,331円の増収となりましたが、これは給水収益、受託工事収益等の収入増によるものであります。

収益的支出につきましては、決算額54億8,998万8,830円となり、1,969万2,170円の不用額を生じましたが、これは経常的経費が予定額を下回ったことなどによるものであります。

次に、資本的収入につきましては、決算額は12億6,405万5,529円で、予算額に比べ1,425万4,529円の増収となりましたが、これは工事負担金

の増収によるものであります。

資本的支出の決算額は21億 2,817万 5,614円で、2,364万 1,386円の不用額を生じましたが、これは主に工事請負費などが予定額を下回ったことなどによるものであります。

資本的収入が資本的支出に不足する額8億 6,412万85円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

損益計算書につきましては、収益56億 5,141万 2,467円、費用53億 8,232万 9,019円となり、差し引き2億 6,908万 3,448円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書におきましては、利益剰余金は繰越利益剰余金年度末残高99万 7,522円に当年度純利益を加算し、2億 7,008万 970円が当年度未処分利益剰余金となりました。

また、資本剰余金は、前年度末残高45億 3,516万 3,692円、当年度発生高2億 5,540万 6,850円、当年度処分額295万 4,437円で、翌年度繰越資本剰余金は47億 8,761万 6,105円となりました。

剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金2億 7,008万 970円のうち、減債積立金1,350万円を積み立て、利益剰余金を処分した残額2億 5,658万 970円を翌年度へ繰り越しするものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額247億 7,098万 4,060円、負債総額18億 4,654万 1,839円、資本総額229億 2,444万 2,221円となりました。

以上が水道事業の決算の概要であります。

なお、7年間据え置いてまいりました水道料金を本年1月に改定し、水道事業経営の健全化を図ってまいりましたが、今後の水道財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

また、生活水準の向上や経済活動の進展に伴い、増大する水需要に対応するため、本年4月から新たに三重用水を水源とする県営水道用水供給事

業からの受水を開始しておりますが、平成元年度に着手いたしました第四期拡張事業をはじめ、各種事業を積極的に推進し、水量、水質とも安定した給水を確保していかなければなりません。

こうした状況のもと、今後の水道事業運営につきましては、公営企業としての使命を果たすために、効率的な経営による健全財政に努めるとともに、需要者サービスの向上を図るなど、一層の努力を傾注していく所存であります。

議案第76号は、本市一般会計補正予算第1号案であります。

今回の補正の主な内容は、国県より補助割り当てのあった公共事業費、校舎改築及び博物館・プラネタリウム館建設に係る電波障害対策事業に対する負担金のほか、民間社会福祉施設等の建設費補助金、商店街等活性化実施計画策定事業費補助金、住宅関係融資貸付金、急施を要する単独公共事業費等でありまして、歳入歳出予算のほか、これに関連する債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算の追加額は11億 2,103万 4,000円で、補正後の予算額は792億 9,153万 4,000円と相なるのであります。

以下、各款にわたり、補正の主な内容についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、不発爆弾処理委託費のほか、交通安全施設等整備事業費の追加計上であります。

第3款民生費は、社会福祉法人「正光会」及び「三重福祉会」が設置した特別養護老人ホーム建設費補助金の計上のほか、中央老人福祉センターのボイラー取り替え工事費の計上であります。

第6款農林水産業費は、県より補助割り当てのあった土地改良事業費、農地防災事業費の追加計上と、単独の土地改良事業費、排水対策事業費及び農林業同和対策事業費の追加計上のほか、予定していた補助割り当ての一部が次年度送りとなった茶業振興センター研修棟建設に係る新農業構造改善事業費の減額補正及び同事業費の債務負担行為の計上であります。

第7款商工費は、11月オープン予定のアムスクエアに公共スペースとして「情報プラザ」を設置するための負担金等の計上と、四日市1番街商店街振興組合に対する商店街等活性化実施計画策定事業費補助金及び中小企業高度化事業費補助金の計上であります。

第8款土木費は、国庫補助内示に合わせた道路、橋梁、河川、街路、公園、住宅改善事業費の補正と、単独事業として道路、橋梁、河川、街路、公園、都市下水路整備事業費を追加計上いたしております。また、生産緑地法の改正による生産緑地関係調査委託費の計上及び住宅関係融資貸付金の追加計上を行っております。

第9款消防費は、(仮称)北消防署朝日川越分署調査設計費の追加計上であります。

第10款教育費は、東橋北小学校及び中部中学校の校舎改築並びに博物館・プラネタリウム館建設に係る電波障害対策事業に対する負担金のほか、来年度改修等を予定しております小中学校の調査設計費の計上であります。

以上、概要をご説明いたしましたが、歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源を充当するとともに、一般財源として市税を計上して収支の均衡を図ったのであります。

議案第77号から議案第82号までは、各特別会計の補正予算案であります。

食肉センター食肉市場特別会計は、施設整備費の追加計上であり、歳入につきましては繰越金を追加計上いたしました。

公共下水道特別会計は、国庫補助割り当てのあった幹線管渠布設費、ポンプ場築造費の追加計上と債務負担行為の追加及び変更を行い、単独事業として各処理区の面的整備を図るための管渠布設費及び管渠維持管理費の追加計上を行いました。

歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、一般会計繰入金、繰越金を追加計上いたしました。

土地区画整理事業特別会計は、国庫補助割り当てのあった末永・本郷土

地区画整理事業費の追加計上であり、歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、一般会計繰入金を追加計上いたしました。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、貸付金の不足見込額及び土木債償還金の追加計上であり、歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、繰越金を追加し、一般会計繰入金を減額いたしております。

老人保健医療特別会計は、2年度に交付を受けた支払基金医療費交付金が医療費に対する所要額を上回っていたため返還するものであり、歳入につきましては、繰越金を追加計上いたしました。

農業集落排水事業特別会計は、補助割り当てのあった污水处理施設整備費の追加計上であり、歳入につきましては、歳出に関連する特定財源を追加計上いたしました。

続きまして、条例その他の議案についてご説明申し上げます。

議案第83号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定につきましては、去る4月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布・施行され、監査委員に関する所要の改正が行われたことに伴い、本市の監査委員のうち、識見を有する者のうちから選任する監査委員の1人を常勤化するとともに、規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第84号吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例等の一部改正につきましては、恩給法等の一部改正に伴い、普通退隠料及び扶助料の最低保障額を引き上げるとともに、退隠料及び扶助料の算出基礎となる退職時の給料年額を3.72%を引き上げようとするものであります。

議案第85号職員退職手当支給条例の一部改正につきましては、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて、通勤による傷病に係る退職手当の取り扱いの改善及び長期勤続者に対する退職手当の特例に関する規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第89号から議案第 100号までは、いずれも工事請負契約締結議案でありまして、霞ヶ浦競輪場第 1 投票所改築工事、第 1 期北大谷斎場改築工事、北大谷斎場敷地造成工事、雨池 5 号幹線水路築造工事、雨池10号幹線水路築造工事、磯津第 1 ポンプ場築造工事、北部雨水 4 号支線管渠布設工事、川島汚水 1 号幹線管渠布設工事、羽津汚水 1 号幹線管渠布設工事、日永浄化センター汚泥脱水機設備工事及び落合ポンプ場雨水ポンプ設備工事について、それぞれ請負契約を締結しようとするものであります。

議案第 101号は、日永浄化センター第 3 系統機械・電気設備工事について、委託協定により、金額 3 億 5,290万円をもって日本下水道事業団へ工事を委託しようとするものであります。

議案第 102号は、北消防署に配備いたします化学消防ポンプ自動車を金額 4,345万 8,724円をもって取得しようとするものであります。

議案第 103号は、山手中学校、富洲原中学校、南中学校、三滝中学校、朝明中学校及び内部中学校に配備いたしますパーソナルコンピューターを金額 4,392万 9,500円をもって取得しようとするものであります。

議案第 104号から議案第 108号までは、地方自治法の一部改正により、監査委員に関する所要の改正が行われたことに伴い、四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合、三泗伝染病隔離病舎組合、北勢公設地方卸売市場組合、三泗農業共済事務組合及び三重県自治会館組合の規約のうち、監査委員に関する規定の整備を図るに当たり、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第 109号は、あがた栄工業団地造成事業の施行に伴い、本市平尾町の字の区域の一部を廃止しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

---

○議長（川村幸善君） この際報告いたします。

専決処分の報告及び監査結果の報告が参っております。既にお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

---

○議長（川村幸善君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は 9 月 9 日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時32分散会

---

会 議 録

第 2 日

(平成 3 年 9 月 9 日)

○議 事 日 程 第 2 号

平成 3 年 9 月 9 日 (月) 午前10時開議

第 1 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員 (41名)

青 山 弘 忠  
小 井 道 夫  
石 川 勝 彦  
市 川 悦 子  
市 川 正 徳  
伊 藤 正 数  
伊 藤 雅 敏  
伊 藤 正 巳  
宇 野 長 好  
大 島 武 雄  
大 谷 茂 生  
小 川 政 人  
川 村 幸 善  
喜多野 等  
久 保 博 正  
桑 原 勇  
小 林 博 次  
坂 口 正 次  
佐 藤 晃 久

佐野光信  
 瀬川憲生  
 田中武  
 田中俊行  
 谷口廣陸  
 土井数馬  
 豊田忠正  
 中森慎二  
 野崎洋  
 野呂平和  
 橋本茂  
 橋本増蔵  
 長谷川昭雄  
 日置紀平  
 藤井浩治  
 古市元一  
 堀内弘士  
 益田力子  
 水野和子  
 水野幹郎  
 毛利道哉  
 森真寿朗

助 役  
 収入役  
 調整監  
 市長公室長  
 計画推進部長  
 総務部長  
 財政部長  
 市民部長  
 福祉部長  
 商工部長  
 農林水産部長  
 環境部長  
 都市計画部長  
 建設部長  
 下水道部長  
 消防長  
 消防次長  
 病院事務長  
 水道事業管理者  
 水道局次長  
 加藤宣雄  
 毛利道男  
 鈴木一美  
 栗本春樹  
 馬淵則昭  
 石川徹夫  
 佐々木龍夫  
 小畑廣次  
 田中昌治  
 米津正夫  
 黒田昭公  
 鵜飼滋  
 山田稔  
 西田喜大  
 岡田幹夫  
 島村隆彦  
 浜谷敏彦  
 中村督  
 奥山武助  
 藤田高司  
 教 育 長 丹羽 武  
 教 育 次 長 宮田 勉

代表監査委員 樋尾 裕

○欠席議員（0名）

○出席議事説明者

市 長 加藤寛嗣  
 助 役 片岡一三

○出席事務局職員

事務局長	長谷川 昭彦
議事課長	伊藤 千秋
議事課長補佐	福島 和幸
議事係長	玉田 耕士
主幹	井上 紀久夫
主幹	水谷 正昭

午前10時1分開議

○議長（川村幸善君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は40名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

#### 日程第1 一般質問

○議長（川村幸善君） これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

伊藤雅敏君。

〔伊藤雅敏君登壇〕

○伊藤雅敏君 おはようございます。

9月議会のトップバッターで質問させていただきますが、心配されました大型台風もそれていきましたのは何よりで、ともに喜び合いたいと思います。

さて、去る8月9日に、経済企画庁から1991年度の経済白書が出されました。4章からなるこの白書は、景気の現状、資産価格の変動、経済の長期拡大とその制約条件、日本の国際的役割について論じられております。景気の現状については、住宅投資、消費の減少、民間設備投資の伸びの鈍化などにより全体的には減速しているものの、巡航速度への軟着陸は可能

と分析しております。特に設備投資については、能力増強投資でなく、技術開発あるいは情報化、省力化投資に力を入れており、企業の投資意欲は依然根強い。また、消費についても一応鈍化はしているけれども、決して悲観的なものではなく、今後若干は回復するだろうと予測しており、この平成景気は、1965年から57カ月続きましたいざなぎ景気に並び、追い越すだろうとしております。ただ、第3章の長期拡大の制約条件の中で、労働力と資本供給の面で心配もあるとされております。しかし、これとても日本経済は適応力にすぐれ、技術開発力と人的資本の質の高さで、ある程度乗り越えていくだろうとの楽観的な見方がなされております。いざなぎ景気に並ぶかどうかと種々論議のあったところですが、8月27日の月例経済閣僚会議では、ついに並んだと報告されたとのことでした。

一方、エコノミストや民間調査機関の多くは、バブル経済の破綻から株価の低落、消費の減速、住宅投資の鈍化などで景気は既に後退局面に入っているとし、その上、証券業界の大口投資家への損失補てんの暴露や銀行筋の多くのスキャンダルの発覚など、金融、経済面の不安が輪をかけていると分析しております。

加えて、米ソの冷戦崩壊で世界は大きく変わると見られた矢先のソ連のクーデター騒動、幸い短期日でクーデターは失敗に終わり、改革派が主導権を取り戻したことで、ブラックマンデーならぬレッドマンデーと言われた株価の下落もそこそこで済んだことは、不幸中の幸いだったと思います。ソ連内部では、共和国の独立宣言など連日マスコミをにぎわせておりますが、いずれにしても今後しばらくはソ連を中心に政治的にも経済的にも大きな波乱があることだと思われれます。

さて、通告の来年度予算編成期を前にしてについてお尋ねしたいと思います。

第1点は、今年度の歳入見込みであります。

平成3年度当初予算一般会計で781億7,050万円、対前年度比10.5%増

を計上いたしました。歳入面で個人市民税は、ベースアップ等を考慮して13.8%の増を見込んだものの、法人市民税については景気の鈍化と税率の改正で前年度比5.2%の減で計上しており、財政調整基金の取り崩し5億円、競輪事業からの15億円を繰り入れるとのことでありました。今議会に補正予算第1号として、個人市民税9億2,900万円余が計上されております。前段で申し上げました内外の社会情勢や今日の経済情勢の中で、今後の見通しはいかがでしょう。先日は、トヨタ自動車の減益決算によって豊田市は、35億円の法人税収入減となるという報道がありました。当市としては大丈夫なんでしょうか、お聞きしたいと思います。

そしてもう一つ、8月28日から例の証券会社あるいは銀行筋のスクandalに関しまして、国会で証券金融問題特別委員会が開催され、その解明を行っております。当市においても各種の資金とか基金を有効に運用して財源確保にご努力いただいているところでありますが、この一連の不祥事に関係するものはないでしょうか、お尋ねしたいと思います。

第2点は、来年度、平成4年度の予算編成に当たっての見通しについてであります。

前段での経済白書は、まだしばらくはこの好調さは持続すると予測しておりますし、国において8月末に締め切った平成4年度予算の概算要求総額が、平成3年度当初予算に比べ8.3%増の76兆1,780億円と発表されました。一般歳出が公共投資充当臨時特別措置2,000億円の新設など5.2%増と、ゼロシーリングを始めた1982年度以来の高い伸びとなるほか、地方交付税交付金18兆円余の15%増や、国債費17兆5,463億円、9.4%増などがあると言われておりますが、当市としては現時点でどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。時期的には若干早いかもかもしれませんが、12月の議会においては遅いと思われまますので、あえてお尋ねいたしたいと思います。

第3点は、来年度予算作成に当たって目玉となる事業についてお聞かせ

いただきたいと思います。

鈴鹿山麓リサーチパーク、ハイブリッドスクエアなど、既に緒についたものもありますが、そのほかに調査中のビッグプロジェクト、特に中部新国際空港に対する海上アクセスについては、四日市港が条件的にも非常に有利としながらも、県下各地、特に先般は松阪港をその基地誘致先として積極的にアピールするということを考えますと、四日市港がアクセスポートとなり得る諸条件を着実に整えておくために、港の整備や施設の建設を強く打ち出す必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょう。

四日市港管理組合で検討されておりますポートルネッサンス計画や、管理組合そのものとの兼ね合いもあると思うんですが、当市独自としてのコンセプトを持って誘致のための施策が大切ではないでしょうか。財政調整基金をはじめ、多くの基金に積み立てることも大いに必要ではあります。しかし、思い切って諸施設や諸施策に投資することもまた大事ではないでしょうか。そうでなければ大変積極的な近隣都市におくれをとることになると思われます。ご所見をお聞かせください。

次に2番目の質問といたしまして、財団法人国際環境技術移転研究センターについてお尋ねいたします。以下は「ICETT」と略して申し上げます。

さて、さきに大型放射光の誘致が、地形あるいは地質の条件などによって不成功に終わりましたが、その反省の上に立って、今日グローバルな課題として国際的な問題になっております地球の環境保全に対して、発展途上国へ環境保全のための産業技術の移転を図る目的で「ICETT」の設立を成功させた市長の手腕と、そのご努力に対し深く敬意を表したいと思います。その後も多くの課題をクリアーしながら国、県、市あるいは企業などからのスタッフも整い、積極的な事業展開を進めているところでありますが、去る7月25日には桜地区において土地造成の起工式をとり行い、拠点づくりのための工事が進められつつあり、まことにご同慶の至りであ

ります。

一方、1月以来、メキシコをはじめ、タイ、インドネシア、香港、イラン、シンガポール、ケニアなどからの研修生が来四されて、研修活動が既に進められているわけですが、その内容について若干お尋ねいたしたいと思います。

発展途上国の深刻な大気汚染の代表格がメキシコのメキシコシティ、コロンビアのボゴタ、チリのサンチャゴなどと聞いておりますので、四日市の持つ技術、「ICE T T」の果たす役割は大変に重要なものと期待しているわけであります。研修された方々は、それぞれの国のどのような立場の方々だったのでしょうか。また、研修の内容はいかがだったのでしょうか。そしてそれぞれの研修員は、この技術研修を通じてどのような成果を得たのか。また、日本全般についての印象はどうだったのかということをお聞きしたいと思います。

なぜこのようなことをお尋ねするかと申しますと、研修された方々は、それぞれの国を代表する優秀な方々が来四されたと思います。しかし、それぞれの国にその技術を生かす設備が整っているのかな。整っていないなら、早急にそれらの設備を建設するだけの経済力があるのかなということ率直な疑問として持つからであります。発足間もない「ICE T T」に直ちにその成果を期待するのもいかがかと感じますが、ご所見をお聞かせください。

さらに、発展途上国に対する技術移転のための技術開発についてですが、これらの国々の環境保全の現状は経済優先の政策が先行し、経済的にも技術的にもそのレベルは低水準にあると思われまます。このような現実を踏まえると、技術移転と一口に申しましても、四日市が有している世界的な先端技術をストレートに移転することは、必ずしも適切な方法ではないと思われまます。マスコミ等の報道に、我が国からの援助で設置された先進的な機器が、トラブルで故障するとそのまま放置されるという、我が

国のODA予算への批判もこれを端的にあらわしているものでしょう。したがって、技術移転に際しては、相手国の持っている技術レベルと求めている技術などを的確に把握して、それぞれの国の実態に見合った移転のための技術開発が必要ではありませんか。素人の私が感じるままに申し上げましたが、専門集団の「ICE T T」ですから、既にその対策、方策はご検討済みのことと存じますが、ご見解をお聞かせください。この「ICE T T」の問題については、最も熱心に取り組まれ、また今後も意欲十分な、そして「ICE T T」の副理事長でもあります市長の方からご答弁いただきたいと思ひます。

次に、当市のスポーツ施設についてお尋ねいたします。

多くの方々と日々対話をする中で、当市のスポーツ施設とその内容に苦言あるいは提言をいただきます。第1に、施設が不足していると申されまます。これは平成元年9月の地域振興課が行った市政アンケートの中でもはっきり出ているわけですが、そこで人口20万から40万の都市30市をピックアップしまして内容を調べてみました。公共の体育館、野球場、サッカー場、テニスコート、プールなどなどです。その結果、私の見た限りでは、それほど他市に劣っているとは思われませんでした。全般的に見て体育館が若干不足かなというふうに感じましたが、現在、緑地の体育館の横にサブ体育館を設計中だと聞いておりますので、大体まずまずではないかと思ひまます。調査した中で特にすぐれているところがありますのでご紹介しますと、春日井市が人口27万、体育館が四つ、バレーコート12面、野球場、ソフトボール場が15カ所21面、ナイター設備が3カ所、そのほかに県営の施設も何カ所かあるということ。川口市は人口44万、体育館10カ所、バレーコート18面、野球場、ソフトボール場15カ所、23面、ナイター設備6カ所。倉敷市、人口42万、テニスコート14カ所、58面、ナイター設備21面であります。ちなみに当市は、体育館にバレーコート5面、野球、ソフトボール場8カ所、12面、ナイター設備2カ所、テニスコート設備4カ所、26面、ナ

イター4面です。

では、どのような点が市民に不満を持たれているのか、あちこちで尋ねてみました。多分にそれはグレードの問題であろうという話でした。例えば、中央緑地の陸上競技場ですが、これは先般トラックの改修をしたばかりです。照明なし、サブトラックなし、雨天時のアップ場所なし、スタンドが狭い、駐車場が少ないなどなど、これでは大きな大会は誘致できないということでもあります。霞サッカー場、照明なし、スタンドなし、練習場なし、駐車場も競輪開催と競合したときはどうしようもない状態であると。四日市中央工業高校という全国レベルのチームがあって、他県からいろいろと多くの交歓試合に來られるわけですが、恥ずかしい限りである。また、鈴鹿川グラウンドは、トイレ不十分、水道なし、脱衣場なし等々と出てまいりました。昨今、日本人の働き過ぎが批判され、ゆとりと豊かさを求めて時間短縮や休日増が進められており、余暇をストレス解消や健康保持のためにスポーツをと思えども、施設や整備面でいま一つと言えます。

余談になりますが、9月1日に終わりました世界陸上は、皆さんも見られたと思いますが、すばらしい大会で多くの感動をもたらし、日本記録も次々更新されましたし、特にマラソンで男子が金メダル、女子も銀メダルと予想以上の成果を上げました。これも日本で開催されたからだと思いません。このようにすばらしいプレーヤー、あるいはよい大会を目の当たりにすることによって、当市のレベルアップは確実に図られるのではないかと思います。教育委員会としてのお考えと対応についてお尋ねしたいと思えます。

最後に、私の地元の道路問題についてお尋ねします。

一つは、千歳町小生線です。川島の藤山橋から四日市土山線のバイパスとして国の補助を受け、都市計画街路として松本二丁目の交差点までが完成した時点で、それより東はどうするのかとお尋ねしたところ、「新たに国の補助を受けられないので市単事業でぼつぼつ」というような答えが出

てまいりましたが、地元議員として、関係議員や多くの方々と協力して国の補助を受けられるようにと努力しました。そのかいあってときわ二丁目の変則交差点までが認められ、先日やっと供用開始になりました。この間10年近い年月を要したと思います。道路1本の拡幅も実に大変な事業だと痛感しているところでもあります。この工事もおくれおくれで、道路に面した方々からは、「商売が成り立たん、何らかの補償せい」という苦情を随分いただきながら、どうにかご理解願って完成いたしました。この間の関係者の方々のご苦勞に深く感謝をいたします。

さて、完成してみますとその利用者の多さにびっくりであります。朝夕の通勤ラッシュばかりでなく、恒常的な渋滞が見られ、事故も多発する路線になってしまいました。まあ、しかしこれも両サイドの急速な町並みの発展や今日のカーライフの時代にあっては、やむを得ないものと受けとめております。以前にもこの場でお尋ねしたことがあったと思うんですが、このときわ二丁目の変則交差点からさらに東へ向かってもっともって延ばしてもらわなくてはいけないわけですが、その後この辺のことについてどのようにお考えをまとめられたか、お聞きしたいと思います。

ご承知のように、この地は常磐地区土地区画整理事業との絡みで、常磐地区土地区画整理研究会というのが今、いろいろとやっているわけですが、これの進捗に合わせていたのでは今世紀中の事業開始は不可能ではありませんか。今日までの対処経過と今後のめどについて、都市計画部長からお答えいただきたいと思えます。

第2点は、環状1号線です。笹川と青葉町間の道路もやがて供用開始されるまでに工事が進んでまいりました。この道路につきましても、南部議員団会議という中で論議をされました。東は、河原田地区からのスタートなんです、それから順番にたなことを言っていたんでは、いつになるかわからん。せめて笹川松本間だけでも早期実現させようということで、亡くなりました後藤県議員あるいは引退されました山口孝議員や青山峯男

議員などと建設省の道路課へ、前の山本幸雄衆議院議員を介して陳情に出かけました。それから10年近くになります。近々供用開始となれば南北道路として大いに活用され、千歳町小生線の渋滞も若干緩和されるかもしれないということで期待をしております。そこでお尋ねしたいのですが、この環状1号線の計画は、青葉町の交差点のところから北へ近鉄湯の山線の上を通過して四日市土山線と交錯し、さらに北へ延ばすということになっていたはずですが。四日市土山線までの計画はその後どうなっているのか、お聞かせいただきたい。

さらには、現在四日市土山線のバイパスとして三滝川の左岸道路が尾平町のところで少しずつできつつあります。もちろん県の事業としてやっているわけですが、その道路への接続についてもどういうふうな計画があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 財政部長。

〔財政部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○財政部長（佐々木龍夫君） 第1点目の予算編成並びに税収入の見通し等についてご答弁申し上げます。

まず、今年度の歳入見通しでございますが、これは景気動向に影響をうけるところが非常に大きいわけでございます。今後の景気の見通しにつきましては、経済企画庁の8月の月例報告というのがございまして、それでは57カ月に及んだいざなぎ景気を超えてなお今年度内は景気拡大が続くと、こういうふうにしておりますが、一方、民間エコノミスト等の中には、堅調な個人消費の中にあって高額商品の売れ行きが鈍っておりますことや、設備投資の先行指標となる工作機械の受注減等から、既にピークを超えて後退期に入っている、こういう見方もございます。

また、先週末の日銀発表の企業の短期経済観測調査では、減速が一段と進んでおる、こういうような発表がされているところでございます。この

ような中にごさいます、今年度の本市の税収入の見通しでございますが、11月に行われます3月期決算法人の中間決算報告、これを待たなければある程度の見通しを得ることが難しいわけでございますけれども、現段階で考えますと、個人市民税につきましては、税制改正によります所得税減税がありましたものの、当初予算対比で15億円増の152億円、法人市民税では税率の引き下げや一部業種の減益がございますものの、ほぼ予算同額の80億円を見込んでおるところでございます。また、固定資産税につきましては、3年に一度の評価替えを行いました結果、当初予算対比で4億円増の195億円を見込んでおりました、市税全体で19億円程度の増になるのではないかと、そういうふうと考えております。しかしながら、これらの増加となる税収につきましては、9月補正財源を含めまして今後例年見込まれます追加経費の財源として充当を考えているところでございます。

それから、公金の運用に関するところでございますが、証券不祥事に関するものがあるのかないのか、こういうふうなお話でございましたけれども、公金の運用につきましては、地方自治法で最も確実かつ有利な方法によってこれを保管すること、こういうふうな規定がございまして、本市では元本保証はもちろんのことでございますが、すべて確定利付の金融商品により運用を行っております、現在、国会でいろいろ論議されておりますような証券取引というものは一切ございません。

それから次に、来年度予算編成の見通し並びに予算編成の目玉と申しますか、ポイントでございますが、お説のように大蔵省は、平成4年度の概算要求を8月31日に締め切りました。これによりますと、一般会計では8.3%増の76兆円強、こういうことになっておりますが、バブル経済の崩壊や景気の減速傾向などから税収の伸び悩みが非常に懸念をされておまして、かなりの圧縮を行うと、こういう方針とされております。したがって、本市におきましては、来年度予算の編成では、税収のいかに大きな影響を受けることになるわけでございますが、特に本市の税構造とい

うのは、法人市民税の動向が税収入全体に大きく作用する、こういう特徴がございます。したがって、法人市民税の順調な推移が期待されるところでございますけれども、平成2年度の決算見込み額では8年ぶりに15.2%の減となっております。したがって、国と同様に景気の動向にもよりますけれども、従前のような収入増がなかなか期待しがたい状況、こういうふうに考えております。そうした中にありまして来年度の予算編成に当たりましては、財源の確保でありますとか、諸経費の節減と事業内容の厳選というのは当然のことでございますけれども、基本的には総合計画の第5次基本計画に基づきました編成を行うと、こういうことになりますけれども、4年度目に当たります基本計画のローリング作業とあわせて、施策の具現化を図ってまいりたいと考えております。

特に、今後21世紀初頭に向けまして、北勢地域を包括的に活性化させる各種のビッグプロジェクトが計画をされておりますところから、これらプロジェクトを最も効果的に受け入れられるような、都市産業基盤の整備を含めた各施策の予算化を必要とするわけでございます。これを賄うべき財源につきましては、税収の動向とともに施策の緊急性に応じまして、市税以外の財源につきましても幅広い対応を考えてまいりたい、そんなふうに考えておる次第でございます。

○議長（川村幸善君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第2点について私からお答えを申し上げます。

「ICE T T」の設立あるいはその後の運営については、議会の皆様方から格段のご協力をいただいておりますことを、改めてこの席をおかりしてお礼を申し上げておきたいと思っております。

ところで、「ICE T T」に関しましてお尋ねの件ですが、現在やっております研修は、諸外国からの研修員を受け入れてここで研修を実施する国内研修と、一方、講師が諸外国へ出向きまして現地で行います海

外研修の二通りを実施いたしております。国内研修につきましては、先ほどお話のありましたように、今年度はメキシコあるいはその他各国からの研修員を受け入れておりますが、これらの研修員の方々は、それぞれの国の環境庁査察官あるいは環境庁の技官等でありまして、各国の政策プランナーとして、今後の環境行政におきまして指導的役割を果たす方々ばかりであります。そこでこれらの研修におきましては、産業プロセス、排ガス処理および熱利用技術というものをテーマといたしておりますが、本市では公害防止に関します各種法制度、あるいは患者の方々に対する救済方法、あるいはその他、健康被害に対する学問的観点からの解説、さらには公害防止に関します産業技術、そしてそれらを適用してまいりますシステム等々につきまして研修をしていただいております。特に本市に立地をいたします各種企業におきまして、現場実習ということを中心とした研修を行っております。

そこで、国内研修の成果についてであります。研修終了時にアンケート等をちょうだいをいたしておりますが、研修生の方々からは高い評価を得ているところであります。また、日本の印象につきましては、日本の経済発展、あるいは本市が環境問題を克服してきた経緯等について非常に強い関心を持たれたようございまして、それぞれの国が今後持続的な経済発展をするためには、環境問題に対してどう対応し、それを的確に実施をしていくかということについて、非常に参考になったというふうにお聞きをいたしております。今後国内研修は今年度中に4コース、150日、4カ国を対象に行うこととなっております。

次に海外研修につきましては、本年8月に中国の上海市と本溪市におきまして、公務員の方や企業の中間管理職の方々約50人くらいを対象に、大気汚染防止技術等をテーマといたしました研修を行ったところであります。この研修におきましても、研修員の方々との間で活発な質疑応答がなされておりました。研修員の方々の公害防止というものについての我が国に対

する期待が深く感じられたところであります。今年度の海外研修は、中国、タイなど3カ国で実施をすることとなっております。

なお、技術移転のための技術開発であります。ご指摘のように、相手国がどの程度のレベルの技術を求めているのかということをも十分把握する必要があります。このため各国に調査団を派遣をするなどいたしまして、諸外国の環境および経済状況並びにそのニーズの把握に努めているところであります。具体的には平成2年度には、通商産業省の委託を受けまして、アジア太平洋地域における環境保全総合計画調査に参画をいたしました。タイ、マレーシアにおきます産業公害とその対策にかかる実態を把握してまいりまして、我が国との経済協力、技術協力の方策につきまして、政府関係者と意見交換を行ってまいったところであります。また平成3年度にはこれも通産省の後援であります。インドネシアにおきます公害防止技術の実態把握、及び当財団の協力の可能性を調査をするために調査団を編成しまして、インドネシアの政府及び民間企業関係者と、技術移転課題について意見交換を行ってまいっております。これらを通じまして、途上国の我が国への期待と、その国に適応した環境保全にかかります産業技術の研究開発及び研修等を実施することの重要性を改めて再認識したところでございまして、海外現地調査で得られました成果、経験を踏まえまして、今後の事業展開に反映をしてみたいと考えておりますので、この上ともご支援のほどをお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（川村幸善君） 市長公室長。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） 1点目の来年度予算編成のポイントに関連をいたしまして、中部新国際空港の海上アクセス拠点構想についてご質問をいただきました。私の方からお答えをさせていただきます。

中部新国際空港の問題につきましては、2005年、平成17年の開港を目指して、今、中部空港調査会におきましていろいろと調査、検討がされてお

るようでございますが、運輸省におきましても、平成4年度予算要望の中で調査費が計上されるなど、はっきりとした位置づけがされつつあるところであります。それだけに本市といたしましては、伊勢湾の対岸にあります新空港へのアクセス整備というものが、今後地域の整備を行っていく上におきまして、最重要課題であるというふうに認識をいたしておるところでございます。そのためにこの7月に行いました国及び県の来年度予算にかかる重点陳情の際にも、運輸省、国土庁等の中央省庁、さらには県に対しまして、積極的に陳情を行ってきたところでございます。

また、本市といたしまして、本年度より来年度にかけまして調査、検討を予定いたしておりますところの総合開発整備構想の中で、海上アクセス拠点構想をはっきりと打ち出そうというふうに考えておる段階でございます。確かに四日市市には、ご承知のようにいろんなプロジェクトがございます。伊勢湾岸道路あるいは東海環状自動車道、第二名神自動車道、北勢バイパス、さらにはリニア中央エクスプレスなどのいわゆる高速交通体系網の整備構想が取り巻いているのでありまして、既存の近鉄、JRあるいは東名阪自動車道等と合わせますと、県内への広がりはもちろんのこと、これら交通網がネットワークされる21世紀におきましては、なお一層、岐阜あるいは滋賀、奈良、さらには北陸地方などからの時間距離も大幅に短縮されることが、大いに期待されるのではないかとこのように考えられておるところでございます。

また、四日市港には既に、これもご承知おきいただいておりますように、税関なり、あるいは検疫所等も完備されておりますこと、あるいはさらに中心市街地における都市機能整備が、これから21世紀に向けて重点的に推進されているということと関連づけながら、いわゆる航空旅客ターミナルや航空貨物ターミナルなどを立地させて、海上アクセス拠点として整備していくということは、中部新国際空港に求められておりますところの、陸海空が一体化された総合的な物流拠点、あるいは海外と国内を結ぶ高速交

通ネットワークの拠点空港の実現にもつながるものであるというふうに思っております。県内各都市の動向も新聞紙上ではいろいろと報道されておられるわけですが、本市は本市なりに、このように他都市に比べて、本市における海上アクセス拠点構想が比較的優位にあるものというふうに考えておりますし、これまでもそのことを強くアピールしておるところでございます。

そこで、肝心なことは、現在管理組合で改定作業中の四日市港湾計画の中でのこの問題に対する位置づけを、どこにどう位置づけるかということでございますし、その辺の議論が十分にされるということが、本市にとって極めて重要なポイントであるというふうに思っておるところでございます。この港湾計画は、いわゆる基本計画としての性格を有しておりますが、港湾計画検討委員会で議論されることによりまして、地元の経済界なり、あるいは運輸省との意見調整も行われるということになりますし、最終的には地方及び中央港湾審議会の議を経るということにより、港湾整備の方向がオーソライズされるという、重みのある計画であるというふうに考えておるからでございます。しかし、現実問題といたしましては、常滑沖への立地は現状として合意が得られておりますものの、空港そのものの具体的な計画はまだできておりませんし、さらには先ほど申し上げました旅客ターミナルなり、あるいは貨物ターミナルにいたしましても、発生需要量等の想定がまだ明確にされていないということなどがございます。したがって、当面は三重県側からのアクセス可能調査や、あるいは四日市港としてはどの位置が最適なのかどうかにつきまして、いろいろな面から調査、検討を加えていく必要があるというふうに思っております。ただし、もちろん先ほども申し上げましたように、四日市港が非常に優位な立地条件を有するということにつきましては、今後ともさらにアピールを続けていきたいというふうに思っておるところでございます。したがって、県の方で今年度実施いたします中部新国際空港関連整備調査とか、あ

るいは運輸省等の調査、さらには国、県、経済界等との連携あるいは情報収集に努めながら、四日市地域の経済的繁栄や都市機能の充実につながる海上アクセス拠点を、本市といたしましても来年度までにはある程度明確にしていく必要がございますし、その具体化に向けて、いわゆる事業手法等についてもあわせて検討をしていきたいというふうに思っておる段階でございます。

その中で、先ほどご指摘ございました、いわゆる公共投資が必要なものは何か、そしてそれにかかる事業につきましては、どのような財源的な裏づけができるかというふうなことにつきましても、しっかりとした見きわめをもって検討していきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（川村幸善君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ご質問のございましたスポーツ施設についてでございます。

最近の社会生活が変革してくるとともに、体力づくりとか健康維持に対する市民の関心も大変高まってまいりました。そのために体育施設の利用につきましても年々多くなってきておるのでございますが、既存施設のグレードアップに対する施設利用者や、あるいは各種競技団体からのニーズも次第に高まってきております。したがって、本市といたしましても、そういった必要性を十分に認識しておるところでございますし、平成元年度には陸上競技場の走路を全天候型に改修いたしますとともに、フィールドの芝の張り替えを行いまして、サッカー並びにラグビー場としても公式試合が行えるような整備をいたしました。また、平成2年度には、三滝テニスコート14面あります中で、4面を砂入り人工コートに改修をいたしまして、その4面につきましては、夜間照明施設も設置したところでございます。またこのほかに、三滝公園内に観客席を備えました相撲場も建設し

てまいりました。本年度につきましても、霞ヶ浦の第2サッカー場の芝の張り替え工事をいたしますとともに、中央緑地体育館におきましては、全国大会規模の大会を開催する場合の施設の必須条件となっておりますサブ体育館の建設につきましても、目下基本設計を実施しておりますところでございます。また高校野球とかオープン戦などで多数の観客が集まってまいりまして、その整備が望まれておりました霞ヶ浦第1野球場のスタンドの増設につきましても、目下調査を行っておりますところでございまして、計画的にその拡充を図っているところでございます。今後ともご指摘のございました点を十分に踏まえた上で、市民のニーズをさらに的確に把握して、順次計画的に整備を進めてまいりたいと存じておりますので、何とぞよろしくご理解のほどを賜りたいと存じます。

○議長（川村幸善君） この際、理事者に申し上げます。

時間の配分もありますので、適切、簡潔にご答弁の方をお願いいたします。

都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 常磐地区の問題につきまして、千歳町小生線の今後の方針についてお答えさせていただきます。

都市計画部では、千歳町小生線の東洋紡南交差点、いわゆる樋之口交差点から以東を含む139haの区域において、昭和60年から区画整理を中心としたまちづくりの方策について、地元におきまして研究協議会を結成いただきまして、話を進めてまいったわけでございます。しかし、何分にも139haという広大な区域であることから、地区の皆様のまちに対する思いはさまざまでございます。そんなことから現実に早期事業化が可能な区域を見きわめるため、昨年から今年度にかけて地元の皆様の区画整理に対する意見把握を含めたアンケート調査を進めてまいったわけでございます。その結果、現時点ではこの路線を含む周辺地域では、区画整理に対する地

元の皆さんのご意向が極めて低いという調査結果で、区画整理手法での整備は困難な状況となっておりますわけでございます。以上のような経過もありまして、ご提言の千歳町小生線の整備につきましては、地域の皆様のご意向を大切にしながら、区間的にも早期に事業に着手できるよう、年内にはその整備手法について目途を立ててまいりたいと考えております。また、用地の先行取得につきましても、このような状況を見きわめながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（川村幸善君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） ご質問の環状1号線でございますが、青葉町から尾平町の間、県道四日市土山線バイパスの問題でございますが、現在これにつきましては、引き続き県道として位置づけました上での整備がされようと考えております。しかしながら、この間につきましては、近鉄湯の山線あるいは三滝川橋梁等の重要な構造物もございまして、多額の事業費を要するものと思うわけでございます。本市といたしましても、県道四日市鈴鹿環状線としての位置づけの上に立ちまして、早期整備着手できますように進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（川村幸善君） 伊藤雅敏君。

○伊藤雅敏君 懇切丁寧なご答弁ありがとうございました。50分という持ち時間、10分が大変に貴重な時間だなということを感じました。一つ一つに質問はいたしません、先ほど質問の中で申し上げましたように、道路の拡幅一つにしても10年かかるわけですが、これから国際化という中でぜひとも着実に、そしてぜひ実現できるような多くの調査を、プロジェクトを完成させていただきたいと思っております。特に日本人は、日本で常識だと思っていることが、世界では非常識だということを、ジャーナリストの人たち

は言っています。いつか日本は世界の中に孤立してしまうんじゃないかと、そういうことで目をもっともっと国際社会に向けていくべきだということ を言われております。「ICE T T」やあるいは四日市大学の海外との交流とか、そういった中でますます外国との交流が深まるわけですから、車による国際交流の都市もあるようですけれども、そういった知能集団による国際交流の四日市になるように、ぜひ市長の手腕を期待いたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川村幸善君） 暫時、休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前11時3分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

谷口廣睦君。

〔谷口廣睦君登壇〕

○谷口廣睦君 それでは、通告に従いまして4点ほど質問をさせていただきますが、答弁も簡潔という以上は質問も簡潔に行いますので、よろしくひとつお願いを申し上げたいと思います。

まず最初に、博物館の来期予算と愛称及びシンボルマークの公募についてであります。

いわゆる四日市市立博物館も、市民の創意と理事者の皆さん、あるいはその他の関係者の皆さんの懸命な努力によって、現在、着々と建設工事も進められているわけであります。この博物館も、この基本構想から約3年有余の歳月がたっておるわけであります。この完成、オープンを目の前にして、多くの市民も首を長くして待ち望んでいるわけであります。そこで端的に伺いますが、この完成時期の見通しについてであります。二つ目には、博物館の建物以外の、いわゆるソフト的な来期予算の見通しについてお伺いをいたします。また3番目には、愛称あるいはシンボルマークの公

募についてでございます。

1点目の完成時期については、当初の計画より約6カ月程度のおくれがあるというふうに思うわけですが、工事業者との日限はどうなっておるのか。あるいはまた、中身の整備等について少し時間がかかると思うわけですが、この完成、オープンの時期についてお伺いをいたしたいと思えます。

2点目の来期予算の見通しについてであります。既に建物については、当初予算だけでなく相当の補正予算も組んで、設計変更も行い、建物については相当立派な、あるいはこれは県下随一の建物になるのではないかと市民の期待も大きいわけでありまして。さて今度は中身の問題であります。この中身についてそれ相当の期待も大きいわけでございます。少し言いにくいところではございますが、どうも四日市の場合、先ほども伊藤雅敏議員から、スポーツ施設についての中身が触れられましたけれども、どうも中途半端なものが多いのではないかというような市民の声もなきにしもあらずであります。中途半端という言葉が適正でなければ、今一歩というふうに訂正もさせていただきますが、文字どおりその建物にふさわしい、市民各層が目を見はるような、あるいは近隣市町村からも人を引きつけられるようなもの、いわゆる目玉的なものがぜひひとつ必要だというふうに思えます。

四日市市も文化不毛の都市、この言葉については再々申し上げるように、市長もこの言葉については極度に嫌われるわけですが、しかし、まだまだその言葉もございまして。この言葉を払拭できるような一つの大きな目玉も必要だというふうに思うわけですが、それなりにこれは金もかかる、こういうふうに思いますので、来期予算に向かってどのように考えられておるのか、お伺いをいたします。

それから、次に博物館の基本構想の中で、答申にも触れられておりますように、市民に幅広い、親しまれる博物館としていくためには、公的な名

称以外に、愛称及びシンボルマーク等について一般市民から公募する、あるいはしようということが確認されておるわけでありましたが、多くの市民に親しまれる博物館にしていくためには、ぜひひとつそのような作業も進めてもらいたい、こういうふうに思うわけでありましたが、いかがですか、お伺いをいたします。

大きく2点目の、狹隘道路と後退用地の整備要綱についてでございます。

今、狹隘道路に面している建物の増築あるいは新築をする場合に、建築基準法によってみなし道路については、その道路の中心線から2m 後退をして建物を建てなければならないということについては、ご承知のとおりでございます。このように後退しなければならない道路は、私の住んでいる羽津地区を含めて、旧市内においても多く存在をいたしております。また、その道路について全くびっしりと言っているほど民家も建ち並んでおるわけでございます。特に羽津地区内においては、昭和16年に都市計画決定がされて、建築基準法が昭和25年に制定をされ、昭和36年には羽津地区の耕地整理もなされているわけであります。このような狹隘道路の現状を眺めてみますと、建物そのものは後退線を守って一応建てられております。しかし、門や塀等については、もとの道路境界線に築造されているのがよく目につくわけでありまして。このようにせっかく空間を確保したにもかかわらず、もとのままに戻っているのはどうか。災害時における避難あるいは消火活動、救急活動に支障をきたし、あるいはまた日常生活上においても、通風、日照、こういった自然環境上からも好ましい状態ではありません。後退して、安全で快適な住環境の形成を進めていく必要があるのではないのでしょうか。

では、なぜこのようになっていくかということを考えてみますと、後退した道路空間の所有権、これが依然として個人にあるわけでございます。また、空間を個々の個人が使用している、あるいは利用しているわけでございます。この後退した用地の帰属あるいは後退した用地の整備について、

市が抜本的に検討をしていかなければならない時期は、もうかなり前からあったというふうに思うわけでありまして。この問題については、いわゆる昭和63年の3月議会においても、また平成元年の地区の懇談会等においても、このような質問もたび重ねてあるわけでありまして、その時々において後退用地の確保の整備要綱を備えたものについては、今現在、整備要綱の整理中である、作成中であるという答弁の繰り返しに終わっておるわけでありまして、今なおこういった問題が頻繁に起こっています。ですからこの整備要綱については、それなりの予算もかかるというふうに思いますが、いつごろその整備要綱ができるのか、お伺いをいたします。

次に、大きく3番目の広域行政と将来性に対するリーダーシップについてお伺いをいたします。

市長は、この6月議会において、広域行政の取り組みについて、今や本市が行う事業展開にいたしましても、単に本市だけの範囲内で判断すべき時代ではなく、多極分散型国土形成の推進を図るために、各地方自治体においても、これからは広域的な視点で物事を考え、常に関連する市町村との連携を強めながら事を処する構えが必要である、このような内容についての市長の胸のうちの披瀝されたというふうに思うわけでありまして、広域行政の重要性について強く認識されているやに伺ったわけでございます。少なくとも四日市、菰野、川越、朝日、楠の1市4町については、消防、病院、下水、斎場、伝染病隔離病舎、あるいは農業共済等の面についても深く関連をいたしておりますし、一般市民の生活対応につきましても、四日市市を中心として、今や完全に一つの圏域に一体化をされているわけがあります。

また、この地域は、鈴鹿の山並みから伊勢の海に至るまで豊富な自然も多く有しておるのでございます。しかも、四日市港につきましても、川越、楠両町にわたる港湾区域での設定でもございます。したがって、そのような観点から見ましても、既に広域的な取り組みがなされているわけであり

ます。さらに広域行政を積極的に進めようとする市長のお考えには、四日市市民にとりましても、その効果はさらに相乗効果を上げるものと期待するわけでございます。将来それが合併を実現していく選択にもなるものと思います。私も市長のこの考え方については、同感でございます。しかし、市町村の合併となりますと、当然個々の町に住む人たちの感情というものもございます。大きなところが小さいところを吸収しようとするような姿勢があっては、物事は成熟しないものと考えられます。辛抱強く合意形成を図りながら、慎重に対処すべきだというふうに思います。現に朝日町、川越町の議会側あるいは理事者側におきましても、かなりこの問題については関心を持っておられます。聞くところによりますと、朝日町については、この9月議会の一般質問において、理事者の考え方を聞かれるようだというふうに伺っております。そういった動向に対して、市長といたしましても、若干答弁もしづらいという面もあるかもわかりません。しかし、今の時点において、市長はこの問題について、今後のいわゆる進め方といえますか、プロセス、あるいはまた戦略というものをどのように考えられておるのか。さらに突っ込んだ胸のうちの披瀝していただきたいと思いますが、いかがですか。

この問題は、行政対応を超えての問題でもありますし、市長から物を言うことは多少時期尚早ということもあるかもしれません。しかし、こういった問題については、だれかが言わなければならない問題でもございます。現に本市議会の川村議長におかれても、この問題については相当強い前向きな関心を持たれておるように思います。私は、時によっては、県知事あるいは国レベルの強いリーダーシップも必要かと思えます。21世紀に向かって施策展開をしていく中で、積極的にぜひその方向性を確立していただきたいと思えます。これが今後の最重要課題にもなってくるだろうと思えますが、いかがですか、市長のご所見をお伺いをいたしたいと思えます。

次に、大きく4点目の各種委員、理事の選任委嘱についてであります。

現在本市において法的に設置しなければならない委員、理事等、行政上便宜的に、また多くの市民参加を目的として設置されている各種委員、理事が相当あるわけでありますが、私がざっと見回してみても五、六十、いや、100 ぐらいにはなるのではないかなというふうに思います。私が教育民生委員長であった二、三年前においても、あるいはまた今回産業公営企業委員長を務めさせていただく過程の中で、各種委員会あるいは理事会等に出させていただいておりますが、私はその委員会に出席するたびに、その委員会の目的あるいは状況を十分見ながら、自分としての責務を遂行するため、少なくとも1回程度はその評価なりあるいは改善等について発言を求めているわけであります。しかし、その中でいつも感じますことは、ほとんどは少し言いにくいわけでありますが、個々の委員さんの中で、ほとんど物を言わない、発言もしない委員さん、理事さんもおみえになります。言わないどころか、気持ちよくお眠りになっておる委員さんもかなり多いようにも思います。さすが市長さんが出席される委員会、理事会については、そういう光景は余り見られません。これはやっぱり市長にずっと出てもらわないかかなと、こういうふうにも思いますが、そういったことで行政上、市民各層からの代表という立場で参加していただいて、そしてよりよく理解を求め、または革新的な意見を反映していただくということについては、大いに私も賛成なんです。ややもするとその委員なりあるいは理事の選出の仕方に少し問題があるのではないかというふうに思うわけであります。市民の代表として各種団体の長に、その委員にお願いなり要請をするわけでありますが、少なくとも今、そういうような任命の仕方でもまいりますと、その団体の長になる人は、少なくとも10~20は持っておるのではないかというふうに思います。少し言いにくいことになるかも知れませんが、私なんかは30ぐらいはありますのよと、こういうような言い方の中ですやすやお眠りになっておる、こういうような背景も見られます。私は、そういった委員会の内容等を踏まえて、十分その性質を考

える中で、時にはその団体の副会長さん、事務長さん、あるいはその団体における専門的な知識のある人等々を含めて選任するなど、今一步の工夫が必要だというふうに思いますが、いかがなものか、お伺い申し上げます。

以上、1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川村幸善君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） 谷口議員からの博物館についてのご質問についてお答えを申し上げたいと存じます。

まず、1点目の完成時期の見通し等についてでございますが、博物館の建設につきましては、本年1月に着工をいたしまして、目下順調に工事は推移しております。この完成につきましては、平成4年の末ごろをめどとしております。なお、プラネタリウムの機器の設置につきましては、平成5年3月末に完成を予定しております。なお、この博物館につきましては、建物の養生期間、いわゆるコンクリートからのガス抜きでございますが、それが必要でございますし、内部の展示工事等もでございますので、開館時期につきましては、平成5年の11月ごろを目下のところ予定しております。なお、展示につきましては、平成元年度で基本設計を終え、平成2年度に実施設計を完了いたしまして、本年度中に展示資料等の制作を委託する予定でございます。現在その準備を進めているところでございます。

2点目につきましてはの来期以降の予算の見通し、あるいは展示内容等につきましてでございますが、この予算につきましては、平成3年3月の議会でご承認願ったところでございます。このうち、本年度は、着手金として4,500万円を計上しております。来年度以降につきましては、先ほど申しました、いわゆる展示制作等の資料を整えた段階におきまして、4年度分として計上をさせていただきたいと目下準備を進めている最中で

ございます。

さらにこの内容につきましてでございますが、四日市の博物館は都市型博物館としての性格を持っておるわけでございます。そういった性格にふさわしい展示内容を目指しておるのでございまして、地質時代から現代に至る四日市の歩みを、時代ごとに特色を生かした六つのテーマを設定いたしまして、それぞれのテーマごとに中心になる展示を行うとともに、その周辺において関連する詳細な展示を行うというふうな計画をしております。そしてできるだけ実物あるいは複製品、あるいは情景模型、映像等の手法も十分に取り入れてまいりたいと存じます。しかし、まあ、正直言います、四日市はいわゆる発掘された遺物とか、あるいは歴史的な資料といったようなものが非常に少ないのが現実でございますが、そういった状況の中で、既設の他の博物館に負けないような新しいアイデアを取り入れる中で、市民に親しまれる展示内容となるよう目下努力をしております。

それから、併設されますプラネタリウム館につきましては、投影プログラムと全天周映画のソフトなどにつきまして、現在その内容について検討を鋭意進めておるところでございます。来年度中にはソフトの内容を確定いたしまして、平成5年度の開館時までは制作いたしたいというふうに考えております。

3点目の愛称及びシンボルマークについてでございますが、これにつきましては博物館の基本構想の段階で示されておりますように、広く市民から募集することになっておりますので、平成4年度中に募集をいたして決定していきたいというふうに存じております。

○議長（川村幸善君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） ご質問の2点目の、狭隘道路と後退用地の整備要綱につきましてお答えさせていただきます。

ご質問のとおり、建築基準法では、この法律が適用されるに至った際、現に建築物が建ち並んでいる幅員4m未満の道路、いわゆるみなし道路につきましては、一般的にはこの道路の中心線から2m後退した線を道路の境界線とみなして、建物の建築を認めているところでございます。ところが、ご指摘がございましたように、建築確認に基づきまして工事が完了した時点では、建物は後退線を守って建築されているわけでございますが、その後、門あるいは塀などがもとの道路境界線に築造されるケースがございまして、4mの幅員が確保されず、私ども苦慮しているところでございます。これはご指摘のございましたように、後退した部分の土地は、所有形態上はあくまでも建築主等に留保されまして、その部分の維持管理につきましても、建築主などの責任においてなされなければならない、こういったことが大きな原因と思われるわけでございます。そこで、後退用地の所有権を市に移管、あるいはまた無償使用承諾をいただきまして、道路空地を確保してこれを整備していくことを骨子としました「四日市市建築行為等に係る道路後退用地整備要綱」の制定に向けまして、庁内で調整委員会を設置しまして協議を重ねてまいったわけでございます。何分にも個人の財産、それから権利にかかわる重大な問題でありますので、慎重に検討を重ねておりまして、平成4年度、できるだけ早い時期に要綱を制定させていただきたい、このように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（川村幸善君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第3点について端的にお答えを申し上げたいと思えます。

四日市地域広域市町村圏1市4町であります。先ほどご指摘のありましたように、今、四日市港に求められる機能というのが極めて多面的になっておりまして、物流機能、親水機能、さらには空港への海上アクセス機能

等々でございまして、従来より複雑な状況になってきておる。したがって、港湾区域の活用というものを、川越町地先から楠町地先まで全面的にこれを計画の中に入れていくべきであるという主張をいたしておりますが、それぞれの町の地先の問題に関しましては、その埋め立てあるいは利用と関連をいたしまして、地元負担ということがかかっているわけでございまして、なかなかこれが実現に向かって進めていく上で困難がございまして、さらには山の側を見ましても、第二名神自動車道のインターチェンジが水沢と菟野町との境ぐらいのところに予定をされているというようなことを考えてみますと、今日の状態では、自治省が言っておりますように、広域市町村圏のレベルの高い行政水準を確保しなきゃならぬが、そのための行政の処理、資質の確立をしていく必要があるということを自治省も言っておりますし、地方行革審でもこの問題が取り上げられているわけでありまして、

ただ、私は、これらの事業を進めていく上において、ばらばらな自治体がばらばらな考え方ではうまくいかないであろう。一体となってこれらの問題の処理に当たっていかねばならないというふうに考えておりますし、その他の福祉施設あるいは医療施設等々に関しましても、実際は同じ生活圏に居住をしている方々ですから、同じような利益の享受があつてしかるべきだ。ところが、今日の自治体の状況ではなかなかそうもいかないというのが現実の実態でございまして、こういった点を見てみますと、今のままでいいのかなど。むしろ一体となった方がいい。私は合併という言葉は実は使っておりませんで、1市4町が一体となっていろんな施策を進めた方がいいんじゃないかということを言っております。おこがましいことではあります。各自自治体の長の方々に問かけをやっておるわけであります。もちろんこれはいますぐといっても、なかなかそれぞれのご事情がおりますから、難しい問題であろうかというふうに思っておりますが、21世紀にはそういう実態ができ上がっていると。そのための準備を今

から進めようじゃないかという申し入れを、実はさせていただいておるという段階でございます。それぞれご検討をいただいておりますことであろうというふうに思いますが、これらの問題はすぐれて政治的な要素を持つておるものでございまして、どうしても議会の皆様方のご同意が必要でございます。そういった意味合いにおきまして、私は四日市市議会の議長以下、これらの問題について、それぞれの自治体の議会とも十分お話し合いをいただけるならば幸いかなというふうに思っておりますのでございまして、今後とも議長と十分ご連絡をとり合いながら、これらの問題に向かって努力をしてまいりたいというふうに考えておるところでございますので、議会の皆様方の格段のご支援をいただきますようお願いを申し上げますところであります。

○議長（川村幸善君） 片岡助役。

〔助役（片岡一三君）登壇〕

○助役（片岡一三君） 最後の各種委員についてお答えをいたします。

ご承知のように、近年における行政運営といいますのは、その守備範囲が広範にわたってきておりますし、また複雑化してきております。したがって、適切な行政運営のために専門的な知識を必要とする場合には、行政部外の専門家の意見を求める、また住民参加の一つの方法として、各層の住民代表の意見を求めると、こういった場合が非常に多くなってきておりました。本市におきましても数多くの委員会、審議会等が設置をされております。その数といたしましては、大体90前後じゃないかというふうに思っております。このことは国、地方を問わずでございまして、審議会等の数も増加傾向をたどっておるといふふうに聞いておるところでございますが、現代行政におきまして、こういった審議会行政といいますか、こういった形での諮問をし、答申をいただく、また意見を聞くと、こういったことが非常に重要な地位を占めてくるのではないかと、このようにも思っております。

そこで、ただいまも申し上げましたように、本市の状況についてでございますが、90前後ございまして、これらの委員等の構成員の選定に当たりましては、各担当部署がおのおの独自で行っておると、こういう現状でございまして、具体的にはそれぞれ設置の趣旨に沿って専門家や関係団体、市民各層の代表の方をお願いをしているというところでございまして。それぞれの関係団体の代表者としてその長を選ぶという方法は、それなりに的を射たものでございまして、合理的な手段であるとは考えておりますが、ご指摘のようにもすれば特定の人に偏ることになっておりますし、またその方への負担が増すということにもなっておりますし、意見が固定的になる傾向になりやすいということも事実でございまして。そこで、ご指摘のように特定の人に偏らない、また特定の人に過重な負担がかからないように、私どもとしては今後配慮をしていかなければならぬと考えておるところでございます。ただ、一部既に行っておりますように、関係団体にその委員会や審議会の設置の目的、趣旨等を十分にご説明をさせていただきまして、代表者の推薦に当たりましては、団体の長にこだわることではなくて、その委員会等に最もふさわしい人を推薦していただくよう、現在も積極的に働きかけているわけでございまして、もう一つ、ご指摘のような理由といたしましては、現在委員の選定が、先ほど申し上げましたように各部局で独自で行っているところにも問題があるんでないか、このように思っております。したがって、特定の人が数多くの委員を兼ねることにならないように、総務部あたりでチェックをしてもらって、そして総合的に調整をする必要があるというふうに考えておるところでございます。いずれにいたしましても、特定の人に対して過重な負担がかからないと、こういった方向で検討を行っていきたいと考えておりますので、どうぞ谷口議員、これからもご教示を賜りたいと思っております。そして各委員会、審議会等におきまして活発な議論がなされ、内容が充実することによりまして、その委員会等が十分に機能し、所期の目的が達成され、市

行政の発展、向上に資するよう努力をしまいたいと考えておりますので、今後ともご指導を賜りたいと思います。

○議長（川村幸善君） 谷口廣睦君。

○谷口廣睦君 どうもありがとうございました。再質問というよりは、若干ご要望程度にとどめておきたいというふうに思いますが、1点目の博物館の来期の予算の問題につきましては、やはりくどいようでありますけれども、今、教育長が答弁されたように、少し総花的な中身になるんじゃないかなというふうに思います。ですからどこの都市へ我々が視察に行っても、これだけは見てくださいよ、あるいはここへ行ったら博物館の中にこれだけは見てきたいなというものがあるはずですよ。ですから一つの目玉的なもの、これは市長がそれなりの大きなリーダーシップをとっていかねばならない問題ではないかな。両助役なり財政部長が、「市長、ちょっと待って下さい」と言うぐらいの、一つの大きな目玉をつくってもらえるように、大きくひとつ市長さん、リーダーシップをとってもらいたい。

それから、愛称及びシンボルマークの問題については、4年度中といたしますけれども、4年度中では遅いですよ。我々も今、特別委員会で市制100周年の問題を議論しておりますけれども、何かをやる場合にはムードづくり、広報宣伝、これも大きな使命になるわけですから、できるだけ早くやって、ああ、四日市にもこういう博物館が建ってこういうふうになるんだなという楽しみの、夢の時間、これも必要なんですから。時期に間に合えばいいというものではない。そういうことを踏まえて、できるだけ早くやってもらいたい。このようにご要望申し上げておきます。

また、2番目の狭隘道路の問題につきましては、4年度中というのではなくて、もう少し積極的に対処してもらいたい。都市計画部は少し弱いのではないかと従来から言われておりますが、そういう声の出ないように、都市計画が弱いということは、四日市市の活性化がおくれるということでもありますから、都市計画部も、これもまた市長、助役から、少し待てよと

いうぐらいの積極性を出してもらいたい。よろしくひとつお願いを申し上げておきたいと、このように思います。

それから、広域行政の問題については、確かに市長が、おっしゃるとおりでございます。こういう合併という言葉がちらっと出てから、こういうものは5年、10年とかかる問題でございます。昭和32年当時の鈴鹿、水沢等と合併したときも、かなりの時間を要したように何かで見ました。ですからこういうものについてはかなり時間がかかる。しかし、これはだれかが強いリーダーシップを持ちながら、永続性を持って引つ張らないとなかなか実現しない。今、市長が言われたように、21世紀はそういう夢がかなえられるように、ぜひともひとつご努力をお願い申し上げたいと、このようにお願いします。

4番目の各種委員の問題については、これまた助役が言われるとおり、個々の部課で個々に選任をしておる。ですからそういう調整がないから、一人の方に一人一役どころか、一人に30役とか40役にもなるわけです。ですからこれは総務部あたりで一括調整をしてもらって、偏る人については、この部課から申請があってもこういうふうにしなさいよ、あるいはこういうふうにした方がいいですよと指示してはどうか。このことが全体市民の大きな声、意見を聞くことにもなるんじゃないか。一人一役にはならないまでも、そういった基本的な考え方の中で、総務部が中心になってリーダーシップをとりながら、よりよい行政につながるように任命してもらいたい。このことを申し上げて、以上すべて4点につきまして、ご要望として私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川村幸善君） 暫時、休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時1分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 通告いたしました順に従いましてお尋ねをいたします。

まず最初に、人事院勧告についてであります。

国家公務員の人事行政を担当する人事院が、国会と内閣に国家公務員の給与や労働条件などを改善するよう求める勧告、国家公務員法でストライキなどの争議行為を禁止していることに対する代償措置である勧告が、平成3年度分といたしまして、去る8月7日に提出されましたことは、既にご承知のとおりであります。その内容は2点ございます。1点は給与改定であり、もう1点は週休二日制であります。給与改定に対する最近の人事院勧告の推移を、蛇足とは思いますが申し上げますならば、1982年度は実施を見送っております。83年度、84年度は率を引き下げて実施、85年度は実施時期を3カ月間おくらせて実施をいたしておりますし、86年度以降90年度までは完全実施となっております。今年度分につきましては、官民給与格差にいたしまして3.71%の是正と、さらに行政職に対しまして特別改善措置として、率にいたしまして0.19%を上積みするようとなっております。私も不勉強でその内容の詳細はわかりませんが、また週休二日制についても、その導入については1973年度から取り上げられ、1992年度から実施したといたしましても、約20年の経過を要しております。

なお、人事院の総裁は、勧告に当たりまして当然ではありますけれども、速やかな実施を前提といたしまして、一つ、民間給与を精密に調査、諸事情を総合的に勘案した結果、職員給与の改定が必要と認めた。一つ、週休二日制は民間の普及状況、交代制職員の40時間勤務制の試行状況などを踏まえまして、現行の4週6休制から完全週休二日制へ移行させることが適当と認めた。実施には適正な行政サービスの提供と能率向上が必要と考え、一つは、人事院勧告は公務員にとって唯一の労働条件改善の機会と、国会、内閣は、速やかに勧告のとおり実施するよう要請すると談話を発表いたし

ております。さきに申し上げましたように、過去5カ年間完全実施がされておりますので、今年度も国会あるいは内閣は、完全実施決定をされると私は思いますけれども、市長上京の際には、関係機関に完全実施の要請をぜひお願いしていただきたいことを要望いたします。

さて、こういう背景を受けまして、四日市市の職員の給与改定もなされると思いますが、官民給与格差の率にいたしまして3.71%にとどめるのか、特別改善措置としての率にして0.19%を上積みするのか、この点、現時点では無理かもわかりませんが、わかればご答弁を願いたいと思います。

あわせて、臨時職員、嘱託職員の給与改定については、正職員なり、あるいは民間給与と比較いたしまして差が大きいに思われますので、この際思い切った改定を望みますが、この点についてのお考えもあわせてお尋ねをいたします。

週休二日制についても、来年度早期に実施を希望いたしますが、市民へのサービスを忘れてはなりません。労働基準法に基づく年次有給休暇20日、夏期特別休暇5日、年末年始の休日、祝祭日の休日等を合わせますと、行政サービスの面では若干心配されます。職員各位の意識啓発とあわせて重要なことは、市民への時代の推移によるPRが必要でございます。市民のご理解を実施前に十分得ることが必要と思います。この点どのように対処されるのか、ご所見を求めます。

次に、四日市地域総合会館あさけプラザについてであります。

ご承知のごとく、北部地域に公共施設をという構想から、広く住民の意見、要望を集約いたしまして、具体的な計画のもと、大矢地地区下之宮町に敷地18,695㎡に鉄筋コンクリートづくりの一部5階建て、延べ床面積5,780㎡の建物、そしてその施設の内容は、図書館、体育館、多目的ホール、326席ございますが、会議室、展示室、美術室、陶芸室、学習室、音楽室、お年寄りのための浴室、茶室、和室、集会室、屋外ステージ、ゲー

トボール場など、多種多様な機能が整っており、施設の利用は広く四日市市と三重郡4町にお住まいの皆さん方が、文化なり、福祉なり、スポーツ、教育等を通じまして楽しみ、憩い、そして住民同士の触れ合い、語らいの場とする、いわゆる四日市市初の総合コミュニティ施設として、その名称も四日市地域総合会館あさけプラザと決定をいたしまして、スタートしたのは昭和59年8月18日でございます。以来満7カ年が過ぎまして、8年目を迎えたのでございます。開館当初から、ご承知のように、この施設の利用率は大変高く、昭和60年度の利用者数は、有料、無料施設、保健衛生施設、図書館、老人福祉施設の合計16万7,173名であり、率にいたしまして65%と、全国の同様な施設と比べまして大変高い利用率となっております。このように当初より高利用率の施設をさらに利用度を上げるということは大変なことですが、平成2年度には利用者数18万469名と、利用率にいたしまして72%となっておりますのでございます。実にこの間、関係理事者の適切なお指導とあさけプラザ職員の並み並みならぬご努力を高く評価するところでございます。市長も機会を見てプラザ職員に言葉なり、その他適当な方法があれば結構でございますが、ねぎらってやっていただけるところを要望するところでございます。

さて、このように高利用度を今後も維持、向上させていかなければなりません。時代の推移とともに利用者の心理と申しますか、希望と申しまするか、施設に対する前向きな様子が見られます。その一端を申し上げますならば、老人のリハビリ用の器具を近代的なものに、そしてその数を増やしてほしい。ところが場所がない。和室も集会室もカラオケと将棋、碁等一緒になって利用しているので狭い。駐車場が狭い。本館ロビーの天井が暗いとあります。私も住まいが施設に近いのでよくお邪魔をいたしますが、なるほどと感じる点がございまして。そこで、私なりに近く10周年を迎える施設の改善について、さしずめ次の3点を提案いたします。

1点目は、駐車場を広くするために、現在体育館北側にありますところ

の調整池、約300坪ございますが、北部雨水1号幹線が近くまで完成をいたしております。現在、この調整池が必要であるのかどうか検討いたしまして、不必要ならば埋める。さらに引き続き必要ならば、ふたをして駐車場として利用してはどうか。

2点目は、現在の本館玄関前南側に約20mぐらい差し出し増設をする。それによってリハビリ室、和室、集会室、事務室が広がります。この際申し上げておきますが、事務室もまことに狭い。ごらんください、来客用のセットがあり、吉田興業主体の空調機器調整装置、配電盤、吉田興業職員の事務机等と一緒に、事務所としてはまことに不適當であるというふうに考えられます。

3点目は、本館ロビーの天井を、文化会館のロビーの天井のようにステンレス、その他の板を張って明るくしてはどうか。

以上、3点提案を申し上げましたけれども、決して私は提案に固執はいたしません。前向きな方法があれば他の方法で結構でございます。また、お隣の川越町役場の南側に、福祉会館が来年度新しく建設をされると聞いております。今までのように川越町、朝日町の皆さんにプラザを利用してもらうためにも、この際、思い切った改善を強く希望いたします。

最後に、プラザ職員、さきに申しましたように熱心に取り組んではおりますが、職員配置についてとかくの風評、これ以上申しません。賢明なる理事者、ご理解をしてくださいますので、いずれにいたしましても、職員配置に当たっては、十分なるご配慮をお願いいたします。

以上、提案から職員配置について、担当部長なり担当片岡助役のご所見を求めます。

次に、垂坂平津線についてであります。

四日市市内の道路整備につきましては、近隣市町村に比べまして大きくおけていることは、過去の議会なりその他の会議で取り上げられておるところでございます。関係職員が懸命に整備促進に取り組んでいるご努力

は認めますけれども、なかなか進まない。その原因は、いろいろと整備場所等によって異なると思いますが、一貫して言えることは、付近住民のコンセンサスが得られない、あるいは用地買収が、値段あるいは代替地等で行き詰まりましてできないなどが挙げられます。これから申し上げます垂坂平津線につきましては、全くこのような理由はなく、むしろ逆に、地域住民の積極的な協力により、用地買収も平米当たり約1万円という廉価で地主も協力をいたして計画決定をされ、工事を始めたのでございます。垂坂平津線は、富田山城線の南側と北側を結ぶ道路で、延長1,146mであります。富田山城線から南側につきましては、北部墓地公園の前より北部清掃工場、現在工事中のハイテク工業団地入り口を經まして、垂坂町に通ずる道路でございます。清掃工場開設当時より供用開始をしておりますので、南側については問題はないのですが、富田山城線より北側、県道員弁四日市線に通ずる延長885m、道路幅、歩道を含めまして約7m余りについてでございます。この道路の必要性は、富田山城線の料金所を避ける車が、県道四日市多度線あるいは市道大矢知垂坂1号線に集中をいたしまして、対面車両の通行さえ困難な幅員の両道路は混雑をし、さらにその上、大型車両による振動で、道路舗装は修繕をしても次から次へと破壊をされ、また両サイドの民家のお勝手場なり、あるいは浴場のタイルはひび割れるという被害が生じております。さらに県道員弁四日市線は、ラッシュ時、朝の7時ごろより8時ごろまでは、大矢知興譲小学校より平津団地まで車の渋滞が毎日続いております。このような現象を解消する唯一の道路として、付近住民はもちろん、車による通勤者は、一日も早い完成、そして供用開始を願って今日に至っております。昭和55年度より測量なり用地買収に昭和57年までかかり、昭和58年度より工事着工、平成元年度で道路形態は完成したのであります。何と測量開始から数えますと、14年間を要しております。幅員7m、延長885mの道路をつくるのに、国の補助事業でございますので補助金額が毎年少額という理由はあったにせよ、この遅さ、

市長、どう思いますか。

さらにその後がまた悪い。平成元年度に道路形態ができて上がっておるので、早く完全舗装をして供用開始を求めても、早く舗装をいたしますと言ってなかなか工事を始めようとしません。この間、建設常任委員会で幾たびか供用開始の強い要請をし、さらにことし3月の同委員会で供用開始の約束を、今年度の6月から9月ごろまでにしますと、おやめになった竹村建設部長は言明をいたしております。きょうは9月9日ですね。舗装業者がようやく決定したようでございますが、また工事期間が80日と聞いております。舗装工事決定までに1年6カ月もかかるのでしょうか。本工事にしろ、舗装工事にしろ、このような言葉は使いたくございませんが、何か作為的におくらせているような気がしてなりません。一体その理由は何でしょうか。いつ供用開始ができるのか。建設部長は4月におかわりになったばかりでございますので、お気の毒だと思っておりますので、加藤助役のガラス張りのご答弁を求めます。

最後に、近鉄富洲原駅西口設置についてであります。

今、四日市市は人口35万人を目標に、来るべき21世紀に向けて、まちづくりにあらゆる角度から懸命に取り組んでおります。その一翼を担うのが四日市市の北の玄関として富田、富洲原、大矢知地区であります。隣接する川越町を含め、大型ショッピングセンターの進出や、本市始まって以来の32階建て超高層住宅団地1,000戸余りの建設計画、さらに港湾地域では、天カ須賀工業団地の完成とそれに続く港湾計画も検討されており、加えて21世紀に向けて第二名神自動車道、東海環状自動車道、伊勢湾岸道路、北勢バイパス、中央リニア新幹線のビッグプロジェクトが当地区周辺に構想されている上、さらに中部新国際空港への海上アクセス拠点として、四日市港の優位性を勘案したとき、同地区の果たす役割は今後ますます重要なものとなっていくであろうことは、火を見るより明らかでございます。このように四日市市の副都心とも考えられる地区の軌条交通を見ると、富

田地区はJR富田駅、近鉄富田駅とございますが、富洲原町、大矢知地区の松寺町、蒔田町、西富田町の一部及び隣接の川越町は、近鉄富洲原駅が唯一のものでございます。近鉄富洲原駅は、川越町の豊田に位置しますが、利用者数の7割以上が四日市市民であります。昨年11月の同駅利用者数は、1日当たり乗車3,649人、降車3,623人で、合計7,272人となっております。また、同駅の利用者出入口は、ご承知のごとく東側1カ所であり、西側の利用者は駅北側の踏切を渡って東側に回り利用をいたしております。遮断機によりせっかく乗れる電車にも乗れない。遮断機が上がれば、とめられていた車によって思うように歩けない状態が長年続いております。利用者はもちろん、付近住民は同駅に西口開設を強く要望しておりましたけれども、当時四日市市は、市長お住まいの同線塩浜駅の同理由による西口開設に一生懸命に取り組んでいる最中でありまして、足を引っ張るようなことがあっては申しわけないと、じっと我慢をしてきたのでございます。市長のご努力によりまして、塩浜駅も立派に改築をされました。本当にご苦労さんでございました。先に申しましたような状況であり、同地区の人口増加は必至であり、同駅利用者の増加は間違いございません。

なお、三重県立川越高校も開校をされ、定着しつつあります。同校の生徒は、桑名方面からは同線伊勢朝日駅を利用いたしますが、四日市方面よりの生徒はすべて富洲原駅を利用いたしております。利用生徒数は、同校教務課の調べで401人であり、現在の生徒数1,350人の約3分の1弱の生徒が利用いたしております。これら生徒は、北側の踏切を渡るか、あるいは線路に沿って北に進み、幾つかある踏切のいずれかを西側に渡って、朝明川の橋に出、学校への登下校をいたしております。西口ができれば近鉄踏切を渡ることなく、朝明川の橋に行くことができ、大変安全でございます。利用者は四日市市民が、さきに申しましたように7割以上であります。位置は川越町にありますので、過日、私は宮田川越町長にお会いをいたしましてご意見等をお聞きしてまいりましたが、町長も大変乗り気で、

同駅東側の開発も考えるが、西側に出入口ができれば、用地は田畑が多いので取得がしやすい。駅前広場として開発をしていきたいとを考えを述べております。

以上のように富洲原駅西口の設置につきましては、三重県、四日市市、川越町、近鉄の四者の共同による事業といたしまして、ぜひ南の塩浜駅、北の富洲原駅とお考えをいただき、西口開設にご努力願いたいのでございますが、ご所見を求めます。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 片岡助役。

〔助役（片岡一三君）登壇〕

○助役（片岡一三君） 私から人事院勧告と、それからあさけプラザの職員配置についてお答えを申し上げます。

人勧についてご質問をいただいたわけでございますが、古市議員におかれては、かつての職場におきまして、給与、労働問題について専門的に研究、取り組みをされていたように伺っておりまして、勧告の詳しい説明は省略をさせていただきます。ご発言にございましたように、本年度の人事院勧告は、去る8月7日に出されたところでございます。人勧はご指摘のように、国家公務員の給与、勤務条件について民間給与との均衡を図ることを基本といたしてございまして、その格差是正等、所要の措置をとるよう、国会及び内閣に勧告をするものでございます。そこで、今回出されました勧告の特徴についてでございますが、まず第1に、人材を確保するため官民の格差を積極的に埋めることとしてございまして、初任給をはじめ、俸給表の配分のうち、弱年層に重点が置かれております。そして本省庁の職員の待遇改善を図ってきたところでございます。またさらに、本議会でもご質問をいただく予定になっております、看護婦等の不足から医療職の俸給表の水準、構造面において改善を加えられてきてございまして、看護婦の確保に努めることとしたこと。さらには職務、職責に応じた給与の原則から、

管理職員特別勤務手当の新設、及び昇格時の給与格付けの改善がなされたことでございます。一方、ご質問にございましたゆとり社会の創造向けまして、公務員主導型による完全週休二日制の来年度早期実施も、あわせて勧告したことでございます。

まず、ご質問の0.19%の加算についてでございますが、この勧告における本省庁職員の人材確保にかかる特別改善でございまして、東京23区における民間の従業員、社員 500人以上の企業の社員と本省庁職員との給与比較により算出した格差分でございまして、行政職職員の俸給表に加算が反映されることとされているものでございます。そこで、本市においてでございますが、従来より国の方針に沿って、国と均衡を失せずこれに準拠して改定を実施してきているところでございますので、今年度においてもその方針でまいりたいというふうに考えております。

なお、人勤の完全実施への要請につきましては、失礼でございますが、ご要望として承らせていただきたいと、このように思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

次に、嘱託職員についてでございますが、その配置につきましては、行財政改革の本旨である効率的な行財政運営を行うため、執行体制の整備、さらには経費の節減を図ることを基本といたしてございまして、専門的な知識や特殊な技能を必要とする場合、あるいは業務の内容、形態等から正規職員を配置するまでもない場合、またOB職員の知識、経験を活用するため再雇用すると、こういった場合に配置することといたしてございまして、ご質問の嘱託職員の給与につきましては、それぞれの職務内容や、常勤か非常勤かの雇用形態、さらには再雇用であるかどうかなどを考慮に入れて決定をしておりますが、その給与の改定に当たりましては、基本的には人勤に基づきましてベース改定を行っておりますが、その水準について以前からどうかというご指摘もいただいておりますので、私どももいたしましては、職務内容等による見直しを行っていく必要があるのではないか

と。今後必要に応じて改定をしてみたいと、このように考えておりますので、この点もご理解を賜りたい。

さらに、臨時職員につきましても、給与水準のみばかりではなくて、既に通勤手当の支給、有給休暇の付与等、待遇改善に努力をしているところでございまして、今後におきましても、社会情勢等も考慮して努力をしてみたいと、このように考えております。

それから、完全週休二日制の実施についてでございますが、公務員における週休二日制の問題は、ご指摘ございましたように、昭和48年の一般職の職員の給与に関する報告において初めて取り上げられてから20年弱、今日まで種々の試行を経まして、現在の月二日、土曜閉庁方式による4週6体制をとっているわけでございます。今回勧告で出されました完全週休二日制の実施につきましては、その背景といたしますか、これはご承知のように、欧米諸国に比べまして、我が国の労働時間が、200時間以上長いため、日本の国際的地位にふさわしいゆとり社会実現に向けて、その実施を基本として労働時間の短縮を図ろうとするものでございまして、勧告では、完全週休二日制の実施に当たっては、ご指摘のように国民の理解と協力を得ていくことは極めて重要である。このため行政需要の変化への適切な対応を行い、業務処理方法の改善、事務の合理化の工夫、努力、勤務時間の適正な管理等に積極的に取り組み、適切な行政サービスの提供と一層の公務能率の向上に努め、国民の理解を得る努力を重ねていく必要があるとされておるところでございます。本市におきましては、従来から設置いたしております土曜閉庁問題研究会、これをこの6月に、関係課長を委員とする週休二日制推進検討委員会に改組をいたしてございまして、この下に専門部会を設けてございまして、現在実施に向けての問題点の整理、実施方法等について検討を進めているところでございます。

古市議員がおっしゃいますように、この完全実施に向けては、やはり市民サービスへの配慮、PR等について積極的に検討していかなくばならぬ

というふうを考えておりますし、また交代制職場での週40時間勤務等の運用についても研究をし、具体化に向けて取り組みを進めてまいりたいと、このように考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

続いて、あさけプラザについてでございますが、古市議員には、かねてからあさけプラザについて格別ご熱心にご支援なりご助言を賜っておりまして、この席をかりて厚くお礼を申し上げたいと存じます。おかげさまで大変利用率も高いようでございますが、そのあさけプラザの職員の配置についてご質問をいただいたわけございまして、現在、あさけプラザ職員は、一般職4名、嘱託職員7名、臨時職員2名を配置し、管理運営に当たらせております。会館の性格上、大変職員の方にはお気の毒なのですが、日曜、祝日にも出勤をしていただいております、夜は9時まで交代で勤務をしていただいております。こういった施設の運営をいたしております、一応の成果を上げてきておりまして、大変私ども喜んでおるところでございます。

職員の適正配置につきましては、常に重要な問題として配慮をしているところでございまして、本年4月には管理職員の配置について見直しを行ったところでございますし、今後も職員配置については、業務の特殊性を考えまして、館の運営が適正に行われるよう配慮してまいりたいというふうと考えておりますので、この上とものご助言、ご支援を賜りたいと思いません。

○議長（川村幸善君） 市民部長。

〔市民部長（小畑廣次君）登壇〕

○市民部長（小畑廣次君） 第2点目の、四日市地域総合会館あさけプラザの問題についてご質問が4点ほどあったわけでございますが、今、助役の方から、職員配置の問題については申し上げておりますので、私の方から前段の3点についてお答えをいたしたいと思います。

あさけプラザの建設の経緯並びに施設の利用状況等につきましては、ただいまの質問の中に示されるとおりでございます。特に管理運営につきましては、非常に高い評価をしていただいております、恐縮をしておるところでございます。

まず第1点目の駐車場の拡張でございますが、現在、あさけプラザの駐車場は、ご承知のように、建物の南側に30台、北側に49台、さらにゲートボール場西側に47台の計126台がございまして、ホール、体育館におきまして大きな催しがございまして、運動広場を開放いたしまして対処をしているところでありますが、なおかつ路上への駐車があり、近隣住民の方々に迷惑をかけているのも現状でございます。ご指摘のように調整池の活用が考えられますが、北部地域の下水道計画が四、五年たちますと完全に開始をされることも聞いておりますし、それらの技術的な考え方と、さらに時間的な問題を含めまして、今後、今、古市議員がご提案をされましたことについても含めて検討したいと考えておるところでございます。

次に、2点目の事務所、集会所等の増設の問題でございますが、若干内容を申し上げますと、集会室につきましては33畳、ステージの板間が9畳ございまして、特に高齢者の皆さんには、カラオケを主体として利用されているところでございますが、第1、第2水曜日には教養講座、あるいは第3、第4水曜日は健康講座という形で開催しております、この集会室は年間1万9,500人、1日当たり約70人程度の利用がございまして、しかし、今申し上げましたように、カラオケを主体として、この教養講座もそこへ併設をしておるわけでございますから、当然、例えば囲碁だとか談話等の利用につきましては、カラオケとの同居につきましては、難があらうと思っております。したがって、今ご指摘のように、利用者から増設の要望も出されているところでございます。

また、機能回復訓練室につきましても、医療器具、健康器具が12種類設置をされておりますが、特にこれも老人の方々からマッサージ機に人気

集まっております、順番待ちをしているところでございます。このように台数なりあるいは機種を増やすことが住民の要望にこたえていくことだと思っておりますが、やはりスペースがネックになっていることも事実でございます。

次に、事務所の件でございますが、これもご指摘のように、事務所と管理室を含めて約60㎡で、会計執務の端末機器等も別室に設置をしているような状態でございます、一貫した事務処理に多少の不便を感じているところでございます。また、利用者の対応についても、談話スペースもなく、ご指摘のとおりであります。

さらに3点目のロビー照明改善につきましても、同会館のロビーは270㎡ほどありまして、高さが6.3mと自然採光も非常に少なく、一部照明をつけているところでございますが、利用者の一部から暗いという指摘もいただいているのは、これも事実でございます。天井が高いとか、あるいは天井の色が濃い茶色になって色を吸収する等々もございます。したがって、正面の入り口付近も含めて電球のワット数を上げるとか、あるいはご指摘のように明るい材料で加工するとかいうことが考えられるところであります。したがって、今申し上げました2点目、3点目のことにつきましては、ご質問の趣旨は十分理解するところでございまして、前向きに調査、検討してまいりたいと考えておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

○議長（川村幸善君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） 垂坂平津線と近鉄富洲原駅西口の設置のご質問にお答え申し上げます。

まず垂坂平津線につきましてでございますが、これは県道員弁四日市線から南、北部墓地公園までの延長1,146m、幅員8mから10mでございます。これを全体事業費約4億円の計画で、昭和55年度を初年度といたしま

して事業を開始したわけでございます。測量、調査、用地買収をいたしてまいりました。このうち、富田山城線以北の区間につきましては、市開発公社により昭和58年から59年に用地買収を進め、昭和61年から工事に着手いたしまして、平成2年度に下層路盤までの道路改良事業を終え、引き続き本年度舗装事業の採択を受けまして、供用を開始すべく8月下旬に舗装業者の決定をいたしたところでございます。ご質問の未舗装のままの供用でございますが、これは砂利道のままで交通開放いたしますと、交通量の増大によります維持管理が非常に難しくなってしまうし、また交通安全上の危険となりますので、新設道路区間につきましては、舗装工事が完了してから供用を開始するのが通常でございますので、私どもこの舗装工事が完了した後、供用することにいたしておるわけでございます。ご指摘ございましたように、昭和55年から今日まで12年間の長きにわたりまして期間を要した理由の一つに、県の道路公社との協議がございまして、富田山城線への平面タッチにつきましては、過去協議を重ねておる中で、基本的には有料道路の利用者が大きく減少するおそれがある。したがって、この解決策として料金所を垂坂平津線より東へ移設するか、また垂坂平津線の進入入り口へ新しく料金所を設けるといふような条件が打ち出されてまいったわけでございます。また、そのほかにも垂坂平津線が富田山城線を立体交差するならば、よいというふうな見解も示してまいりました。しかし、本市といたしましては、この垂坂平津線周辺地域の活性化にはもちろん、周辺道路の交通渋滞解消、またハイテク工業団地への進入道路となる垂坂平津線の本来の道路計画に整合できないこともございまして、富田山城線の無料化が唯一の解決策と考え、再三にわたり県当局並びに県道路公社、建設省へ今日まで無料化を要請してまいりましたが、無料化までにはなお時間を要することから、周辺の道路事情を踏まえまして、今回、垂坂平津線の富田山城線への接続許可を得る方向で事業を進めてまいったわけでございます。その結果、法的な手続きとして、すなわち道路整備特別措

置法では、道路管理者、本線の場合は三重県でございますが、これの富田山城線と交差を得るには、県議会の同意が必要であるという決めになっておるわけでございます。そのことから三重県議会の9月定例会におきまして、平面交差の同意の議案を上程していただくことになり、議決後は引き続き建設大臣に申請し、許可を得る見通しとなりました。したがって、現在富田山城線以北につきましては、ご指摘ございましたが、本年11月初め供用できるよう舗装工事を進めてまいる所存でございます。

なお、平面交差によりまして有料道路料金収入が減収となった場合、本市が補てんすることはやむを得ないという判断もいたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。いずれにいたしましても、ご指摘ございましたように、垂坂平津線道路改良計画の段階でこのような問題は解決すべきところでございます。今日まで解決ができなかったことについて深くおわび申し上げますとともに、今後道路計画の際、このようなことのないように十分注意を払って取り組んでまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、近鉄富洲原駅西口の設置についてでございますが、ご指摘のように、近鉄富洲原駅は、県立川越高校の通学生が多数利用していますし、富洲原、大矢知地区の住民の皆様も多く利用しています。現在、近くに大型の団地計画あるいは港湾の拡張計画があることから、今後利用者が大幅に増えるものというふうに予想されます。川越町ご当局は、駅の西側に新しく改札口を設けるよう近鉄に陳情を行っておりますが、近鉄は現在の1日7,270人の乗降客からして、鉄道側の費用で駅舎を設けることはできない。あるいは新しく西側に改札口を設けることは、人件費の増大につながる。また、これらの費用をどのように負担してくれるのかというふうなことで、近鉄側は難色を示しているというふうに聞き及んでおるわけでございます。

なお、この件につきましては、川越町から平成2年4月20日付で本市に協力の依頼がまいっております。川越町におきましては、平成4年度に緊

急住宅地関連特定施設整備事業としての国の補助を受けまして、近鉄富洲原駅西地域の開発及び公共施設の整備を目的とした調査を実施して、町政の重要課題として積極的に取り組んでいく方針を示しております。近鉄富洲原駅西口の開設は、本市、特に大矢知地区の松寺、蒔田町の利用者の方にとって非常に便利になること、また駅西の開発、近鉄線山側の発展の大きなインパクトになると予想されます。現在、富洲原駅は川越町地内ということから、事業主体は川越町になろうかと存じますが、この事業実施に当たりまして、本市としても支援し協力してまいる所存でございます。

○議長（川村幸善君） 古市元一君。

○古市元一君 ご答弁ありがとうございます。

持ち時間もあと10分程度しかございませんので簡単に申し上げますけれども、1問目の人事院勧告につきましては、大体人事院勧告が完全実施をされるという見通しに立って、その線に沿って四日市市の職員の給与改定も進めていきたい。特に臨時職員なり嘱託職員については、十分配慮をして進めていきたいというふうにおっしゃってみえたというふうに理解をいたしますのでそれで結構でございますが、特に忘れてならないことは、この完全週休二日制実施に当たりまして、市の職員各位がオーバーワークにならないように十分ご配慮をいただき、今後職員組合と十分な詰めをしていただきますことを希望いたしておきます。

なお、2点目のあさけプラザにつきましては、片岡助役から私に対して若干のおほめの言葉がございましたので、人情からめば弱くなるという言葉のとおり、これ以上の追求はやめさせていただきますけれども、市民部長がおっしゃったように、私の提案に対して大体ご理解をいただいたというふうに解釈をいたします。ただ、願わくば、理解が単なる理解で終わることなく、その理解を明日から実施の方向に持っていただきたいと思います。

3点目の垂坂平津線については、温厚な加藤助役、大変ガラス張りとお申

しますか、工事のおくれた要因が、道路公社のいわゆるゲートの収益に関するものが大きな要因であるというふうにおっしゃられましたので、工事のおくれにつきましてはこれ以上追求はいたしませんけれども、あなたがおっしゃった答弁の中、これは私の聞き間違いならいさぎよく撤回はいたしますけれども、2点ほどどうしてもただしておかなければならない点がございまして。その1点は、垂坂平津線が平面交差することによるいわゆる有料道路料金所を迂回する車両相当数に対する減収分があれば、市が補てんをすることもやむを得ないと判断をしておりますので、ご理解を願いたいという言葉があったように私は思っておるわけなんです、これは一体どういうことでしょうか。垂坂平津線が供用開始をしたから、ゲートを通る車が何台減ったかという算定は、何を基準にするのでしょうか。今、国会で問題となっておるところの、株価が下がった、それに対して一部の企業なりあるいは商社に対して、それを補てんしなきゃならぬという問題が大きくクローズアップされております。事柄はこれは違いますよ。ところが、その本質は何か一貫したようなことがあるというふうに解釈されます。なぜ公社の減益分を市が補てんしなきゃならぬか、この点についても一度答弁を願います。

それから、いま1点は、工事のおくれは道路公社に起因しておると。これはこういうことをほっておいたならば、垂坂平津線は一応理解したといたしましても、四日市市の道路行政がおくれていく要因になる。その基本的なものは、今、中央集権政治から地方分権政治へどうしてもやっていかなければならぬという、全国各自治体のこれは悲痛な叫びなんです。ところが、この現象は、中央集権政治の悪いあらわれの如実たるものであると、私は言わざるを得ないと思います。この点に対する理事者の対応は、これからどうされようとしていくのか、その点に対してが1点。

それからいま1点は、答弁の中にはなかったけれども、垂坂平津線が供用開始をしたときに、当然考えなければならぬことは安全性であります。

富田山城線との交差、それから員弁四日市線との交差に信号機は一体つけるのか、つけないのか、こういう点は答弁の中になかったけれども、当然信号機をつけなければ、これは垂坂平津線へ員弁四日市線から進入するにしても、逆に出てくるにしても、富田山城線を交差するにも、決して私は安全な出入りはできないというふうに考えます。この点に対するお考え、以上3点、もう一度ご答弁を願いたいと思います。

4点目の近鉄富洲原駅につきましては、初めてこの議会で取り上げた問題でもございまして、今後前向きな姿勢でもって、近鉄なり、あるいは県、あるいは川越町と相談をしてやっていくというご答弁と理解をいたしますので、よろしく前向きな姿勢で取り組んでいただきますことを要望いたします。ただ、この3点目についての再質問をいたします。ご答弁願います。

○議長（川村幸善君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） 1点目の料金収入が減った場合、減収の場合の補てんでございまして、現在、県道員弁四日市線からほとんどの車が出ておりました、これが垂坂平津線が接続いたしましたとしても、現在、員弁四日市線に逃げておる車がそのまま垂坂平津線の方へ行くわけでございまして、大きな減収はないであろうというふうに私は踏んでおるわけでございまして、これにつきましても有料道路の性格から、減収した場合についてはどうしても補てんしてほしいという条項かございまして、やむなくこれに同意をしたという格好でございまして。

それから、もう1点目の地方分権の話が今、出たわけでございまして。今回のような問題、特に県道と市道との交差にまで中央省庁の許可が必要であるというふうなことは、非常に私ども地方都市、地方の活性化にとって問題があるかと思っております。第三次の行革審の中の第一次答申の中でも、地方自治体にできる限り権限を委譲せよというふうに言っておるわけでございまして。やはり行きつくところは地方分権ということになるじゃないかというふうに思いますので、議会当局におかれましても、このような方向

でご支援を賜りたいというふうに思います。

それから、信号機の問題でございます。これにつきましては公安委員会におきまして、富田山城線との交差点には、この供用開始に合わせまして設置をしていただくことになっております。しかし、北側の県道員弁四日市線との交差点の信号機については、今後早い時期に設置するよう要望いたしておるわけですが、その間、公安委員会からの指導によりまして、路面表示等の規則によってこれを対処していきたいというふうにごえておるわけでございます。

○議長（川村幸善君） 古市元一君。

○古市元一君 時間がないので簡単をお願いいたします。ぜひ、3点目のゲートを避ける車の市の補てんについては納得できないので、今後建設常任委員会等で十分ご議論を願いたいと思います。

なお、信号機の問題につきましては、富田山城線との交差にはつけるけれども、員弁四日市線への交差はつけない。あるいはこれから検討していくというふうになっておりますけれども、今、垂坂平津線ができた場合に員弁四日市線から入る車は相当数あると思いますし、また出てくる車もあると思いますので、大体悲惨な事故が起きなければそういう信号機をつけないという風潮が強うございますが、そういうことがない前に、両方とも、富田山城線との平面交差も、員弁四日市線との交差もぜひ信号機をつけて、安全通行ができることをぜひお願いいたします。

以上をもって質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 暫時、休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時15分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 質問通告に基づいてお尋ねをいたします。

第1点は、国民健康保険の問題についてであります。

ご存じのように、国民健康保険は、他の保険と比較して保険料は高く、給付内容が悪く、加入者からはその改善について強く要求が出されているところでございます。全国的にも、毎年の保険料の値上げで大幅な黒字を出し、それを基金としてため込んでいる地方自治体がある中で、四日市では、皆さんの努力で健全に運営されていると、そういう点については敬意を表するものでございます。

しかし、全国的にも言われている、国民健康保険料が高過ぎて払えない、こういう問題が生じておりますし、その問題は四日市でもあるわけでございます。しかも、保険料の未納者、滞納者には被保険者証が取り上げられ、被保険者資格証明書が発行されて、医者にかかるときには全額負担、こういう状況でございます。そういった点では、財政的にも苦しい中で、全額負担をさせられると、その点はその加入者にとっても大変な負担になっているわけでございます。

そこで、四日市では、この資格証明書の発行件数が一体何件あるのか。あるいは、被保険者に被保険者証が渡っていない件数が何件あるのか。また、それとかかわって、国民健康保険の保険料の収納率について、一体どれだけ下がっているのか。あわせて国民健康保険料の他市との比較、あるいは市の一般会計からの1人当たりの繰り入れ額の比較についてもお尋ねをしたいと思うわけでございます。収納率の低下と、それに伴い資格証明書の発行増加、これについても関連をしていると思います。その原因について、どう考え、どう対処されようとしているのかもお尋ねをしたいと思っております。

国民健康保険料がこれほど市民生活に大きいのしかかっている原因は、国が自治体に対しての国庫負担率を従来の45%から38.5%、大幅に削減し

たことにあります。市長は、市民の医療と生活を守るためにも、国に対して国庫負担率をもとに戻すことを強く働きかけると同時に、来年度の国民健康保険料は引き上げるべきではないと思いますが、いかがお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

また、国民健康保険に加入されている皆さん方の健康を守るためにも、いろんな取り組みがなされております。今、コンピュータドックが行われ、市民への問診を行い、その回答によって診断を知らせているようでございますが、質問の内容等からいっても、回答者は対象者の60%ぐらいしかない、あるいはその対象者自身も年齢別に行われているという点で、大変不十分ではないかと思うわけでございます。実際にこのコンピュータドックによってどれほど保健予防の面で効果が上がっているのか、お尋ねをしたいと思います。

社会保険や、あるいは組合健保においては定期的に健康診断を行い、早期発見、早期治療が行われているわけでございますが、国民健康保険の場合は健康診断が行われておりません。そういう点で、健康診断を実施して市民の健康を守ると同時に、早期発見、早期治療を行う。そのことによって医療費の抑制、それに伴う保険料の抑制ができるのではないかと思います。ぜひこの国民健康保険加入者に健康診断を実現をさせていただきたいと思うわけでございますが、どのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

あるいは自営業者の皆さん方から話を聞くわけですが、体の調子が悪い。そう思いながら、仕事の忙しさについつい病院へ行くのがおくれでお亡くなりになった。そういう悲しい状況も、お話を聞いているわけでございまして、そういう点ではまさに人間ドックを実現させて、補助金を出し、個人負担を軽くして市民の健康を守ることが必要だと思っております。過去には、人間ドックを国保で補助を出して実施した時期もありますし、市長はどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

ます。

次に、国民健康保険での給付内容の改善についてお尋ねをしたいと思います。

助産費と葬祭費について、現在四日市では助産費13万円、葬祭費3万円となっておりますが、社会保険の給付においては、最低でも助産費20万円、葬祭費10万円となっております。他市では、助産費の高いところでは18万円、葬祭費についても7万円のところがあるとお聞きしております。四日市でもぜひ助産費と葬祭費の給付内容の改善を図っていただきたい。市長のお考えをお尋ねをしたいと思います。

第2点目は、国連障害者の10年の最終年に当たってについてであります。

国際連合は、1981年の国際障害者年に引き続いて1982年、障害者に関する世界行動計画を定めて、1983年から1992年までの期間を国連障害者の10年と宣言をいたしました。

日本においては、昭和57年3月に障害者対策に関する長期計画が策定され、さらに昭和62年6月には障害者対策に関する長期計画後期重点施策が策定をされました。この後期重点施策においては、当初の長期計画の五つの部門を拡充、分化をし、啓発広報、保健医療、教育育成、雇用就業、福祉、生活環境、スポーツレクリエーション及び文化施策の推進、国際協力の推進の八つの部門に分けて、基本的方向と今後の重点施策を掲げて取り組んでまいりました。

四日市でも、総合計画基本構想に基づき、第5次基本計画により施策と事業が決められ、取り組まれておりますが、いよいよ来年度は最終年に当たります。もちろん、その行事が10年で終わりということであってはならないわけでございますが、過去8年、9年の取り組みを振り返り、一体何が不足していたのか明らかにしながら、最終年にふさわしい取り組みを強めなければならないと思いますが、どのように進めようと思われているのか、お尋ねをしたいと思います。

障害者問題で最も大切なことは、早期発見、早期治療を行い、障害者を少しでも出さない、あるいは軽くする、そのことが大事だと言われておりますが、四日市ではこの点についてどう取り組まれ、進んできたのか、お尋ねをしたいと思うわけでございます。

また、四日市では、身体障害者 5,310人、精神薄弱者 770人の方が見えますが、障害者の問題は、障害の程度が人それぞれ違い、対応もまた違ってきているわけでございます。市長はよく福祉はトータルで見てくれと言われてますが、個々の施策の充実がなければ、トータルでも評価できないのではないのでしょうか。結局、広く浅くということで、その対策が不十分になっていくと思います。そういう点では、この障害者の問題、トータルだけでなく、個々の施策の充実も必要でございまして、そういった点でのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（川村幸善君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 国民健康保険問題についてお答え申し上げます。

まず、保険料の県内他の都市との比較でございまして、本市におきましては、従来から国民健康保険被保険者には高齢者や低所得者が多いという点を十分配慮いたしまして、多額の繰り入れを行いました結果、保険料の値上げを抑制することができましたので、保険料は、平成元年度は県下13市中2番目でしたが、平成2年度では5番目、平成3年度では7番目と、順位が下がってきております。現在四日市市の1人当たりの保険料は6万7,566円でございます。

それから、一般会計繰入金につきましても、平成2年度、平成3年度と引き続き繰入金を増額いたしまして、被保険者1人当たりの繰り入れ金額は、13市中1番となっておりまして、本市の保険料は、よその市と比較しても高いものではないと考えております。

それから、資格証明書の件でございまして、8月末で716件でございまして。この原因につきましては、四日市の場合は人口の移動が非常に多いということもございまして、こちらから保険料を滞納している方に手紙なり電話でいろいろ連絡申し上げても、なかなか連絡がないという方、あるいは訪問いたしましても留守ということで、お住まいになっていないのではないかという方がたくさんおられるということが、一番大きな原因ではないかと思っております。

しかし、資格証明書を発行いたしましても、ご連絡いただいた方にはいろいろお話を聞きまして、実態的には、発行した方の半分ぐらいはもう一遍被保険者証を交付するというところでございまして、その方々の事情によって柔軟に対応しているという状況でございまして。

それから収納率でございまして、平成2年度で95.08%でございまして。それから1人当たりの一般会計の繰入金金額でございまして、7,662円でございまして、これは県下で1番でございまして。2番目が桑名市の5,972円でございまして。

それから、健康診断の件でございまして、昭和59年度からコンピュータドックを実施してまいりましたが、この検診は1人1人の生活習慣や健康状態を調査して、その人が必要とする健康づくりの情報を提供いたしまして、マン・ツー・マンによるカウンセリングを実施したのと同じ効果が得られるという意味で、人々の健康意識の増進を図るということにすぐれておりますが、人間ドックなどのように直接検診を実施して早期発見、早期治療につなげるということは、今後の保健施設事業を推進していく上でも重要なものであると考えられますので、関係機関と調整を図りながら、積極的に検討してまいりたいと存じます。

このコンピュータドックの対象者は、平成3年度で大体5,600人ほどでございまして。

最後に、助産費、葬祭費の支給費の引き上げにつきましては、今後、国

民健康保険運営協議会のご意見を承りながら検討してまいりたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 片岡助役。

〔助役（片岡一三君）登壇〕

○助役（片岡一三君） 国際障害者の10年の最終年に当たってについてお答えをいたします。

本市がこれまで障害者対策をどう進めてきたのか、また今後どのように取り組んでいくのかと、こういったご質問をちょうだいしたわけですが、各部局にわたっておりますので、総括して、私がまずご答弁を申し上げたいと存じます。

昭和56年の国際障害者年を契機といたしまして、障害者の社会への完全参加と平等という基本理念の実現に向けた障害者対策の推進が求められたところをごいまして、本市におきましては、昭和55年に市議会、関係行政機関、企業等雇用関係団体、学識経験者、社会福祉団体及び障害者団体等の参加を得まして、四日市市国際障害者年推進協議会を設置いたしました。そこで、障害者の方の社会参加推進のための諸課題についてご検討をいただきまして、その具体的な施策の実現に努めてきたところでございます。それらの施策のうち、主な分野でございます教育、保健、福祉、就労について、それぞれお答えをいたしたいと思っております。

まず教育でございますが、障害者に対する正しい理解や認識を深めるために、学校におきましては、国際障害者年を契機に作成いたしました福祉読本「心のふれあい」を活用して指導をしております。また、毎年福祉協力校を指定いたしまして、精神薄弱児施設や養護学校との交流を進めてきております。また、障害児学級の増設を県に働きかけまして、年々その拡充を図ってきておるところでございます。障害児と健常児の交流の機会も増えてきております。さらに、指導教諭の増員や、施設設備の改善など障害児教育の推進に努めておりますが、まだまだ十分とは言えず、さらにそ

の充実を目指していきたいというふうにご考えておるところでございます。

次に、保健福祉でございますが、障害児につきましては、ご指摘いただきましたように、乳幼児の間に早期に発見をいたしまして、必要な治療や指導、訓練をして、早期に療育することが最も重要でございます。

このため、1歳半児の健診には個人通知をするなどいたしまして、受診率の向上に努めましたところ、受診率は、昭和56年度55.4%が、平成2年度には94.6%に達しました。さらに、受診漏れの防止に努めて、早期発見を図っていききたいというふうにご考えておるところでございます。

早期療育の充実につきましては、専門指導員等による指導体制を充実することが重要であると、こういう観点から、あけぼの学園に、昭和58年に心理判定員、昭和62年に理学療法士及び言語訓練士を配置するとともに、保育園では障害児の受け入れを推進いたしてございまして、昭和56年度73名が、現在107名に増えてきております。

障害者の保健対策といたしましては、老人保健法に基づく寝たきり者に対する訪問診査や、保健センターを開設をいたしまして、機能の訓練、訪問リハビリ等の事業を実施してまいったところでございます。

また、障害者の福祉対策といたしましては、障害者の住宅を改造するための重度障害者住宅改造費補助事業を、社会参加を促進するために心身障害者タクシー料金助成事業、また、ガイドヘルパー派遣事業等を創設いたしてございまして、障害者の方々の在宅志向にこたえる在宅福祉施策の充実を図ってまいったところでございます。

さらに、在宅生活を支援すると、こういうことから、精神薄弱者通所更生施設の「たんぼぼ」や、障害者福祉センターを整備いたしました。今後もこれらの事業や施設のより効果的な運営を図っていききたいというふうにご考えておりますので、ご理解とご支援を賜りたいと思っております。

また、障害者の社会参加を阻害している社会環境の整備が必要でございますので、昭和49年以降、身体障害者モデル都市として国の指定を受けて

おりまして、点字ブロックの布設や歩道の段差切り下げ、盲人用信号機の設置等の整備に努めておるところでございます。昭和54年には福祉環境整備指導要綱を定めまして、民間における建築物等にも福祉的な配慮を求めて、障害者の方にも住みよいまちづくりを進めてまいりました。環境の整備は、高齢者の方にとっても重要でございますので、今後ともより一層民間の方々との協力を求めながら、その推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、障害者の雇用問題でございますが、まず、障害者の雇用率につきましては、昭和56年当時は全国1.18%、四日市管内1.37%、四日市市役所は1.89%でございましたが、平成2年におきましては、全国1.32%、四日市管内1.30%、本市が2.53%でございます。

雇用対策につきましては、四日市公共職業安定所や四日市雇用対策協議会と連携をいたしまして、事業主への啓発や助成制度の周知等に努め、障害者の方の雇用機会の拡大に努力をしております。具体的には、毎年4回、障害者、中高齢者の求職者情報を1,300社の企業に配布をいたしまして、障害者の雇用促進を図るとともに、障害者雇用優良事業所表彰というのを実施をいたしておりますし、また、新規就職障害者激励会を開催いたしまして、障害者の方の勤労意欲の向上や職場の定着に努めておるところでございますが、今後とも関係諸機関と連携を密にいたしまして、障害者の雇用機会の創出、事業主への啓発等、施策の充実に努力をしております。

なお、一般雇用が困難な障害者につきましては、通所授産施設や小規模授産施設などの福祉的就労の場を提供してまいったところございまして、昭和56年には通所授産施設のみが1カ所でありましたが、現在では3カ所に、小規模授産施設が9カ所となっております。今後につきましては、施設の数を一層増やしていきたいというふうに考えておりますし、既存施設については授産科目の充実、適正な運営を推進してまいりたいと考えてお

るところでございます。

以上、各部局におけるこれまでの取り組みと今後の方針について申し上げますが、私どもといたしましては、現在進めている施策も含めまして、なお一層の努力をしていきたいというふうに考えておりますので、ご支援、ご指導をお願いいたしたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 佐野光信君。

○佐野光信君 答弁いただいたわけですが、障害者の問題、先日も障害児をお持ちのお母さんとお話をしたことがあるわけですが、その中でお母さん方がおっしゃってみえたのは、2歳になるまで自分の子供が障害児であると、このことを知らなかった、こういうことをおっしゃるわけですね。そういう点では、1歳半の健診、これではまさに遅過ぎる。かねてより私どもが主張しておりましたように、大津市並みの、お母さんのおなかにいるときからの検査体制、障害児を早期に発見し、早期に治療していく、こういう体制をぜひとも整備していただきたいと思っておりますが、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから小規模授産所、無認可のところもあるわけですが、この話によりますと、補助金が大変少ない。どうやって運営していくのか。毎年2回、春や秋にはバザーをやって、そしてその収益を上げることによって小規模授産所の無認可の運営を続けている。こういうお話も聞いているわけです。そういう点では、そういうところへの補助金をもっと大幅に増やしていく、その点について、片岡助役、お答えをいただきたいと思っております。

それから、人間ドックについては検討していただくということでございますので、あるいは葬祭費や助産費についても、協議会でひとつ審議をいただいで、大いに引き上げる方に、部長みずから引き上げの方針を出さずに検討してくださいでは、これは上がらないんですから、ぜひともこれは引き上げるということで、予算化して出していただきたい、これを期待

しておきたいと思います。

あわせて、人間ドックと同時に、国保加入者の健康診断、これもできたら定期的に行えるように、実現していただきたいと思うわけです。このコンピュータドック対象者が5,000人か6,000人ということでお話があったんですけども、国保加入者というのは7万人からおるんですね。結局35歳から39歳とか、いろいろ年齢を制限するんですから、対象者はだんだん少なくなる。どうせやるなら、毎年1遍、2年に1遍、全員にコンピュータドックをやる。やっぱり病気というのは、1度来たら来ないという問題ではないですし、常日ごろ検査をしていかなきゃならない。そう思います。ぜひともこれは実現をしていく。そのこと自身が、健康を守って、営業と暮らしを続けることができるであろうし、そのことによって医療費の高騰を抑えて、保険料そのものも抑えることができるわけです。ですから、国民健康保険でも、保健予防活動は保健衛生課だ、こんなことではなく、ぜひとも国民健康保険でも実現していただきたいと、そのことについて、部長、答弁をお願いします。

○議長（川村幸善君） 環境部長。

○環境部長（鶴飼 滋君） 第1点目の乳幼児の健診の問題についてご質問がございましたが、ご承知のとおり、乳幼児の健診につきましては、母子保健法上、その実施主体を都道府県にしているわけでございまして、1歳6カ月については、これを市町村としておる。そういうふうになっておるわけでございます。したがって、今後とも保健所と十分連携をしながら、そういった乳幼児の健診体制等々の問題についてさらに努力をしてまいりたいと、こう思っておるわけでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（川村幸善君） 時間が参りましたので、佐野光信君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後2時46分休憩

午後2時58分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は、最初に消費税廃止のためにと題して質問したいと思います。

消費税が実施されてから2年半が経過しました。この間、本年5月に消費税法の一部改正が行われましたが、その実施時期である10月1日を目前にして、消費税が未転嫁となっている地方自治体の間で、その対応をめぐる議論が高まりつつあり、幾つかの自治体で消費税の転嫁措置がとられつつあります。

本市におきましても、去る6月の市議会定例会の一般質問で1人の議員から消費税転嫁の主張がなされ、これに対して市当局が、改正法が施行される10月をめどに対応を明らかにしたいとか、本市を取り巻く諸般の事情を勘案した上で転嫁の時期を求めていきたいなどと答え、消費税を転嫁する方針を明示したことにより、果たして市議会としてそのような市当局の方針を容認し、消費税転嫁の作業推進を許すのか、それとも、消費税転嫁でなく、廃止に向けて努力するのか、改めてその対応が問われることとなっていると思います。

消費税は、その反民主主義的な導入経過を初め、その内容においても欠陥だらけの希代の悪税であり、それだけに圧倒的な国民の反発を受け、消費税導入を強行した自民党自身その直後から見直しを言い出し、導入1年後の国会に見直し法案を野党の廃止法案に対抗して提出せざるを得なかったわけであります。その2カ月後の総選挙でも、消費税の抜本見直しを公約しなければならなかったのであります。

ちなみに、その自民党の公約を自民党発行の法定ピラで見ますと、こういうことが書かれております。「自民党の消費税見直し案は責任が持てる現実的な案です。消費税は優先して福祉に充当します。食料品小売段階は非課税にします。毎月のお家賃は非課税にします。子供たちの教育費を非課税にします。出産の費用を非課税にします。火葬料、埋葬料を非課税にします。社会福祉事業費を非課税にします。家計簿にはっきりと出る見直しです」などと書かれていたのであります。なお、この自民党の消費税見直し案の減税額は、食料品の税率を1.5%に軽減する。食料品の小売段階非課税、この分で9,870億円、家賃など7項目非課税で1,480億円、合計で1兆1,350億円となっていたのであります。

この選挙で自民党は過半数を獲得しましたが、しかし、自民党はこれまでに選挙時の消費税見直しの減税公約の中で実施に応じたものは、本年5月の、いわゆる緊急是正としての消費税法の一部改正で、消費税の減税としては家賃など7項目を非課税品目に加えただけであり、金額にして約1,480億円にすぎません。飲食料品の小売段階非課税等の取り扱い、税制問題等に関する両院合同協議会で本年10月をめどに協議を続けることにしたまま、いまだ何らの協議もせず、せめて生活必需品の非課税をという圧倒的な国民の願いを踏みにじっております。

このように消費税は、本年5月の消費税法の一部改正のような極めて部分的な逆進性の是正では、毎日の国民生活の隅々から税金を取り立てて暮らしを圧迫し、中でも社会的弱者や中小事業者の税負担が重い悪税であることに変わりはありません。

また、消費税法の一部改正では、いわゆる運用益や益税の是正措置も講じられたのでありますが、これによって運用益や益税問題が解消することにならないことは、自民党政府、大蔵省自体が認めているところであります。この面でも、依然として欠陥消費税法であるばかりでなく、消費税を転嫁できない多くの小売業者にとっては、損税として重い税負担を強いら

れることとなったのであります。

消費税導入当時から、自民党は「消費税は小さく産んで大きく育てる」とか言い、自民党の税制改革推進本部長でもあった渡辺美智雄氏のごときは、消費税収を毎年増え続ける軍事費に充当するために、税率を引き上げる議論が出てくるのは当然などと公言したわけではありますが、湾岸戦争の過程で、その戦費支援を消費税率アップで賄えという主張が、自民党や財界などから強く出されてまいりましたし、PKO参加など国際貢献策の具体化とかかわって、消費税の税率の引き上げも狙上に上がってきかねない状況であります。消費税は、税率を1%引き上げるだけで2兆円もの大增税となるのであります。

一部に、消費税は2年半の実施を経過して定着したとか、改正消費税法が成立したことは、消費税そのものが認められ、一応の決着を見たということだと主張する論者がありますが、大多数の国民、市民は決してそうは思っていないどころか、欠陥だらけの悪税を毎日毎日、消費とサービスを受けるたびごとにいや応なく取られること。1円でもなければ買い物ができない現実に対する怒りと、さらに税率引き上げによる一層の大增税の動きに不安を募らせ、消費税の廃止を強く求めるとともに、せめて生活必需品は非課税とする是正措置を緊急に講じるべきだというのが、真実の国民、市民の声であります。

実際に自民党が公約した、少なくとも食料品の小売段階非課税等の取り扱い、税制合同協で本年10月をめどに協議を続けることを確認しているのであり、その減税規模は9,870億円と言われるこの是正措置を講じないで一応の決着を見たなどということは、事実を見ない暴論だと思えます。

ましてこうした消費税定着・決着、あるいは法律で決まっているから当然などという理由をもって、これまで欠陥だらけの悪税ゆえに、強い住民の反消費税の声をを入れて消費税の転嫁を控えてきた地方自治体が、このと

ころ相次いで消費税を転嫁していることは全く不当であり、自己矛盾も甚しいと言わなければなりません。このことは、消費税が地方行政と財政にいかにか大きな打撃となっているか、また、そのために住民の福祉など暮らしを守る施策が犠牲となっているかを見れば明らかであります。

私どもは、消費税はあくまで廃止するよう主張し、そのための運動強化に努めておりますが、同時に、飲食料品を初め衣料、それから医療、福祉、教育、公共料金、入場料などを含めたすべての生活必需品・関連サービスのゼロ税率による完全非課税化など3項目からなる緊急措置を提起して、その実現のために奮闘しておるところであります。

去る3日には、我が党の税制合同協委員である金子満広、正森成二両衆議院議員らから、税制合同協の小淵恵三会長に、食料品の取り扱いなどについての協議再開を申し入れたのであります。

今、地方自治体にとってもこれらの実現にこそ努力すべきであって、不当な消費税の転嫁に動くべきではないと思います。しかし、残念なことは、本市の場合も、冒頭に述べましたように、6月の定例市議会で、市当局が議員の質問に答える形で転嫁する方針を明らかにしたのであります。これは、私はどうしても納得できないのであります。

そこで私は、今回の私の一般質問の機会を通して、市長に改めて消費税廃止とともに、市民の差し迫った切実な願いである飲食料品を初め、生活必需品・関連サービスの完全非課税化のための緊急是正措置の実施、そのための税制合同協の協議の即時再開を、政府自民党はもとより、関係者・団体に働きかけること、本市における消費税転嫁は引き続き行わないように決断されるよう求めるものであります。市長のお考えはいかがでしょう、お伺いをいたします。

次に、老人性白内障患者の眼内レンズ挿入手術に対する健康保険適用と市費助成の実施を求めて質問します。

この問題は、去る3月定例会における一般質問で我が党の水野和子議員

が取り上げて、市当局の対応をただしたところであり、この半年の間にもこの運動は全国的に急速に広がり、自治体首長の国に対する意見書提出、地方議会での同請願や意見書の採択、さらに自治体独自の助成措置を講じることも増えています。近くでは津市、岡崎市が10月から、また愛知県は来年度から実施することを明らかにしました。本市でも、市民から今議会に提出されたわけでありましたが、ぜひ採択されるよう、紹介議員の1人としてご協力をお願いするものであります。

ところで、市当局は、その後この問題とどのように取り組み、今後どのように対応するお考えか、お尋ねをいたします。

3番目に、JR四日市駅貨物ヤードの移転先についての問題であります。

JR四日市駅周辺活性化のために、JR四日市駅に存在する貨物ヤードを中心に、新たな都市開発を展開するというので、新都市拠点整備事業、連続立体高差事業の導入が計画されております。この事業推進は、貨物ヤードの移転が前提となっており、この移転先をどうするかが問題であります。しかし、市は、既に62年度に三菱総研に委託して行った調査の報告書に、現況の評価項目によると、霞ヶ浦地区が最も望ましく、移転先は霞ヶ浦地区として考えることとするとあるとおり、霞ヶ浦地区への移転に向けた用地取得を平成2年度に土地開発公社に委託して一部買収も実行するなど、既成事実を積み上げております。私は、これにどうしても納得できません。

この問題については、平成2年6月定例議会で、市開発公社の経営状況報告に対する質疑の場で橋本茂議員が取り上げたところであり、そのとき、あるいはその他の場でも、市当局は、霞ヶ浦は有力な候補地だが、必ずしも確定していることではないということで、こう言っておきながら、今申し上げたように、開発公社に7万㎡、約10億円の用地買収を委託するという、大変むちゃなやり方がなされているわけでございます。実際に移転時期がいつになるか全く不明と言ってもいい中でこうしたことをやられること、納得できません。

三菱総研の報告書では、現況評価項目によると、霞ヶ浦地区が最も望ましく、移転先は霞ヶ浦とするとありますけれども、この評価項目、それ自身が非常に不十分なものであります。例えば接道条件において、霞ヶ浦においては国道23号に接続し、幅員も27mあるから良好だ。これが一つの大きな決定的要因にもなっているというのであります。現実の国道23号、国道1号、その周辺の道路の既に容量を超えた大変な交通渋滞、混雑の状況があるわけで、これら国道23号、1号の問題解消というものもほど遠い先の話であります。

なぜ霞ヶ浦なのか。こういう点での根拠が非常に乏しいと思うのでございますし、さらには霞ヶ浦外3地区に限っての検討という、3地区以外に有効な場所はないのかどうか。こうした検討もなしに、3地区に限ってなされていることに大きな問題があると思うのでございます。

さらには住民との関係、過去に、やはり昭和40年代後半に霞ヶ浦地区への貨物ヤード移転の問題がございましたが、こぞっての反対があったことはご承知のとおりでございますし、この過去の経緯を踏まえると言いながら、そしてまた、関係地区住民の皆さん方の合意を得ることは重要だからと言いながら、実際には具体化の段階でということ、計画の事前に住民の意向を聞くという、こうした配慮は全くないわけでありまして。現に、地元関係者にはほとんど何も説明がなされていないわけでありまして。この際、抜本的な再検討を求めたいと思うのでございますが、いかがでしょうか。

さらに、こうした用地買収先行取得ということで、足元から追われるような形で、付近住民は大変今後の生活設計が成り立たないと、こういうことで怒りをあらわにしておられます。果たして新都市拠点整備事業、連続立体高差事業、その前提としての貨物ヤード移転が一体いつごろになるといふような段取りをしておみえになるのかも、この際明らかにしておいていただきたいと思っております。

最後に、垂坂公園内で民間業者に土取りされた土地をめぐる問題につい

ての質問であります。

私は、昨年の9月定例市議会で取り上げ、市当局に善処を求めたところでありまして、これが市の対応のまずさから、垂坂公園及び泊鵜線街路として都市計画決定済みの区域内の、しかも地元を初め、市民の長年にわたる念願がようやく実り、昭和63年度から着手されたところの垂坂公園の防災緑地緊急整備事業の施工場所と全く隣接したところの2万8,000㎡余りの土地で住宅団地開発絡みの大規模な土取り工事が、地権者とその委託を受けた民間業者によって、十分な安全策や被害防止策がとられないまま行われ、集中豪雨とかかわって付近住民に大きな被害を引き起こした問題であります。

市当局は、この問題の対応の一つとして、今後地権者の協力が得られれば、先行的にその土地を買収し、総合公園整備の中に生かしていきたいと答弁されました。その後、市土地開発公社に、隣接の土地とあわせて用地買収を委託されたということでございますけれども、その後の事態はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（川村幸善君） 財政部長。

〔財政部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○財政部長（佐々木龍夫君） 消費税についてでございますが、市長にご答弁をというお話でございましたけれども、財政部の方からご答弁を申し上げます。

消費税法は、非課税範囲の拡大等を内容といたします緊急是正法案が、お話のように、去る5月、第120通常国会におきまして成立したところでございます。ただ、食料品の取り扱いについては10月をめどに協議が続けられると、こういうことになっております。

したがって、私どもの方もそれを一応めどにして、今後の取り扱いを考えるということを前回の議会でご答弁申し上げたわけでございますが、全国的に見ますと、その後各自治体では、導入の手続が進められつつある

わけでございます。これは先回の改正法案が国会におきまして多数の賛成を得て議決されたこと、こういう背景や、それから国民の間に税制度として既に定着をしてきておると、こういうようなことからございまして、本市におきましても、制度の導入を図るべきことは、国全体から考えましても、税負担の平等性から当然のことでありまして、そういったことで、他の自治体においても、導入の時期、転嫁方法に若干の違いはあるものの、作業が進められておるところでございますので、そういうところをにらみながら進めていきたいと、そういうふうに考えておるわけでございます。

食料品につきましては、今申し上げましたように協議がなされているところではございますけれども、それに対する考え方、意見というのは、もう既に長い間にわたります協議の結果として、意見は出尽くしておるわけございまして、今後その協議会が持たれるならば、その中で見直しの検討の一つの与件としていろいろ協議をされてくるであろうと、そういうふうに考えておるわけございまして、その推移を、私どもとしては見守ってまいりたいと、そういうふうに思っているわけでございます。

それから、税の具体的な転嫁の時期ですとか方法につきましては、現在他都市の状況を把握いたしておるところございまして、そういうものを見ながら、最終的にどのようにするかということは、そういった他都市の状況を見ながら決めていきたいと、そういうふうに考えておる次第でございます。

○議長（川村幸善君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 老人性白内障患者の眼内レンズ挿入手術に対する健康保険適用と市費助成の実施についてお答えいたします。

本市における老人性白内障手術につきましては、市立四日市病院を初めといたしまして、四つの医療機関において、平成2年に約300件が実施されておりますが、うち80%の老人が眼内レンズを使用し、他の老人につき

ましては眼鏡及びコンタクトレンズの着用をしているのが現状でございます。

なお、手術の費用につきましては保険が適用されておりますが、レンズ代、レンズ着用に伴う薬剤、手技料等で約8万円から10万円が適用外となっております。適用外となっている費用の健康保険の適用につきましては、東海市長会を通じて全国市長会へ意見が出されておりました、全国市長会から国へ要望がなされておりますが、国といたしましては、中央社会保険医療協議会の意見を尊重しながら最終的な結論を出したいという意向でございます。本市といたしましては、国の動向を見ながら、健康保険適用を一層強く国へ働きかけていきたいと思っておりますので、市独自の助成は考えておりません。

○議長（川村幸善君） 計画推進部長。

〔計画推進部長（馬淵則昭君）登壇〕

○計画推進部長（馬淵則昭君） 今お尋ねのございましたJR四日市駅貨物ヤードの移転の件につきまして、お答えをさせていただきます。

ご高承のとおりでございますけれども、21世紀を展望した場合、本市を取り巻く第2名神自動車道とか中部新国際空港とか、リニアエクスプレスとか、いわゆる広域プロジェクト、また鈴鹿山麓研究学園都市構想、こういった大きな構想があるわけございまして、これらを結びつける都心部の果たす役割というのが非常に大きな位置づけになってきております。

そこで、都心部に位置するJR四日市駅周辺、ここにつきましては、今後とも商業機能の集積が進む近鉄四日市駅周辺地区とともに、駅周辺から港までは都市機能展開の可能性があると、非常に高いポテンシャルがあるということから、その地域の発展に非常に期待がかかっているわけでございます。

したがって、21世紀に向けて、本市の将来発展のために、高次都市機能を導入するということが非常に重要な事柄になってきております。ま

ずそのためには、魅力的な環境整備とあわせて、その高いポテンシャルを生かした中心的受け皿づくりをどのように整備していくかということが最も重要な課題になってきているわけでございます。

したがって、今、ご指摘もありました新都市拠点整備事業、この中におきまして、貨物ヤード跡地を効果的に利用した業務拠点の形成を図ろうということ。あるいはそこに民間開発等を導入しよう。あるいはまた、都市基盤整備としては、まだ中間段階ではございますけれども、都市軸を形成しよう、あるいは公共交通軸、シンボル軸として中央通りの延伸も考えていこうというようなことが、この新都市拠点整備事業の委員会の中で検討されております。特にまた、その整備効果を最大限に発揮させるためには、JR関西本線や国道23号の立体化が必要であるというような指摘もされております。

こういった中におきまして、ご質問のJR四日市駅貨物ヤードの移転につきましては、今お話ししました新都市拠点形成、これを実現化するために欠くことのできない事業であるというふうに考えておきまして、昨年の6月議会におきましてもご報告させていただきましたように、土地開発公社で移転先の用地先行取得のための予算化もいただいているところでございます。

また、霞地区におきまして、平成2年度に一部用地取得を行ったという件につきましては、霞地区が有力な候補地であること、しかも昨今の公共用地取得の困難さというものが際立っているということ、こういった背景の中で売り地に出された物件を取得いたしました次第でございます。どうかこの点ご理解をいただきたいと思っております。

移転先につきましては、これまでの調査に基づきまして、関係諸機関と絞り込みを行っているところであります。先ほどもご指摘のありました調査、平成元年に行った調査でございますが、貨物駅移転先選定調査というものをしております。3地区とおっしゃっていただきましたけれども、もう

少し数多く検討しております。その中で絞り込みをしたいということで、今、鋭意その検討を進めているところでございます。できるだけ早い時期に決定いたしたいというふうに思っております。

また、なおその移転先の周辺整備につきましては、貨物ヤードだけにとどまることなく、地域の利便に資するような基盤整備の伴った、環境に配慮したまちづくり、これを形成しなければいけないということでございまして、地域の皆様の十分な意向を伺いながら、円滑な事業の推進に向けて努力していきたいというふうに思っております。

JR四日市駅周辺の活性化事業につきましては、平成2年度に国補採択を受けまして、県事業で新都市拠点の総合整備計画の策定調査が実施されております。これを引き続きまして、実現化への課題という視点に当てまして、市事業で現在調査を進めているところでございます。

また、連続立体交差事業につきましても国補採択を受けておきまして、県事業で、本年度と来年度に、実現化に向けた調査を実施することといたしております。

今後は、これらの調査結果を踏まえて、地域の合意形成を図りながら、できるだけ早い時期に地元地域に対して計画の内容をご説明しながら進めてまいります。これは当然のことでございます。それと、以後は都市計画決定、事業採択等へ向けて手続を進めていきたい。

いわゆる、先ほどお話ししました四日市駅周辺の活性化に関する新都市拠点形成のための関連諸事業について逐次進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうかご理解いただきまして、ご支援、ご協力のほど、よろしく願います次第でございます。

○議長（川村幸善君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） 垂坂公園内で民間業者に土取りされた土地のその後はどうであるかというご質問についてお答え申し上げます。

ご質問の土取りされました土地は、平成2年9月議会においてご質問にお答えいたしましたように、現在、防災緑地緊急整備事業として整備に取り組んでおりますところの非常に近い場所でございます。ここに民間開発計画が起こったことはご指摘のとおりでございます。市といたしまして、この土地につきまして、近い将来公園用地として整備すべく、買収は四日市市土地開発公社事業により、今日まで地権者において土取り跡地の整備並びに防災対策を行うことを条件に買収するという事で、地権者と交渉を重ねてきたところでございます。

その後、地権者のおおむねの了解が得られましたので、現在、地権者側において、のり面の保護、調整池の整備等の工事を施工しているところでございます。防災工事が終わり次第、現場の検査を行いまして、土地を引き取る予定でございます。

なお、この土取りに伴う防災工事につきましては、本年度当初、土取りをした業者、それから地権者、そして本市とで協議を行い、のり面整形、種子吹きつけ、調整池の設置等を行うべく協議をいたしましたわけでございます。現在、地権者側の業者が同工事を施工中でございます。工事の進捗率は約80%でございます。

また、この公園部分に接して道路部分があるわけでございますが、この道路部分の用地買収の進捗状況につきましては、今般、道路用地として買収を予定しております箇所は、都市計画道路泊鵜線予定地であると同時に、現在整備中の垂坂公園への進入道路敷として取得する予定でございます。この用地買収に先立ちまして、道路法による市道認定が必要であるため、今議会に、市道別名65号線として上程中であり、議決、認定告示後に買収契約をお願いする予定になっております。

○議長（川村幸善君） 小井道夫君。

○小井道夫君 消費税の問題ですが、財政部長として、市長ないし市当局には改めて消費税廃止のために努力をする、こういう意思がないかのような

な答弁でございました。そして、未転嫁となっているものを、時期を見て、状況を見て転嫁をしていきたいと、このようなサイドの意思表示であったのではないかと受けとめたわけでございます。

しかし、消費税未転嫁による歳入面での影響というものの、これは一般会計、特別会計をとりましても、いわゆる歳出面での消費税分支出、その影響額の方がはるかに大きい、こういう実態があるのであります。例えば、一般会計、特別会計、企業会計全体を見ましても、その歳入面の消費税未転嫁による影響分の3倍以上もの影響が歳出面にある。額的に言えば、平成2年度の場合で言いますと12億9,000万円ほど、そしてまた歳入面、消費税未転嫁による影響額は2億3,000万円余りというふうに試算をされるわけでございますけれども、この実態から見ても、消費税転嫁を言う前に、消費税廃止に努力をしなければならないことは明らかであります。

また、消費税導入によって電気税・ガス税が消費税に吸収された。その見返りとして消費譲与税が交付されることとなりましたけれども、例えば昭和63年度の電気税・ガス税の決算額で見た税込額、平成元年度、2年度の決算、あるいは既決の予算等から推計いたしましても、例えば平成元年度の場合は、消費税が導入されて、電気税・ガス税が吸収され、消費譲与税は来たものの、元年度1年で3億2,000万円も歳入面での影響を受けている。平成2年度の場合は7億円も影響を受けている。実に2カ年だけで10億円を超える影響を受けている。

こういう点から見ましても、地方財政を本当に考え、住民の福祉、暮らしを守る立場から考えたならば、当面消費税転嫁ということよりも、根本的に消費税廃止ということで努力するのが、地方自治体に責任を持つ者の当然の責務だと思っております。この点改めて認識をされ、努力をされたいと思うのでございます。

さらに、水道料金に対する消費税の転嫁が、市長がこれから転嫁をされると言われる中で大きな問題になろうかと思うのでございます。既に市の

条例で下水道料金とともに転嫁を議決しておりますから、そして実施時期は規則に一任しておりますから、市長の考え一つでいつでも実施できるわけでございますけれども、しかし、折しも今議会に提出されております平成2年度の水道事業決算の結果から見る限り、どうしても水道料金に今消費税を転嫁しなければならないのかどうか、大きな疑問があるところであります。

平成2年度の水道事業決算の結果は、損益勘定で、当年度純利益が2億6,900万円もあり、いろいろな処理をした上での翌年度繰越利益剰余金が2億5,600万円にも上っております。平成2年度のこの当年度純利益2億6,900万円は、水道料金値上げ時に当局が示しましたその見込み額8,800万円の3.3倍以上にもなるわけでございます。平成3年度の場合には5,437万円の年度純利益見込みでした。そして平成3年度当初予算段階では6,200万円に修正されましたけれども、平成3年度も実際にはその額を相当上回るのではないかとと思われるわけでございます。このような平成2年度の当年度純利益は、平成2年9月定例市議会で議決して、平成3年1月から実施した平均22.23%もの水道料金の大幅な値上げと、市民がたくさんの水を使ったなどの事情により生じたものでございます。

東京都の場合は、平成元年の3月議会で、同年4月からの水道料金等に消費税を転嫁することを決めたのでありますけれども、これに先立って現行水道料金を消費税分とほぼ同額に値下げして都民の批判をかわしたわけでありまして。これについてマスコミは、当時、政府のおひざ元の首都東京で消費税破りが行われたと報道しました。これは、実質的にいわゆる内税的な処理であると思っております。本市でも、これから水道料金に外税方式的な消費税転嫁ということで市民に一層の負担増を強いるということをしなくても、既に平成3年1月から実施した水道料金の大幅な値上げ時に内税方式的な処理がなされたものとみなすことはできないわけではないと思うのです。また、水道事業の場合は、消費税を転嫁しないからといって、一般

会計における消費税未転嫁の場合のような、税で税を負担する云々と批判されるようなことも生じないわけでございます。

いずれにいたしましても、消費税が存続する限り、水道事業財政を圧迫し続けることは明らかであります。当面水道事業について、こういう今幾つかの具体的な数字、平成2年度で2億6,000万円もの純利益を出し、また1年前に水道料金を値上げしたばかりである。3年度も純利益がかなり出そうだと。こういうときに消費税を外税方式で転嫁するということは、あくまでやめる。そして、あくまで消費税廃止、そしてまた、税制合同協で、水道水を含む飲食料、こういうことで非課税化がなされる努力をする。こういうことが水道事業管理者も、そして四日市市長もなされて当然ではないかと思うのでございます。重ねてそういう点の主張をしたいと思っております。いささかもこれまでのお答えを変える意思がないとおっしゃるならば、お答えはいただけないのもやむを得ません。

次に、老人性白内障患者の眼内レンズ挿入手術に対する助成問題でございます。

健康保険適用については国に働きかけていきたいが、独自には考えていない。非常に残念なお答えでございます。今や全国的に健保適用とともに、その間の市独自助成ということは流れとなってきているわけでございます。今やらないというお考えか、ある時期が来れば検討するという、そういう含みを持つものか、全くやらないと、これについてはとことんやらないと、だれが言おうととことんやらない、こういう意思表示ですか。このところを明らかにしていきたい。

なぜこれをあえてお聞きするかといいますと、3月定例市議会で水野和子議員がお尋ねしたときに、私が関連質問に立ってお尋ねしたことがございます。それに対する市長のお答えが非常に厳しいものだったですね。白内障でレンズを入れられない人もいることも承知しておいてほしい。必ず眼内レンズを入れなきゃならないことでもない、そして、まだもっとひ

どい病気の方もおいでになり、老人対策についてはもっとやらなきゃならぬこともあるんだ。だから、そういうことを考えると、福祉はトータルでいかなきゃならないんだと、こういう一見耳を疑うようなですね、非常に厳しいお答えだったんですよ。私は、非常に寂しく聞きました、これ。だからそういうお考えが念頭にあって、なお今福祉部長が答弁されたようなことで押し通されるのか。だとすると、もうよそがやろうと絶対にしないということになりますね。そういうこととして受け取っていいんですか、絶対にしないというお答えで。そういうことなのか、ある時期を見てやろうというお考えなのか、そこらのところをひとつお答えいただきたいと思っています。

それから、貨物ヤードの問題です。

私がお尋ねしましたのは、有力なところではあるけれども、決まったわけでないというのに、既成事実をしているということ自身がおかしいんじゃないかということです。用地買収をしているということはおかしい。

それから、なぜ霞ヶ浦でなきゃならないのか。三菱総研で報告したことに基づいて市がやっているわけですが、その現況評価項目では霞ヶ浦が望ましい、一番いいと、だから決定すると。余りにも短絡なやり方であって、霞ヶ浦でどうしてもなきゃならない理由がまだ希薄ではないか。その設定条件の中に上げている交通事情一つ、接道事情一つ見ても大変な状況にあって、ちょっとやそつとで解決する問題と違いますね。

だから、霞ヶ浦でないところ、第三の地域を考えてみることはできないかということです。なるべく早く決めたい。霞ヶ浦にしたいんだけど、決めてないから、とやかく言われるから、早く決めてしまえと、こういうことなんでしょうか。早く決めると、結構です。が、第三のところの候補地も考えてやっていただきたい。霞ヶ浦でなきゃならない理由は希薄であると、ここのところをはっきりしていただきたい。

それから、住民の皆さんには計画を決めてから後で、それに賛成をする

ための説明ですか。事前の意向というものを全く聞かないのかということですよ。現に聞いてない。これは根本から間違っていると思います。その上で、環境云々ということで、霞ヶ浦に移転することを前提にして、環境をこれだけよくしてやるから認めなさいという、こういうやり方は間違っている。

それから、最後にお尋ねしましたように、一体いつ現実的に貨物ヤードの移転というものが事業化にのせ得るという見通しなのか。それがなくて、現に買収されて足元掘り崩していかれるということでは、たまったものじゃないですよ、付近の住民は。こここのところを、大方でも明らかにしていただきたいと思うわけです。

最後に、垂坂公園の土取り用地の買収、これが9分9厘進められたということについて、非常に感慨深いものがございます。私が昨年9月にこの問題を取り上げなかったらどうなっていたんだろうか。取り上げて、その後市当局もご尽力いただいて、その住宅開発をして、公園整備からはほど遠い存在になってしまうことを防ぎ得たという点では、感慨深いものがあるわけがございます。

先ほど助役の答弁で、防災対策等も一定行われているように聞いたわけでございますけれども、用地買収に当たって、地権者の方々、土取り業者の方の責任で万全にというふうになされたというふうに受けとめていいんでしょうか。

それから、この問題の過程で、傾斜地における土木工事の規制に関する指導要綱の不備と市当局の対応のまずさという問題があったわけございまして、その再発防止のために、また、この同じ計画区域内でこうした問題が次から起こってこないようにするために必要な対策、こうした点は一体どのようにお考えなのでしょう。お答えをいただきたいと思っています。

○議長（川村幸善君） 福祉部長。

○福祉部長（田中昌治君） 眼内レンズの問題でございますが、眼内レン

ズというのは、先ほどお話もありましたように、老人性白内障の手術をした後に、眼球に埋め込むわけでございます。また、コンタクトレンズというのは眼球に密着させて、視力を補正するわけでございまして、眼鏡も全く同じでございまして、眼鏡、コンタクトレンズ、あるいは眼内レンズというのも、視力を補正する手段でございまして。こういった意味では共通と申しますか、同じでございまして。したがって、眼内レンズだけ補助金を出すのは、助成をするのはどうかという考えもあるわけでございます。眼鏡もかなり高いものでございます。そういったことが、今、厚生省の一つの考えとして出されておるわけでございます。

しかし、先ほどご指摘のありましたように、全国のいろいろな自治体からもたくさん眼内レンズを保険適用すべきだという意見も、政府の方に届いておりますので、政府としましては、中央社会保険医療協議会というところに意見を賜って、最終的にそれをすべきだという意見であれば、尊重したいということを言うておるわけでございますから、市としましては、最終的な結論が健康保険適用すべきだということで、問題は自然に解消するわけでございますが、逆の結論が出た場合はどうかということもございしますが、やはり中央社会保険医療協議会というところは、それぞれ医療の専門家、いわゆる法制の専門家、いろいろな方が専門的な角度から議論をいただいておりますから、そういった議論を踏まえて、そのときに結論を出したいというふうに考えております。

○議長（川村幸善君） 計画推進部長。

○計画推進部長（馬淵則昭君） 貨物ヤードの件につきましてお答えさせていただきます。

霞ヶ浦という話でございまして、これはあくまで有力な候補地ということとございまして、幾つかの候補地がございまして、その中で比較考量、地元のご意見も尊重しながら、また移転先に関係する関係機関の協議の煮詰まりぐあいも見ながら決めていきたいというふうに思っておりますので、

ここに決めたと、決めると、こういうことでは、今の時点ではございません。

それと、地元の方に対して、整備計画のみを示すのかという点でございまして、できるだけ早い時期に計画の概要を示しながら、ご意見を賜りたいというふうに思っております。

それと、移転の時期でございまして、これはやはり新都市拠点の整備事業の内容、それともう一つは、それにかかわる関係機関の協議結果、それともう一つは、やはり連続立体交差事業等の事業に大いに絡むこともございまして、それよりも、まずもって候補地を決めるということが先決でございまして、よろしく願いいたします。

○議長（川村幸善君） 時間が参りましたので、小井道夫君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 49 分 休憩

午後 4 時 3 分 再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宇野長好君。

〔宇野長好君登壇〕

○宇野長好君 本日最後の質問者になりました。お疲れのところ、もう少しおつき合いのほど、よろしくお願いしております。

通告に従いまして質問させていただきます。

最初に、下水道工事に関連して、四日市の北部、富田・富洲原地区は古くから漁村として栄え、戦後焼失することなく、昔ながらの町並みを配っております。人口につきましては、郊外への流出もありまして、若干減少の傾向にあります。

この地区に北勢沿岸流域下水道の計画が策定され、いち早く治水事業が

進められました。大雨が降ると、床上、床下浸水はもちろん、ひどいときには腰まで浸り、そのために掃除をしたり、家財等の被害に遭い、台風時期には雨の心配をしながらの毎日の生活をしていただいております。今日では、常習浸水地区であったところがほとんど浸水しなくなってまいりました。

汚水対策事業につきましても、他地区に先駆けて着手され、昭和63年1月には一部で供用開始されましたことから、徐々に水洗化の工事も進められて、文化的で快適な生活ができるようになってまいりました。下水道工事が完了した道路は、側溝が整備され、舗装が新しくなり、道路が有効に活用できることにもなりまして、住民一同大変喜んでいらっしゃるようです。

また、雨水対策工事の完了した住吉運河には、緑とせせらぎを配した「緑と水、景観モデル事業」が本年度より着手されたと聞いております。住吉運河では、雨水対策工事により、ヘドロが除去され、運河内での新しい事業が計画されつつありまして、富田・富洲原地区のいわゆる地盤沈下が抑制されるものと大いに期待しているところであります。

しかしながら、公共下水道事業を進めるに当たり、二つの大きな問題点があるかと思われまますので、それについて質問させていただきます。

まず第1点目は、公共下水道管を埋設するのに支障となります地下埋設物、ガス管、上水道管、工業用水管、N T Tとの工事工程の調整であります。下水道工事を行いますには、支障となります地下埋設物を移転、または仮設しまして、下水道管を埋設し、地下埋設物を復旧しながら汚水升の設置等、最後に舗装工事をするのが一般的な方法かと思われまます。

しかしながら、下水道工事と地下埋設物移設、復旧工事との工程がかみ合わないために、工事が1カ所で長期化し、中には数カ月間に及んだ例もあるやに聞いております。この間未舗装のため、雨が降ると、車が通るたびに飛び砂利がかかり、雨戸、玄関、塀等がどろどろに汚れ、掃除をして

もなかなかきれいにならず、住民からの苦情が聞かれます。

工事が完了しますと、先ほども述べましたように、環境がよくなるとの期待から、大きな苦情は言えませんが、市民の生活にとりましては大きな問題ではないかと思われまます。市当局におかれまして、下水道工事が遅滞なく短期間に工事を完了させる方法を検討すべきであり、また、既に一部検討を行っているとも聞いておりますが、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

2点目の問題ですが、水洗化の工事についてであります。

下水道工事が完了しますと、下水道法によりまして、3年以内に水洗化が義務づけられていると工事説明会等を通じて聞かされております。現在、公共下水道工事が進められております富田・富洲原地区は家屋と家屋が接近し、水洗化改造工事は難しいこともありまして、他地区に比べ水洗化率が低いと聞いておりますが、果たしてそれだけの理由でしょうか。

水洗化の工事につきましては、上下水道の公認の資格を持った業者のみしかできないわけですが、マンションプームでもあり、業者がきれいで工事が容易な新築工事を優先的にを行い、一般家庭の水洗化改良工事を行う業者が絶対的な不足を来しているのではないのでしょうか。1年以上も待たなければできないケースもあると聞いております。

また、単価的にも問題があるのではないのでしょうか。例えば、道路の幅が狭いところも広いところも同じような条件、また、汚く、臭い、困難性に応じた単価を採用しているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

早期に水洗化が進み、地区全体が快適な生活ができる方策がありましたら、お伺いをいたします。

2問目の狹隘道路でございますが、午前中谷口議員の質問と重複しているところがあると思われまますが、お許し願いたいと思います。

私は、平成元年6月議会において、この狹隘道路について質問させていただきましたが、その後の経過等含めて質問させていただきます。

前回にもお話しさせていただきましたように、市内の各所で幅員4mに満たない狭隘道路がたくさん存在し、しかも、その道路には家が立ち並んでおります。このような道路は、日常生活を営む上からも、住環境上、安全性、あるいは快適性からも好ましい状態ではありませんから、早い時期に日常生活に不便を感じないような道路にしてほしいことを再度要望するわけですが、そこで、2点ほど質問させていただきます。

第1点目でございますが、後退杭の設置であります。

狭隘道路に建築する場合には、道路中心より2m後退して建設するように指導されておることは承知していますが、いつの間にか門、塀、さく、石積みなどがもとの道路境界に築造されているケースが目立ちます。せっかくの道路空間が確保されない状態となり、住環境等の改善策が図れないことになっております。

せんだっても、西富田地区で4m未満の道路の建築許可がおりず、狭隘道路に接する10軒ぐらいの方々に、自分たちで後退しようと呼びかけたが、なかなか応じてもらえず、困って市の担当まで相談しましたところ、関係住民の集まっているところに担当窓口の方が出向いて説明をし、努力され、解決をしていただいたと聞いておりますが、このような繰り返しでは労多くして効果少なしであります。

そこで、そのことを食いとめる方法として、道路中心に中心杭を、後退線には市のマークを上に入れた三角杭を設置することを提案してまいりましたが、そのときの答弁として、狭隘道路後退用地整備要綱を平成元年度に設定し、第5次基本計画にのっとりまして、建築基準法に基づく狭隘道路の整備事業に着手していく考えだと答弁をいただいておりますが、あれから2年になってまいりましたが、いまだ後退杭を設置させるようにしていないとはどういうことでしょうか、お聞きしたいと思います。

後退杭を建築区域ごとに設置されれば、当初はのこぎり状のようにでこぼこになるかもしれませんが、いつかは路線的に広がっていくのではない

でしょうか。狭隘道路後退用地整備要綱もまとまってきたと聞いておりますし、また、今年度は後退杭の支給も予算化されておると聞いております。要綱は午前中の答弁で承知いたしましたので、どのような杭を支給するか、お尋ねいたします。

2点目でございますが、建築基準法では、建物を建築できる道路とは、幅員4m以上の道路、あるいは4m未満の道路では、昔からあり、既に家が建ち並んでいる道路となっており、市道と認定されているが、家が建ち並んでいない狭隘道路とか、午前中も谷口議員の質問の中で、昭和13年に耕地整理等によりつくられた狭隘道路については建築できないとなっております。

このような狭隘道路は市街化区域の中に数多くあります。昭和45年、都市計画法により、市街化区域と市街化調整区域に線引きされ、市街化区域は既に市街地形成をしている区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とすると都市計画法に定められておると聞いております。その地域は市街化を進める地区であり、また、その整備のために都市計画税も課税されておるわけでございます。このように市街化区域でありながら、都市計画税を納めているのに、どうして建物が建築できないのか、ちょっと矛盾があるのではないのでしょうか。納得いく答弁をお願いします。

最後に、富洲原地区の諸問題についてでございますが、1点目の中で少し触れました住吉運河の工事完了後の計画についてのみ質問させていただきます。

昭和20年ごろ、私はまだ小学校時代ですが、そのころの住吉運河はヘドロもなく、イナ、フナ、ハゼ等いろいろの魚がおり、水のきれいな川底の深い運河でありました。近くの子供たちは四季を通じて、魚をとったり、特に夏には水泳など水遊びに1日じゅう興じたものであります。運河には赤い色が鮮やかな住吉橋がかかっており、水遊びのときは、その橋の欄

かんの上から、「ラムネだ」と言って足から飛び込んだり、頭から突っ込んだりした思い出がございます。自然をうまく利用した、楽しく遊べ、憩える公園だったと思います。

しかし、その後、この住吉運河だけでなく、他の河川についても同様ですが、生活排水の流入により、運河の汚れもひどくなり、ヘドロ等が堆積し、ついには悪臭を放つまでになり、とても憩える場所ではなくなってまいりました。また、最近の住吉運河は水も少なく、流れもなく、夏になるとほとんど水がなくなり、ヘドロの臭いにおいて窓もあけられず、食事するにも、臭さで食べ物のがのどを通らないありさまであります。

このため、環境問題として、地元天カ須賀連合自治会より四日市港管理組合にヘドロ撤去、削除を何度かお願いいたしましたが、実現には至りませんでした。しかし、今回下水道工事が進められたおかげで、3mほどあったヘドロも消え、運河周辺の方々は臭いという苦情もなくなり、ことしの夏は食事もおいしくいただけたと喜んでおられました。

しかし、下水道工事の完成に伴い、仮締め切りを撤去しなければならないことはよく承知しておりますが、またあの海水を流入させることになれば、前のようなヘドロの運河に戻ってしまうのは明らかでございます。

私はかねてより、市の関係課や四日市港管理組合に対して、この工事を機会に運河を埋め立て、魚の泳ぐせせらぎのある公園や道路を整備するよう要望してまいりましたが、どのように考えておられますか。また、どうい問題があるのか、お尋ねします。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 下水道部長。

〔下水道部長（岡田幹夫君）登壇〕

○下水道部長（岡田幹夫君） ただいまの宇野議員の下水道工事の関連についてお答えを申し上げます。

富田・富洲原地区の公共下水道は、昭和52年度以来、地域住民の方々の

ご理解、ご協力によりまして順調に進めさせていただいておるところでございます。今後とも年次計画に沿いまして推進してまいるところでございます。

まず、ご質問の第1点目についてであります。ご指摘のとおり、下水道管は現道下に埋設するため、どうしても既設の埋設管、例えば上水道管、ガス管、N T T、工業用水管などが支障になりまして、これらを移設する必要が生じてまいります。もちろん、設計に際しましては、これらの埋設物の状況を十分に調査いたしまして、極力移設しなくても済むように努めておりますが、上水道管やガス管など日常生活に密接する施設はほとんどの道路に埋設されておりまして、移設が不可欠となってまいるわけでございます。

そこで、下水道工事を円滑に推進するためには、埋設されております各施設の管理者との工程調整が肝要なことでありますが、ご質問のように、下水道工事とそれぞれの移設工事が仮設、復旧など数回にわたりましてふくそうするため、わずかな工程の狂いでも工事全体の工期に大きく影響を与えることになるわけでございます。その結果、工期を大幅に延伸せざるを得なくなるという場合もございます。このようなことから、大変ご迷惑をおかけした現場もございまして、まことに申しわけなく、この場をおかりいたしまして、お断り申し上げる次第でございます。

ここで、問題の原因でございますが、根本的な原因の一つに、近年の著しい労務者不足がございます。下水道工事や移設工事の請負業者ともども、いわゆる3Kのあおりを受けまして、なかなか人員が確保できないとか、さらには、職人も高齢化の一途をたどっておると、このようなことなど、従来のように契約どおり工事を施工していくことが非常に難しく、工事相互間の工程調整もうまくいきにくいと、このような状況になりつつあるといった現状でございます。

そこで、今後の対策についてでございますが、このように限られた労力、

予算の中で事業を推進していくためには、前もって計画の段階から、移設対象施設の管理者と十分に事前協議を重ねて、一体的な事業推進方法を創意工夫していく必要がございます。対象物件の多い水道管理者とは従来から検討を重ねているところがございますが、より一層充実させるため、公共下水道事業に伴う問題検討会を設置いたしまして、その中で、それぞれの抱えております現状の問題点を検討し、総合的な対応策の作成に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

下水道事業は、担当部局ばかりではなく、水道に埋設されている各施設の管理者、また、その施設をご利用されている住民の方々との調整によりまして、初めて円滑に事業推進することができるものでございます。今後とも関係者のご理解とご協力のもと、より一層事業の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の水洗化促進についてであります。平成2年度末の水洗化戸数は、市全体で2万5,170戸、水洗化率86%であります。ご指摘の富田・富洲原地区につきましては、昭和63年1月に北部浄化センターの供用開始以来、面整備も着実に進めさせていただいていの中で、その水洗化状況は、他地区に比べまして低く、工事説明会とか受益者負担金徴収に伴います説明会などで、機会あるごとに速やかに水洗化をしていただくようお願いとPRをいたしておるところでございます。当地区につきましては、住居が近接、あるいは連檐していることから、排水管を埋設する余地もなく、やむなく屋内や床下に埋設しなければならないという水洗化工事の困難性など特殊事情もあり、水洗化が進まないことも事実でございます。

このような状況を踏まえまして、水洗化の促進を図るため、公認業者と積極的に対応策について話し合いを進めているところございまして、特に、近接、密集している水洗化工事の難易度から、弊害となっております屋内排水設備工事の単価基準を見直すなど、検討をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、水洗化工事がスムーズに行えるための工夫と検討を重ね、水洗化普及に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 2点目の狭隘道路についてのご質問にお答えさせていただきます。

1点目の道路後退用地の確保につきましては、谷口議員のご質問のときにもご答弁させていただきましたとおり、四日市市建築工事等に係る道路後退用地整備要綱案を検討中でございます。平成4年度、できるだけ早いうちに制定させていただきたいと考えておるわけでございます。おくれしておりますことに対して申しわけなく思っております。よろしくご理解をちょうだいいたしたいと思っております。

この要綱案は、後退用地の確保と整備をもって良好な市街地環境形成と生活環境の向上を期することを目的としておるわけでございます。この要綱案としましては、敷地が2面道路に接する場合は、1面を買い取るにより後退用地の確保が容易に図られることを第一義にとらえておりますほか、1面道路の後退用地では、寄附または無償使用承諾を得るため、所有者と協議をしてまいります。また、この協議が整った場合には、市が支給する後退杭を所有者によって後退線上に設置してもらいまして、そのほか後退用地部分の分筆登記等の費用の一部負担、後退用地内にある既存の門、それから塀、さく等の除却工事費用の一部助成、除却後は前面道路と同程度に市が整備を行うなどといった内容であるわけでございます。

なお、後退杭につきましては、通常官民境界杭、あるいは民民の境界杭とは明確に区別できる形状、大きさ、材質のものを規格し、準備に取りかかっているところでございますので、整次次第支給してまいりたいと考えておるわけでございます。

第2点目でございますが、ご指摘にありますように、本市におきましては、昭和45年8月に、市街化区域と市街化調整区域の線引きが行われまして、その基準としましては、既に市街化を形成している区域、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を原則として考えたものであるわけでございますけれども、都市整備の一体性や将来の本市の宅地需要を考慮して、既成市街地の周辺地域をも含めて市街化区域を設定し、これらの周辺地域では都市基盤整備を図りながら、順次宅地化を推進していくように考えていたものでございます。

その後、これらの周辺地域においては、山林、原野といった地域においては住宅団地などの開発が計画的に推進され、現在のところおおむね宅地化が完了している現状ですが、現況が農地である地域では計画的な宅地化が図られないまま現在に至っており、建築基準法で定められた4m以上の道路の確保がされないため、建築主の方がみずから道路を築造したり、あるいは周辺の地権者の方の同意を得て、おのおの道路の確保を図っていただいて建築している現状でございますが、個人の方の努力には限界があり、建築が不可能なケースも数多く見受けられるわけでございます。

これらの地域につきましては、抜本的には土地区画整理事業や開発事業を推進して、道路などの公共施設の整備を図っていくことが必要なのですが、土地所有者の皆さんの合意形成が難しくなり、なかなか実現しない問題がありまして、また、個々の道路を公共事業により4m以上の拡幅整備をしていくには多大な財源と長期の年月を要し、今後も継続して推進に努力していかなければならないと考えておる次第でございます。

また、短期的な対処のアイデアとして、地区計画、あるいは地区住環境総合整備事業の手法を導入することが考えられるわけでございます。現行では、道路の位置指定や指定同意といった道路の整備や用地の担保を、個々の建築が必要となった時点で個人の努力によって行っているものですが、地区計画では、あらかじめ限られた地域において面的に道路網の

計画を策定し、将来的な道路整備の担保を行うものであり、個々の建築主の負担が軽減され、また、道路も計画的に整備される利点があります。

一方、地区住環境総合整備事業においても、路線的な狭隘道路の拡幅整備も図られるわけでございます。これらの手法を実現するには地域ぐるみのまちづくりの理解が必要でございます。さきに述べました土地区画整理事業、あるいは開発事業、道路拡幅整備事業等の長期的な施策とあわせて活用していくことにより、相当の効果が期待できると考えております。したがって、今後、その実施に向けて、地域の皆さんへのご説明を進め、できる限り円滑な建築の指導を図り、ご指摘のありますような点を少しでも解消していきたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） 富洲原地区の問題で、住吉運河の下水道工事完了後の計画はどうかというこの質問にお答え申し上げます。

住吉運河内での下水道工事につきましては、本年度内に完了することになっております。工事完了後の運河の利用計画につきましては、一つとして、主として道路として利用する案。二つ目には、主として公園として利用する案。三つ目として、今申し上げました道路と公園緑地をミックスしたような案の三つの案、これはまだ素案ではございますが、つくっております。この案をもって地元の皆様と話し合い、ご希望される案でもって運河内の整備を行う予定にいたしております。

なお、この事業を実施するに当たりまして、現在運河内に係留しております船を移転させる問題、運河内から海水をくみ上げ、利用している商店があること、それから、運河内での海没地の処理というのがございます。このような問題につきましては、地元や港湾区域の管理者である四日市港管理組合との協議と並行いたしまして、解決してまいる所存でございます

ので、どうかご支援のほどお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 宇野長好君。

○宇野長好君 ご答弁ありがとうございます。

時間も遅くなりましたので、要望のみにさせていただきます。

1点目でございますが、移設工事が仮設、復旧等数回にわたり繰り返して、そのための工程の狂いで工事が大幅におくれることがあります。少しのおくれではなく、何か月もおくれるということを平生頭に入れていただきたいと思います。

また、工事関係者にですね、住民からの苦情が多いので、早く工事をせよということをお願いすると、うちらも、舗装して早く工事終わったら、代金がもらえるで、早くしたいんだと。ただ、まだ工事ができないというふうなことで、逆ねじを食らわされた経験もございます。

また、各下水道工事、水道工事ばかりじゃなくて、現在は業者も労働力不足で困っているのは承知しています。今後は、計画の段階から移設対策、施設の関係者と十分に協議を重ね、事業推進方法をより一層充実するため、水道管理者との検討部会を設置することの期待をし、工事がおくれることのないよう、また、住民に迷惑のかからないように要望しておきます。

富田・富洲原地区の水洗化工事について、先ほど答弁がありましたように、この地区は特に家と家が密集し、工事もできなく、みんな床をですね、畳のところを全部めくってしなければならないような工事でございます。だから、屋内排水施設工事も、非常に汚くて、仕事がしにくくて、僕らでもようしない工事だと思いますけれども、そういう問題もありますもので、こういうような工事については単価基準を、適正な価格を考えていただきまして、水洗化率が上がり、地区全体が快適な生活ができるように、一日も早くお願いしておきたいと思っております。

狹隘道路につきまして、やっと準備にかかったとのことですが、後退杭が打ってありますと、人間の心理としまして、なかなかそれ以上出

てこないと思います。また、のこぎり状になっていて、建て直すときに、隣がへっこんでいるんだから、おれもへっこまなきゃいかぬのじゃないかと、そういうような効果もあると思いますので、一日も早く、せめて平成4年に要綱ができると。これ元年にできると僕は聞いたんですけれども、4年にまたおくれたということで、せめて後退杭だけでも一日も早く実施していただきたいと思っております。

それと、都市計画区域内の、先ほどもちょっと質問の中で言ったんですけれども、昔は尺貫法でございまして、耕地整理するとき、お互いに1間ずつ出そうかというふうなことで、大体3.6mでございます。これが放置されたままなんです。それで、その市街化区域であり、固定資産税も払い、高いんですね、普通の調整区域よりは税金も高い。それから、都市計画税も支払っておるわけでございます。それで、息子の新家を建てようと思って建築確認申請を出すと、入り口から4m広げてこいと、こういうむちゃな指導を時々やるわけです。それでこういう問題を取り上げたんですが、昭和25年から建築基準法の道路は4mと決められている。そこへもって昭和45年から市街化区域と調整区域に線引きされた。線引きされて、ここはおおむね10年以内に家を建てて、整備を図るんだという地区であり、また、都市計画税も払っているわけですね。それで家が建たない。こういうこともまた、すぐにはできないとは思いますが、積極的にこの問題に取り組み、土地区画整理とか開発事業とか、そういう長期的な事業は、これまた何十年かかると思うんです。だからこういうようなものを、できるだけ地区の方たちと話をつけ、建築ができ、4mの道路を確保するように努力したいと思っております。

最後の住吉運河についてでございますが、先ほど、案として、1、道路、2、公園、3番目に道路と公園緑地と聞いております。

その前に、3点ほど問題があると伺っておりますけれども、遊漁船の保留地ですが、これ船を置いておるのは天カ須賀地区、富洲原地区の人は少

ないんですね。もう少数で、あとは川越町とか、四日市市内の方たちが勝手に置いておる船が物すごく多いわけですから、これはもう問題ないんじゃないかと思えます。

2点目の運河沿いで海水をくみ上げて利用している商店、これはもうぜひとも、生活問題でございます。何度も何度も話し合っ、できるだけよい解決をしていただけたらと、それについて、私も一緒にお伺いしても結構でございます。

3番目の海没地についてでございますが、これは昔造成するときにですね、工事やってやるから、お前ら全部1間出せということで、私有地を提供して、今のきれいな石垣をつくってもらった経過がございまして、確かに念書が入りまして、埋め立てた場合は返すという念書を聞いています。だけど僕は、この問題が起きたときに地権者の方たちに当たったら、例えば、このにおいがなくなるんやったら、もう無償で出してもいいんだと。それとも、道幅が狭いからこっちへ変わってくれるかというような形の話をしましたところ、そういうことであれば、我々も協力するということですので、今後とも、地元とよく話し合っ、地元と積極的に検討していただき、一日も早く整備計画の方針を示していただきたいと要望します。

以上、質問終わります。

○議長（川村幸善君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時38分散会

## 会 議 録

第 3 日

（平成3年9月10日）

○議 事 日 程 第 3 号

平成 3 年 9 月 10 日 (火) 午前 10 時開議

第 1 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員 (40名)

青 山 弘 忠  
小 井 道 夫  
石 川 勝 彦  
市 川 悦 子  
市 川 正 徳  
伊 藤 正 数  
伊 藤 雅 敏  
伊 藤 正 巳  
宇 野 長 好  
大 島 武 雄  
大 谷 茂 生  
小 川 政 人  
川 村 幸 善  
喜多野 等  
久 保 博 正  
桑 原 勇  
小 林 博 次  
坂 口 正 次  
佐 藤 晃 久

佐野光信  
瀬川憲生  
田中武  
田中俊行  
谷口廣陸  
土井数馬  
豊田忠正  
中森慎二  
野崎洋  
野呂平和  
橋本茂  
橋本増蔵  
長谷川昭雄  
日置紀平  
藤井浩治  
古市元一  
堀内弘士  
益田力  
水野幹郎  
毛利道哉  
森真寿朗

○欠席議員（1名）

水野和子

○出席議事説明者

市長 加藤寛嗣  
助役 片岡一三

助役 加藤宣雄  
収入役 毛利道男  
調整監 鈴木一美  
市長公室長 栗本春樹  
計画推進部長 馬淵則昭  
総務部長 石川徹夫  
財政部長 佐々木龍夫  
市民部長 小畑廣次  
福祉部長 田中昌治  
商工部長 米津正夫  
環境部長 鶴飼滋  
都市計画部長 山田稔  
建設部長 西田喜大夫  
下水道部長 岡田幹隆  
消防長 島村敏彦  
消防次長 浜谷督  
病院事務長 中村武助  
水道事業管理者 奥山高司  
水道局次長 藤田高司

教育長 丹羽武  
教育次長 宮田勉

代表監査委員 樋尾裕

○出席事務局職員

事務局長 長谷川昭彦

議事課長	伊藤千秋
議事課長補佐	福島和幸
議事係長	玉田耕士
主幹	井上紀久夫
主幹	水谷正昭

午前10時2分開議

○副議長（毛利道哉君） おはようございます。川村議長に代わりまして議長の仕事を行いますのでよろしくお願いいたします。

なお、農林水産部長は、病気のため欠席いたしますのでご了承願います。

○副議長（毛利道哉君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は37名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

#### 日程第1 一般質問

○副議長（毛利道哉君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

市川正徳君。

〔市川正徳君登壇〕

○市川正徳君 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして3点ほどお伺いいたします。

その前に、市長をはじめとして、行政の方々のご尽力により、西南地区の活性化を図るため、小山田地区に南部工業団地をつくっていただき、太陽化学をはじめ、立派な工場が次々と建設されました。地元の方々もたくさん働いております。これが地域の活性化に役立っておりますことに対し

まして、厚くお礼申し上げます。

まず第1点目としましては、小山田地区の現状から提案させていただきます。

平成2年度の国勢調査による人口速報の資料によりますと、四日市の1世帯の人員は3.19人となっております。一方、小山田地区では4.52人となっております。また、年齢構成比を見てみますと、四日市では0歳から14歳までの年少人口は18.5%であります。小山田地区では17.1%であります。15歳から64歳までの生産年齢人口を見てみますと、四日市市では70.6%であり、小山田地区では62.1%であります。さらに65歳以上の老年人口を見ますと、本市の10.9%に対しまして小山田地区は20.8%となっております。生産年齢人口比は本市で最も低く、また老年人口比は最も高い結果があらわれております。このことから子供の割合は市の平均並みであります。学校を卒業すると地区の外に住む者が多く、お年寄りが残っている割合も最も高い地区であることがよくわかります。このことから市の地域のバランスのとれた発展を目指して、小山田地区の一層の活性化が必要ではないでしょうか。

南部工業団地内の工場長の話聞きますと、最近人手不足で大変困っているということでもあります。周辺の人では足りないので、桜台や桜花台、また高花平等の遠くの団地から、マイクロバスで人を集めているということでございます。先ほど言いました国勢調査の結果からもわかるように、小山田地区は子供やお年寄りが多く、働き手が少ないことがわかります。地域の発展を図る視点から、またせっかくなつくっていただきました南部工業団地がより発展するためにも、小山田地区に職住近接型の住宅地をつくってもらえないでしょうか。

工業団地周辺のミルクロード沿いの農地の現況を見てみますと、手入れの行き届いた耕地もある一方、農業を放棄したため雑草が生い茂った荒地が最も多く、全体的には景観も悪くなっております。そして一方では、

沿道サービスや農家住宅、分家住宅や資材置場が建ちつつあり、都市化の傾向が見られます。小山田記念温泉病院付近に、フラワー道路が接続されますと、亀山市や関町方面からの交通量も多くなることが予想されます。また、東名阪の鈴鹿インターへも車で10分程度で乗り入れられ、交通面では申し分のない地域となっております。こうなりますと一層都市化の傾向に拍車がかかるのではないのでしょうか。このようなことから、工業団地周辺の土地を住宅地域として利用してはいかがなものなのでしょうか。この地域に住宅団地ができることにより、そこに住む主婦たちが南部工業団地に働くようになる、こうなることによって工業団地の各企業の雇用問題も解決すると思われま。そのためにはこの地を市街化調整区域から市街化地域に編入できないのでしょうか、お尋ねいたします。

2点目ですが、太陽化学の北側一帯には向山遺跡があるということですが、実は地元の方々がこのような遺跡があることを知らず、耕作をしても何も出てこない。そこで土地の所有者の方が住宅などを建てようとして工事を進めたところ、ここには遺跡があるから施主の方で調査をしていただき、その上へ建ててくださいということになりました。調査をするといっても、大企業が団地を造成するときに行うのであれば、調査費用も負担にならないと思いますが、個人では重荷になり過ぎております。こういうことで、実は家を建てることを断念しました。その結果、今では荒地となっております。そこで提案ですが、遺跡などは標識を立てることにして、もっと周知を図ったらどうでしょうか。

また、遺跡の位置ですが、調査が行われていない遺跡の位置については、どのように確定をするのでしょうか。大体この辺だということで位置指定されますと、この位置にかかった土地の所有者にとっては開発の上で大きな制限がかかることになり、有効な土地の活用がままならぬことになりま。もっと正確な位置の確定が行われないのでしょうか、お伺いいたします。

3点目でございますが、この向山遺跡周辺を公園に活用していただけないのでしょうか。この地は交通の便もよく、風景は緑も多く、また近くには私的所有の温泉もあります。さらに週休二日制も定着されようとしている今日、市民が憩える場として活用計画が立てられないのでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（毛利道哉君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 南部工業団地周辺地域の土地利用対策につきまして、2点ほどご質問があったわけでございます。お答えさせていただきます。

本市の都市計画における土地利用の基本的な考え方といたしましては、臨海部に工業地を配置し、中間部の商業業務地域を介して、西部の丘陵地には住宅地を配置し、さらにその西部の地域につきましては、農業の振興や自然環境の保全という観点から、市街化調整区域としているものであります。小山田地区につきましては、市街化調整区域として指定し、農業の振興のための施策を推進しているところですが、内陸部の活性化の観点から、南部工業団地を整備し、均衡のある地域整備を目指しているものでございます。ご質問の1点目の住宅地域の創設につきましては、深刻な労働力不足の問題の解消や、また地域の遊休土地の活用といった観点から、前向きに検討を要する課題ではあると考えられますけれども、ご質問の区域は、南部工業団地から小山田記念温泉病院までのミルクロード周辺の区域であると思われま。この区域の現況は、区域全体では約56haありまして、その約9割が農地となっております。残りは宅地や雑種地、山林あるいは道路敷となっております。農地のうち荒地は2割弱であり、残り約8割の農地は耕作されております。また、この区域の農地は将来にわたって農業を推進していく農振農用地区域であり、しかも広域営農団地農道であるミルクロードの受益地、さらに三重用水事業の受益地となっております。

す。

市街化区域への編入をとのご意見でございますけれども、都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市生活を確保すること、並びにこのためには適正な制限のもとに、土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としておりまして、市街化区域への編入に当たっては、農振農用地区域を避けることになっておるわけでございます。したがって、ご質問の区域の市街化区域への編入は、現状では極めて困難と言わざるを得ないわけでございます。よろしくご理解を賜りたいと思います。

ご質問の3点目でございますけれども、向山遺跡周辺の公園等の憩いの場としての活用でありますけれども、さきに述べましたように、農業の振興を図るべき区域であることから、何か農業と調和をした土地利用の方法がないものかを検討すべきであると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（毛利道哉君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまの市川正徳議員のご質問の中の、遺跡に関することにつきまして、お答えを申し上げたいと存じます。

教育委員会といたしましては、四日市市遺跡地図というものを作成しておるのでございますが、これは昭和59年度の国庫補助事業として、市内全域を対象にいたしまして実施いたしました遺跡詳細分布調査の結果と、さらに、それ以前から調査を行っておりました分布調査の結果を加えまして収録をいたしましたものでございます。この遺跡地図に記載しておる遺跡は、文化財保護法の規定による遺跡ということになるわけでございます。お尋ねになりました遺跡の範囲の決定でございますが、昭和49年度から文化財パトロール調査委員制度というものを設けております。こうした先生方に、年間を通じまして実際に現地にも行っていただくなどして、現地にある古

墳の地形の形状の調査であるとか、あるいはその土地に散らばっておる古い土器片であるとか、石器など、その散布しておる状況を調べるなどして、その散布しておる範囲内から遺跡を推定しておるのでございます。

次に、遺跡の位置の周知の方法でございますが、これまでも約80カ所にわたって、遺跡であることを示す標柱を立ててまいったわけでございますが、何分にも標柱ですと面をあらわすことが非常に困難でございます。そこで、昭和59年度にこの遺跡地図を作成をいたしましたわけですが、その遺跡地図を各地区市民センター、それから開発関係の各部局、さらにはそういった関係機関等に配付いたしまして、周知に努めてまいっておるところでございます。その後も新しい遺跡も発見されておりますし、今後この遺跡地図の改訂も行っていくとともに、そういった周知方についても努力を払っていきたくと存じております。こうした遺跡の範囲内での開発事業につきましても、発掘調査の必要があるわけでございまして、文化財保護法の規定によりまして、調査費は原因者負担、いわゆる開発される方の負担ということでお願いをしておることでございます。ご指摘の範囲の見直しにつきましては、今後さらに各遺跡についての現状を把握する分布調査を実施することによって、今後もより精度の高い遺跡地図を作成してまいろう努力をいたすつもりでございます。

○副議長（毛利道哉君） 市川正徳君。

○市川正徳君 今、教育長が言われましたことはわからんことではありませんが、私が言っているのは、教育委員会の方に調べに行きましたところ、私が言うようなことは、丸がふってありまして、こちら辺は向山遺跡ということと存じておりますけれども、私が言いたいのは、位置図と丸の問題でございます。丸がふってあるというのは1cmぐらいの丸であったならば、尺貫法で昔で言えば1町、2cmか3cmの丸で大きく書いてあるんなら、昔でいう5町歩にもまたがっておるような遺跡の図面が書いてあります。これによりますと、農地を持ってみえる方は本当に迷惑でございます。私ど

もの畑にはこころ辺で遺跡かなと思うことがありますけれども、大きな丸がしてありますと、大きな面積に基づいて、自分ところの土地を開拓して家を建てるにしても、4m四方を掘りつつ、遺跡はないかなと調べるのに費用が約300万円から400万円かかります。そういうざっとした位置図をつけてもらいますと、土地を持ってみえる方は本当に迷惑することです。そのために向山遺跡の方では、その位置図に基づいて荒地ができてきつありまして、この間も私が集会で、向山遺跡のことについて開発しようかということで寄っていただきましたが、この図を見せたところ、こんなに大きな丸がふつてあると、私のところまで遺跡かなと。私のところは耕作しとっても何も出てこない。こんなことをしてもらおうと困るかなという位置図でございます。教育長が言われることもわからんことではありませんが、私が言いたいのは、この教育委員会だけの問題ではなしに、丸がふつてあるのをもうちょっと見直してほしいということでございます。1cmの丸ならその範囲でよろしいが、2cmも5cmもあるような丸がふつてありますと、昔でいう5町歩も6町歩にもわたって広範囲で遺跡の調査をしなければならない現状であります。工事費もかかり、4m四方に穴を掘って行って遺跡がないかどうか調査するには、1反あたり300万円から500万円もの費用がかかります。そのために活性化がおくれることは事実でありますので、そのことをお願いする次第であります。

それと同時に、ミルクロード周辺は、皆、名古屋の地方の方に買われて、これから秋、また冬にかけてくると、奥の方までは入っていけない道が現状となっております。そのため荒地に草が枯れておりますと、1日に車が8,000台も通るような現状でございますから、そこへたばこの火などを捨てますと、広範囲にまたがって大火のおそれがあることは、私が本当に知っておることです。このことについて雑草が繁茂したところを、条例に基づいて刈ってもらえないかということもお願いしつつ、私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（毛利道哉君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいま市川正徳議員の申された調査でございますが、先ほども申し上げましたように、この文化財パトロールの先生方に実際に現地を歩いていただきまして、そういった土器片とか、あるいは石器等が発見されている範囲内に限って、その地下に埋蔵物があるという推定をしておるのでございます。現在、耕作しておっても何もないというご意見ですが、土器片とかあいつたものは本当に小さいものでございますが、専門家が見ますと、これは縄文の破片であるとか、土器の破片であるとか、そういったようなものを確認した上で、前回の遺跡地図の範囲を策定しておるわけでございます。しかし、何分にも地下にある埋蔵物でございますので、実際に掘った場合にも予想以上に大きく埋蔵が広がっている場合もございますし、試掘をいたしまして、予想に反してないという場合もあるわけでございます。そういった実際の場合には試掘を行って、その発掘をどの程度に行うかといったようなことについては、実際にはそういう方法で進めておるわけでございます。しかしながら、先ほども申し上げましたように、遺跡地図につきましては、現在もパトロール制度は続いておりますし、先生方に随時そういう遺跡付近はパトロールをしておりますので、そういった情報等もさらに集めまして、今後もこういった地図をより精度の高いものにしていきたいという努力を続けてまいりたいと存じておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（毛利道哉君） 環境部長。

○環境部長（鶴飼 滋君） 空き地の雑草等の除去の問題についてお答えを申し上げます。

当然のことでございますけれども、空き地の雑草等の除去につきましては、所有者あるいはまた管理者が、そのような状態にならないように適正に管理をする、そういったことは当然のことです。今後、私どもといたしましては、関係部局と十分連携いたしながら、指導なり勧告、

あるいはまた場合によっては措置命令、そういった制度もございますので、そういったことを十分踏まえながら、適切に対応ができるように努力をしてまいりたい、こう思っておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

○副議長（毛利道哉君） 市川正徳君。

○市川正徳君 山田部長の、都市計画部の方で一言お願いしたいことがあります。

これは農業委員会の方にも関連する質問であります、名古屋近辺の方、土地成金の方は、坪当たり 100万円もするような土地を売って、うちの工業団地の近くでは15万円、20万円のような土地を買いあさっておりますが、これは農業の方でも土地を持ってみえる方が言うことでございますが、金がないと農業委員会にお願いして雑草地にして、それを名古屋の方が買いあさる。その近辺の都市計画で、農業地で今、言われましたように、市街化調整区域であるから市街化は無理だと言われますけれども、今の現状一言述べさせてもらいますが、大半は名古屋の方に買われつつ、あと残った農地は、その地権者は本当に農業をする者はございません。調べられたことで何割が農業しているよということでございますが、半分以上の農地は貸してあります。そういう現状でございますから、無理かと思ひますが、市街化調整区域を線引きも見直していただきたい。私はあの地方に住む議員として、初めて当選させてもらいました。地権者の方の代弁させていただいて報告させてもらっております。

それと同時に、教育長にお願いしますが、どっかに出てきた遺跡があるよというようなことでは、ちょっとごまかしだと思ひます。これは広範囲にわたって、私も後で調べさせてもらいますが、だれがそのように広範囲で調べたんですか。それはなかなか私の方、教育委員会の遺跡の係の方も知っておりますが、ちょっと出てきてそこら辺にあった茶わんのかげらとか、またかわらのかげらが出てきたというようなことで、迷惑してるところが必ずあります。もうちょっと調査していただきまして、広範囲にわたる地

権者の方の気持ちも察していただきまして、机の上の計算だけではだめでございます。一生懸命になって地権者の方の荒れ果てた土地を守るためにも、一遍再調査をお願いする次第であります。

○副議長（毛利道哉君） 都市計画部長。

○都市計画部長（山田 稔君） 先ほどもご答弁申し上げたわけでございますけれども、市域全体の土地利用計画の上から、あの小山田地域は市街化調整区域として位置づけられておる、これはもうご理解願わなければならないわけでございますけれども、区域内の周辺の不動産屋の介入というお話もございました。私どもの調査の資料によりますと、県外の方が5筆、それから市外で約30筆程度でございます、面積的には56haのうち 3.3haというようなデータが出ておまして、大半は市内の方が主に耕作していらっしゃるということで、今後とも営農を続けていただくというような形でお持ちじゃないか、このように判断しておるわけでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○副議長（毛利道哉君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいまの市川正徳議員のご要望に対しましては、答弁でも申し上げましたように今後パトロール員等も増員いたしまして、再調査を行い、精度の高い地図とする努力を重ねてまいりたいと思ひしておりますので、ご理解をお願いいたします。

○副議長（毛利道哉君） 藤井浩治君。

〔藤井浩治君登壇〕

○藤井浩治君 初めての一般質問でございまして、お聞き苦しい点多々あるかと存じますが、どうかご容赦のほどをお願い申し上げます。

冒頭にお断りいたしておきますが、元市職員として質問しづらかろうというご心配をちょうだいいたしておりますが、政治に私情を挟む気持ちはございませんので、公正で誠意あるご答弁をご期待申し上げます。

それでは、通告に従いましてご質問させていただきます。

最初は、人事院勧告等によります市職員の待遇改善についてでございます。

この問題は、昨日、古市議員からご質問がございましたが、私なりの視点から質問させていただきとう存じます。去る8月7日、人事院は国家公務員の完全週休二日制につきまして、平成4年度のできるだけ早い時期に実施するよう、また給与につきましては、定期昇給分を除いて平均3.71%を引き上げるように勧告いたしました。土曜閉庁によります週休二日制の来年度実施につきましては、政府の経済運営5カ年計画にあります「平成4年度までに週40時間労働制を実現し、1,800時間程度の年間労働時間を目指す」という要旨に基づくものであります。我が国の労働時間は、欧米諸国と比べて年間200～500時間も長く、貿易黒字等の国際批判を受けるほどの経済大国でありながら、生活の豊かさを実感できない要因の一つとなっているわけでございます。労働時間の短縮は生活にゆとりを生み出し、多様に富んだ創造的な国民生活の実現や、先進国としてよりふさわしい労働条件の確保、ひいては内需の拡大にもつながり得るという観点から、最も重要な課題の一つでございます。ちなみに民間の動向はと申しますと、銀行などの金融機関は、既に一昨年2月から土曜閉庁を実施いたしております。人事院が4月時点で調査しましたところ、完全週休二日制と認められます事業所の割合は40.1%、従業員の割合は58.4%と6割近くに達しているそうではありますが、まだまだ中小企業における実際の導入率はかなり低いものと思われれます。

先ほどの経済運営5カ年計画の中に、「特に公務員については、完全週休二日制への社会的機運を高めることに資するものでもあり、土曜閉庁方式を国の行政機関に導入し、できる限り均衡をとりつつ、地方公共団体にも導入できるようにするとともに、業務の一層の効率化を図りつつ、国民の合意を形成し、完全週休二日制を実現するよう努める」とあります。民

間の労働時間短縮が計画倒れの危機に陥っておりますときに、民間準拠であります人勤が完全週休二日制という英断を行い、官庁が率先垂範をすれば、民間のおくれた産業や企業への促進剤となって、我が国に週休二日制を定着させることにつながるものであります。

また、土曜閉庁、あえて土曜閉庁と申しますが、によります完全週休二日制から取り残されてきた国立病院につきましても、来年度中に全土曜日を休院することが、今回の勧告の中に盛り込まれております。公立の病院が土曜閉庁になれば、看護婦のきつい夜勤が緩和され、志願者減に一定の歯どめがかかるという利点もございます。しかしながら、最も重要なことは、職員の待遇改善への市民の理解でございます。サービスの改善や能率の向上に一層のご努力とご配慮を願うものであります。例えば、週休二日制に伴い職員の労働時間集中による負担の解消のために、必要な部署には増員を行うなど、職員配置の適正化も、市民サービス、職員の健康維持管理の両面から必要ではないかと存じますが、いかがお考えでしょうか。

さらに、労働時間短縮という課題に言及いたしますと、市立四日市病院では、患者の待ち時間の短縮を図る目的で、本年7月より会計と薬局をオンラインで直結する医療システムを稼働させるために、健康が懸念されるほどの残業をなさったとか聞きましたが、職員の健康管理上稼働時期に問題はなかったのでしょうか。産みの苦しみといえればそれまででございますが、オンライン導入後の恒常的時間外の改善と、患者の待ち時間がいかに短縮されたのか、あわせてお尋ねいたします。

次に、人事院勧告によります公務員給与の引き上げでございます。

昨日、片岡助役は、そっけないご答弁でございましたが、今回の人事院勧告は従来と比べて意欲的であり、高く評価いたしたいと存じます。それもそのはず、ことしにつきましては、去る5月10日の閣議決定を踏まえ、佐々木総務庁長官が、民間に比べて低い国家公務員の給与水準を引き上げる方向で一致した旨を、人事院に申し入れていたのでございます。政府の

側から引き上げを求めるのはごく異例でございまして、各官僚も、「民間企業に就職した同じ年齢の者に比べて給与に格差がある。中小企業と比べても低い。このままでは国家公務員の人材確保に影響が出る。今後の日本のことを考えると問題である」と危機感を募らせていたわけでありませぬ。

本市を例にとりますと、4月1日現在、大学卒の初任給が14万9,900円、高校卒で12万5,600円でしかありません。そして勤務年数が進むにつれ、民間との格差は顕著にあらわれてまいります。また、住宅手当につきましても、全業種、全規模平均で独身の持ち家者は6,300円、妻帯の持ち家者は1万96円、本市の場合は一律わずか2,500円でしかありません。政府関係ではございませぬが、このままでは優秀な人材は期待できません。そのことは、採用試験の競争倍率にも著しくあらわれております。昭和53年に20倍近くもあったものが、平成3年度には3.9倍と大幅に低下いたしました。来年度の事務職におきましては、採用条件の緩和等により多少の回復が見込めそうではございませぬが、技術職につきましては、さらに低下の傾向をたどっております。市長、どうか将来の四日市市を憂い、大幅な待遇改善を行って、職員の士気を高め、激動する内外情勢に的確に対応し得る措置を惜しまず、魅力ある四日市市を形成していただきたいと願うものであります。

2番目は、教育の問題であります。

20世紀も残すところあとわずかになってまいりました。21世紀は想像を絶する社会だと言われております。極めて高度な人間生活が営まれるであろうと言われておりますが、その社会を支えるために今後の教育の重要性は申し述べるまでもございませぬ。教育の本質は、人間として正しい知識とモラルを身につけた上で、常に向上心を持って行動するたくましさ、他人を思いやるやさしさを培うことだと考えております。激動の世紀末を迎え、学習指導要領が改定されるに伴い、新教育課程が実施される運びとなりました。学校5日制の機運も高まってまいりました今、学習塾とクラ

ブ活動に明け暮れる子供たちに、真の豊かな心をはぐくむ教育というものが必要になってきていると思ひます。すべてがテストで評価される現代、地域から、家庭から、そして学校からも、本当の子供たちの姿が消えていております。子供たちのほとばしるエネルギーが、天真爛漫な笑い声が、好奇心に満ちあふれたあどけないひとみが、時間を忘れて友達と夢中で遊ぶ姿が、いつの間にか見られなくなってきております。自由時間の増加により想像力を培い、社会活動、地域づくりへの参加により、人を思いやる連帯意識が向上するものと考えますが、そのためには受験戦争の是正、社会教育施設の開放と充実も急を要する大切な課題でございませぬ。新たな視点で新世紀を担う子供たちの教育を見直し、諸問題を克服した上で、学校5日制を早急に実現すべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。ご所見を賜りたいと存じます。

また、学校施設面では、新しい教育の流れに沿った三浜小学校をはじめ、武道場建設、パソコン導入、テニスコートのナイター設備等々、意欲的に取り組んでいただき、心から感謝申し上げる次第でございませぬが、まだまだ不十分と申さざるを得ませぬ。子供たちの健康を回復させるための保健室にクーラーさえありません。視聴覚室、図書室もしかりでございませぬ。三重郡では、校長室、職員室にも空調設備が設置されていると聞いておりますが、一層のご努力をご期待申し上げます。

最後に、多目的総合施設の整備でございませぬ。

現在の文化会館の利用頻度は、恒久的な飽和状態にあります。この問題は幾度となく取り上げられてまいりました。本年3月の定例市議会におきましては、市民のニーズに対応し得る新たな文化施設を、今後、調査、研究してまいりますという前向きなご答弁をちょうだいいたしております。地理的には北部にあさけプラザ、中部には文化会館、総合会館等がございませぬ。取り残された南部地域には、人口1万3,558人を擁する笹川団地をはじめ、高花平地区、最終入居戸数900戸を予定いたしております采女ヶ

丘などの大住宅地区があり、旧市街地の市民を含め早期着工の強い要望が出されておるところでございます。市民のニーズに対応し得る、新しく整備された多目的総合施設を、ぜひとも南部地区に設置していただき、バランス調整を図れば、今後の四日市市の文化と教育を担う中核施設として、より幅広い地域活動に寄与し得るものと信じてやみません。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（毛利道哉君） 総務部長。

〔総務部長（石川徹夫君）登壇〕

○総務部長（石川徹夫君） ご質問のありました人事院勧告等による待遇改善についてのうち、1番の完全週休二日制、2番の給与、諸手当の引き上げにつきましてご答弁申し上げたいと思います。

昨日、古市議員へのお答えと一部重複する点もあろうかと思いますが、お許しをいただきたいと思っております。ご発言にありましたように今年の人事院勧告につきましては、大きく分けまして二つございまして、一つは、国家公務員完全週休二日制の実施に向けての勧告でございまして、あともう一つは、国家公務員ベースアップの3.71%を、4月1日にさかのぼって引き上げようとする給与等の改善に関する勧告でございまして、完全週休二日制につきましては、我が国の国際的地位にふさわしいゆとりある社会の実現に向けまして、欧米諸国に比べ200時間から500時間長い労働時間を短縮するための基本といたしまして、国における重要な政策課題として取り組まれておるものでございますが、今回の勧告におきましては、その実施時期が示されたことにつきまして、地方公共団体におきましても、その対応が強く求められるところであろうかと思っております。

本市におきましては、従来設置しておりました土曜閉庁問題研究会を改組いたしまして、この6月に、週休二日制推進検討委員会、さらにはその中に専門部会を既に設置いたしておりまして、実施に向けまして検討を進めているところでございますが、今後さらに検討を重ねまして、市民の合

意が得られる施策の検討も含め、その実現に鋭意努力してまいりたいと存じます。

ご意見にありますように、週休二日制実施に伴います増員を含めます職員配置の適正化の問題でございまして、職員配置につきましては、本市が進めております行財政改革の趣旨にのっとりまして、事務の効率化、事務事業の見直し等の推進を図る中にありまして、各事業に見合いました適正な人員を配置することを基本とする従来の考えには変わりはないわけでございますが、交代制職場における職員の配置体制等の問題につきましては、市民サービスの低下防止、あるいは職員の健康管理等につきましても十分検討していく所存でございます。

人事院勧告によります給与の引き上げ率につきましては、昭和61年度以来最高の水準でもありまして、今回の勧告の骨子といたしましては、国における優秀な人材の確保を目途にいたしまして、給与制度の改定を行ったところでございますが、地方公務員の給与制度は、国家公務員の給与制度等と均衡を保つ原則がございまして、本市におきましても従来からその方向でまいっておるわけでございますが、本年もその方向に変わりなく、したがって、国と同様に、人材確保に向けての水準是正が図れるものと考えておるところでございます。

なお、人事院によります民間給与との比較におきましては、通勤手当、扶養手当、住宅手当等、生活関連の諸手当も対象となっておりますが、このうち住宅手当につきましてのご意見がございましたが、本市の住宅手当につきましては、地域的な状況から足切り額を国よりも低くしているほか、持ち家に対する手当も国を超える支給基準としておりまして、国に比べ有利な取り扱いになっているところでございます。その他、諸制度の運用につきましても、許される範囲内におきまして、四日市市独自の部分を取り入れ、充実に向けさらに努力してまいりたいと考えておるところでございます。

本市の行政水準の向上を図り、市民の信託に的確にこたえ、福祉の増進を一層図るためには、優秀な人材の確保が必要であることはご指摘のとおりでございます。本市におきましては、採用年齢の引き上げ、住所要件の撤廃等、応募要件の緩和措置も講じておるところでございます。広く人材の確保に努めておるところでございます。本年度の応募におきましても、事務職におきましては予想を上回る応募となっております。例えば、平成3年度では3.9倍でございますが、平成4年度におきましては10倍ということでございます。ただ、お話にもありましたように技術職におきましては、現下の好況な雇用情勢の影響を受けまして、昨年度より落ち込んでいる状況でございます。今後ともさらに給与をはじめといたしまして、福利厚生等各種制度の充実に努め、優秀な人材の確保に当たりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（毛利道哉君） 病院事務長。

〔病院事務長（中村 督君）登壇〕

○病院事務長（中村 督君） 市立四日市病院オンライン化による効果というご質問に対しまして、お答え申し上げます。

診療後の待ち時間短縮を最大の目的といたしまして、電算システムを開発して、予定どおり7月1日から稼働したところでございますが、診療科、薬局、会計とも処理スピードも早くなり、先般行いました待ち時間調査でも平均20分から40分程度で、当初予定いたしました1時間以内に完了する目標は十分達成されており、今後さらに改良を加えて時間短縮を図り、患者サービスのより一層の向上に努めたいと考えております。

次に、職員の時間外勤務についてでございますが、このシステムを開発するに当たりまして、メーカーと職員が一体となって努力を重ねてきたところでございますが、特に最終のシステム運用テストは職員が行う必要があります。テストの結果、緊急にシステムを修正する必要が生じたため、メーカー側と深夜に及ぶ協議等で相当な時間外勤務を余儀なくされたこと

は事実でございます。なお、本システムが順調に稼働したことに伴いまして、職員の時間外勤務も減少してまいっております。

なお、稼働前の職員の健康管理についてでございますが、時間外勤務命令を出すに当たりまして、個々の職員の状況を十分把握いたしまして、健康状態のすぐれない職員につきましては、時間外勤務の対象外とする等の配慮をしたところでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○副議長（毛利道哉君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） 2番目の教育の問題についてお答えを申し上げます。

藤井議員の、最近生き生きとした、はつらつとした子供の姿が消えつつあるのではないかと、もっと豊かな心をはぐくむ教育が必要ではないかというご提言に対しましては、私も全く同じ思いがいたします。そうした観点から、教育委員会といたしましても、毎年度初めに出しております本市の学校教育方針の第1番に、「豊かな心と健やかな体を持ち、たくましく生きる子供を育てる」という目標を掲げまして、新しい教育課程の趣旨を踏まえる中で、その実現に向けて努力をしているところでございますので、今後ともご理解とご支援をいただきたく存じます。

次に、学校5日制の問題でございます。

民間企業における週休二日制の状況とか、官庁の土曜閉庁など、社会情勢の変化などから、これまでも国の関係機関での検討課題となつてまいりましたのでございますが、この学校5日制が導入された場合には、家族との触れ合いの深まりがあるのではないかと、あるいは地域活動への参加、あるいは自然体験やスポーツ、さらにはボランティア活動などを通して豊かな人間性を養うことができる、そういった機会に恵まれるという大きな成果もあるのではないかと考えられますが、しかし一方では、導入に際しましては、いろいろな課題があることも事実でございます。まず一つには、

教育水準の維持、向上を図りながら、児童、生徒の月曜から金曜までの学習がそのために過重負担になりはしないか、さらにそういった教育課程がきちんと組めるのか。次に、児童、生徒の余暇の過ごし方につきましても、家庭の理解と協力をどのようにして得ていくか。あるいは児童、生徒が休業日に有意義に、しかも自主的に過ごすための地域社会での受け皿をどのように調整をしていくか。あるいは協力を求めていくか。さらには、休業日における教職員の勤務対応についても、検討を図ることが必要であると、いろいろな問題があるように聞いております。文部省におきましても、平成元年12月に、学校5日制試行の調査協力校というのを、全国で68校指定をいたしまして、平成3年度中には、その報告書がまとまるものと聞いております。そうして年度末には、これに対する何らかの結論が出されることになっております。

一方、県の教育委員会におきましても、学校外教育活動調査協力者会議というものを設置いたしまして、学校5日制の基礎資料とするための児童、生徒あるいは保護者、教員等にアンケートを実施いたしまして、現在集中中であると聞いております。本市におきましても、この学校5日制につきましては、重要でかつ緊急に取り組まなければならない課題であると考えておりまして、早急にそのための機関を設置し、関係諸団体の協力をいただきながら、早急な検討を進めてまいりたいと存じております。

なお、学校施設の充実ということで、保健室に空調設備をというご要望でございましたが、現在ご承知のとおり、学校の空調設備につきましては、学校開放事業の一環として取り組んでおります。平成4年度までに全部の小学校に、学校開放のための空調設備の整備をいたすべく事業を推進しておりますので、目下のところ保健室についての計画はございませんが、他市の整備状況等も調査する中で、今後検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（毛利道哉君） 市民部長。

〔市民部長（小畑廣次君）登壇〕

○市民部長（小畑廣次君） それでは、3点目の総合施設の整備について、私の方からお答えをいたしたいと思っております。

ただいまのご質問は、文化会館なりあさけプラザのような機能を持った施設を、本市の南部に設置をしてはどうかというご指摘でございますが、これらにつきましては、先ほどの発言でもありましたように、3月議会なり、あるいはまた地区交流懇談会等の中でも出されているところでございます。現在、既存の公共施設の有効利用、あるいはまた全市的な設備配置、さらには財政的な観点から、広域的な視点に立った施設のあり方について、多面的に検討していく必要があるんでないかと考えているところでございます。

また、最近の社会経済情勢の推移の中では、余暇時間の増大に伴います市民の文化活動の高まりや、生涯学習の時代に対応した施設設備については、特にこの21世紀の四日市を展望する中で、新たな視点に立った方向づけを検討しなければならないということが課題であろうと思っております。特にこういった中で具体的には文化施設等の施設につきましては、本年度実施をしております文化施設等の調査、研究事業の中で、庁内に文化会館等の現場の職員を含めた、若手の職員によりますワーキンググループにも検討をさせているところでございますが、先ほど申し上げましたように長期的な視点に立った施設のあり方、市民ニーズに対応した施設のあり方など、今後どういう施設が必要なのか、施設の全市的なバランス、さらに広域的な観点からの位置づけ、あるいは土地の手当て、あるいはまた財政的な裏づけ等を含めて検討しているところでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○副議長（毛利道哉君） 藤井浩治君。

○藤井浩治君 どうもご答弁ありがとうございました。

職員の待遇改善につきましては、健康管理面で十分ご配慮をいただき、

行政が円滑に行われるよう一層のご努力をご期待申し上げるものですが、市立四日市病院につきましては、申しわけございませんが少し聞き取りにくかったんですが、患者の待ち時間が20分～40分程度とお聞きしたんですけれども、これはこの時間分短縮されたのか、あるいはこの時間になったのか。オンライン導入前と後の資料がございましたら、お示しいただきたいと思います。

それから、恒常的時間外勤務が減少したというご答弁でございましたが、これにつきましても、オンライン稼働による、平時の状態で結構でございますが、前と後の統計がございましたらお示しいただきたい。

また、恒常的時間外勤務に回復の兆しがなければ、市職員並びに臨時職員の増員の可能性がおりかどうかを、もう一度ご答弁いただきたいと存じます。

それから、教育の問題でございますが、今後とも各施設の充実とともに、私の私的考え方でございますが、新思考と申しますよりも、教育の原点に立ち返り、今後の社会を担う人材を育てていただきたいと思っております。

それから、南部の総合施設設置につきましてでございますが、具体的な設置時期、予定されております設置時期等、わかりましたらご答弁いただきたいと思っております。

それから、先ほどの市川正徳議員の南部工業団地に関連する諸問題の解決とともに、南部地域へも活性化のために一層のご尽力をご期待申し上げます。

以上、再度ご答弁をいただきまして、その時点で私の質問を終わらせていただきたいと存じます。

○副議長（毛利道哉君） 病院事務長。

○病院事務長（中村 督君） まず平均20分から40分程度ということで説明申し上げました時間につきましては、診療が終わりました後、会計並びに薬局の待ち時間の平均値でございます。これは日にちまたは時間によ

りまして違うわけでございますので、あくまで平均値でございます。なお、この処理スピードにつきましては、導入前につきましては、約1時間平均程度かかっておったんじゃないかなろうかというふうに考えております。

それから、職員の時間外勤務の件でございますが、平成3年の導入します前の6月でございますが、まず業務課の医事係でございますが、一人当たり、当直分を除きまして85.4時間でございます、それから7月が70.9時間、8月が40.6時間ということで、6月と8月を比較いたしますと半分以下になっております。それから薬局でございますが、6月が80.3時間、7月が72.6時間、8月が49.2時間、こういう実績でございます。

○副議長（毛利道哉君） 市民部長。

○市民部長（小畑廣次君） 総合会館の件につきましてお答えをいたしますが、これら大きなプロジェクトでございますから、当然のことながら、四日市の総合計画に入れていかなければならないわけでございますし、市議会等の合意も必要であろうと思っております。そういう意味におきましては、先ほどお答えいたしましたように、現在、調査研究中でございますので、具体的な日時だとか、あるいはまた場所とかいうことについては、今、考えておらないというより、その段階ではございませんので、ご了解をお願いいたします。

○副議長（毛利道哉君） 暫時、休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時24分再開

○副議長（毛利道哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石川勝彦君。

〔石川勝彦君登壇〕

○石川勝彦君 6月議会に続きましてご質問をさせていただきますが、お昼前のひとときしばらくご辛抱いただきたいと思っております。

それでは、通告に基づきまして質問いたします。

まず第1点目については、近い将来のことについてのお尋ねをいたします。

県立総合病院がよいよ平成4年着工、6年秋には開院の運びとのことですが、北勢地域の高度特殊医療と第三次救急医療を担う基幹総合病院として、医療施設の充実が期待されます。救命救急センターの併設に伴い、県下の救急医療に対応するため、病院の屋上にヘリポートを設置するとのことですが、県関係者の説明によれば、航空法に基づく空域調査において環境基準はクリアされているとのことですので、ほとんど心配はないように思われますが、地元住民への理解、協力については今後の課題になると思います。

さて、ヘリポートの計画について、その離発着が年間せいぜい十数回程度と見込まれているようですが、今後長い間にいかなる取り組みがあるかわかりません。ヘリコプターは明野自衛隊基地に置くなど、病院はヘリを持たないということですから、整備等基地におけるもろもろの問題は少ないようでございます。しかし、ヘリの基地を明野にこだわらず、四日市を含む北勢地区に持ってくるお考えは、本市としてどうなのか、お尋ねいたします。

さきの6月議会において市長は、広域行政について所見を述べられ、また昨日の谷口議員の質問に対してのご答弁の中に、ばらばらではいけない、一体となって当たらねばならないと、広域市町村圏のシステムの確立の上に、いろいろな施策をした方がよいとの前向きな言葉がございましたが、今後規模の大きくなる可能性がある病院及び福祉、そして消防行政を、自治体間の相互提携、乗り入れ、また協力など、広域行政の一環としてますます拡大することの必然性を考えますが、いかがでしょうか。三重県を代表する本市としてのこの分野での取り組みの中であって、空間利用について、消防行政におけるヘリコプターの導入について、また基地について、

お尋ねいたします。

第2点目に移ります。

郵政省がパソコン通信やビデオテックス、CATV、データ通信などのニューメディアを用いて、地域社会の振興を図る総合的な施策としてテレトピア構想を提唱し、積極的に推進していることは既に知られております。特に福祉医療システムについては、このシステム構築のために、郵政省や基盤技術研究促進センターにおいても、地方自治体に対してもろもろの幅広い支援がなされております。モデル指定都市87地域の一つに入っている本市においても、テレトピア構想に基づいて、コミュニティタウン型の生活文化情報ネットワークシステムと総合行政情報ネットワークシステムが取り入れられており、今後さらに先端産業型の総合産業情報ネットワークシステムの導入により、地域中小企業の育成及び活性化を目指す構想、また物流商流型の総合物流情報ネットワークシステムの構想がおありのようですが、いまだ構想の段階にしかありません。この計画は具体的にいつ運用が開始されるのか、考えておられるところをお聞かせいただきたいと思えます。

また、本市におけるこのテレトピア構想の中で、医療福祉型として、例えば、健康管理情報システム、医療体制情報システム、在宅老人コミュニケーションシステム等の在宅ケアサポートシステム、福祉サポートシステム、医療福祉情報システムなど抜けておりますが、どこで位置づけしようとしておられるのか。今後の計画について、お考えになっているところをお聞かせいただきたくお願いいたします。

続きまして、ニューメディア導入による市立病院の病院運営の効率化について、その取り組みをお尋ねいたします。

昨年、胸部外科の新設をされるなど、医療内容の充実が図られ、今後もさらに中身の充実に力を入れようとの意気込みが感じられますが、最近導入されたばかりであります。その業務課から薬局へのオンラインシステ

ムをさらに効率化ということで、オーダーリングシステムの導入について、またリニア搬送システムについてどうお考えになっておられるのか、あわせてお考えいただければと存じます。

以上で第1回目の質問を終わります。

○副議長（毛利道哉君） 市長公室長。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） まず、第1点目のヘリポートの設置に関連いたしましてご質問をいただきましたので、お答えをいたします。

この問題につきましては、これまでも新たな輸送交通手段としてヘリコプターの導入を前提としたヘリネット構想、あるいは中部新国際空港へのアクセス手段としての活用等につきまして、いろいろとご提言をいただいていたところでございます。そして今回、石川議員からは、行政の広域化が進展する中で、消防あるいは救急業務へのヘリコプターの活用を含めて、ヘリポートの整備の必要性をご提言いただいたわけでございます。そしてご指摘のように、平成6年に開院を予定されております県立総合塩浜病院に、救急医療体制強化のためにヘリストップが整備される、こういうことで伺っておるところでございますが、このヘリコプターの発着は年間を通じてせいぜい、先ほどもご指摘ございましたように十数回程度であるというふうに試算をされておるようでございます。したがって、こういうふうな状況でございますから、市が独自で他の施設、例えば市立病院とか、あるいは消防本部などで個別にヘリコプターを活用していくということにつきましては、使用頻度等から見ましても、あるいはコスト面等から見ましても、現時点では考えられないというふうに思っておるところでございますが、ただ、この問題につきましては、広域的な視点から、やはり県において考えていく施策ではなかろうかというふうに考えておるところでございます。

また一方、中部新国際空港へのアクセス手段として活用するにいたしま

しても、本市におきましては臨海部の工業地帯の大部分が石油等災害防止法に基づく、いわゆる特別防災区域に指定されておるところでございます。つまりその指定された上空につきましては、飛行やあるいはヘリポートの設置に対して規制される、こういうことになっておるわけでございます、運行経路等が相当制約されることも考えられます。つまり中部新国際空港へのアクセスの利用をするにしても、市を大きく迂回しなければならないというふうなことの問題も生じてまいります。あるいはまたヘリコプターにつきましては、輸送人員にかなり制限がございます。せいぜい10名程度であるわけございまして、大量輸送手段とはなり得ませんし、あるいはまたヘリコプターの設置に伴って、周辺環境に与える影響にいたしましても、今回の県立総合塩浜病院のヘリストップの設置に対して、周辺の住民から、騒音なり、あるいは事故等の心配がされておりますように、大変難しいものもございます。

しかし、一方におきましては、このヘリコプターそのものの利用頻度が増し、あるいは地点間輸送手段、これは四日市だけということではなしに、広域的に地点間輸送ができるような、そういうふうなネットワークづくりがぜひ必要であるわけですが、そういうものができた場合には、ヘリポートの重要性は、必ず将来高まってくるというふうにも考えておるところでございます。いずれにいたしましても、ヘリコプターが技術上いろいろまだ問題があるところがございます。新聞紙上等でも、ヘリコプターの墜落事故等の報道がされておるわけでございますが、そういった技術向上とともに、将来に向けての新しい交通機関として位置づけられることも、十分ご指摘のように考えられますので、輸送手段としてのヘリコプターの活用に加えて、ご指摘の将来的には、消防、救急業務等への活用、あるいは総合的な観点から、ヘリコプターのあり方、ヘリネットワークの構築、いろいろ問題が現在あるわけですので、今、県におきまして、これは6月議会にも申し上げましたが、近畿の2府6県と3政令指定都市で構成する、い

いわゆる近畿圏ヘリコピュータシステム研究会で、これらの点につきましては、いろいろ調査、研究されておる状況にありますので、当面、本市といたしましては、これらの動向につきましても今後とも注視しながら、情報収集に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、次にテレトピア構想の今後についてご質問をいただきました。テレトピア計画につきましては、ご指摘のようにISYによるキャプテンシステムや、CTYによるCATVなど、いわゆる生活文化の分野における市民レベルでの情報ネットワークや住民情報の一元管理、財務会計事務の電算化など、行政分野における行政情報システムが既に実現しておりますが、ご指摘のように産業、物流分野につきましては、まだその辺が事業化されていないのが実情であります。この構想といたしましては、産業情報や図書、文献情報のデータベースの構築、それからパソコン通信やテレビ会議システムの活用により、各種企業に対し研究開発や経営についての情報サービスなどができるネットワーク化の推進を図ることです。また、物流情報につきましては、付加価値通信網、いわゆるVANと呼ばれるものでございますが、これを活用し、市況なり、あるいは受発注、在庫管理を行って、物流の合理化を推進することといたしております。しかし、これら産業分野における情報ネットワークを構築するためには、製造あるいは流通の各業界との連携が十分図れるかどうかということがポイントでございます。また情報の市場性あるいは運営主体の採算性等、事業化に向けてまだまだ多くの課題がございます。そのためまず本年度におきましては、これも当初予算に盛り込まれておりますように、北勢地域における業界の意向を調査するとともに、先進事例の調査を実施していくという段階でございます。そういう状況から、いまだその開発時期を明示できる段階に至っておりません。

特に、VAN、これはバリュー・アデイド・ネットワークの略称でございますが、これの導入は、インプットされたデータを、それぞれの需要に

応じて分析し、加工し、必要な求める資料を提供する、こういうシステムでございます。その技術の開発は今後の課題ともなっております。また、企業機密の問題とも関連して、これからはいろいろと研究していかなければならない点も多くあるということをまずご理解をちょうだいいたしたいというふうに思っております。

また、ご指摘の医療、それから福祉分野における情報システムの計画についてのご質問でございますが、現在のところ四日市におきましては、医療福祉分野における総合的な情報システムの計画は、策定をいたしていないというのが現状でございます。しかしながら、個別的に生活文化情報ネットワークの一環として、キャプテンシステム、つまり今あるISYを利用して、市内の福祉・医療施設案内や健康診査のスケジュール、それから救急医療ガイド等については、既に市民に情報提供を実施いたしております。

また、本年度におきましては、医師会の協力を得て、より早く傷病に合った適切な医療機関が選択できるよう、医療機関検索システムを現在構築中であるということでございます。このように市民への情報提供という面では、既存のシステムを活用しながら、今後とも逐次整備をしてみたいというふうに思っております。

また、今後の福祉政策の進むべき方向といたしまして、本年3月に策定いたしました健康長寿のまちづくり基本計画でもお示しをいたしましたとおり、従来からの施設への入所を中心とした福祉施策を進める一方、親族、知人あるいは地域社会との日常的なつながりを保ちつつ、医療、福祉サービスを受けられるようにするために、在宅ケアを充実していく必要があるものというふうに認識いたしております。このためには医療、保健、福祉の各行政サービスのネットワーク化を図りまして、要援護老人に関する最新の情報を関係者が常時共有しながら、効率的にサービスを提供していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

います。したがって、要援護老人等に関する情報の一元化、あるいはその情報を随時取り出せることができるようなシステムの構築、さらには情報機器の導入の必要性を認識いたしておりますが、問題は、個人のプライバシーに関する情報を避けながら、どんなシステムで集約できるかということが大変難しい問題でありますので、今後ともその辺も含めてよく研究してまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、メディアの世界はこれから、キャプテンシステムにしましても、CATVにしましても、双方向性のあるシステムとして発展していくことが十分想定されます。将来的にはそういうふうな、いわゆる双方向での活用ということも十分可能となってくるわけでございますので、その辺も含めながら、私どもは十分に研究、検討を重ねていきたいというふうに思います。今、このメディアの中で私どもが一番関心がありますのは、今のISYの経営基盤というものの強化を図る必要がある、こういうことございまして、現時点におきましては、IP、つまり情報提供をいかに多く確保できるかということございまして、さらには端末機、これの一般普及をいかに伸ばすかということが、私どもの当面の問題であるわけでございます。まずはこれにつきましても、今後とも努力をいたしていきたいというふうに思っております。

○副議長（毛利道哉君） 石川勝彦君。

○石川勝彦君 ご答弁ありがとうございます。まずは、問題提起することによって質問は終わらせていただきますが、ご参考として自治省の情報を添えたいと存じます。

これは去る7月16日の報知新聞の記事であります。高層ビル火災や林野火災の消火、救急患者の搬送などに重要な消防ヘリコプターの利用体制について、自治省、消防庁が報告をまとめたことが載っておりますので、紹介しておきたいと思っております。「消防庁は、自治体にヘリ導入の機運が高まっているため、来年度から現在の補助制度の予算枠を拡大する方針とし

て、その利用の仕方や費用負担について、各都道府県の中核都市がヘリを保有し、他の市町村から応援要請があれば出動し、その都度負担金を徴収する。共同利用する自治体が出動の有無にかかわらず、費用を分担する。都道府県が単独または市町村と共同で運用する」この方式の中から、地域の実情に応じて選ぶよう提言しております。

第2番目のニューメディアの導入につきましては、特に医療、福祉型の導入、充実を切望いたしたく思います。今日、本市においては、施設福祉の充実が大変図られておりまして、その内容においては先進市としての位置づけができますが、事、地域福祉の体制づくり等、ソフトの面ではもうひとつの印象をぬぐえません。その体制づくりに、また福祉サービスの充実のために、ニューメディアの導入が望まれます。もろもろのシステムの確立は、広く福祉行政の内容を充実させるために、どうしても早急に取り組んでいただきたいところであります。

また、地場産品の萬古焼、お茶にしましても、一層の振興が図れるということを考えましても、総合的物流情報システムをネットワークとして早急に考えていただくなど、いろいろと問題はございますが、総論的には結構だと、しかし、各論的にはいろいろ問題があるということで、ニューメディアはどうしても疎遠にされがちでございますけれども、これからの時代、どうしてもいろんな面で、行政におきましても当然先取りをしていかなくちやならない部分が大変多うございます。そういうことを含めまして、近い未来ということでご質問申し上げました。

以上、要望を添えて質問を終わります。

○副議長（毛利道哉君） 暫時、休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時2分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中 武君。

〔田中 武君登壇〕

○田中 武君 緑水会の田中でございます。通告に従いまして、地元の問題の中から1点、県立総合塩浜病院移転後の問題について質問をさせていただきます。

この問題につきましては、大島議員ともども再三この本会議の場で取り上げさせていただいてきたところでございますが、このたびこの8月下旬に、県から四日市市へ、現在の塩浜病院の用地を四日市市に売却したいという意思表示があったと伺いまして、この問題の推移と将来の解決につきまして大きな懸念と不安を感じましたので、あえて今回またまた質問の機会を持たせていただいた次第でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

塩浜病院移転後の問題は、ご承知のように、一つには後医療対策と、それから跡地の有効活用によります地域活性化対策とがございます。この二つの点につきまして、県と市との間で覚書を取り交わしていただきまして、第1の後医療対策といたしましては、県市で応急診療体制を確保する。それから二つ目の地域活性化対策につきましては、県市で密接に連携し、地元の意向を踏まえて協議していくものとするということが、それぞれ確認をされまして、これによりまして、地元は塩浜病院の移転を了承いたしまして、その覚書の内容が住民の意に沿って実現されてまいりますように、期待と一抹の不安を抱きながら、その後の推移を見守ってまいったというのがこれまでの経緯と現状でございます。

今、一抹の不安と申し上げましたが、それは、まず一つには、移転先で敷地造成などの具体的な工事が着手されましたけれども、応急診療体制の具体的な内容につきましては、県からは具体的な考えがいまだに示されてまいっておりません。それから第2点としましては、移転後の県立病院が2次以降の診療機関になると、そういう新聞報道が行われたのでございます

が、このような大きな問題につきまして、地元には何の説明も行われていないというような状況でございます。こういった状態で覚書を取り交わしていただいてから3年が過ぎ去ったというわけでございます、覚書の内容は本当に実行してもらえるのであろうかと、その実現に不安が持たれるようになっているというわけでございます。

このような状況の中で、去る8月末に県から用地売却の意思表示があったと聞きまして、大きな衝撃を受けますとともに、強い懸念を抱くようになったのでございます。この問題にかかわってまいりました塩浜地区の住民の1人といたしまして、県のこの仕事の進め方はおかしいのではないかと思います。用地売却の意思表示をするよりも先に、まず第1には移転後の総合病院の診療体制につきまして、利用する側に大きな影響を与える変更があるのであれば、これは移転の条件の大きな変更になるわけでございますので、地元に対しましても、その旨きちんと説明をしていただくべきであると考えます。

そして第2には、その変更を織り込んで、後医療としての応急診療体制の内容につきましても、具体的な考えをお示しいただくべきではないか、そのように考えるわけでございます。

このように住民サイドの不安にこたえるより先に、自分サイドの都合で早く決めたいことは遠慮なく具体的な提案をしてこられる、そういう仕事の進め方にぶつかりますと、県は、移転決定に際して示されました住民への約束事を本当に誠意を持って実行しようとする意思を持っていただいておりますのかどうかと強い懸念を抱かざるを得ないのでございます。

こうした気持ちからは、率直に申し上げますと、この県の提案に対しましては、後医療や地域活性化の対策につきまして一步踏み込んだ具体的な考えを示していただけない限りは、市当局におかれましても、交渉の場が上がっていただきたくないと、そのように思うところでございますが、以上申し上げました観点から、次の二つの点について質問をさせていただきます

ます。

第1は、後医療と地域活性化の対策につきまして、その後県から一歩踏み込んだ提案が四日市市に対して行われたことがあるのかどうかということでございます。

それから第2点は、その結果も踏まえまして、これらの問題の取り組みにつきまして、市当局はどのように考えていただいておりますのか、この2点につきましてご質問させていただきますので、ご答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（川村幸善君） 環境部長。

〔環境部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鶴飼 滋君） お答えを申し上げます。

県立総合塩浜病院の問題についてでございますけれども、先ほど来種々お話があったわけですが、ご承知のとおり、この県立総合塩浜病院につきましては、北勢の基幹病院として、また同時に地域の住民の皆さん方にとりましては、精神的な極めて大きな支えとして、同病院がその役割を果たしてきたことはご承知のとおりでございます。

そこで、市といたしましては、これまで病院の整備につきまして、地元を含め、さらにまた医師会も含めまして、市といたしまして、今回のこの病院の整備について、現地で整備をしてほしい、そういったことを県側に対しまして強く求めてきた経緯があるわけですが、昭和62年の12月に、最終的に県といたしまして移転についての極めて強い意向が示されまして、やむを得ず今回の移転となったわけでございます。

しかしながら、先ほどご指摘がございましたように、現在でも呼吸器系疾患患者の方々が入院をいたしておりますし、同時にまた通院もいたしておる実態があるわけですから、私ども市といたしましても、移転後の後医療対策と、もう一つ今ご指摘がございました地域活性化のための跡地の全体活用についての問題が極めて重要であるというふうに考えてお

るわけでございます。したがって、そういう観点から、私どもといたしましては、県におきまして、市、地元を含め、十分連携をしながら、県においてこれを対処しなさいと、そういったことを強く要請してきた、これまた経緯があるわけでございます。

この結果、先ほどお話がございましたように、県市におきまして、覚書の交換をいたしました。一つは、今お話がございましたように、県市でそういった呼吸器系疾患患者の方々に対する応急医療の確保のための診療所を設置するということが第1点でございます。第2点は、先ほどお話がございましたように、跡地全体の活用については、県市で密接に連携をしながら、地元の意向も十分お伺いをしながら協議を進めていく。こういうふうな覚書に交わさせていただいております。したがって、それに基づきまして、今日まで、市側といたしましては、県側と協議を進めてまいりました。

しかしながら、特に第1点の問題でございます後医療対策について、県と市で相違があるわけでございます。そこで、県といたしまして、応急医療施設に対する基本的な考え方が示されているわけでございますけれども、その第1は、呼吸器系疾患患者の応急医療だけを県としては実施をしたいということが第1点でございます。それから第2点は、こういった診療施設の設置の場所につきましては、医師公舎の跡地に設置をしたい。そういった考え方が示されているわけでございます。同時にまた、第3点といたしましては、設置の期間は2年間とする、そういった考え方が県側から示されているわけでございます。

これに対しまして、私ども市といたしましては、まず第1に、呼吸器系疾患患者の応急医療の確保だけではなくて、さらにそうした呼吸器系疾患患者の方々に対する健康回復、あるいはまた予防事業、そういったことについても、これはあわせて実施をすべきであるというふうな考え方を持っておるわけでございます。したがって、そういった点からも、設置の場所

については、当然のことでございますけれども、跡地の中でそれを設置しなさいというふうに申し上げているわけでございます。

また、さらに設置の期間につきましても、当然のことでございますけれども、そういった実態を十分に勘案をしながら対処すべきである。そういったことを繰り返して市側の主張として申し上げてきたわけでございますけれども、先ほども申し上げておりますように、県市間におきまして後医療についての基本的な考え方について相違があるわけでございます。したがって、現在、私ども市といたしましては、今申し上げた市の方針に沿いまして具体的な内容を取りまとめているわけでございまして、これに基づきまして、さらに県側と協議を進めてまいりたいと、このように考えておるわけでございますので、その点についてのご理解をちょうだいいたしたいと思っております。

続きまして、この跡地全体の活用の問題についてでございますけれども、先ほど来、県側から具体的な提示があったかなかったかという、そういったお話がございましたけれども、現在のところ、跡地全体の活用についての県側からの具体的な提示はございません。したがって、私ども市といたしましては、今後関係部局によりまして、跡地の全体の活用についての市の基本的な方針を取りまとめまして、地元の皆さんのご意向も十分お聞きをしながら、今後県との協議を進めてまいりたい、そのように考えておるわけでございますので、その点についてのご理解もちょうだいいたしたいと思っております。

したがって、先ほど指摘ございました県側からの跡地の買い取り要請につきましても、今申し上げた二つの問題についての具体的な煮詰めでございますとか、さらにまた議員さんのご意見等も十分踏まえながら、今後よく検討してまいりたいと、このように思っておるわけでございます。

なお、参考までに、新しい病院についてでございますけれども、平成3年の1月から用地の造成に着手をいたしておるわけでございまして、平成

4年の3月末にこれが完了する予定になっておりまして、現在の進捗率は約50%ということでございます。なお、建築工事につきましては、平成4年4月1日に着手をいたしまして、先ほど来お話がございましたように、平成6年の秋には完成の予定になっておる、そういうふうに聞き及んでおるわけでございますので、その点についてもご理解賜りたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 田中 武君。

○田中 武君 ご答弁をいただき、ありがとうございます。

診療所の問題につきましては、県と市の考えに大きな開きがあるようでございますが、移転決定時にいろいろの点につきまして、この診療所の持ち方につきましても地元と県の間で話し合いが行われたところでございます。この細部の点につきましても、細かなことは申し上げませんでしたですが、今ご答弁にありました、県が基本的考え方として3点言っておられるという点につきましては、こんな消極的なお話であったのかなと、今にしてそういうようなことを言われて、やや意外な感じがするところでございます。市の方でお考えいただいております、応急措置だけではなくて、公健法の改定に伴います健康予防事業でございますか、こういったものも行われるような施設を含めた、それとの併設のような形で、二つがより効率的に運営が図られていくような、そういう形で持っていただくということは、これは大変ありがたいことと存じますので、ぜひそういった方向で実現が図られますように、今後もお努力をいただくようお願いを申し上げます。

また、跡地の問題につきましても、先ほども触れたところでございますけれども、このままでは、用地を売却して、あとは市でよきに計らえと、これは意地の悪いうがった見方かも知りませんが、そのような姿勢が見え隠れするように感じられるところでございまして、こんなことを申し上げては失礼かも知りませんが、どうかこれらの問題につきましても、県におかれても、誠意を持って移転時塩浜地区の住民にお話しただいた

点につきまして実行をしていただきますように、引き続き市当局とされましても、ご尽力をいただきますように心からお願いを申し上げる次第でございます。

くどうようでございますけれども、この問題の解決は、塩浜地区の住民にとりまして、いわば地域の存亡をかけた切実な願いでございます。塩浜地区の住民が長年にわたりまして、直接あるいは間接に示してまいりました県政や市政に対する理解、協力、また貢献に照らしましても、よい結果が得られますように、最大限のご努力をいただくように重ねてお願いをさせていただきます。

○議長（川村幸善君） 暫時休憩いたします。

午後1時19分休憩

午後1時32分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小川政人君。

〔小川政人君登壇〕

○小川政人君 政友クラブの小川でございます。初めての一般質問ですので、いろいろご迷惑をおかけするかもわかりませんが、よろしくご指導のほどをお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

本市を取り巻く高速道路体系網の整備計画、すなわち伊勢湾岸道路及び第2名神自動車道、東海環状自動車道、さらにそれに接続する東海北陸自動車道の整備計画は、これまで幹線道路の多くが名古屋経由でネットワークされていたのが、四日市から直接他の地方と結びつくことができる点では、四日市港を持つ本市にとって大変意義あることであると思います。

そもそも四日市港は、名古屋港よりも貨物取扱高が多かったのが、今では名古屋港よりも少なくなっているのは、港を取り巻く道路交通網のおく

れが原因の一つとして取り上げられます。そういった観点から、高速道路体系網の整備と21世紀初頭に開港する中部新国際空港計画は、四日市が国際都市四日市に飛躍する最大のチャンスと考えられます。

本市の高速道路体系網完成に向けての四日市港と、これら高速道路のアクセス道路としての富田山城線の無料化と車線拡幅計画についてお尋ねいたします。

また、中部新国際空港へのアクセス港として、三重県でも多くの市が立候補いたしておりますが、さきの知事発言では四日市が最適とのことですが、本市の取り組みについてお尋ねいたします。

C I Q機能を持つ四日市港は、それら機能を活用すれば、四日市港から船とか別の交通機関を使って、人と荷物が別々で直接飛行機に乗ることもできます。中部新国際空港、構想段階の沖の島、北埠頭、霞埠頭、富田山城線、高速道路のネットワークの各都市というように、四日市を空・海の国際玄関都市とすることも可能かと思われま。行政当局の一層の頑張りを期待いたします。

本市では、北埠頭を物流埠頭、沖の島は工場用地にする計画とも伺っておりますが、沖の島は四日市の空と海への玄関として都市機能を持った海洋都市にさせていただきようをお願いいたします。

また、四日市港の各埠頭と湾岸自動車道、川越インターと連結する道路を1本つくっていただきたいと思います。国道23号1本では少し心もとないと思います。

また、四日市港の整備拡張については、漁業補償が避けては通れないと思われま。従来のような漁業補償ではなく、水産振興につながる漁業補償、お金ばかりでなく、技術や知恵を出してほしいと思います。

霞埠頭近くにはJR関西本線、近鉄名古屋線といった鉄道網も通っております。JRは、JR四日市駅前再開発、JR高架は決まっておりますが、まだ単線区間があります。単線では列車の本数等利用価値が少ないので、

四日市－富田浜間の複線化に取り組んでいただきたいと思います。

本市では、公害都市四日市から公害のない都市四日市へとなるよう、行政当局では日夜努力しておられることと思いますが、公害対策会議で5年間公害防止計画の延長が決定されたように、ひところよりも随分環境がよくなっておりませんが、いま一步でございます。

そうした四日市の脱公害へのイメージづくりとして、白砂のある海浜公園をつくっていただきたいと思いますものだと考えます。午起から天カ須賀には、昔は多くの海水浴場がありました、今はすべてが埋め立てられています。1カ所ぐらい白砂のある海浜公園をつくるのは、行政当局を含めて我々の務めではないかと思えます。

次に、富田、富洲原地区の住宅密集地の災害対策及び再開発についてお尋ねいたします。

9月1日の防災訓練は東海地震を想定しての訓練とのことですが、両地区とも消防自動車の通れない道路があり、住宅が密集いたしております。火災時などの初期消火体制はどうなっておりますか。消火栓、ホース等は整備されておりますのでしょうか。両地区ともに1戸当たりの宅地面積が少ないためか、過疎化現象も厳しく、人口の高齢化率も、本市他地区に比べて高くなっている。両地区の活性化のため、住環境の整備や再開発計画があるのでしょうか。

JRや近鉄、三岐鉄道と鉄道網が集中している近鉄富田駅周辺の再開発計画も進んでいないと聞きますが、防災対策上からも、再開発は必要であると思われれます。東海地震を想定しての両地区災害時のシミュレーションビデオ等をつくって地区住民の啓発に努めて、富田総合駅等の再開発計画を作成して、地区住民に不平等感のない、四日市市の北玄関にふさわしいまちづくりを行政当局にお願いしたいと思います。

次に、市民の切実な要望を2点ほどお願いいたします。

まず、市立四日市病院の集中治療室の整備に伴い、その治療室の入院患

者の家族のための控室の新設、整備拡張をお願いいたします。

最後に、PTAの学校への奉仕作業後のごみ等の処理についてお願いします。

奉仕作業後のごみ等については一般ごみ収集と同じようにしていただけないでしょうか。事業所のごみは一般と一緒にできないとのことですが、PTAの会員が学校の環境を美しくするために出るごみですから、自治会の清掃作業時と同じような扱いにしていただけたら大変ありがたいのですが、行政当局のボランティア活動に対するご理解を期待いたします。

第1回目の質問を終わらせていただきます。答弁のほどよろしく願います。

○議長（川村幸善君） 市長公室長。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） いろいろな観点からご質問をいただきまして、私の方からは4点についてお答えをさせていただきます。

まず第1点目の富田山城線と中部新国際空港へのアクセスの問題についてでございます。

この問題につきましては、既にこれまでもいろいろとご意見をいただいておりますところございまして、ご指摘のように、現在、本市を取り巻く幾つかの広域幹線交通網の計画がございます。そしてこれらのプロジェクトのうち、昨年既に伊勢湾岸道路、それから北勢バイパスにつきましては都市計画決定を完了し、また、東海環状自動車道につきましては計画決定の手続に入っている状況下にあります。本市といたしましても、これらについて早期事業着手ができるように、関係機関に強く要望、陳情を繰り返しておる段階でございます。

また一方、特定重要港湾に指定されております四日市港は、物流機能を霞ヶ浦地区へ集約化を図りながら、港勢圏を中部圏、近畿圏、さらには北陸圏へと拡大しつつありまして、これらの広域幹線道路網と四日市港を接

続する道路といたしまして、富田山城線は四日市港にとりましても必要欠くべからざるアクセス道路として位置づけられるものと考えております。

したがいまして、これらの幹線道路の整備状況なり、あるいは本市におきます道路網整備の観点からも、早期に富田山城線の一般道路としての位置づけ、さらには4車線化につきましても、引き続き今後とも県、関係機関へ強く働きかけてまいりたいというふうに考えております。

次に、中部新国際空港への海上アクセス拠点についてのご質問であります。現在、海上アクセス拠点につきましては、ご質問の中で表現されましたC I Q機能、つまり税関（Customs）、それから出入国（Immigration）、それから検疫（Quarantine）、こういう機能が既にあるわけでございますから、こういう機能を活用されるということがまず第1点。

それからさらには、県下におきましては人口集積なり、あるいは産業集積が一番高いということ。さらには、将来に向けて本市は、先ほど申し上げましたように、高速交通体系の結節点にあることなどを中心にして、本市の優位性につきまして強くアピールをしながら、四日市港への拠点設置に向けて、今後とも国、あるいは県に対しまして強力に働きかけてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

そこで、それでは四日市港のどこに海上アクセス拠点を設置するのかという問題でございますが、このことにつきましても、昨日の伊藤雅敏議員の質問にお答えいたしましたように、今、管理組合で改定作業中の港湾計画の中で十分議論していただくことが極めて重要であるというふうに申し上げました。港湾の効率的な利用を図るためにも、旅客と物流を二つに分けて検討することも必要かというふうに思っておるところでございます。

そして、その候補地といたしましては、楠あるいは川越両町の地先を含めた四日市港域全体の中から候補地を絞り込んで、海上アクセスのみならず、それを起爆剤として周辺の土地開発、いわゆるまちづくりを誘導でき得るよう、十分なスペースが確保されて、かつ三重県全体をにらんだ、利

用されやすいものにしていく観点から調査研究を進めるとともに、四日市港管理組合等の関係機関にもそのことを要望しながら、施設の位置を検討してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、現在のところ、一義的には四日市港内に海上アクセス拠点を形成していくということに全力を傾注していく所存でございますので、今後とも議員の皆様方のご協力のほどをよろしくお願いをいたしたいというふうに思います。

なお、ご質問の中で、沖の島の土地利用についてもご提言がございました。しかし、この沖の島の土地利用につきましては、現在のところ埋め立て事業そのものを含めて、いまだ計画は定まっておられませんので、この土地をどのようにするかということにつきましては、聞き及んでいないところでありますので、将来的な課題として承知をさせていただきたいというふうに思います。

それから次に、伊勢湾岸道路の川越インターチェンジに関連して、国道23号へのアクセスでは心もとないとのことをご意見をいただきました。この点につきましてお答えをいたします。

確かにご指摘のように、現計画におきましては、伊勢湾岸道路から四日市港へ至る経路は、川越に設置される予定のインターチェンジから国道23号を経由する、ということになります。現在の国道23号の交通量を考慮いたしますと、北勢バイパスの整備により、多少は交通量は減少するものと考えられますが、四日市港へのアクセス道路といたしましては、いささか心もとないとの思いは同感でございます。

したがいまして、伊勢湾岸道路の整備効果を四日市港として最大限に享受するためにも、国道23号より海側で川越インターチェンジから直接四日市港の各埠頭へアクセスできる、いわゆる臨港道路の必要性がクローズアップされることとなります。また、これとあわせまして、今ある2号地、いわゆる1号埠頭、2号埠頭、3号埠頭でございますが、この業務基地の機

能を将来的に北にシフトするというふうに、今構想されておる状況でございます。つまり、そのために、北埠頭の構築が構想されておるわけであり、それだけに、先ほどのご提言、アクセス道路の整備は、四日市港の発展のためにも非常に重要な課題であるというふうに思います。

そのために、港湾計画の改定作業を進める中におきましても、このような臨港道路の位置づけをされるやに管理組合の方でも検討されておりますので、本市といたしましても、この件につきましては、さらに要望もし、可能な限り、本市としてもその計画づくりの支援をしていく考えでおるところでございます。

それから次に、JR関西本線の複線・電化についてでございます。

このJR関西本線の複線化につきましては、かねてより県が中心となって組織しております関西本線複線電化促進連盟、あるいは三重県鉄道網整備促進期成同盟会に本市も加入をいたしておるところでございます。従来より関連する市町村ともども、これまでもJRに対しまして、複線・電化等の鉄道網整備について働きかけをしてきておるところでございます。

これらの取り組みの中で、JR東海といたしましても、輸送力の強化を図るべく、名古屋―四日市間の完全複線化を目指しておるところでございます。特に本市域につきましては、富田浜駅から四日市駅の延長約4kmの区間につきましては、平成5年末までに複線化を完成すべく、今後具体的に地元協議がされることというふうに承っておるところでございます。本市といたしましても、横断する道路、あるいは河川等の管理者の立場から協議を進める必要があるわけございまして、踏切拡幅等に伴う都市側の負担等も含めて、この問題につきましては全面的に協力をしていく方向であります。早期に複線・電化実現を促進してまいりたいというふうに思っておるところでございますので、よろしくご理解をちょうだいいたしたいと思っております。

次に白砂のある海浜公園計画についてであります。

本市の海岸線は、これは既にご承知おきのよう、大部分が臨海工業地帯に面し、人口的に築造された護岸でありまして、若干鈴鹿川河口右岸に白砂のある海岸が一部残っているだけでございます。また、この海岸も含めて、水域の大半が、いわゆる港湾法に基づく港湾区域となっておるところでございます。海浜の整備手法といたしましては、港湾管理者である四日市港管理組合が港湾の秩序ある整備と適正な運用を図るため取り組む港湾環境整備事業が適当というふうに考えておるところでございます。

そこで現在、これも先ほど申し上げましたように、四日市港管理組合で改定作業中である港湾計画の中では、いわゆる港湾区域内で残されているまとまった自然海浜として、従来本議会におきましても議論ございましたように、川越町地内、高松海岸の整備が、今検討されつつあるということをお伺いしておるところでございます。人口海浜も想定した空間整備が考えられておるところでございます。したがって、住民のニーズに対応できるような白砂の海浜づくりにつきましては、四日市市域全域の中で考えていくべきであるというふうに思っておるところでございます。今後管理組合が関係自治体との意見調整も十分図りながら、事業の実現を推進していくよう、本市といたしましても積極的に働きかけていきたいというふうに考えております。

以上、私の方から4点お答えをさせていただきましたが、そのほとんどの項目は、いわゆる臨港区域として四日市港管理組合が大きく関与する事業となるものでございます。したがって、このことにつきましては、また当然に組合議会に付議される案件ともなるものでございますので、今後、本市の要望につきましても十分にひとつご理解をちょうだいいたしまして、港議会の方でもよろしくご議論いただければ、大変ありがたいというふうに思っております。

○議長（川村幸善君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） 四日市港整備拡張と漁業補償及び水産振興についてのご質問にお答えいたします。

市内には、富洲原、富田、四日市、磯津の四つの漁業協同組合がございまして、それらの組合の有します協同漁業権は、すべて四日市港港湾区域の中に入っているわけでございます。したがって、四日市港の整備等の都度、これらの漁業権に対し金銭補償がなされておるわけでございます。

当市の伊勢湾岸部を中心といたしました水産業は、漁網、水産加工等のすぐれた地場産品を生み出したところでもございますし、現在もバッチ網、小型底びき網等の漁船漁業、ノリ養殖漁業等が営まれておるわけでございます。本市の漁業が将来的にも伸びていくためには、ご提言ございましたように、栽培漁業の振興、真に水産振興につながる漁業補償の形態が必要かと存じております。四日市港管理組合初め、関係漁業者へも問題提起をいたしたいと考えております。

また、市といたしましても、魚類共同販売所、それから各種の漁港施設の整備を初めといたしまして、クルマエビ種苗、抱卵ガザミ等の放流も引き続き推進し、なお一層の水産振興を図ってまいらる所存でございます。

○議長（川村幸善君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 富田、富洲原地区の住宅密集地区の災害対策及び再開発の計画につきましてご答弁申し上げます。

ご承知のとおり、富田、富洲原地区の中でも、富田一色、そして東富田一帯の地域につきましては、大正時代に現況の町並みが形成されまして、当時としては道路網が東西、あるいは南北に整形に配置されました計画的な市街地であったところでもございますけれども、ご質問にありましたように、近年、車社会においては道路が狭く、木造の建物が密集してございまして、居住環境の改善が望まれる地域でございます。

このような課題を改善する方法といたしましては、土地区画整理事業が

一般的な手法でありますけれども、当地区の、小川議員のご説明にもございましたけれども、1戸当たりの敷地の規模が非常に小さいこと、また、公共空地として活用できる土地の確保が難しいなどから、当地の居住環境の整備の考え方としては、個々の建物の建て替え時や建物の共同化等により、公共空地を編み出していくという手法が好ましく、建築協定、あるいは地区計画、そういった誘導手法が有効であるのではないかと考えられるわけでございます。

また、これらの緩やかな手法を事業面でも支援するために、これまでのご質問にお答えしてまいりましたけれども、現在、道路後退用地の整備に関する制度要綱を検討しているところでございます。このような市街地の道路整備としまして、国の補助制度である地区住環境総合整備事業の導入も図るために、調査の必要性も現在考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、快適な居住環境は、地域の皆様の譲り合い、支え合い、そして協力しながらつくり出していくものではなからうかと考えております。地元の皆様方が一体となっていて、このような課題を研究していただき、町をかえていくのだ、地元で、ご自分たちの住みよい町の絵を描いていくのだと、そういった機運の高まりが必要ではなからうかと考えておるわけでございます。このように地域の皆様が協調していただき、一体となって、自発的なまちづくりを進めることに対しましては、行政も積極的に支援していくところでありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げたいと思っております。

また、当面の防災対策といたしましては、このようなハードな事業と並行しまして、ソフトな対策といたしまして、先般の防災訓練において行ったような、地域の実情に合った訓練を実施して、防災意識の普及に努め、また、老人世帯の避難などにも注意を払っていくなど、今後とも消防機関との連携を保ちながらきめ細かな対策を講じ、災害の防止に全力を挙げていきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（川村幸善君） 病院事務長。

〔病院事務長（中村 督君）登壇〕

○病院事務長（中村 督君） 集中治療室の入院患者の家族控室を拡張してほしいというご要望でございますが、本年6月より、手術後、あるいは急性心疾患等の重篤患者を集中的に高度治療する、いわゆる集中治療室、ICUでございますが、8床の供用を開始いたしており、現在では常時五、六名の入院患者が治療を受けておる状況でございます。

ご質問の入院患者の家族控室は、集中治療室の近くに、患者の容体によって、10名程度の親族が待機できる個室を設置しておるところでございます。申すまでもなく、集中治療室といいますのは、清潔で静かな環境の確保が要請されることから、面会につきましても、午前11時と午後5時の2回に制限いたしまして、さらに、面会者は1患者2名以内で10分以内と定めておまして、通常の場合は現在の控室で対応できるものと考えておりますが、なお、救急入院等が重なり、親族の待機が多い場合につきましては、控室前の前室にイスを用意して対処しており、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） 最後のご質問でございましたPTAの学校への奉仕活動後にできるごみの処理についてでございますが、ご指摘のとおり、ほとんどの学校では、夏休みの終わりの時期に際しまして、PTAの方々の奉仕活動といたしまして、校内での樹木の剪定であるとか、あるいは除草、清掃作業等にご協力をいただいておりますことについては、厚く感謝を申し上げたいと存じます。

これらの活動によって出てまいりますごみにつきましても、さらに運搬用のトラックを提供していただいているのが現状でございます。しかし、こうした運搬用のトラックの確保が困難な地域もございますし、

また、交通事故の懸念もあるわけでございますが、こうした奉仕活動によって出るごみの処分につきましては、こうしたPTAの方々の貴重なご厚意に報いるのが当然だとは思いますが、今後、学校の方とも十分連絡をとる中で、その処理について善処してまいりたいと存じておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○議長（川村幸善君） 小川政人君。

○小川政人君 1番から2番については、大体こちらの意図するような回答をいただきまして、大変ありがとうございます。

それから、こういったことをぜひ実現していただきたいわけですが、その手法ですね、やはりこれからはアピールというのがもっと必要なんじゃないかなと思います。四日市、もっと積極的に、はったりでも構いませんからね、大きな構想をぶち上げていただいて、市民に夢と希望を与えていただくようなアピールの仕方をしていただいでですね、県や国を巻き込んで、どうか市民の夢を実現をしていただくようお願いしたいと思います。

それから、3点目の富田、富洲原地区の住宅密集地に空地がないとのことなんですが、国道23号の西側に国有地があるわけですが、何とか地区民のためにうまく利用できないかなというふうなことも考えるわけですが、その点についても、ひとつお聞かせいただきたいと思っております。

それから、4番目の市立病院の集中治療室の控室の問題ですが、先日も病院の方へ図面をいただきに上がったんですが、その図面には控室が載ってませんでした。そういうような状態ということは、そんなに大した控室があるんじゃないと。たしか後で説明に来られた方が、4畳半ぐらいの広さの部屋だということで、10人もの人が休憩なり仮眠なりとすることは、ちょっと難しいんじゃないかなと思います。やはり先生方や患者も一生懸命闘っておるわけですが、家族も一緒に一生懸命闘っておるわけですから、これからはそういったサービスもぜひやっていただきたいと思

います。

また、5番目の奉仕活動後のごみ処理の件なんです、実は教育委員会へお願いするよりも、環境部へお願いした方がいい返事がもらえるのかなと思ってご質問をさせていただいたわけなんです、ひとつ環境部の方からもご返答いただけましたら、お願いいたします。

これもちまして、要望もありますし、質問に答えていただきまして、きょうの質問を終わりたいと思います。

○議長（川村幸善君） 都市計画部長。

○都市計画部長（山田 稔君） 名四国道の西側の国有地を活用したらどうかというご質問でございました。

この名四国道沿いの国有地でございますけれども、現在、海浜緑地ということで、都市計画決定しておるわけでございまして、当然、緑地として整備を進めておるところでございます。この地域のこれからの、将来にわたっての整備を進めていく中では貴重な緑として、今後とも整備、保全をしていかなければならないという位置づけでございまして、年次的にこれからの整備を進めていく予定でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 環境部長。

○環境部長（鵜飼 滋君） 公共施設内から排出される廃棄物についてでございますが、公共施設内から排出をされます廃棄物につきましては、事業系の廃棄物、そういうように考えているわけでございます。したがって、事業系の廃棄物につきましては、その処理については排出者の責任においてこれを処理するというのが原則になっておるわけでございます。

しかしながら、今お話がございましたように、奉仕活動によって生ずる廃棄物についての処理の問題でございますけれども、先ほど教育長の方からも答弁があったわけでございますけれども、教育委員会におきましても一定の予算措置がされているわけでございます。したがって、今ご指摘の

点も含めまして、今後よく教育委員会とも連携をしながらその対応に努力をしたいと、こう思っておるわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 病院事務長。

○病院事務長（中村 督君） 控室の問題でございますが、今後の患者さんのご家族の利用状況等を十分検討いたしまして、その必要性があれば、今後の計画の中で考えていきたいと思っておりますが、現在までの利用状況でございますと、今の控室で大体対応できるんじゃないかと、今の段階では考えておりますが、今後の経緯をよく調べたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 小川政人君。

○小川政人君 今の要望はですね、実際に入院された患者の方からの要望でご質問させていただいたわけですから、現に困っている患者があるということもご理解いただいております、なお一層の努力をお願いいたします。

これもちまして、質問、終わらせていただきます。

○議長（川村幸善君） 暫時休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時27分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

桑原 勇君。

〔桑原 勇君登壇〕

○桑原 勇君 通告に従いましてお伺いいたします。

まず、地域社会づくりについてでございます。

地域社会づくりの拠点となっている地区市民センターの施設整備は、地区市民センター構想から10年余りを経て一応の区切りも見え、市民にも定着してまいりましたが、社会情勢の変化や多様化する住民の要望にこたえ

ていくためには、なお一層施設の整備や拡充が必要と考えられます。

地域社会づくりに関しまして、四日市市がたどってきたことをいま一度振り返ってみますと、昭和45年に自治省が「コミュニティーに関する対策要綱」を発表し、地方行政の一つのテーマとすることを提案したのに伴い、昭和51年12月、初当選した加藤市長が市議会において所信を表明し、地域社会づくりの重要性を強調されました。また、選挙後初の臨時市議会で、「地方自治とは市民生活そのものであり、福祉都市四日市の建設は人間尊重の理念を貫きながら、対話と調和のある地域社会づくりを進めることによって、初めてなし得られるものである」と述べられています。まことに僣越でございますが、私も同感でございます。

以来、市長の一貫した方針のもと、行政の一つの柱として地域社会づくりを掲げ、その推進に取り組み、総括的な窓口の役割を担当する市民部が設置されました。かねてから諮問していた地域問題調査会から「地域社会に対する行政の対応について」の答申が出されております。その答申では、特に地域社会づくりを推進するためには、核となる範囲を設定する必要があります。その範囲は、地域の自然的、地理的条件、歴史的背景、買い物など日常の生活圏などを考えた場合、地域社会づくりに最も妥当な範囲は小学校の通学区域であるとし、今後の地域社会づくりのあり方、方向づけ、地域社会における地区市民センターの役割などについて提言がされましたが、この答申のもとに、四日市市では地区市民センターを各地区に設置され、このセンターを核として、地域社会づくりに関する諸施策を進め、現在、定着されつつあります。

私も、地域でいろいろな活動に参加してまいりましたが、地区市民センターを中心として、地域の住民活動は、昔に比べ、随分活発になってきていると感じております。これも加藤市長の一貫した地域づくりの方針の大きな成果ではないかと考える次第でございます。

しかし、現在の社会は急激な変化の時代であり、市民生活そのものが大

きく変わってきております。地域社会づくりの真価が問われるのはこれからと思われまます。地域社会づくりの推進は、地域社会を形成する住民が主体となって、住民の自主的、自発的な活動によってその成果が発揮され、地域の特性に応じたさまざまな活動が活発に展開されなければならないと思います。

先ほど少し触れましたように、社会の変化に伴う市民の新しい生活上の課題も多く発生してきており、これらの問題は、地域の人々が自分たちで力を合わせて解決する努力が必要だと思えます。そして住民1人1人が地域のいろいろな諸活動に積極的に参加していく方向づけが、今後ぜひとも必要ではないかと考えますが、このようなことについての考え方をお尋ねいたします。

次に、拠点施設としての地区市民センターの整備が完成されましたが、地区の住民が活動するための施設は、地区市民センターと学校開放の設備のみでよいとお考えでしょうか。

市長は、初の臨時市議会において、対話と調和のある地域社会を進めることによって、初めてなし得られるものであると述べられていますが、校区、町によっては対話する施設がないところもあります。身近な場所に気楽に利用できる施設がなければ、まことの地域社会づくりの推進は不可能に近いと思われまます。

いろいろな事情により集会所のない町、また複数校区の地区には別の核となる施設が必要と思われまます。特に、大谷台小学校区は3行政区にまたがった通学区区であり、地区の連帯性が全くなかった校区でございました。そこで、開校と同時に、校区住民の和を図るために、校区自治会連絡協議会の組織を、また市行政の指導に従いまして、社会福祉協議会、青少年輔導委員会、体育委員会等の組織も生まれ、地域社会づくりの推進に各役員が努めてきたところであり、ようやく校区としてのまとまりもできてきたと感じているところです。

しかし、いつも問題になるのが、三つの行政区にまたがっていることと、核となる施設がないことの問題であります。現在、市行政の計らいにより、校区住民のために会議室を開放していただいておりますが、会議室と教室が続いていること、また、便所等は共用になっていることなどから、子供の教育に迷惑がかかるため、平日の昼間の利用はできない状況にあり、十分な活動、利用はできません。大谷台校区の住民が、それぞれに三重地区市民センター、大矢知地区市民センター、海蔵地区市民センターを利用しては、校区としてのまとまりはなくなってくるし、ようやく地につてきた校区の地域活動の一層の発展が期待し得ないと思います。

このような大谷台校区のような独自の校区については、特別な施設の設置が必要であり、今後地域社会づくりを推進していくためには、いろいろな面にわたり見直しも必要であると思われませんが、どのようなお考えか、お伺いいたします。

次に、垂坂公園整備についてお尋ねいたします。

垂坂公園整備関係につきましては、再三再四先輩議員がお尋ねいたしておりますので、深く申しませんが、速やかな整備を願っている1人でもありますので、その辺のところ、ご理解のほどお願いをいたします。

垂坂山は、三重ハイテクプラネット21構想の重点整備地区の一つである四日市東インター周辺地域の緑豊かな丘陵地の山であります。昭和44年に、都市計画公園として、自然環境を生かした住民の憩いの場としての総合公園として決定されました。以来、少しも事業化が進まず、ようやく二十数年を経て、防災緑地緊急整備事業として国から補助を受け、垂坂山の10分の1の約5haの公園整備がなされました。地域住民は大変喜んでおるところであります。これを機に計画的に公園整備を進められるのか、ご計画をお伺いいたします。

また、公園整備に伴い、公園周辺の道路につきましても、今後どのような計画で進められるのか、お尋ねをいたします。

○議長（川村幸善君） 市民部長。

〔市民部長（小畑廣次君）登壇〕

○市民部長（小畑廣次君） ただいま桑原議員から、1点目の地域社会づくりについてご質問がありましたので、私の方からお答えを申し上げたいと思います。

ご質問の点は2点あると思っております。一つは、地域社会づくりの推進について、もう1点は、複数行政区のあります校区の地域活動の拠点としての施設整備ではないかと思っております。

まず第1点目の、地域社会づくりの基本的な考え方は、ご質問の中にも触れられておりますが、そこに住む住民が主体的にいろいろな地域課題をどう解決していくか、また、その方向を考え、実行し、よりよい地域社会をつくっていくかということが必要であろうと思われし、ご承知のように、現在は、高齢化社会や、あるいは情報化、国際化の進展など、新たな問題が地域課題となってきておるところでございます。このような状況の中で、昨年度には、各地区に地域社会づくり推進委員会が結成されたのもご存じだと思っております。

この委員会では、地域が抱えておりますいろいろな問題について、自分たちがどう取り組んでいくのか研究していただいております。既に住民の発想によって計画され、実施に移されている地域もたくさんあるところでございます。例えば、地球環境問題を取り上げ、地域ぐるみでの牛乳パックの回収運動を行い、資源の有効活用を図ったり、あるいはまた、地域福祉の観点から、福祉のネットワークづくりに取り組んだり、地域ぐるみの活動が展開されつつあります。

このような住民自身の発想による地域での諸活動が今後極めて大切であろうと考えておるところでございます。市といたしましても、できる限りこれらの活動に対して物心両面によって支援を行い、活動の芽を伸ばしていきたいと考えているところでございますので、ご理解のほどをお願い

をいたします。

さらに、施設整備についてでございますが、各地区に地区市民センターを整備し、これらの補完的な役割を担う施設といたしまして、学校開放の推進をしてきたところでございますが、先ほどの質問にもありましたように、大谷台校区は3地区にまたがる校区でありますので、住民活動の拠点が必要なことは言うまでもございません。

したがって、市内の全校に先駆けて大谷台小学校の開放は、会議室を含めて開放してきたところでございますが、しかしながら、学校開放は学校教育に支障のない範囲で行うことが原則になっておりまして、昼間の使用や、地区の皆さんが自由に使うことが困難な面もあることも承知をしております。

市といたしましては、地区市民センターを拠点として地区活動を行っており、新しく住民活動の拠点としての施設をつくることは、校区の特殊性を考えた場合でもかなり困難であります。地域活動の定着や進展を図っていくには、現在の学校の開放形態では十分とは言えないこともありますので、何らかの方法を講じなければならないと考えているところでございます。

したがって、新たな学校開放の形態や施設整備について、皆さんの利用しやすいような施設になるよう、今後とも十分検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（川村幸善君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 2点目の垂坂公園整備につきましてお答えさせていただきます。

この垂坂公園は、ご承知のとおり、昭和44年に総合公園として39.7haが計画決定されたものであります。市内の総合公園の中での位置づけといたしまして、南部には自然公園、小動物園、子供広場を取り入れた泊山公

園、南部丘陵公園があり、また中央部には、テニスコート、相撲場などの運動施設のある三滝公園があります。そして北部には、地域住民の皆様の憩いの場として、自然を利用した、軽スポーツのできる魅力ある公園として垂坂公園を計画しているところでございます。

垂坂公園全体の整備計画といたしまして、一つ目は、地域周辺が開発されていく中で、残された貴重な緑地であり、また、市民の休息、行楽、散策の場として、古くから親しまれておる、先ほど桑原議員からのご質問の中にもありましたけれども、自然の景観の保護を前提とした森林レクリエーション的な内容の施設を配置した公園とする。二つ目としましては、修景施設等を適宜配置し、都市公園としての環境を保持する公園とする。三つ目といたしましては、四日市市の気候、それから風土に調和させ、四季を通して利用可能な公園とする。

以上の点を基本的な事項といたしまして、整備計画を立案したところでございます。具体的には、羽津中学校から垂坂町に抜ける市道の霞ヶ浦垂坂線より南のゾーンには自然観察の森、芝生広場、展望台などを、また北のゾーンには展望広場、芝生広場、駐車場などの施設を計画しているところでございます。

現在施工中の区域につきましては、国及び県の指導を受けまして、新しい公園整備の手法であります防災緑地緊急整備事業として取り組むことになりまして、昭和63年8月に建設大臣から防災緑地緊急整備計画の承認を得まして、地元自治会の皆様の理解とご協力を得ながら用地取得に着手して、今日までに5.2ha弱の用地を確保しております。施設の整備といたしましては、大震災、火災時における都市の防災性を強化し、市民の生命、財産を守るための避難地、避難路などとして機能のできる公園として、また、平常時、市民の憩いの場として活用が考えられるところでもあり、総合公園の整備と整合性を持った内容であります。この防災緑地事業は平成3年度で施設の整備が完了することになっております。

また、公園周辺の道路整備であります市道霞ヶ浦垂坂線につきましては、現在、建設部において、公園整備との整合を図りながら実施計画を進めており、年次的に整備を行っていく予定でございます。

今後は、急速に進展する高齢化社会に伴いまして、余暇空間の確保や世代間の交流、またコミュニティー意識の醸成などを図ることによって、活力ある長寿社会づくりに役立て、幅広い世代が利用できる都市公園としての整備を考えるとともに、市民の健康に対する関心の高まりにも対応しまして、だれもが手軽に運動を楽しむことができる施設等を備えた公園整備を進めたい考えでございますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 桑原 勇君。

○桑原 勇君 お答えいただきましてありがとうございます。3点ほど要望ということで申し上げたいと思います。

まず、地域社会づくりの推進については、各地区で推進委員会が結成され、具体的な活動になってあらわれていることは大変喜ばしいことですが、発足して間がなく、すべての地区で十分な活動をするに至っていないということでございますが、この推進委員会が地域に根をおろし、自分たちの地区を自分たちの力でよくしていくための自主的な、また永久的な地域づくりの組織に成長していくことを切に願うものであります。

発足して間もない今日、市当局の適正なリードといえますか、指導助言が必要であると感じております。変化する時代の中で、この推進委員会の活動が今後の地域社会づくりを左右するものと考えますので、この点について、特に地区市民センターが強力なリーダーシップを発揮されることを要望しておきたいと思っております。

また、大谷台校区の活動拠点となる施設整備についてでございますが、大谷台小学校の開放も、形態的に、また施設整備の両面から前向きに考えるというようなお答えでございました。新しい施設をつくるというような積極的なお答えを期待しておりましたんですが、多少残念でございます。

一挙に実現させるということは無理でございますから、新しい施設が困難であれば、当面、ご答弁いただきました学校開放の施設の充実の方向で、早期に検討をお願いしたいと思います。地元住民の意向もあると思いますし、また、学校当局の考え方もあると思いますので、その辺のところ十分調整をしていただき、できる限り早い時期に校区住民が利用しやすい学校開放が実現できるよう、強く要望を申し上げます。

また、垂坂公園の整備についてでございますが、総合公園として詳しく整備のご計画があるとお答えをいただきまして、大変先が明るく思われますが、都市計画公園の整備決定以来二十数年が過ぎて、約10分の1の今回の整備でございます。どうかこのようなことのないよう、速やかに整備を要望申し上げまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

---

○議長（川村幸善君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時52分散会

会 議 録

第 4 日

(平成 3 年 9 月 11 日)

○議事日程第4号

平成3年9月11日(水) 午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第74号ないし議案第109号 …………… 質疑・委員会付託

第3 議案第110号ないし議案第114号 …………… 説明・質疑  
委員会付託

議案第110号 工事請負契約の締結について

— 雨池8号幹線水路築造工事 —

議案第111号 工事請負契約の締結について

— 南部雨水1号幹線管渠布設工事 —

議案第112号 工事請負契約の締結について

— 下水管渠布設工事(北部第7工区) —

議案第113号 工事請負契約の締結について

— 下水管渠布設工事(北部第8工区) —

議案第114号 工事請負契約の締結について

— 茂福污水1号幹線管渠布設工事(その2) —

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員(40名)

青 山 弘 忠  
小 井 道 夫  
石 川 勝 彦  
市 川 悦 子  
市 川 正 徳  
伊 藤 正 数

伊藤雅敏  
 伊藤正巳  
 宇野長好  
 大島武雄  
 大谷茂生  
 小川政人  
 川村幸善  
 喜多野等  
 久保博正  
 桑原勇  
 小林博次  
 坂口正次  
 佐藤晃久  
 佐野光信  
 瀬川憲生  
 田中武  
 田中俊行  
 谷口廣陸  
 土井数馬  
 豊田忠正  
 中森慎二  
 野崎洋  
 野呂平和  
 橋本茂  
 橋本増蔵  
 長谷川昭雄  
 日置紀平

藤井浩治  
 古市元一  
 堀内弘士  
 益田力  
 水野幹郎  
 毛利道哉  
 森真寿朗

○欠席議員（1名）

水野和子

○出席議事説明者

市	長	加藤寛嗣
助	役	片岡一三
助	役	加藤宣雄
収	入	毛利道男
調	整	鈴木一美
市	長	栗本春樹
計	画	馬淵則昭
推	進	石川徹夫
部	長	佐々木龍夫
財	政	小畑廣次
市	民	田中昌治
福	祉	米津正夫
商	工	鶴飼滋
環	境	山田稔
都	市	西田喜大
計	画	岡田幹夫
部	長	
建	設	
部	長	
下	水	
道	部	
長		

消 防 長	島 村 隆
消 防 次 長	浜 谷 敏 彦
病 院 事 務 長	中 村 督
水 道 事 業 管 理 者	奥 山 武 助
水 道 局 次 長	藤 田 高 司

教 育 長	丹 羽 武
教 育 次 長	宮 田 勉

代 表 監 査 委 員	樋 尾 裕
-------------	-------

○出席事務局職員

事 務 局 長	長谷川 昭 彦
議 事 課 長	伊 藤 千 秋
議 事 課 長 補 佐	福 島 和 幸
議 事 係 長	玉 田 耕 士
主 幹	井 上 紀 久 夫
主 幹	水 谷 正 昭

午前10時2分開議

○副議長（毛利道哉君） 川村議長にかわりまして、議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は38名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第4号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

○副議長（毛利道哉君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

長谷川昭雄君。

〔長谷川昭雄君登壇〕

○長谷川昭雄君 おはようございます。

最後の日の質問でございます。重複する点もあるかと思しますので、よろしく願いいたします。

通告に基づき順次質問いたします。

四日市市の水行政についてお尋ねをいたします。

日本は資源に乏しく、人間と水だけが恵まれた資源だという識者もいます。水は万物の生命の泉であります。日本は四面水に囲まれ、中央の山並みから湧出する清水、緑で浄化された水、天恵の雨、雪等、貴重な水に恵まれ過ぎているゆえに、人々はその恩恵を感じないのも実情かと思ます。特に我が国の主食である米も、水との長い歴史を持っております。私は水を分類し、利水、治水、処理すべき水等、行政に直接にかかわる一部について質問いたします。

飲料水の水質保全の対策であります。水道は蛇口をひねれば水が出るのが当然と考えられているのが今日の世相であります。市民の皆さんに安全でおいしい水の供給に従事、努力する水道局の職員は、24時間体制を1日たりとも休むことなく精励してくださることに感謝と敬意を表します。現在、平成12年度を目標とする水道事業第4期拡張事業として給水能力の整備が進められております。本年度給水目標は4,620万6,000㎡でございます。昨年と比し42万7,300㎡の需要増を見込んでおります。

一方、水源の取水内容は、地下水による自己水源が3,736万7,000㎡で、給水の80.87%であります。他の不足分は県水に依存しているのが実態で、

本市は現在のところ水資源には恵まれていると思います。しかし、今後、年々増加する需要量の確保にはすべて三重用水に依存しなくてはなりません。昨年も、三重用水菰野調整池の件について物議を醸したことは記憶に新しいところであります。水質チェックの体制は十分なのかどうか、自己水源は浅井戸による伏流地下水のくみ上げのため、純度の安心感が高いわけですが、化学物質の地下浸透による汚染もないとは断言できません。

一方、三重用水源水は表流水であり、大小河川や雨水であり、大気汚染、農業、家庭雑排水等の流入もあり得ることです。また、除草剤や殺虫剤に含まれる有害物質は調整池の汚泥に残留し、源水に溶解する不安もあります。アンモニアとかマンガンを塩素で分解中に発生する塩素化合物、トリハロメタンも発がん性物質と報告されています。過去には微量の毒素の長期摂取、蓄積による水俣病や神岡カドミ事件も記憶しているところがあります。

本市の水は大丈夫の意識が重大な過ちを犯さないとは言えません。私は、申し述べました対策として、局内の水質検査機能をより充実するため、高度な検査機能と技術、頭脳を集積した施設をつくるべきであると考えます。その施設には、各部局別に飲料水に限らず、河川、下水、水質環境等水に関する総合リサーチとし、四日市水環境センターとも言える総合施設の設置を計画してはいかがでしょうか。センターのデータはアムスクエアに新設する情報プラザや庁舎等に常時公示し、市民の水に対する意識向上に配慮するのも行政としての当然な義務と考え、以上についてお答えをいただきたい。

次に、治水についてお尋ねいたします。

内陸部の開発で山林原野が少なくなり、保水力が低下し、流水面積の減少も加わり、豪雨等によるいったん水の局地被害が発生する状態になっております。七夕災害がよい例で、七夕災害後、集中豪雨も少なく、幸い小川を保っています。災害は予期せず起こります。本市で管理する準用22河

川、一般管理72河川は災害の都度、暫定改修を施し、抜本的な改修はわずかです。昭和51年度より今日まで、94河川の改修は目標の17.7%の施行率で、河川改修対策がいかにおこなわれているかを証明しております。年平均で3億4,000万円程度の投資額であります。市が掲げる第5次基本計画が達成するのか、一抹の不安を抱く次第であります。

ソフト面への資金投入も大切ですが、市民の生活に直接影響する河川、道路行政に一層の努力をするよう促すものです。今後の河川改修にどう対応するか、お答えをいただきたい。

また、朝明川水系の準用、一般管理の河川改修計画の進捗状況をお答えをいただきたい。

次に、下水、雨水対策についてお尋ねいたします。

本市の下水道整備の状況は、下水道認可区域で31.7%、人口比でございます。市街化区域37%で、全国的に比して決してよくはありません。面積比にいたしますと20.2%の低率であります。調整区域を含む整備は予測できない状態です。

ここで2点ほど質問をいたします。既に下水道計画の全市図はつくられていると思いますが、地域の事業整備度合いは計画の達成率等を見定め、現在既設の地下ポンプ場の整備を見直すべきだと思います。30カ所あるポンプ場で下水管布設の遅くなる場所、危険度の高い場所より、定置式発電機を設置すべきであります。平成3年度は3基ほど整備されますが、今後の対応計画についてお答えをいただきます。

2点目は、北勢沿岸流域下水道事業の計画進捗の内容についてでございますが、大枠で、例えば東名阪自動車道周辺まではいつごろかと、予想範囲で結構でございますので、あわせてお答えをいただきたいと思っております。

第2番目の富田山城線と垂坂平津線についてお尋ねいたします。

富田山城有料道路の無料化運動が続けられてまいりました。市当局の努力に期待を持っておる次第です。この件につきまして、質問の内容を割愛

させていただきますが、交渉の経過、見通し等についてお答えをいただきたいと思ひます。

また、この問題に関連する垂坂平津線について伺ひます。現在急ピッチで建設されているハイテク工業団地内の東芝が一部稼働を目前に控えて進んでいるのは御承知のとおりであります。ハイテク団地誘致説明の中で、企業が利用する主幹道路は垂坂地区に求め、従来の日永八郷線は幹線道路としないとの説明でありました。垂坂平津線は同団地主幹道路として、また四日市員弁線の交通緩和の対応も具備した道路として建設整備されている路線であると理解しております。先日の古市議員の質問にもあり、富田山城線交差の時期等はお聞きいたしましたので、割愛をさせていただきます。ただし、東芝の操業は垂坂平津線の開通までにしなくてはならないが、対処について、これもご答弁をお願いしたいと思ひます。

第3番目の都市計画区域内の宅地であります。宅地であるのに宅地にならない、この問題についてお尋ねをいたします。

建築基準法第42条で、道路の規定を都市計画区域内に限り定められ、昭和27年に制定、昭和29年に施行、発効して現在に至っています。建築申請の審査における道路判定の基本となっておりますのでございます。道路法で道路と認めているのは、幅員4m以上を道と定義しております。規定未満の在来道は、建築物が建ち並んでいるものはみなし道路として施行当時、認めております。通称の里道、赤道であります。新築、改・増築の場合は、道路中心より2m後退すれば許可される措置が講じられております。しかし、実情は特定行政庁と地権者の間にいろいろな問題があるのも事実であります。

私が相談を受けました事例を申し上げます。同法施行29年後に、正規の建築申請の審査で許可を受け、建築後、生計を営み、現在に至っておりますが、築後年月を経過し、老朽し、また父も死去したというので、建て替えるために建築申請を提出したところ、現在の道路は法規上、道路とし

て認定できないとの理由で不許可となりました。調査の結果、判明したことは、法施行時、29年時には家が建ち並んでいなかった。だから道路として認められない。結論は「ノー」であります。しかし、現在は隣家も建っております。利用していた1.8mの道路は法務局に登録もされております。当時の特定行政庁は三重県でありました。隣家がもし改築するとすれば、同じケースとなるでしょう。私は、建築主に対して調査の結果を話し、いかんとも救済できない法ゆえに、従うよう説明しました。理解をしていただき、他に土地を求めることとなりました。現在の土地は無価値の土地になります。このようなケースは市街化区域の中に多数あります。家の建たない土地、無価値な土地、しかし、登記の地目は宅地であります。税金も宅地課税であります。このような土地に対する評価課税基準は適正な措置がなされているのかどうか、理事者に回答を求めるものであります。

持ち家を求め、営々と蓄財にいそしみ、自分の土地は家が建たないとわかったときの、善良な市民の姿を想像するとき、そのふんまんはどこに発散させるのですか。この問題は線引きによって今後も増え続けることは必定であります。制定された法は早急に一朝一夕で変更できるものではありません。行政で何らか解決する政策、手法を考えるべきだと思います。理事者として、また法の執行者としての所見を求める次第でございませぬ。

ただいま申しました質問の内容によって、先般来よりの質問と重複した点がございましたら、答弁については割愛して結構でございますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

第1回の質問を終わります。

○副議長（毛利道哉君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（奥山武助君）登壇〕

○水道事業管理者（奥山武助君） 水質情報につきまして、ご答弁申し上げます。

水道事業の使命といたしましては、日常の市民生活に欠かすことのでき

ない飲料水を供給するために、需要に適應した水量の確保にあわせ、安心して飲める正常な水質の確保が当然ながら重要な責務でございます。本市水道の水源は、地下水と三重県営北勢水道用水の受水によりまして賄っておりますが、幸い本市は良質な水に恵まれております。しかし、近年、水源河川流域における開発や都市化の進展によりまして、従来の自然環境にも変化が生じつつある状況であることから、本市水源の水質に対する変動等はまことに重大な関心事でございます。平素から、水質管理には積極的に対応をしているところでございます。

ご指摘の水道水の水質検査は、水道法によりまして定められた検査はもとより、厚生省等の指導指針並びに水道局独自の検査も含めまして、トリハロメタン等、有機塩素化合物や農薬等の分析、また水質保全の見地から、河川水の検査につきましても万全を期しているところでございます。このような水質検査には、水道水は市民の命を守る水であるという立場から、迅速性、常時性が要求され、あわせまして精度が求められているところでございます。

また、近年、科学技術の進歩に伴いまして、新しい微量化学物質が出現しているところでございます。平成3年度末におきましては、厚生省はおよそ100項目に及ぶ水質基準の改正を予定しておりますことから、水道局といたしましては、一層検査体制の強化及び機器の充実を図り、関係機関と連携を密にいたしまして、安全でおいしい水の供給に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（毛利道哉君） 環境部長。

〔環境部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鶴飼 滋君） ご質問の中で、水環境センターとも言える総合施設の設置をしてはどうかと、そういったご提言にお答えをさせていただきます。

ご指摘のように、水質問題につきましては、技術交流の面から見ますと、

水道あるいはまた下水、環境の各部局にまたがる知識、情報の集積を図るということは極めて重要な事項であると、そう考えているわけでございます。ご承知のとおり、水道、下水、環境部門で行っております測定につきましては、それぞれの法律で定められました検査の方法あるいはまた検査項目が異なっているわけでございます。同時にまた、それぞれの検査は諸施設等の管理と一体となって行う、こういった必要があるというふうに考えておるわけでございます。したがって、ご提言がございました、そういった施設の設置につきまして、その中ですべてを集約をしていくということは極めて困難ではないかと、そのように考えておるわけでございます。

なお、3部局の技術者の人事の交流、あるいはまた情報の交換、そういったものは従来から行ってきたおわけでございまして、私どもといたしましては、さらにそういった水環境に関する知識あるいは情報の交換の場をなお一層促進をいたすために、技術職員の検討会の場、そういったものを今後検討してまいりたい、そのように思っているわけでございます。

また、水に関する情報を市民の皆さん方に正しく、またわかりやすく提供していくと、そういうことによって、水に対する市民の皆さん方の意識の向上を図っていくということは極めて重要なことであろう、そのように思っているわけでございます。現在、水環境に関する情報につきましては、インフォメーション・サービスよっかいちにおきまして市民にお知らせをいたしておるわけでございますけれども、今後ともそういったことについての内容の充実等に今後努力をしてみたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（毛利道哉君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 第1点目の治水対策についてのご質問の中で河川の問題と、第2点目の富田山城線と垂坂平津線につきましてお答え

いたします。

まず、河川の問題でございますが、四日市市内の河川につきましては、地形や気象などの自然条件から、非常に洪水が発生しやすい特質がございます。また、洪水はらん区域に多くの人口、機関が集中しており、近年ますます増大する傾向がございます。しかしながら、市域の河川の整備水準はご指摘のとおり大変低い状況であります。今後とも、基幹となります国、県管理河川の整備促進につきまして、関係機関に積極的に働きかけるとともに、市管理河川の未整備箇所につきましても、有効な予算配分を図り、整備水準の向上に努めてまいり所存でございます。

また、朝明川水系の整備状況でございますが、本線の朝明川につきましては、河口から菰野町小島まで約18kmの間のおおむね3分の1が概成されておるわけでございます。この整備促進につきましては、沿線の菰野町、川越町、朝日町ともども、朝明川河川改修促進期成同盟会を構成いたしまして、関係機関でございます国あるいは県に強く要望しておるところでございます。

一方、この朝明川水系の市管理河川は21河川ございますが、このうち重要な古城川あるいは萱生川など9河川を準用河川にして整備に努めておるところでございます。これらの整備状況につきましては、災害復旧事業などによりまして暫定改修率は約85%となっておりますが、今後とも幹線となります朝明川改修事業の進捗と整合を図りまして、市河川の整備推進に努めてまいりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

続きまして、富田山城線と垂坂平津線の問題でございます。

富田山城線につきましては、かねてより無料化につきまして県当局に対しまして強く要望してまいりましたが、全線供用開始後約10年、現在、交通量も年々増加の傾向にありまして、ようやく本来の有料道路としての事業効果が発揮しつつあることや、また、県下で新規に有料道路事業を進めていることから、整合性の点で難しいとの判断が示されている状況でござ

います。しかしながら、四日市東インター周辺の開発並びに東海環状自動車道、伊勢湾岸道路、第2名神自動車道への重要なアクセス道路でございますので、今後とも積極的に無料化に向けまして働きかけてまいり所存でございます。

また、市道垂坂平津線と富田山城線との交差につきましては、一昨日、古市議員のご質問に加藤助役がお答えさせていただいておるところでございますが、ようやく建設省、三重県、三重県道路公社の了解を取りつけているところでございます。交差点から北側につきましては、11月初旬をもちまして供用開始を予定しております。また、南側につきましては、東芝の建設工事車両等で現場が大変ふくそうしている状況でございますが、これらの調整を図りまして、東芝の操業開始に支障のないように進めてまいり所存でございます。

したがいまして、本市といたしましては、当面、垂坂平津線が富田山城線に平面タッチすることによりまして、周辺交通緩和が図られることを期待しておるところでございます。また、富田山城線の有料道路区間5.3kmございますが、このうち3.3kmが一般道路と同様になり、無料化に向けての前進と考えておるわけでございます。今後とも、無料化等、促進に頑張っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○副議長（毛利道哉君） 下水道部長。

〔下水道部長（岡田幹夫君）登壇〕

○下水道部長（岡田幹夫君） ただいまの長谷川議員の四日市の水行政についてのうち、治水対策の下水道部にかかわるご質問についてお答え申し上げます。

ご指摘の雨水対策につきましては、昭和50年ごろまでは少しの集中豪雨でも市内の至るところで浸水被害が生じたため、昭和51年9月議会におきまして、常時浸水地域の早期解消に関する決議を受けて以来、浸水対策を重点に、朝明、新富洲原、白須賀、羽津、雨池、塩浜、落合、大井の川な

ど、大規模ポンプ場の築造と幹線水路を整備し、また、緊急対策といたしまして、暫定的に道路下などに地下ポンプ場を設置し、対処してまいったところでございます。しかしながら、この地下ポンプ場につきましては、水位によります無人の自動運転となっております、その動力源は電気でありますので、台風等による停電時にも対応するため、本年度、一部自家発電機を設置するとともに、移動式の発電機4台を購入し、緊急時に備えているところでございます。

今後とも、抜本的な対策として、幹線水路を整備、推進するほか、ご指摘ございましたように、この幹線水路の進捗状況あるいは危険度合い等を見極めながら、計画的に早期に自家発電機の設置についても努力してまいる所存でございます。

それから、2点目の北勢沿岸流域下水道の進捗についてでございますが、ご承知のように、昭和63年の1月に北勢沿岸流域下水道の北部浄化センターが運転開始されました。現在、各市町へ向かいます流域幹線工事が県において進められておるところでございます。

ご質問の東名阪自動車道周辺の整備計画についてでございますが、八郷地区のうち朝明川以南の区域につきましては、通称八風街道を西に向かいます大矢知、平津町に至る関連公共下水道富田汚水4号幹線の集水区域といたしまして、また朝明川から以北、八郷、下野、保々地区につきましては、これは北部浄化センターから川越町、朝日町を通り、本市の広永町に至ります流域朝日幹線に接続する朝明汚水1号幹線の集水区域として計画いたしておりますが、このうち県が施行いたします流域朝日幹線の完成は平成11年ごろと予定されております。

今後は、富田汚水4号幹線の進捗を図るとともに、流域朝日幹線の完成にあわせて、朝明汚水1号幹線の整備を進める予定であります。これらの地区は流域の接続点からかなり離れております。したがって、その整備には相当の年月が必要と思われまますので、今後とも、まず流域幹線の

早期完成を県に強く要望してまいりますとともに、関連公共下水道につきましても、整備推進に努めてまいる所存でございますので、よろしく願います。

○副議長（毛利道哉君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 都市計画区域内の宅地についてご答弁申し上げます。

法に定められた4m以上の道路は市街地の安全性、利便性を確保する上で極めて重要な条件であり、建築主の皆さんにはその確保に努めていただいているところですが、近年の宅地需要の増大や既設建築物の建て替え需要により、ご指摘のような問題が生じており、本市の都市計画行政、建築指導行政におきまして大きな課題として受けとめております。

したがって、ご指摘のありました線引きの見直しに当たっては、区画整理事業や開発行為などにより、道路などの都市基盤の整備が確実に行われるものについて、市街化区域に編入することとし、計画的な市街地の整備の予定のないものは市街化区域に含まない方針で臨んでおります。

また、当初に市街化区域に設定したこのような問題を抱える地域におきましては、すぐに対応できるものとして、点的な整備である道路後退用地の制度や長期的に見た路線的な整備であります地区住環境総合整備事業に着手したいと考えておるものであり、このような新しい手法を導入して狭隘道路の計画的な整備を推進していきたいと考えております。

また、さきに宇野議員のご質問にもお答えしましたように、地区計画の手法はこのような課題の解消に大きな効果が期待できるものであり、この推進に向けて関係各課の協力体制を整備し、臨んでいく方針です。

以上のとおり、新規の事業制度や計画の手法を積極的に導入して狭隘道路の整備に取り組んでいく所存でございます。

また、初めにご質問のありました税の問題でございますけれども、土地

の評価につきましては、地方税法で定める固定資産評価基準に基づき適正な評価に努めているところであり、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○副議長（毛利道哉君） 長谷川昭雄君。

○長谷川昭雄君 ご答弁ありがとうございます。1点目の水情報の答弁の中で、1カ所への集約はできない、困難であるというようなご答弁がございましたが、これは全国的に見て、実施をしておるところもあるわけですので、四日市だけが困難だというのはちょっと詭弁に値するというふうに考えます。いろいろの実情もございますので、早急に改善するという事は難しいかも知れませんが、将来に向かっての一つの課題として受け取っていただきたいと、かように思うわけでございます。

2番目の河川の改修でございますけれども、河川改修が市の単独事業で容易にできないということはよく承知しております。したがって、どのような形で、県であり、国であり、協調を保っていつて予算獲得できるか、こういうことに真剣に取り組んでいただきたい、かように思うわけでございます。災害が発生してからとかくうろたえることのないように、万全の体制をもって予防的な河川改修を行うべきであろうというふうに考えるわけでございます。

なお、朝明川水系の河川改修でございますけれども、準用河川の場合については当然、国、県との関係も生じてまいります由、予算的な措置も非常に難しいと思っておりますが、一般河川の場合は、やはり一つの改修計画というものを十分練っていただいて、そして逐次それを実行していただく。災害が起きてから部分的に繕うんじゃなしに、抜本的な改修をやっていただくということを、これは要望をしておきます。

次のポンプ場の件でございますけれども、今ポンプ場は、先ほど申しましたように30カ所ございまして、三、四カ所がことしになって、整備されると聞いております。特になかなか進まない地域、例えば磯津、富田浜元町、茂福の北村等については、早期に発電機の設置をしていただくように

強く要望をしておきます。

このポンプ場の設置さえ余り知られておらないというふうに思うわけでございますけれども、地域の人たちにも十分理解をしていただいて、そして災害が発生しないように万全の対策を講じていただきたいということを、これも要望にとどめさせていただきます。

それから、北勢沿岸流域下水道が平成11年ごろに大体ある程度完成するというところでございますが、私どもが住んでおります朝明川の北側左岸、これは朝日町を起点とする北勢沿岸流域下水道でございますけれども、恐らく東名阪自動車道の周辺まで来るのにかなりの時間がかかると、憶測もできないというようなご答弁でございますけれども、我々が天国から下水道が完成したのを見るんじゃなしに、私らの現実の目で下水道の完成が見れるようにぜひとも強力に進めていただきたい、このことを強く望む次第でございます。

それから、富田山城線の問題でございますが、これにつきましては、非常に難しい問題であるということは重々承知もいたしております。しかし、この富田山城線の無料化がどのような推移をするか、機関的にどのような経路をたどっていくか、こういうような問題の中から、これから始まるうとしております伊勢湾岸道路あるいは東海環状自動車道、こういう一つの大きな国のプロジェクトの大動脈の地元にもなりますので、地元の方々は非常に関心を持っております。私も、この富田山城線の建設買収の時期から携わってまいっておりますので、経緯はよく存じておりますけれども、こういうような一つの地元の市民感情というものが根強く残っておりますので、今後微妙な形で影響を及ぼしてくるだろうと、こういうことも十二分に配慮されて、早期にこの問題を解決できるように鋭意努力をしていただきたい、このことを強く望んでおきます。

3番目の都市計画区域内の宅地の件でございますけれども、先ほど部長が答弁されました中で、セットバックの件についてのお答えも含まれてお

りましたけれども、私は、このセットバックの問題じゃなしに、全くセットバックをしても家が建たないという土地がある。こういうことを十二分に認識をしていただきたい。これは今窓口になっておる特定行政庁の建築指導課だけの職員の知識の中ではなしに、理事者の皆さんにも十二分に知っていただきたい、非常に深刻な問題であります。そのことを強く望むわけですが、これについてどのような形で今後進めていくか、ひとつご所見をお願いしたいわけでございます。

参考に申しますと、宅地であっても家が建たないと、こういう地域は、大矢知の下さざらい、十志、それから羽津山周辺、常磐、桜、日永、内部、四郷等々にまたがっております。件数にすれば大変な数でございます。四日市が特定行政の措置をやりまして、行政の代行をやっております。法に順法しておりますので、それ以前に許可された三重県の管轄の中で、現地を見ずに、あるいは道路を見ずにできた大きないろいろの建物があるかと思えます。そういうのが改築の時期に来ておる。それからまた、建築許可が出なかったのが不法建築をしておると、こういう問題もないとは言えないわけでございます。そういうような問題をよくご理解をさせていただいて、今後どのような形で取り組んでいただくか、これをひとつもう一度ご答弁を願いたいわけでございます。

なお、先ほど例に申したのは羽津地区の問題でございましたが、家の建つところ、建たないところ、同じような課税でございます。家の建てられるところも建たないところも、その地域は一つ同じような課税標準になっておると、これを参考までにお話をさせていただきまして、最後に、どのようにこの問題に取り組んでいただくか、ご所見をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○副議長（毛利道哉君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） ただいまの建築の問題についてお答え申し上げたいと存じますが、ご指摘のございましたような事例は、家を建てられる方

においても非常に深刻な問題であるばかりでなく、本市の建築行政においても極めて重要な課題であると私ども認識しておりますところでございます。ただいま都市計画部長がお答えいたしましたように、道路後退用地整備の要綱による一日も早い実施を含めまして、建築行政、都市計画行政での対応ばかりでなく、道路の新設、改良の場合にも、このような観点から調整を行って、できるだけこういうふうな問題の解消に努めてまいりたいと考えておりますが、この問題については各部門において十分調整をとって、何らかの格好での解消に努めてまいりたいと存じます。

また、このような問題を抱えておりますのは本市だけでなく、ほかにも同様の自治体が多くあるわけでございます。今後、これらの自治体ともども、折あるごとに、国、県に対しまして抜本的な解決策が講じられるように強く要望してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（毛利道哉君） 長谷川昭雄君。

○長谷川昭雄君 ありがとうございます。先ほど助役もご答弁なされたように、全国的にこの問題はあろうかと思えます。したがって、地方行政の立場として、ぜひともひとつ連携をしながら、この問題に取り組んで解消をしていただくように、心からお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○副議長（毛利道哉君） 暫時、休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前11時4分再開

○副議長（毛利道哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤正数君。

〔伊藤正数君登壇〕

○伊藤正数君 通告に従って、本市商業の活力アップを目標に、その条件

整備、特にベルトレーン、動く歩道の建設を中心に関係事項を含む質問をいたします。このベルトレーンは私が勝手に命名したものであります。以後、このような呼称で言わせていただきます。

当市の商業発展地域のプロセスは、国鉄駅から中町、西町を軸に繁栄した明治、大正時代の第1期ゾーン、続いて国鉄駅から諏訪新道、今の本町通りが繁栄した昭和初期以来の第2期ゾーン、その後、近鉄諏訪駅の移転に伴って繁栄を続け、今日に至っている諏訪栄町、諏訪町一円、さらには近鉄四日市駅西が将来の発展をねらう第4期ゾーン、以上の4区分に分けられ、現在は三つのへそを持つ商業ゾーンによって、旧市街が形成される商業都市と把握いたしております。中でもJR四日市駅から本町通りを軸とする第2期ゾーンは、国鉄の不振によって商業活動に低迷の時期もございましたが、発展会、商工会議所、市行政等のご努力で最近数年間は各種の施設が整備され、商業活性化の環境が整ってきたようにお見受けしております。

また、諏訪栄町、諏訪町一円は、一番街を軸にパワーアップを続けていると思いますが、駅西の第4期ゾーンによる今後のプレッシャーには一段と懸念が強いのではないかと推察いたします。

以上、申し上げましたような商業ゾーン推移のプロセスと現状から、特に第2期、第3期ゾーンに対しては、中期的な展望に立った商業振興計画を策定いただき、活力アップの条件整備を早急に着手し、この三つのゾーンが融和を保ち、ひとしく共存共栄の実を上げられるよう、心から期待する一人でございます。

そこで、今後この第2、第3期ゾーンが発展を遂げていくためには、私は、まず人の流れを確保する、すなわち顧客の誘導を図り、各ゾーンの魅力と個性を生かしながら、販売力のアップと顧客の拡大に取り組むことが活力アップの基本ではなかろうかと思うのでございます。

そこで、この基本的目標達成の一つの施策としてベルトレーン建設の提

言をいたしたいと思います。以下、その要領を箇条別に申し上げます。

ベルトレーン提言要綱。1、起点を近鉄四日市駅舎2階もしくは3階とし、中央通り北側歩道に沿う高架で、終点はJR四日市駅前、稲葉翁銅像の線とする。2、ベルトは2条とし、往路と復路を布設する。3、必要な箇所に昇降用エスカレーター、階段を設ける。4、建設事業は3カ年計画、平成4年を着工の初年度とし、全長900mの3分の1、300m、国道1号を越えた地点まで、第2期工事は三滝通りを越えた地点まで300m、第3期は終点まで300m。5、特に要望として、行政の裁量によって、全長900mを短縮されないよう望みたい。理由は、第2期ゾーンにも第3期ゾーンにも受益公平な市営施設でありたい。6、なお、受益町並み距離は、私の図面上ですが、図面上測定では第2期ゾーンが約2,000m、第3期ゾーンが約3,500m。以上が第1案でございます。

第2案は、第1期工事は第1案と同じ。第2期工事は国道1号歩道に沿い、本町入り口まで200m、第3期工事は本町三滝通り交差点まで300m、第4期工事は第一勧銀まで300m、第5期工事はJR四日市駅まで300m。このルートをとりますと、全長1,400m、受益性は高いが、不都合な条件がいろいろ予想されますので、沿線市民のコンセンサスが最大の前提条件になると思います。さらにもう一つは、このベルトレーンを若干駅西に延長し、駅西と駅東を連結させる工事が必要で、エスカレータータワーの整備を必要とし、第1期工事の中に組み入れるべきものと考えております。

昭和62年6月議会で私は、中央通りの緑道公園化をお願い申し上げ、本年6月議会の再質問で長期的な計画で実施に向けて努力してまいる所存とご答弁をいただきましたが、このベルトレーン構想が将来、市民の遊歩道となる。中央通りに大きく機能し、市民と緑道公園を結ぶ心のかけ橋としても有効な設備であるとともに、私の承知している範囲では、これだけの規模を持つベルトレーンは他市に例を見ません。建設されればベルトレーンの先進都市であり、全国的なサンプルではなかろうかと思っております。また、

これ一つは、見ていただきたいというハード文化の乏しい当市に、この程度の個性を生かした設備が一つぐらいあって当然ではなかろうかと考えるものでございます。

近鉄四日市駅周辺の開発問題は議会討議の長い歴史の積み重ねで、私がいつも申し上げる四日市の顔がおいおい整備されつつあります。今、アムスクエアの営業開始を目の前に控え、当市にとって今まさにエポックメイキングのときと申し上げてよろしいかと思いますが、それがためには、今日こそ斬新な角度から四日市を眺め、当市の将来を展望し、商業の一層の振興と活力のパワーアップに、ベルトレーンに勇断と実行の実を上げていただくようお願いし、理事者のご答弁をお願い申し上げ、提言に対するご姿勢と、ベルトレーンに対するご見解を承りたいと思います。

1 回目の質問を終わります。

○副議長（毛利道哉君） 計画推進部長。

〔計画推進部長（馬淵則昭君）登壇〕

○計画推進部長（馬淵則昭君） ただいま伊藤正教議員から都心整備の方策につきまして、斬新かつ有益な、また夢のあるご提案をいただきまして感謝いたします。

近鉄四日市駅周辺、すなわち駅東、駅西ということにつきましては、商業の拠点性を一層向上させる地域というふうに認識いたしておきまして、相互が有機的に強く連携し、一体的に魅力ある商店街を形成し、発展していかなければならないというふうに考えておる次第でございます。ご指摘のように、本市の中心商業地は時代とともに推移しているわけございまして、また、商業統計等を見ますと、四日市市の中心部は商業的な地盤沈下が懸念されているわけでございます。

このようなことから、中心市街地であります駅東地区の活性化、これはまさに喫緊の課題というふうに考えております。そのためには、ソフト面では各種の商業振興策に取り組んでるところでございます。その一端

をご紹介いたしますと、諏訪新道通り発展会が平成2年度からの2カ年事業でまちづくり計画策定事業に取り組んでおります。また、一番街商店街振興組合では、商店街等活性化実施計画策定事業に専門家や地元事業者及び県とか市の関係者が参加いたしまして、計画づくりを行っているところでございます。

一方、市全域における商業振興の指針を策定するために、商業活性化推進調査を実施しているところでございまして、中心市街地のあり方につきましても、いろいろな事例を踏まえて調査しているところでございます。

一方、ハード面について見ますと、地区更新計画及び新都市拠点整備計画の推進を図っております。これらの計画におきましては、拠点整備地区を定めて各地区の特性に合ったまちづくりを目指しているところでございます。こうしたまちづくりを具体化することによりまして、一体的で魅力的な人を引きつける施設、商店街が形成されるわけございまして、それに伴って人の流れも発生し、中心商店街に回遊動線が形成されていくということになるわけでございます。

これとあわせまして、魅力的な歩行者空間を形成するという視点から、歩車分離を原則といたしました基盤整備、また、外来者のための駐車場等の施設整備も必要となってくるわけでございます。そのために、本年度、近鉄四日市駅周辺整備計画推進委員会というものを設置いたしまして、その実現化に向けまして検討を進めております。段階的整備にこれから取り組んでいく所存でございます。

いずれにいたしましても、中心市街地の活性化を図っていくためには、こういったソフト面とハード面が一体になって相乗効果を発揮するよう推進していくことが最も肝要と考えております。

通産省でも、つい9月7日の中日新聞にも出ておりました、ご高承のとおりだと思いますけれども、商業施設と公共施設を一体的に整備する特定商業集積法関連案件ということで、本市を含めまして、当面、全国の39の

プロジェクトを選定しました。特に、本市もその一つに選定されまして、高度商業集積型、いわゆるハイアメニティーマートと言っておりますが、広域的な商業、業務、文化、交流の中心として再生する。JR四日市駅西側の重点的整備の推進を積極的に支援していただくということに相なりました。

また、建設省の方でも、平成3年度を初年度といたします第5次交通安全5カ年計画におきまして、新たに駐車場整備事業に着手することとし、関連する交通安全法、道路法の改正が行われました。平成3年度の新規箇所として、補助事業、建設省直轄事業それぞれ21カ所、計42カ所でございますけれども、それを決定いたしました。本市の国道1号路外駐車場につきましては、建設省の直轄事業として認められまして、本年度、測量や地質調査が行われることになりました。

さらに、地元要望の強い中央通り駐車場につきましても、これまで各所その整備について調査研究が行われておりましたけれども、地域商業界が一体となって取り組むこととされまして、四日市商工会議所流通対策委員会の駐車場小委員会の場で実現化に向けて第3セクターの組織づくりに取り組んでいただいております。市といたしましても、その実現に向けてできる限りの支援をしまいたいというふうに考えております。

ご提案いただきましたベルトレーン計画でございますけれども、当面する課題であります近鉄四日市駅東西の人の回遊性を増進、拡大しなければならないという課題、また、回遊動線と交差する主要道路において、自動車と歩行者の動線交差を解消しなければならないという課題、これの解決策として一つの有効な解決策でありますし、また、長期的に見ますと、近鉄四日市駅周辺及びJR四日市駅周辺の二核構造を目指す都心整備にとりまして、斬新でかつ有益なアイデアであると思います。

しかし、ベルトレーンは目的地と目的地を直接結ぶものであること、あ

るいはまた稼働中は常にある程度の利用者があることが望ましいこと、安全性の確保、あるいは沿道の店舗、住民に与える影響等、今後研究すべき問題点が多々あると思われまます。今後、そういったことを踏まえるとともに、魅力ある商店街づくりをする再開発事業等の動向、これも見定めながら、地元の関係者、関係方面と、またいろいろな角度から十分検討を行う必要があるというふうに考えておりますので、ご理解、ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（毛利道哉君） 伊藤正数君。

○伊藤正数君 ご答弁ありがとうございます。初めて提案させていただきましたことでもありますし、深く言及はいたしませんけれども、工業高校跡地を三井不動産に譲渡いたしました時点から、市長にこういうことを申し上げると何ですけれども、こういった問題は派生してくるということは十分にわかっておったことでありますから、今さら愚痴になるかもわかりませんが、譲渡されました金額の中にこういったことを盛り込まれて譲渡していただきたかったなど、このように思います。いろいろ今後の活性化対策についてはお聞きをいたしました。当面する部局であります商工部のご見解も承りまして、私の質問を終わらせていただきたい、このように思います。

○副議長（毛利道哉君） 商工部長。

○商工部長（米津正夫君） ご指名をちょうだいしましたので、ご答弁を申し上げたいと思いますが、いずれにいたしましても、駅東の活性化ということは大変重要な課題でございます。計画推進部とともどもこの地区更新計画に基づいて進めてまいりたいというように考えておるわけでございますが、最近こういう活性化につきまして、商業施設をつくれればいいというような考え方ではなくて、やはり消費者が何を望んでいるかという視点に立ちましてまちづくりを進めていくということが大変重要であろうというふうに考えておるわけでございます。ベルトレーンにつきましても、

今後、地下駐車場の問題あるいは地区更新計画におきましても、重点区域単位に基本計画を策定されることになっておるわけでございますので、それらとの整合性も十分検討をしていく必要もあろう。また、計画推進部長が申しましたように、いろいろ課題もあるわけでございますので、これらについても今後十分検討してまいりたいというように考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○副議長（毛利道哉君） 土井数馬君。

〔土井数馬君登壇〕

○土井数馬君 それでは、通告に従ひまして、ご質問させていただきます。満足な質問ができるかどうかわかりませんが、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、9月も中旬になりましたが、ことしほどいろんな出来事が毎日のように新聞紙上をにぎわした夏も珍しいのではないのでしょうか。そんな中で、四日市市民の気持ちを本当に熱くさせてくれました四日市工業高校の甲子園での活躍は忘れることができません。選手諸君の活躍はもちろんです、市民の皆様の熱い応援が四日市のまちを数日間ではありましたが一つにしてくれたような感じがしたのは、私だけではないと思ひます。どうか今度は、魅力と活力に満ちた産業と文化のまち・四日市の実現を目指して、市民と行政が一つになれるようなまちづくりをこの場でお願いしたいと思ひます。

それでは、住宅対策について順次ご質問申し上げます。

本市におきましては、現在、建設省における第5期住宅建設5カ年計画及び本市の新総合計画に基づきまして、住宅環境の整備を推進していただいているわけでございます。今後は一層の人口の増加と核家族化の定着が予想されます。また、産業就業構造の変化に伴い、住宅需要は量的にももちろん、質的な改善、整備が要求されてくるものと思ひます。そうした

中で、本市における市営住宅の現在の状況についてお尋ね申し上げます。

市営住宅は、現在第1種と第2種を合わせますと3,152戸あるようですが、それぞれの現在の入居状況をまずお尋ねしたいと思います。

また、これだけの戸数で充足しているとお考えなのかどうか、その点もお聞きしたいと思います。さらに、質的な面につきましては、約300戸が昭和35年以前に建てられた木造住宅でございます。そして、ほかの多くの家屋も老朽化が進み、間取りも狭く、現在の居住水準にはほど遠いように思われますが、この辺のお考えもお聞きしたいと思います。

そこで、今後の課題について数点お伺ひいたします。

市営住宅につきましては、耐用年数を経過した住宅等は今後どのように整備をしていくのか、また、整備をしていく過程での永年入居者の住宅の修繕等については今いかがお考えなのか、その点をお尋ねしたいと思います。

また、建て替え整備を進めていく上では、現在の社会状況に合った整備といひますか、特にこの7月の車庫法の改正のこともありますが、現在の車社会においては不可欠であります駐車場の確保やふろなどの標準装備についてもお答えいただきたいと思ひます。特に駐車場の問題については、市営住宅に限らず、保育園や幼稚園などの公共の施設の場合についても考えていかなければならない時期に今来ているんじゃないかと思ひます。

本格的な高齢化社会が目の前に来まして、高齢者の居住安定を図るための住宅環境の整備についてですが、高齢者におきましては、その居住水準の向上のためには、市営住宅を中心としました公的住宅の直接供給に負うところが大きいと思ひます。ですから、短期的な老人向け住宅の建設計画はもちろんです、長期的には今後建てられる市営住宅については、高齢化社会の到来に備えまして、いずれは高齢者が安心して住める高齢者対応型の住宅設計となるような整備構想を考えていただきたいと思ひます。その点、いかがお考えでしょうか。また、それにあわせまして、心身障害

者向け住宅等の特定目的住宅の供給整備も同様にお考えいただきたいと思  
います。

今後は、35万都市の実現に向けての新しい産業の誘致等により、就労者  
確保の意味におきましても、独身の方あるいは新婚の方など、若い世代向  
けの住宅の整備も必要だと考えます。といいますのも、市営住宅の場合は、  
入居者資格がございますので、独身の方はもちろん入居できませんし、第  
1種が月額11万 5,000円を超え、19万 8,000円以下の者、また第2種では、  
月額11万 5,000円以下の者となっており、若い世代の現在の賃金の実情か  
ら見ましても、入れる方が少ないんじゃないかと考えるわけです。こういっ  
たことから見ましても、市独自の入居者資格の見直しということも考える  
時期に来ているんじゃないかと思えます。このあたりのお考えもお聞きし  
たいと思えます。

さて、現在、27団地の市営住宅が市内に点在しておるわけですが、冒頭  
にも申し上げましたが、老朽化している箇所が多いわけでございます。思  
い切った整備計画を行うことによりまして、その地域の再開発や、また高  
齢者や子供のある世帯あるいは障害のある方などとの多様なつながりのあ  
る地域社会の形成によりまして、今よりうんと質の高い住環境とコミュニ  
ティーを育てることも可能かと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2点目の緑化基金と南部丘陵公園の整備についてお尋ね申し上げます。

都市の整備におきましては、基礎的な都市基盤の充実が急務であります  
ために、本市におきましては、道路の緑化や公園事業などの公共施設の緑  
化は計画的に進めていただいております。しかし、市街地の大半を占める  
民有地の緑化また市民による町ぐるみの緑化運動も今後の大きな課題と考  
えるわけでございます。

そこで、本年4月よりスタートいたしました緑化基金について、今後ど  
のように進めていかれるのか、また、当初の目標では6年後にその運用利  
息での事業開始を予定されていると聞いておりますが、もう少し早く運用

できないものか、お尋ねしたいと思います。

また、その場合の基金の運用ですが、基本的には緑化の推進、貴重な森  
の保全、緑化の普及、啓蒙、この三つの柱を挙げておられますが、具体的  
に計画してみえる事業をお聞きしたいと思います。

こういった事業を進めるに当たりまして、最も大切なことは、市民の皆  
様の方から緑化運動を盛り上げていただき、ひいてはそれが自分たちのま  
ちづくり運動につながるのだ、そういう意識を持っていただくことが重要  
かと思えます。ですから、市民の皆様のご積極的なご協力が得られるような  
普及、啓蒙運動が重要だと思われまします。この事業を単発的なものに終わら  
せることなく、総合的な計画に基づきまして、普及、啓蒙活動を実施して  
いただきたいと思えます。今後、市民の皆様にごどのような呼びかけをして  
いかれるのか、この点もお聞きしたいと思います。

次に、南部丘陵公園の整備についてですが、今市内には法律や条例によ  
りまして設置していただいた、もっぱら子供の利用を目的としました公園  
を初め、広範な人々が利用する大小さまざまな公園がございます。もちろ  
ん子供にとりましては、遊ぶことが生活そのものですし、また、子供の権  
利でもあると思えます。ですから、子供の遊び場は完全に保障されなけれ  
ばならないと考えるわけです。また、地域とのつながりが希薄になりつつ  
ありますこのごろでは、子供たちだけではなく、老人の方や障害のある方  
など、公園という場所はコミュニティーを図る上でも今後さらに重要な役  
割を担うのではないのでしょうか。南部丘陵公園はそういったことを踏まえ  
て整備を進めていただいているわけですが、今後は、環状1号線、塩浜波  
木線の通過や県立総合塩浜病院の移転等で一層広範な利用者の増加が予想  
されます。もちろん、これを見据えた上で、面積的には非常に大きくなり、  
設備的にもますます整備をしていただくわけですが、今後はそういったハー  
ド面の整備はもちろんですが、それと並行しまして、ソフト面の対策も考  
えていただきたいと思えます。

例えば、プレイリーダー、これは遊びの指導者と言いますが、プレイリーダーによる子供たちへの遊びの指導、これは本来、子供の遊びは子供たち自身が自分たちで自由に展開されるべきものですが、きのうの答弁にもありましたが、本当の遊びを知らない、また、異年齢間で遊べない子供が増えているのが現状でございます。しかし、遊びをより豊かに活性化する上では、こういったプレイリーダーがぜひ必要と考えますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

また、ボランティアの方によります老人の方や障害のある方などの援護の呼びかけなども同様に進めていただきたいと思います。

さらに、公園管理の問題ですが、今後広範な利用者が増えることによりまして、防犯、危険予防、傷病の応急手当での必要性が増大することが考えられます。公園管理者の配置についても重要な時期に来ていると思ひますが、この辺のお考えもお聞きしたいと思います。

さて、南部丘陵公園を本当の意味でのコミュニティーの場に育てていくための整備計画としまして、一つに、老人の方と親子と一緒に遊べるような場の整備をこれからは考えていただきたいと思います。さらにもう一つですが、若い世代や親子連れで楽しめます野外シアターの整備、また、植物や小鳥や昆虫に関するものだけを集めましたミニ図書館とかミニ博物館の整備もあわせて考えていただきたいと思います。この二つもお答弁をお願ひしたいと思います。

市民にとってよい公園といいますのは、駐車場、トイレ、水飲み場、照明設備などがありまして、掃除、ごみ処理などがきちんとなされていることも大切なことだと思います。また、案内図や標識の整備についても、広範な利用者の増加のことを考えて、それに対応できるようにお願ひしたいと思います。特に、老人の方や障害のある方などが利用される上での配慮については、十分考慮していただきたいと思います。お考えをお聞きしたいと思います。

1 回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（毛利道哉君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 第1点目の住宅対策につきましてお答ひいたします。

本市では、現在、27団地の中で3,152戸の市営住宅を維持管理しておるところでございます。量的には充足されていると思うわけでございますが、質的には、ご質問のように、耐用年数を経過した木造など老朽狭小住宅が約3分の1占めておるところでございます。これらの住宅の建て替えや住戸改善によります居住水準の向上を図ることが優先課題と考えておるところでございます。

また、建て替えの対象となっております住宅は狭小な木造住宅等で、これらにつきましては、現地での建て替えを前提に良好なまちづくりを考慮したものとするとともに、高齢化社会に対応すべく、世代間の偏りをなくした混住型の住宅供給を進めておるところでございます。また、比較的長期にわたり使用可能な既設住宅につきましては、2戸1方式による住戸改善、外壁塗装、木製建具のアルミサッシ化等、大規模な整備改善を実施し、居住水準の確保に努めております。また、小規模な維持管理、修繕につきましても、適正かつ効率的に修繕の実施に努めているところでございます。

次に、今後の住宅対策についてありますが、整備面につきましては、駐車場等、現在の社会情勢に応じた対策を検討してまいるとともに、供給面につきましても、現在、本市の市営住宅団地全体の活用計画を検討しておるわけでございますが、この中で、ご質問のような若年層、いわゆる所得成長階層に対する賃貸住宅の必要性等の問題につきましても検討を加えてまいりたいと思ひます。今後、市営住宅の再生マスタープランの策定に早急に取り組みまして、今後の住宅の政策に対応してまいりたいと考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、少しでも入居者が快適な生活が送れるような整備に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○副議長（毛利道哉君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 2番目の緑化基金と南部丘陵公園の整備についてお答えさせていただきます。

1点目の緑化基金につきましてでございます。基金の果実の運用により、民有地の緑化についても積極的に進めて、町の総合緑化を図っていき、こういった目的で、平成2年度の3月議会においてご審議をいただき、四日市市緑化基金条例として制定されました。基金総額3億円につきましては、本年度から10カ年で積み立てて、うち1億円につきましては、民間からの寄附を仰ぐために、本年6月に市内全戸へ啓発パンフレットを組回覧で行うとともに、現在、各地区市民センターに募金箱を設置するほか、講演行事、それから各種イベントの際の募金活動や各種団体への募金依頼を行っております。幸い、市民の皆様のご理解を賜りまして、募金活動は順調に進んでおります。議員の皆様にもご協力をいただいております、この場をおかりしましてお礼を申し上げます。

基金の果実の運用につきまして、地域緑化、町の緑化運動と民有地の緑を質的にも量的にも増やす、いわゆる増やす緑化、先祖から受け継いできた貴重な樹木や身近な森を守り育てていく守る緑化、そして、これらの事業を行うために、市民お一人お一人が緑化に対する認識を深めていただくよう普及啓発活動を行う考える緑化、こういった三つの柱を基本に進めておるところでございます。

果実の運用による緑化事業につきましては、市としましても、一日も早く実施したい、こういう気持ちを持っておりますが、利子の運用でございますので、原資の造成状況をにらみながら、できるだけ早く実施したい、

このように思っておるわけでございます。

2点目の南部丘陵公園につきましては、本市の南部の住宅地に隣接した丘陵地に位置しまして、自然を生かした87haの総合公園として昭和39年、計画決定をされたものでございます。公園整備事業につきましては、昭和51年から整備に着手し、県道塩浜波木線を境に南側を小動物園、しょうぶ池、児童公園等を中心に、静的な施設を整備した南ゾーンとして、また北側を芝生広場、遊具、展望台、マンダリンの森などを主とした動的な北ゾーンとして整備を進めてまいりました。現在、南北ゾーン合わせて約20haの公園を開設しております。

まず、施設の改善についてでございますけれども、昨年度、北ゾーンにザイルクライミング等の複合遊具施設を多数整備したことにより、利用者が飛躍的に増加し、今後、南北ゾーンに駐車場の整備を初め、公園標識や案内板の設置のほか、国道1号に遠方からの来園者に対する案内標識の設置を計画しております。また、公園内には、安心して利用できる清潔なトイレの新設など、さらに魅力のある公園として施設整備を行ってまいり所存でございます。公園入り口の施設につきましては、公園内は原則として車両の乗り入れを禁止しておりますが、身体障害者の利用に際しては、公園内乗り入れ許可証を発行して車両の乗り入れ許可をしております。公園内の階段等、手すりの設置あるいはスロープ化等も検討してまいります。

防犯や危険予防、傷病の応急手当てのための管理人の配置については、将来的には南ゾーンに管理施設を兼ねた自然観察園の設置を計画しており、施設計画の中で、ボランティアによるレクリエーションの指導、あるいは遊びの指導者の配置などもあわせて検討してまいります。南ゾーンの整備につきましては、原形を残した形の施設整備を検討しており、今後、整備の中で老人から子供まであらゆる世代が憩い、自然に親しみ、また、児童などには学ぶ、きたえるなどの広範囲な利用に配慮しつつ、楽しく夢のある公園として計画し、施設の充実を図ってまいりたいと思います。野外シ

アターの整備あるいは教養施設の整備につきましては、将来的な整備課題として承っておきたいと存じます。

○副議長（毛利道哉君） 土井数馬君。

○土井数馬君 ご答弁ありがとうございます。

第1回目の市営住宅の状況についてですけれども、改築になるまでは、そこに住まれている方は独居老人の方とか高齢者の方が非常に多いわけですので、定期的な点検などをしていただきまして、必要に応じて修繕をしていっていただく、そんなふうなことをお願いしておきたいと思います。

もう1点は駐車場のことですが、今十分お考えいただいているということですが、おふろの件が抜けておりましたから、この辺もひとつご回答いただきたいと思います。

入居者見直しの件につきましてですけれども、若年層に対応したことを考えていっていただけるというふうなご回答をいただいたわけですが、例えば、四日市市の職員についてちょっと試算をしてみたんですけれども、職員採用も89年度より、居住地の制限を撤廃していただいているわけですが、かなりの遠隔地より転居される方も多くなっていると考えられます。しかし、先ほど申しましたように、独身の方は入居できませんし、また、収入基準を見ましても、市職員の方で試算しますと、年収387万4,948円、そして家賃2万円の住宅を借りるとしますと、住宅手当が18万円出ますので、合計で2万6,949円、この市の入居基準を上回ってしまいまして、入ることができないわけです。これは30歳の方を例として計算をしております。もちろん共働きの場合ですと、20歳の方が結婚なさっても市営住宅には入れないという状況が続いているわけです。民間企業の方もそう大差はないと思いますので、市独自の入居基準の見直しが難しいということであるのでしたら、民間との共同による建設とか利用、こういったものも考えていく時期に来ているんじゃないかと思います。本当に35万都市の人口を考

えるのであれば、住環境の整備は大変重要な問題と考えるので、もう一度この辺、お考えをお聞きしたいと思います。

さて、緑化基金の方ですけれども、いつから初めていかれるかというところが抜けていたような気がしますので、もう一度、いつから運用開始できるのか、お聞きしたいと思います。

それと、守る緑化というところですが、先日の新聞にも出ておったんですが、伊勢湾周辺の希少植物ですか、絶滅のピンチに来ている。こういったものにも基金を何とか運用できるような方法も考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

もう一つですが、南部丘陵公園の方ですが、公園管理者の方も考えていただける、プレイリーダーなんかも考えていただけるということで、かなりいい答弁をいただきまして安心しておるのですが、先ほどの入り口に施錠がしてあるところなんですけど、もちろん許可証をいただいたりして入るわけですけれども、實際上が上がってみますと、障害者用の駐車場あるいは老人の方の駐車場というのがないわけですので、下の方には一般の駐車場があるんですが、上の方にはございませんので、せっかく施錠をあげていただくのであれば、上の方に数台分でも結構ですので、そういった方の駐車場も考えていただきたいと思います。

それと、ミニ図書館あるいはミニ博物館の件ですが、公園管理室を兼ねて自然観察園の整備をしていただけるということですので、その辺期待しておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

今お聞きしました数点だけ、再度お聞きしたいと思います。

○副議長（毛利道哉君） 理事者に申し上げます。時間がございませんので、簡潔なご答弁をお願いいたします。

建設部長。

○建設部長（西田喜大君） 最近の社会情勢に対応いたしました高齢者あるいは駐車場、またおふろ等の問題につきましては、先ほども申しました、

今後早期に再生マスタープラン策定の中で検討してまいる所存でございます。また、建設省といたしましても、地域住宅制度の問題等を新しく打ち出しておりますので、これらにつきましても検討をしてまいりたいと考えております。

○副議長（毛利道哉君） 都市計画部長。

○都市計画部長（山田 稔君） 果実の運用の時期でございますけれども、最近の状況から見ますと、非常に募金活動の成果も上がっておりますので、平成6年あるいはそれ以前にでも、そういうような実施が可能じゃないか、こういうふうな見通しがあるわけでございますけれども、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

それから、守る緑化について、どのような内容でということでございますけれども、当然、貴重な緑の保全ということで、保存すべき樹木に対する助成事業あるいは神社仏閣、それから鎮守の森などの維持管理等、守るための指導、あるいは助成、病虫害の防除、そういった面についても助成をさせていただくという考えでございます。

それから、駐車場の問題でございますけれども、上のゾーンに駐車場ということで、これはスペースの問題もありますけれども、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○副議長（毛利道哉君） 土井数馬君。

○土井数馬君 どうもありがとうございました。

最後に、高齢者対応型の住宅のことにについて要望だけお願いしておきます。緊急事態が発生したときなどに、直ちに同居人や管理人などに知らせることができるような通報装置をトイレや浴室などを含め、要所に設置するようなことも考えていただきたいと思います。また、台所や給湯におきましても、使いやすく安全なものの設備をひとつお願いしたいと思います。

それと、南部丘陵公園の方ですが、老人と親子が遊べる場所なんですが、

環状1号線の通過によりまして、ゴルフ場がかなりの部分使えると聞いておりますので、そういった整備、ミニゴルフ場とか、ゲートボールでのゴルフ場なんかの活用を考えていただきたいと思います。

○副議長（毛利道哉君） 時間がまいりましたので、土井数馬君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

暫時、休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時2分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 通告の順に質問させていただきます。30分以内で質問を終わらなければなりませんので、理事者の皆さんもこの点を含んでいただき、ご答弁を早くよろしく願います。きょうは2点ほど質問させていただきます。

まず第1点は、四日の市について質問させていただきます。

当四日市は文明2年、1470年に田原忠秀が現在の鶴ノ森公園に浜田城を築いたころ、城の北部に十字の大道がつくられ、そこで市が開かれたため、そのかわいは市場村と呼ばれるようになり、やがて弘治、永禄のころ、すなわち1558年から1570年ごろになると、毎月四のつく日に定期市が開かれ、四日市と呼ばれるようになった。これが四日市の名の起りであろうと言われておるわけでございます。このころの市場は四日市の近郊でとれます鳥、魚、野菜、土器、油、木綿などが取り扱われていたようでございます。近江商人がこれを仕入れて滋賀県に売りにいったと記されています。このような市場は、所を変え、品を変えながら延々と今日に続いているわけでございます。四日市という知名とあわせ、現在の発展の基礎を築いた

のでございます。

さて、来年は四日市にとりましてまたとないごろ合わせのよい日がやってきます。すなわち、平成4年4月4日でございます。四日市としては4が三つ続くこの日を見逃すことなく、全市民的な規模で何かイベントができないものかどうか、お伺いをしたいと思います。幸い、地元の商業界では、朝市などを中心としてイベントを検討しておるようでございますが、これらを含めて、思い切った記念行事、こんなものができるようにご配慮いただいております。おきたいな、こんなふうに思います。

次に、第2点目として、地区更新計画などの市街地再開発についてお尋ねいたします。

地区更新計画が打ち出され、A地区からF地区あるいはJ R四日市駅周辺の新都市拠点整備地区やJ Rの高架化事業計画に沿って、関係商店街や住民の間で熱心な開発論議がなされているところでございます。ところが、いろんな方から角度の違った意見がなされ、地区の住民がとまどう場面も出てきました。

そこで、いま一度、各ゾーンごとの市の考え方を改めてお聞かせをいただいております。また、本年11月にはアムスクエアがオープンの運びとなりますが、このような動きに対応して、駅東の商店街の生き残りのための対策を口ではなしに一日も早く行動に移す必要があると思っております。このままずると対応がおくれていますと、駅西と駅東の回遊性をつくって、ともに発展するというのではなくて、東西間の回遊をするために整備した道路を通して、全部駅西に客が移動しないとも限りません。こんな例は全国にも幾らも見受けられます。大変心配でございます。市の方は今後の対応として、A、B、Cゾーンの再開発と抱き合わせの格好で地下駐車場を考えておられるようでございますが、そしてまた、この地下駐車場の問題については、先ほどの答弁の中でも明らかにされておりますが、もう一方の中央通りの地下駐車場についてどんなふうになっているの

か、このこともご答弁をいただいております。おきたいな、こんなふうに思います。

それから、A、B、Cゾーンのほかに、駅東には幾つかの商店街があるわけですが、例えば昼間の商売と夜の商売を混在をして、昼にシャッターが閉まっているところがあったりすると、客が来なかったりということで、大変な迷惑をしている場所も実はあるわけでございます。そういう場所に、例えばホテルか何かを誘致をして、夜の町を固めてしまう、あるいは昼の町をあいた場所へまた建て替えていく。その建て替えのときに、例えば、最近はやりのパソコンですとか、料理ですとか、若い女の人あるいは男の子が集まってくるような各種学校、専門学校、こんなようなものをそこへ誘致をしてみたらどうかと、こんなふうに思うわけです。この前も市の方から、何かあそこに文化的な施設をつくったらというふうな提案があったようにお見受けしますが、そういうものとあわせて、例えば、子供科学館のようなもの、あるいはまた、さきも土井議員の質問の中で市営住宅の問題が出ておったわけですが、入居基準からオーバーする若い世代を吸収してやる、もう少しグレードの高いものをこのあたりの再開発の中に取り入れていくような、そういうことも考えてみてはどうか。あるいはまた、諏訪公園の児童館がもうぼろぼろになっていますが、改修計画もあるようでございますが、こういうものを例えば昆虫園につくりかえて、もちろん会議室も持たないかぬと思っておりますが、そういうことをやりながら、活性化を考えてみたらどうか。

ですから、A、B、Cだけではなくて、隣接するところについても、駐車場ももちろん要りますし、何か活性化の目玉を市の方で提案をしていく必要があるんじゃないか、こんなふうに思うわけでございます。このあたりの考え方をちょっとお聞かせいただきたい。

それから、地区更新計画区域全域で、街区ごとにまとまれば容積率を上げていいよという格好ですが、そうではなしに、電波障害の対策のときにも申し上げたんですが、この地区全体に、例えば200%ぐらいの容積率

をアップをさせて、そういうことで浮いてくる費用をもって、前向いて再開発に取り組めるような、そういうことをすべきではないか、こんなふうに思いますので、何か考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

それから、JR四日市駅周辺につきましても、本当に再開発のプランができててもつぶれるわけですが、やっぱり客が来るか来ぬかわからぬものに金をかけて首をつるわけにいかぬと、こういうのが素朴な市民感情であると思います。ですから、このあたりを前向いて動かそうとすると、この前からの答弁にもありましたが、それに加えて、この周辺には近畿日本鉄道の所有地がたくさんあります。そういうものを一遍市の方で買収して、再開発やるよという意思表示をされたらどうか、こんなふうに思いますので、よろしくお答えをいただきたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 市長公室長。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） まず第1点目の四日市につきましてお答えをさせていただきます。

ご指摘のように、来年は平成4年に当たり、平成4年4月4日は4の数字が連続する極めて珍しい年月日となります。もし平成44年があるとするれば、40年後の平成44年4月4日までは4の並びが訪れないめぐり合わせとなるわけでございます。したがって、これを単に、先ほどもご指摘のように、数字のごろ合わせにすることなく、これを何とか四日市の日として何かできないかというご提案でございます。大変おもしろいアイデアというふうに考えております。しかし、きょうのこの時点では、具体的に何をするのかといったところまではまだ決まっておりませんが、この4、4、4の日を有効に利用して、いわゆる話題性のあるイベントを行って情報発信をすることで、本市のイメージを高めてはどうかといったご意見、ご提言も既に他からもいただいております。

先ほどもご提言のごございました四日市の開催は、四日市の由来から見ましても、まさに本市にふさわしいイベントであるというふうに受けとめさせていただきますが、そのほかにも一、二紹介をさせていただきますと、実は先日、7月でございますが、国際交流協会の設立を記念して実施いたしました講演会に本市出身の漫画家で水野良太郎先生という方をお招きをいたしましたところ、先生からも大変おもしろい一つの提案がございました。それは、四日市を基本的には国際文化情報都市としてとらえ、情報発信してはどうか。そのために、国際漫画展をイベントとして実施してはどうかという提案でございます。この先生は四日市に対する思いが非常に強く、その講演会の終わった後も手紙等でいろいろと提案がございました。もともとこの4、4、4の連続する日は非常に考えようによっては、漫画チックなものであるわけでありますから、子供にも親しまれる国際漫画展は大変おもしろいアイデアというふうに思っております。これはぜひ何とか実行したいなというふうに思っております。早速この件につきましても、水野先生のところへ知恵を拝借しに行きたいというふうに思っております。

それから、もう1点は、JR東海からもご提案をいただいております。その日に4、4、4の四日市市民号の運転ができないかというふうなことでございます。したがって、先ほどの商店連合会の方でご検討をいただいております市を中心とするイベント等も含めまして、内容的にこれからいろいろとお聞かせをいただきまして、これが実施の方向で早急に検討したいというふうに思います。

ただ心配なのは、指で数えていきますと、この4月というのはあと6カ月しかございませんので、何ができるか、大層なことはできないかもわかりませんが、しかし、何はともあれ、前向きによく検討していきたいというふうに思っております。そのために弾力的に庁内体制を整えるとともに、市としてはどんなイベントができるのか、先ほ

ど申しあげましたようなことがどこまでできるかどうかということ、あるいはイベントを行っていただく各団体に対してどういったバックアップができるかどうか、早急に関係部局と協議をしまいたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、こうしたイベントは官民挙げて実施していくということが大切でございますし、その盛り上がりの中で進めていくことが肝要と思っておりますので、今後ともよろしくご指導いただきますようお願いをしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（川村幸善君） 計画推進部長。

〔計画推進部長（馬淵則昭君）登壇〕

○計画推進部長（馬淵則昭君） 地区更新計画などの市街地再開発につきましてご答弁させていただきます。

本市が飛躍的な発展を遂げるための都心整備の方向ということで、どうあるべきかということにつきまして、これまで種々の調査、研究を重ねてまいったところでございます。産業基盤の充実とか、定住基盤の強化とか、市のイメージアップ等々の課題を含めまして、都心整備の発展方向、これについての骨格が調査、研究の中で提示されております。近鉄四日市駅周辺につきましては、商業拠点性を一層向上させる地区、また諏訪新道沿道につきましては、伝統的生活軸として整備し、商店街を活性化すること、あるいは中央通り沿道につきましては、都市軸として業務機能集積を誘導、促進する。あるいはまた、JR四日市駅周辺につきましては、業務拠点を形成して交通拠点性を向上させるとか、旧港付近につきましては、親水ゾーン、ウォーターフロント地区としての整備を図っていくとか、港湾再開発地区につきましては、中部新国際空港のアクセス港としての整備というような方向が都心整備の方向としてのこれまでの調査、研究でも提案されてきております。

そういった中におきまして、中心市街地の再開発につきましては、昭和

63年度、平成元年度の2カ年にわたりまして策定しました地区更新計画に従いまして、現在、計画づくりや啓発を進めておるところでございます。この計画では、中心市街地の活性化に影響が大きく、戦略的に整備を進める地区といたしまして、四つの重点整備地区を定めております。

各重点整備地区の計画内容をお話しいたしますと、まず諏訪栄地区につきましては、ジャスコを中心としてコモディティファッション、個性的でファッション感覚のあふれる新しい形の専門店と専門大店を結合させ、新しい商業業態をつくらうという基本コンセプトを示されております。これをA地区といたします。また、スーパーサンシを中心に四日市ハイパーマート、新しい業態のディスカウントショップと専門店群によるテナントビル、ここから感性あふれる魅力ある店舗づくりというようなことを基本コンセプトといたしましたB地区、また、旧東海道と国道1号との回遊を図り、歴史とファッション、ロードサイドをコンセプトといたしましたC地区の3地区がございます。

また、現在、地元商店街で作成中の商店街等活性化実施計画、これとの整合をとりつつ、商業拠点としての計画づくり、勉強活動を目下進めているところでございます。また、諏訪新道、三滝通り、市役所に挟まれたD地区につきましては、オフィスゾーン、市民文化ゾーン、住居ゾーン、それぞれの利便性としての商業ゾーンから成る複合施設の形成を目指し、勉強会活動を進めているところでございます。なお、市民文化ゾーンには、多機能ホール、多目的ホールといいますが、そういった公共施設の導入についても検討をしまいたいというふうに思っております。JR四日市駅周辺につきましては、新都市拠点整備計画策定調査の中で業務拠点の形成あるいは複合交通センター、駅前広場などの交通結節点機能の強化、整備について検討を行っております。

また、重点整備地区以外の地区更新エリアの共同化につきましては、地元の合意形成のできた地区から計画づくりやアドバイス等の支援を行って

おりまして、諏訪新道沿いのE地区、諏訪新道第1地区でございますけれども、ここにおきましては、事業推進計画もまとまりまして、既に地元組織によってデベロッパーの選定作業に入っております。低層部に店舗を持った都市型住宅の事業を進めていこうということに相なっております。また、F地区、沖の島第1地区でございますけれども、ここにおきましても低層部に権利者店舗を持った住宅計画を進めておりまして、現在、デベロッパーと等価交換条件についての交渉中でございます。

それぞれの事業がいつできるかということもございしますが、いずれにいたしましても、関係権利者の合意に基づく民間事業でございまして、権利者を中心とした地元より相談のある地区につきまして、専門家の知恵もかりながら、アドバイス、計画づくり、合意形成についてのお手伝いを積極的にしている。今後も引き続きまして、その合意形成に向けまして最大限の努力をしていきたいというふうに思っております。

駐車場の問題でございますけれども、午前中にもご答弁させていただきました、国道1号の路外駐車場、建設省の直轄事業として調査費がついた。それと一体的に、中央通りの地下を活用した駐車場につきましても、国道1号と中央通りを一体的な駐車場として整備する実現性、可能性があるのかどうか、また、その実現方策はどのようなかというように検討すべく、本年度、近鉄四日市駅周辺整備計画推進委員会というものを設置しまして、目下その実現方策について検討をしているところでございます。

また、第3セクターの問題でございますが、これも午前中にご説明させていただいたとおり、地域商業界が一体となって、商工会議所にございます流通委員会駐車場小委員会の場でもって、第3セクターづくりについて取り組もうという動きになりつつございます。

それと、この地区更新計画と申しますのは、何としましても、やはり地元の合意形成が中心でございます。また、それと同時に、長期的な構想にもなります。その構想ができて上がるまで何も手をつけないと、こういうこ

とでは決してございませんで、今小林議員からもいろいろご指摘がございました、提案のありましたプロジェクト等につきましても、その中で今後検討していきたいというふうに考えております。

それから、再開発事業についての容積率の問題でございますけれども、地元からの申し出によりまして、再開発事業のご相談をする場合に、やはり専門的な知識も要ります。専門家の知識もかりながら、ご相談、ご指導、アドバイスをしているわけでございますけれども、やはり何としましても、事業採算性を高めることが一番肝要だと思っております。そのための手段としてはいろいろあるわけでございますけれども、そのうちの一つに、ご指摘の容積率をアップするという手法もございします。そのためには、高度利用地区の指定とか、総合設計制度を活用するとか、いろいろございしますけれども、いずれにいたしましても、事業効果がうまく出ないとはいけないというふうに思っております。単純に容積率をアップすることのみをもって採算性の向上に結びつくという部分は、なかなか地区地区によりまして難しい問題もあるやに伺っております。

いずれにしましても、当初の相談の段階から、そのあたりを十分権利者の方々ともご相談をしながら、事業効果の高い再開発事業としていきたいというふうに思っております。

近鉄四日市駅周辺の近鉄不動産の用地の買収の問題でございますけれども、このことにつきましても、今後検討させていただくというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川村幸善君） 小林博次君。

○小林博次君 ご答弁ありがとうございます。

最初の四日の市のイベントの問題についてですが、ご答弁いただきまして、やれやれやっど動くのかなというふうなことなんです、どっちにしても期間が短い、うまく準備していかないと大変難しいことになると思っておりますので、少なくとも12月議会に向けて補正予算が組めるように、大至

急準備してほしいなど、こんなふうに思います。こういうイベントを単に役所がとか、一部の団体がということに終わらせずに、例えば、朝市の関係者でございませうとか、経済連、農協、漁協、商工会議所、北勢公設地方卸売市場、萬古業界、茶農協、油脂業界、製めん業界、JR、近鉄、三重交通、それから大型百貨店、スーパー、それ以外の企業、それから市民的に呼びかけて何か行事に参加していただけるような、そういうことと、先ほど来答弁をいただきました水野良太郎先生ですか、国際漫画展、こういうようなものについても、大変現実的にいいものがあるというふうに思いますので、どうぞひとつ積極的に前向いて打ち出していただくようお願いしたいと思います。

それから、地区更新、再開発についてですが、ここで私が質問したのは、実は、例えばF地区で、これは沖の島ですね、再開発にやっと乗り気になってきたと、ところが、実際にソロバンをいれてみると、従来のままの容積率のままでいくと、どうも今までよりもずっと減ってしまう。減ってしまうと、例えば一番ひどい例は、4世帯、4階建てぐらいのビルがあって、建てて余り時間がたっていないわけですが、それが3世帯分ぐらいしか入れないということになると、再開発するより、むしろしない方がいいという答えになる危険があるわけです。この場合、例えば14階建てを超えてビルを建てて採算ベースに乗るのかどうかとの疑問はありますが、しかし、やり方によっては、容積率を上げていただければ、もうちょっと別の方の、例えば住居系の再開発ではなくて、別の格好の再開発ができる可能性があるわけです。

もう一つは、ここで不安になってくるのは、例えば1階、2階を商店街にする。やっとなら商店街に仮にしたとして、例えば市の方からちらっと流れてくる話は、D地区に百貨店が来そうだと、そうすると、せっかくそこへ投資をしてつくったが、しかし、百貨店が来られたら何のことかわからぬという格好にならざるを得ぬと思うわけです。

ですから、そういう意味で、そのゾーンごとに、さっき答弁がありましたように、例えばAゾーンはジャスコ、あるいはBゾーンはスーパーサンシ、これははっきりしてわかっていますからいいんですが、C、D、Eについては、例えばCは歴史とコンセプトしたような、そういう商業区分としている。あるいはDはオフィス、それから市民文化ゾーン、こういうふうなものだというふうに言われるわけですが、市民文化ゾーンという、大体市民ホールの小さいものをつくるというふうに理解をすればいいわけで、それを見ながら、次に商売をする人は次を考えればいいわけですが、ちらっとどこからか流れた話によると、何か百貨店が来そうだと、そういうことになる全話が変わってきます。そういう意味で、例えばDなんかは商業ゾーンとして開発するというのであれば、どんなものが来るのか、百貨店なのかスーパーなのか、小さい店を組み合わせるのか、そういうことをちょっと流しておかないとまずいんじゃないか。やる気になれば、やる気になれば言いながらも、なかなかやる気になってこない。これが今の現状としてあると思いますので、そういう意味で質問したわけです。ですから、もうちょっときめの細かいといえますか、みんなが乗りやすいような、そういうご指導をいただくようにしてほしいと思います。そのために、どのゾーンには何がというのを、もうちょっと、ぼやっとしている地区についてははっきりしてほしい。

それともう一つは、駅東の問題に戻りますが、駅東の問題はさっきも言いましたように、A、B、Cと地下駐車場が仮につくられたとしても、それは限られた人たちが利用できるだけで、例えば諏訪公園の近辺とか、諏訪公園の西側の商店街については、駐車場が全然使えないわけです。最近、ちょっとしたところへたばこを買いに行くのも車でいきますから、そういうようなことでとらえますと、やっぱり何か、さっき私が申し上げましたように、何とか市の方でそこ入れていくような、そういうことを考えてもらわないとなかなかうまくいかぬのではないかと、そういうことで

申し上げたわけです。

それから、JR四日市駅周辺の問題でも、何遍も、再開発にやっというかという段階になると、つぶれるわけですが、これについては、これから近鉄の用地も検討すると言っていました、市の方も積極的にさせようとするなら、向かい水みたいなもので、壊れたポンプに水をちょっと入れてやらんと水がくめませんが、それと同じように、何か絵を書いただけではなかなか乗ってこない、そういうことをきちっとやってほしいと思います。時間がないから、イベントの件で補正予算も組んでやるぞというぐらいの再答弁をいただいて、質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 市長公室長。

○市長公室長（栗本春樹君） 先ほどご指摘いただきましたように、これは平成4年度もしあるとすれば早々になるわけですから、準備のための必要な経費がもし必要ということであれば、当然これは12月議会をお願いをしなきゃならぬというふうに思っております。

○議長（川村幸善君） 小林博次君。

○小林博次君 それ以外の問題については言葉足らずになりましたが、本当は答弁が欲しいんですけども、時間がないから、要望にとどめたいと思いますが、住民の人はやる気もあるが、しかし何かちょっとのところで詰まっておる。だから、何かちょっと詰まっておるのを市の方で取り除いていく努力をしてほしいなど、そんなふうに思っていますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（川村幸善君） 暫時、休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時45分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市川悦子君。

〔市川悦子君登壇〕

○市川悦子君 議長のお許しを得ましたので、さきに通告してあります点について順次質問をさせていただきます。

きょうは一般質問最後の日でもあり、皆様にはお疲れのことと思います。また、私初めての質問であり、お聞き苦しい点多かろうと思いますが、どうかお許しいただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、初めに大きい問題の1、女性行政について6点お伺いいたします。

国連は、1975年を国際婦人年と定め、世界行動計画に基づき、以後10年間かけて世界じゅうの女性の地位向上に取り組みました。これを受けて、我が国でも諸施策の推進を図るため、総理府に婦人問題担当室を設け、10年後を目標として、1977年、国内行動計画が策定されました。さらに1987年、男女共同参加型社会の形成を目的として、西暦2000年に向けての新国内行動計画を策定いたしました。

三重県においては、1977年、婦人関係行政推進連絡会議を設置し、各行政分野にわたる女性施策の調整を図る一方、翌1978年、婦人問題懇話会を設置、さらに1979年には県内行動計画を策定し、女性対策の第1歩を踏み出しました。そして1983年には第2次三重県長期総合計画にも女性対策を明確に位置づけ、施策の推進が図られました。そして1987年5月、時代の諸情勢の変化に伴い、ますます複雑化する女性問題に対応するため、三重の第2次行動計画アイリスプランが策定されました。

本市においては、1984年、女性に関する施策の連絡及び調整の窓口を社会教育課に置き、また、1986年には四日市市婦人問題懇話会が発足、そして女性問題の現況と問題点が整理され、18項目の提言がまとめられました。また、四日市総合計画基本構想の中には女性の地位向上が施策の基本方針に掲げられました。このような経緯を経て、さらに21世紀へ向けた女性施策の具体的な内容を研究するため、1988年、四日市市婦人問題研究会が発

足、報告書がまとめられました。

そこで、お伺いいたします。

まず1点目、女性施策担当課の設置についてであります。

現在、女性に関する諸施策については、教育委員会社会教育課を中心とし、関係各課に対処されております。しかし、多岐広範な女性問題を解決するためには、縦割行政の中では大変難しく、また、関連部局も地域活動中心から健康、雇用に関する施策を取り扱う部局にまで拡大してきており、全体をバランスのとれた施策とするための企画調整機能の強化が必要となってきました。女性行政を専門に扱う窓口を設置することと、専門の担当職員の配置をすることが、施策を推進する上で急務と考えますが、今後の見通しはどうなっているのか、お伺いいたします。

2点目は、女性関係行政推進連絡会議の設置についてであります。

国では、内閣総理大臣を本部長とし、女性問題企画推進本部が、また、県においては同名称の会議が置かれ、議長、副知事を初め、関連する課31課の全庁態勢で総合的な女性施策の推進が図られています。本市においてもこういった組織をつくり、全庁が一堂に会し、女性施策を検討する会議を持つ必要があると考えますが、ご所見をお聞かせください。

3点目は、行動計画策定であります。

関係の方々のご努力により、啓発の推進、リーダーの育成、また、研究会による報告書の作成等、着実に進めていただいていることに深く敬意を表します。そこで、四日市市婦人問題研究会報告書の施策への提言に沿っての本市の具体的な計画の策定のときは既に熟していると考えますが、いかがでしょうか。市の行動計画なくしては、広くて深い女性問題の解決は進みません。ご所見をお伺いいたします。

4点目は、仮称女性センターの建設であります。

現在、女性の活動拠点として中部地区市民センター内に四日市市婦人会館がありますが、女性の学習意欲や社会参加もますます積極的になってき

ており、女性の職場進出も著しい今、各種の機能の盛り込まれた総合的な活動拠点として、これからの時代にふさわしい施設が必要と考えます。今後の見通しについてお伺いいたします。

5点目に、婦人問題研究会であります。出されました報告書はこれから行動計画を策定していく基礎となるものであり、さらに計画を推進する上においても、民間有識者等さまざまな人たちが構成されたこの会は欠くことのできないものであります。さらに充実強化を図る必要があると考えますが、ご所見をお聞かせください。

最後、6点目です。

女性政策を推進するに当たり、市長の女性に対するお考えも非常に大切になってくると考えます。女性を取り巻く歴史の流れから、今の社会情勢を見きわめた上で、理想とする女性像をお聞かせください。

大きな問題の二つ目は、看護婦不足と地位向上について3点お伺いいたします。

超スピードで高齢化が進む今日、看護や介護の大切さを改めて認識するため、厚生省はナイチンゲール生誕の5月12日を看護の日と定め、その後1週間を看護週間に制定いたしました。市議会でも、さきの6月議会で看護婦の確保対策に関する意見書を提出いたしました。

看護婦問題が特に社会的に大きく浮上したのはここ二、三年です。ある病院では病棟を閉鎖したり、基準看護の指定を返上したり、救急医療業務が不可能になったり、看護婦不足がもたらす影響がかなり深刻になってきております。

不足の主な原因は、過酷な労働条件にあります。月8回から10回もあるという深夜労働。ハイテク医療に伴う仕事の増加と複雑化、人命を預かる重い責任。そして、仕事の割に低過ぎる賃金。病気をしても、ぎりぎりの人数のため休めない等、余りの過酷な労働環境が離職につながり、看護婦不足の原因となるわけであります。

さらに大きな原因となるものに、基準入院サービスの現在の医療体制への不適用があります。これは、昭和23年に、いわゆるなべ、かま、布団持ち込み入院を解消しようと設けられましたが、今の医療の高度化に見合わず、看護婦不足に拍車をかけていると言われております。

ちなみに看護婦数を欧米と比較してみますと、病床 100当たりの看護婦の数は、フランスが69人、スウェーデンが62人、アメリカ55人、これに対し日本はわずか18人であり、いかに我が国の看護婦が厳しい労働環境にあるかがわかるのであります。白衣の天使という美名や奉仕の精神に寄りかかったまま待遇改善もせず、十分な看護婦対策を怠ってきた結果であると言っても過言ではありません。

ようやく厚生省もこれに気がつき、需給見直しを行うことになり、この3月から開始しました。県においても看護婦確保対策委員会を設置し、需給の実態調査や諸対策の検討を行っています。本市としても、こうした動きにあわせ、市内の看護婦の実態調査や就労調査を行い、看護婦不足と地位向上について抜本的な対策を講じるべきと考えますが、市の対応をお伺いいたします。

また、県においては、ナースバンクをもとに潜在看護婦の掘り起こしを行っています。こういった登録が市においてもなされれば、一層多くの人材が見つかるのではないのでしょうか。現在、市においてどのような努力がなされているのか、あわせてお伺いいたします。

次に2点目は、病院入院中の付き添いの件であります。

看護の技術は、大きく分けて診療の介助に関するものと日常生活の援助に関するものに分けられますが、双方とも大切な2本の柱であり、崇高な看護観に支えられているものであります。しかし、この柱の1本である日常生活の援助は、専門的知識や技術がなくても、素人でもどうにかでき得るため、勢い患者の家族や、果ては家政婦さんの仕事となっているのが、今の病院の偽らざる現状であります。

県ではこうした実態を是正しようと、基準看護の指定を受けている病院の監査を月2回行い、付き添いの目に余るものについては指定の取り消しや注意、指導を行っています。そういう措置を受けた病院が、この4月から、もう既に幾つかあるそうです。私ごとになりますが、先般、親戚の者が市立四日市病院に入院しました際、付き添うことを申し渡されました。夫婦共働きと小さな子供を抱えてのため、二、三日しか付き添うことができず、やむなく家政婦さんを依頼しました。5日間の付添料として家政婦さんに支払った金額がおおよそ6万円近く、これは長期になれば大変なことでもあります。病棟により格差がありましようが、家政婦さんや付添の多いことに驚いたそうです。

看護教育の中に、看護とはアートであり、サイエンスである。また、看護とは、患者及びその家族をも含め、総合的に行うものであるとあります。そういう教育を受け、希望に燃えて職についた看護婦が、余りの忙しさに看護本来の機能を果たせない失望から、二、三年くらいたつと離職していく人が多いと聞きます。

このような看護婦不足がもたらす直接的市民への影響の解決策として、応急処置ではありますが、とりあえず形はどうあれ、家政婦さんや家族の付き添いにかわるマンパワーの充実を早急に検討すべきと考えますが、対策についてご所見をお伺いいたします。

3点目に、看護婦の地位向上に関する研修であります。

今の医療の高度化に対応するため、また、より専門性の高い知識を身につけるため、勉強会が週何回か開かれます。勤務が終わり、夕方5時ごろから、終わるのが7時か8時、中には、朝深夜勤が終わり、昼ごろ家に帰り、また夕方勉強会に出てくるというようなこともあるそうです。このような自主的な研修を有給で保障する等、実態をよく見きわめた上で、決意のほどをお聞かせいただきたいと思っております。

最後に大きな問題の3、小児成人病対策についてお伺いいたします。

近年の急激な社会変化は児童生徒の健康問題にもさまざまな影響を及ぼし、肥満、高血圧、糖尿病、心疾患等、いわゆる小児成人病や腎臓疾患、アレルギー性疾患等の増加が大きな社会問題となっております。

最近のある学校の調査によりますと、血圧が高い、コレステロール値が高い、肥満が見られる、また、尿に糖が出ているなどの異常が一つも見られる子供が4人に1人の割合でいることが明らかになっております。これは、10年前に比べますと、約2倍の増加だそうです。また、日本体育大学が全国の養護教諭を対象に調査を行ったところ、小学生の腰痛、高校生の糖尿病などもこの10年間に十数倍増加したという、子供たちに忍び寄り肉体の危機を浮き彫りにしたことが報道されました。

今さら申すまでもなく、子供たちが生涯にわたって健康を保持していくためには、学校と家庭の緊密な連携や、地域社会で総合的に対応できる体制を整備することが必要ですが、特に学校における健康診断の充実を図ることが重要となってきます。

最近の児童生徒の疾病構造の変化を見ましたとき、33年前に制定されました学校保健法の検査項目の規定では大変不十分と思われます。もちろん、本市においても、小学校入学時には心電図を、また中学校入学時には心電図、心音図検診が実施されていますことや、腎臓疾患の早期発見、治療、管理指導が、県内でもいち早く他市に先駆け実施されていますことは、関連の方々のご努力を感謝いたします。

人のライフサイクルの中で、学童期、青年期は比較的安定した疾病罹患率の最も低い時期ではありますが、形態的、機能的にも著しい発達を遂げる時期でもあります。また、小児の成人病においては、異常が顕在することは少なく、高血圧、糖尿病、高脂血症などが、いわゆる成人病準備状態として潜在していくと言われます。現在、国の方でも学校保健法による健康診断項目の見直しが進められていると伺っておりますが、本市の取り組みの見直しをお聞かせください。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいま市川悦子議員からございました女性行政の推進について、お答えを申し上げたいと存じます。

まず第1番目の市長部局における担当課、さらには全庁的に推進するための連絡調整組織についてのお答えでございます。

今さら私から申すまでもないことですが、婦人問題は、女性の就労の問題、さらには母性保護、あるいは女性差別などの多岐にわたる問題を内蔵しております。女性の地位向上を図るための各施策を実効あるものにしていくためには、長い歴史の中で生じてきました固定的な性別役割分業意識であるとか、あるいは女性の能力に対する偏見などに基づく社会習慣等を是正していく必要があるでございます。

そういったためには、単に婦人問題を女性だけの問題として捉えることなく、人間全体、さらには社会全体の問題として取り組んでいく姿勢が大切かと存じております。婦人問題につきましては、社会全体の意識を改革していくために、学校教育はもとよりでございますが、家庭教育、さらには社会教育の場におけるさまざまな啓発活動が必要になってこようかと存じております。

このような観点から、本市では、国連婦人の10年を契機といたしまして、昭和59年度に婦人に関する施策の連絡及び調整の窓口を、従来から家庭教育、あるいは社会教育面での教育啓発を担当しております社会教育課におきまして、課題ごとに関係各課とも密接な連携を保つ中で、協力体制を組むようにしてまいったわけでございます。

そうした中で、婦人問題講座を実施いたしまして、啓発を行う一方で、婦人問題懇話会、あるいは婦人問題研究会を組織いたしまして、婦人問題の現況や課題の整理を行っていくとともに、行政への施策提言に取り組ん

でまいったわけでございます。

いずれにいたしましても、女性の地位向上のための各施策は、全庁を挙げて取り組んでいく必要がありますし、また、実効のある業務の担当所管及び組織形態につきましては、常に最適なものを追求していかなばなりませんので、ご指摘の担当部門のあり方及び庁内での連絡調整並びに推進機構につきましては、今後ともさらに鋭意研究してまいりたいと存じております。

それから3番目にご指摘のございました行動計画書の策定についてでございますが、ご指摘のように、女性の地位向上を推進していくためには、行政のすべての分野におきまして、総合的に事業を進めていくことが必要でございます。行政が直接担当する分野だけではなく、広く社会全体で取り組んでいかなければならない課題でもあります。

平成元年度よりスタートいたしました第5次基本計画におきましても、女性の地位向上という項目を掲げまして、その推進を図っているところでございますが、今後、それを具体的に進めるために、女性施策推進計画書、あるいは行動計画書の策定につきましても、目下進めております生涯教育との整合性を図る中で、鋭意検討、努力いたしてまいりたいという所存でございます。

それから4番目にございました女性のための活動拠点センターの設置についてでございますが、女性のための活動拠点センターの設置につきましては、現在、中部地区市民センターの中に四日市市婦人会館を併設してご活用をいただいておりますが、必ずしも十分な施設とは申せません。

本市では、昨年7月に、先ほども触れました生涯学習推進検討委員会を発足させまして、女性委員の方々の参加も得る中で、諸課題の検討を現在進めている最中でございますが、その課題の一つとして、生涯学習センター構想についての研究を進めている最中でございます。

同センターの主要部門の一つとして、女性活動センター機能を明確にそ

の中に位置づけていくとともに、女性の学習活動であるとか、あるいは地域活動に関する情報提供であるとか、あるいは各種の研修、交流活動の場として、それが十分に機能でき、成果が発揮できる、そういう施設内容となるよう検討を進めているところでございますので、その結果を十分勘案して、将来のあるべき姿を探ってまいりたいと存じておるところでございます。

それから5番目に、女性の意見を酌み上げてくる組織の育成と存続についてでございますが、昭和61年、62年度に、先ほどもご質問にもございました婦人問題懇話会を、さらに63年度、平成元年度には婦人問題研究会を設けまして、女性施策の推進に関して、多くの女性委員の皆さんから市政へのご提言として、たくさんのご意見を承りました。現在、その実現を目指して努力をしておるのでございます。今、多くの方から、女性の意見具申の場であるとか、あるいは施策決定の前の参加がまだ十分でないのご指摘もいただいております中で、市どいたしましても、できる限りの努力を重ねているところでございます。

昨年度、女性の積極的な参加に基づく「よっかいちウイミンズカレッジ'90」というのを開催いたしました。そこで、女性のしなやかな感性と、生活に根づいたフレッシュな感覚を生かしたまちづくりについての意見交換、あるいは発表の場を持ちまして、ここでは平素行政の目では気がつかない発想による有意義なご意見もたくさんちょうだいをいたしましたわけでございますが、これはほんの一つの例でございますが、今後とも女性の生き生きとした意見交流の場のあり方としての有効な方向として、このウイミンズカレッジを継続していきたいと考えているところでございます。

以上で5番までのお答えとさせていただきます。

それから、大きい3番でご質問のございました小児成人病対策についてでございます。

現在、各学校におきましては、学校保健法の規定に基づきまして、内科、

歯科、眼科、耳鼻科、あるいは結核検診、尿検査、検便等の健康診断を実施しているところがございます。また、これ以外にも、先ほどもご指摘のございました小学校1年生には心電図検査、中学校1年生には心電と心音図の検査を実施しております。

ご質問の小児成人病につきましては、最近社会問題として大きくクローズアップされてきておりますが、本市といたしましても、その早期発見に努めてまいっております。現在実施しております検査内容におきましては、尿検査によりまして、腎臓、糖尿等の検査、さらに心電、心音図、それから心臓の読影等によりまして、心臓病の早期発見が可能であろうと考えております。さらに、ローレル指数を利用いたしまして、肥満等の指導も行っておりますところでございます。

しかしながら、児童生徒の健康管理をより充実させていくためには、心電図の実施学年をさらに増やしたり、あるいは血液検査等を加えたりするなどの問題がございますが、これは今後の課題であろうと考えております。健康診断項目を増やしてまいりますことは、学校の受け入れ態勢や、実施していただく医療機関の問題もございますので、これらと連絡調整を図り、そういった問題を解決していかなければならないこともありますので、この点を含めて、さらに今後検討を進めてまいりたいと存じておりますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（川村幸善君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 市長の理想とする女性像はどういう像かというお尋ねでございますけれども、私は、殊さらに女性像とか、男性像とかいうことを考えたことはございません。

なぜかといえば、社会は男女で構成されておるわけでありまして、しかも、男性も女性もともにこの社会をよくしていこうと、幸せになろうということを願っておることは間違いのないというふうに思っておりますので、

お互いがそれぞれの人格を尊重しながら、女性、男性ともに協力をして幸せな社会をつくっていくということが大切なことではないかというふうに思っておりますし、行政の長としては、そういった意味合いで、家庭的にも、あるいは社会的にも、女性の方々にも、男性の方々にも、ともに手を携え合って活動をしていただきたいと思っておりますし、その活動がしやすいような仕組み、あるいはお力添えをするのが行政の立場ではないだろうかというふうに思っております。殊さらに私から女性の理想像ということを上申するということもございません。ご理解をちょうだいしたいと思います。

なお、女性にとっての男性、あるいは男性にとっての女性ということになるわけでありまして、それぞれよきパートナーとして、その持ち味と能力を十分に発揮していただけるようお願いを申し上げたいと思っております次第でございます。

○議長（川村幸善君） 環境部長。

〔環境部長（鵜飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鵜飼 滋君） 第2点目の看護婦不足に対して、市はどのような対応を考えているかというご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどもご指摘がございましたように、今日医療需要が極めて増加する傾向にあるわけございまして、その一方で、医療スタッフとして極めて重要な位置を占めております看護婦不足が指摘をされているわけでございます。ちなみに、平成元年度末におきまして、日本全体といたしましては約5万人の看護婦が不足をしておるというふう言われておりますし、少し数字が古くて大変恐縮でございますが、昭和63年度の三重県の資料に基づいて推定をいたしましたところによりますと、昭和63年度におきまして、三重県全体での看護婦の不足が約1,250人、四日市全体では150人、そういった推定がなされているわけでございます。

そこで、ご承知のとおり、国におきましては、現在、仮称でございます

けれども、医療福祉人材確保法という、そういう法律についての議論が現在厚生省で行われているわけでございまして、国においては次の通常国会に提出をしたいと、そんなようなことを伺っているわけでございます。

そこで、看護婦不足に対する方策でございますけれども、その一つは、養成という問題があるわけでございますし、二つ目には、在宅の看護婦資格者の再就業の促進といった、そういった二つの面があるわけでございまして、ご承知のとおり、本市の養成機関といたしましては、現在市立四日市高等看護学院、さらに准看護学校といたしまして四日市医師会附属准看護学校、さらに富田浜准看護婦学校、そういった養成所があるわけでございますけれども、現在のところ、定員増については、現状の施設から見て、大変困難な状況にあるという実態にあるわけでございます。

先ほどお話がございましたナースバンクの実施について、市町村でもというお話がございましたけれども、ご承知のとおり、このナースバンクと申しますのは、厚生省の医務局長通知によりまして、その実施主体は都道府県ということになっておるわけでございます。したがって、現在三重県におきましては、県を事業主体といたしまして、三重県看護協会にその事業を委託をいたしまして、看護協会が無料職業紹介事業を行っておるわけでございます。ちなみに本年4月1日現在のバンクの登録者数は、全体で1,227人、そのうち197人が本市の在住者であるわけでございまして、また、平成2年度の就職者は282人、そのような数字になっておるわけでございます。

したがって、市といたしましては、当面、今申し上げました在宅での看護婦資格者のナースバンクの登録促進のための広報活動、あるいはまた、学校教育を通しての医療看護の紹介、啓発、そういったことを中心に今後努力を進めてまいりたいと考えております。また、先ほど来ご指摘がありました、その実態の把握にも可能な限り努めてまいりたいと、このように考えておるわけでございます。

今後、今申し上げました国のそういった立法措置の動向、あるいはまた県の動向も十分見守りながら、市としてどんな対応ができるか、検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（川村幸善君） 病院事務長。

〔病院事務長（中村 督君）登壇〕

○病院事務長（中村 督君） 看護婦不足と地位向上の中で、一つは基準看護の看護婦の定数が大変古い基準で、医療現場から見たとき適正かどうかというような問題と、それから付き添いの必要性の問題、それから看護婦研修は勤務時間内に実施をしたらどうだという3点についてお答えを申し上げます。

当院の場合でございますが、特2類基準看護の病院でございまして、基準どおりでございますと、入院患者2.5人に1人の看護婦の配置となっておるわけでございますが、当院では懸命の努力によりまして、現状は1.8人に1人の看護婦を配置しております。それによりまして、より手厚い看護に努めているところでございますが、重症患者が非常に多いため、これで十分とは必ずしも申し上げられないのが現状でございます。

ご存じのとおり、この定数は国が定めておるものでございまして、確かに医療が高度化するのに伴いまして、看護婦の業務範囲も年々多種多様化しており、配置基準の見直しを含めた社会保険診療報酬全般にわたる見直しが強くとれるところでございます。

今後、これに関しましては全国自治体病院協議会、日本病院会、あるいは日本看護協会等を通じまして、積極的に国に対して働きかけてまいりたいと、こういうふうと考えております。

次に、付き添いについてでございますが、ご指摘のとおり、基準看護病院につきましては、原則として付き添いは認められていないということでございます。

当院につきましては、地域の中核病院であるために、非常に重篤患者が

多いということ。それに伴いまして、患者の病状によりまして、精神的な慰安等のために、医師が必要と認めた場合に限りまして、期間を定めて認めておるといのが現状でございます、

次に、看護婦研修についてでございますが、高度化いたします医療に適切に対応するためには、看護婦の資質向上を図ることが大切でございます。

そのために、自主グループ研修を初めとする研修が活発に実施されるとうございませうが、可能な限り勤務時間内に実施ができるよう研修計画を組んでおりますが、グループ全員が参加をするためには、交代制勤務職場でありますために、一部の職員はどうしても勤務明けの参加にならざるを得ないのが現状でございます。今後とも、可能な限り勤務時間内実施を目指し努力いたす所存でございますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（川村幸善君） 市川悦子君。

○市川悦子君 ご答弁ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、女性行政についてですが、女性施策担当課の設置、それから担当職員の配置、担当職員についてのご答弁がなかったように思いますので、これまた後の方でお聞きしたいと思います。

それから、女性関係行政、推進連絡会議、この2項目に関しましては、非常に前向きのお考えをお聞きいたしました。楽しみにしておりますので、一日も早くこういったポストが実現しますように、連絡会議が形成されますように、よろしく願ひいたします。

それから、行動計画の策定ですが、これも前向きのご答弁をいただきました。ありがとうございます。これも楽しみにしておりますので、一日も早い実現をお願ひいたします。

それから、女性センターの建設ですが、生涯学習センターの構想の中に女性センターとしての機能、女性の活動拠点としての機能を十分兼ね備え

た、そういうふうなセンターをつくっていくご意向をお伺ひいたしました。でき得る限り、今のこの女性の社会進出の現状を見きわめまして、最もふさわしい、皆様に喜ばれる、そういったセンターにさせていただきたく、よろしく願ひいたします。

それから、研究会の充実ですが、ウイミンズカレッジのことを申されましたが、ちょっと私の申し上げる研究会の充実と、ウイミンズカレッジの組織とは少し違っております。今もう既に開催にはなっておりますが、研究会といいますのは、いろんなところから、いろんな立場の方が一堂に会して、先取りをしていろんな企画をしていくという、ちょっとウイミンズカレッジとは違う組織のように思います。そここのところもう一歩お話し合ひいただひいて、研究していただひいて、私の意図とするところを酌んでいただけますように、よろしく願ひいたします。

それから、市長さんの理想の女性像ですが、私の期待いたしましたお考えが聞かれなかったように思います。

私は、人間としまして、母性を兼ね備えた人間としての理想の人間像という意味でお聞きしたく思ひました。それから、女性施策を推進していく長としての理想の人間像としてお伺ひしたかったわけですが、もう今回これ以上突き詰めることはこれまでにさせていただきますが、そういったことでご意見をお伺ひしたかったと存じます。

それから次に、看護婦不足と地位向上ですが、ナースバンクは、国、県というところに、市町村にはそういうものは設置しないと、そういうふうなお答えでしたが、市独自でもってそういうふうな登録制度のものをつくりますならば、もっともときめの細かいところで掘り起こしがなされるんではないかなと、そんなふうに思ひます。市独自の動きとして、これは当然、今のこの看護婦不足を考えましたときに、潜在看護婦がたくさん眠っていることを考えましたときに、なされるべき方策ではないかなって、そんなふうに思ひますので、これももう一遍お考えくださいますように、お

願いいたします。

養成をします看護婦の数と、それから離職していく看護婦の数、離職をしていく看護婦の数が当然多いわけですので、そこで潜在している看護婦の掘り起こし、どういうふうな方法が一番適切かということも考え合わせて、市としての対応でよろしく願いいたします。

それから、付き添いにかわるマンパワーの充実をということですが、これはもう一例市民の声としてご紹介させていただきます。

ご近所の奥様からお聞きしました。おしゅうとめさんが突然に倒れられて、60歳そこそこのおしゅうとめさん、まだお若いんですが、倒れられて、市立病院に入院されました。そこで、やはり付き添うことを申し渡されました。そのとき、夫婦共働きで、下のお子様が保育園に通って見えませんでした。そういうわけで、奥様は仕事をやめられ、下のお子さんは保育園をやめさせ、2人で、子供を連れて付き添われたそうです。延々4カ月の入院生活を病院で付き添われたそうです。その中で一番気がかりだったことは、家に置いてきた方の子供が病気をしたとき、そのときが一番つらかったと、そんなふうに申してみえました。

今、精神的な患者の慰安を得るために付き添いをするを許すと、医師の指示でもって許すというようなことをおっしゃいましたが、付き添いにかわる家政婦さんの慰安でもって、患者が果たして慰められるのかどうか。当然、家政婦さんのなすべき仕事というのは、看護婦がなすべき仕事ではないのか。その看護婦さんがする、慰安をする、そういうふうな時間がない、そういうふうなゆとりがない、そういうふうな医療体制が今の看護婦不足の現実ではなかろうか、そんなふうに思います。今のこのご答弁、もう一回考えていただきまして、建設的なご意見を伺いたいと、そんなふうに思います。

それから、研修を有給にさせていただきたい。これは私が申し上げているのは、時間内に、勤務時間内にしてくれ、それは当然今の医療の現場での

あの看護婦さんの忙しさを見ましたときに、当然無理であります。時間外に持ち込んでくるのは当然であります。それを考えたときに、時間内にする、そういうふうなことはちょっと無理ではなかろうか。まずそれよりも先に、その時間外に延々続きます2時間、3時間に及ぶ研修を、何らかの形で援助してやる方法はお考えにはなっていないのかと、そういうふうなことをお聞きしたいと思います。

それから3番目、小児成人病対策であります。連絡調整のところでも難しい問題もありません。子供を育てていく上で大事な問題ですので、一日も早く小児成人病の検査項目が追加となって実施されますことを要望いたしまして、私のすべての質問を終わらせていただきます。

○議長（川村幸善君） 総務部長。

○総務部長（石川徹夫君） 先ほどございました婦人問題の担当部の問題でございますが、この件につきまして、県下の状態を一度申し上げますと、平成3年1月19日現在でございますが、県下で教育委員会にありますが、県下全市町村でございますが、教育委員会に38、これ55%でございます。それから市長部局にありますが、31で、45%でございます。13市では、教育委員会に9、これは69%でございます。それから市長部局では4、31%でございます。ということは、この問題が難しいという点と、あるいは複雑な面を物語っておると思います。

先ほど教育長の方からもご答弁を申し上げたように、各施策につきましては広範にわたっておりますので、全庁的に取り組む必要があるというのは我々も認識しておるところでございますので、現在、社会教育課にありますのは、これまでの経緯とか歴史もありますので、こんな形になっておるわけでございますが、今後これにいかにか調整、あるいは推進機能をこれまで以上に深めていくかということが問題であろうかと思っております。そういった意味も含めまして、先ほどのご答弁の中にもありましたように、今後一番いい形はどうかと、こういうことにつきまして研究をしてみたい

いと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（川村幸善君） 環境部長。

○環境部長（鵜飼 滋君） 先ほどご答弁を申し上げましたように、ナースバンクの実施につきましては、ナースバンク事業実施要領ということが、実は厚生省の医務局長通知によって示されているわけでございまして、これに基づきましてやっておるわけでございますが、これはあくまでもその事業実施の主体が都道府県でなきゃならぬと、こうなっておるわけでございます。

裏を返しますと、市町村ではできない。そういうことになるわけでございますけれども、したがって、これによりますと、ただ、事業の目的達成のため必要があると認めるときは、都道府県がその業務の一部を関係団体に委託をすることができるという、そういったことによりまして、現在三重県の場合は看護協会に委託をしておると、こういう措置をとっているわけでございます。

したがって、今お話がありましたようなことについて、市町村独自で何らかの方法で登録ができるかどうか、そういったことについては、ご提言の趣旨も踏まえまして、今後よく研究をさせていただこうと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（川村幸善君） 病院事務長。

○病院事務長（中村 督君） 2点ほどご質問いただいたわけでございますが、まず、付き添いにつきましては、家政婦の仕事がナースの仕事でなかろうかということでございます。

確かに、家族にかわりまして、どうしても家族がつけられない場合に家政婦をつけるわけでございます。それで、ベッドサイドのナースの仕事の中に、例えばですね、重症患者等の食事介護とか、そういうものがございます。現実の問題として、家族が食事の介護等はやっておるわけでございますが、そういう面につきましてはナースの仕事の一部に該当するかもわかりませ

んが、ほとんどはいわゆる看護婦本来の仕事じゃないような、例えば、本来であれば家族が付きまして、今申しましたような精神的安定を図るために家族がつくというのが主目的でございますが、洗濯だとか、買い物だとか、いろいろそういうプライベートな仕事もたくさんございまして、そういうような仕事につきまして、家族ができない場合につきまして、家政婦がそれに当たっておるというケースもございまして。

それから、研修に対します時間外の問題でございますが、これはあくまでも、我々の考え方としましては、なるべく時間内でやりたいと。そうじゃないと、時間外勤務をすれば、今かなりオーバーワークになっておりますから、それ以上負担になるということも考えておりますので、なるべく中でやりたいというのが基本的な考え方でございます。看護婦課の方ともその辺の実施につきましては十分協議をしてみたいと思います。

○議長（川村幸善君） 市川悦子君。

○市川悦子君 ありがとうございます。2点ほど要望させていただきます。

今病院事務長さんがおっしゃいました、看護本来の仕事とは何かということ、申しわけありませんが、もう少し勉強していただきまして、市民の声として、付き添いがつけられない、そういうふうな市民の声を第一にいただきまして、看護本来の機能が果たせ得るような市立四日市病院になりますように、済みませんが、よろしく願いいたします。

それから、時間内研修にしていきたいという旨お聞きしましたが、これは看護婦さんの立場を考えまして、看護婦さんのよきようにお計らいくださいますように、よろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） 久保博正君。

○久保博正君 ただいまの看護婦さんの件につきましては、私ずっと申し

上げてきまして、やっこの4月から付添看護の助成措置がついたわけ  
ありますけれども、わずか年間400万円という、なくてもいいような、本  
当に微々たるものでございます。

それは、要するに、市立四日市病院へ入院すれば必ず付き添いを要請さ  
れると、こういうことで、私多くの方々から承っておるわけです。これを  
何とか解消する方法はないものかと思って、これを訴えてまいったわけ  
ありますけれども、先ほどおっしゃったような形で、本来ならば2.5人を  
1人の看護婦さんが見ると。それが、現在は努力して1.8人の方を1人  
で見ておるから十分やっているんだと。こういうことであるならば、本来  
なら付添看護は、付添人は要らぬはずであります。しかし、現実はその  
ではありません。

例えば、現在、私の知り合いの方が入院中でありまして、長年お  
1人でお住まいの方で、ちょっと栄養面のバランスもあろうかと思いま  
すが、左の腕がしびれたというだけで、足は何ともない。ところが、起き  
上がることができないから、これで約4カ月付き添いをずっと続けてお  
りまして、小さい子供を、またご主人、あるいはおばあさん、おられる  
わけですが、それを捨てて、現在付き添いをずっと続けておられるとい  
う現実もございます。また、中にはおばあさんの方が、ベッドから落ち  
まして、そして頼みましたら、看護婦さんが飛んできて、両手両足を  
持ってどんとベッドへほうり上げておいて、そのまま行ってしまったとい  
うような話も伺っておりますし、本当に市立四日市病院というのは、こ  
れが基準看護でありながら、付き添いがいるのかどうか。

例えば、先ほど申されたような形でナースバンクなどを持たれたら  
ば、十分にこれに対応していけないのではないかなと、この辺の本格的な  
取り組み、市立四日市病院の場合は企業会計で独立採算ということであ  
りますし、これがもし無理ならば、市長部局の方で、一般会計でこれを、  
ナースバンクを、あるいは登録制に持っていき、そしてそこから病院の  
方へ送り込む

というようなことも考えてもいいのではないかと思います、この点のご  
所見を伺いたいと思います。

○議長（川村幸善君） 病院事務長。

○病院事務長（中村 督君） ただいま久保議員から、関連でご質問  
いただきました。

一般会計からの負担の問題でございますが、現在、当病院につきま  
しては、地方公営企業法第17条の2の適用がございますので、一般会  
計から看護婦の件数等につきましての繰り出しができないようなシ  
ステムになっておりますので、非常に我々としては苦しいわけござ  
います、法的なものはそういう格好になっておりますので、その辺  
をご了解をいただきたいと思ひます。

○議長（川村幸善君） 久保博正君。

○久保博正君 大変難しい問題であろうかと思うことはよくわかる  
わけがあります。しかしながら、当然のように付き添いを要請される  
ような事態が多々起こっておるということを我々は深く知りながら、  
そして病院サイドの本当の努力をこれから期待したいなど、こうい  
うふうに思ひますので、これからの大きな課題として受けとめて  
いただきながら、市民の声に本当に十分こたえられるような市立  
四日市病院であっていただきたい、こういうふうに要望してお  
きます。

○議長（川村幸善君） 暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時56分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

益田 力君。

〔益田 力君登壇〕

○益田 力君 本定例会最後の質問者となりました。連日にわたり皆さん

大変お疲れでございましょうけれども、もうしばらくの間おつき合いを願いたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

第1点目は、都心部における交通問題についてであります。

その1番目といたしまして、駐車場誘導システムの導入についてお尋ねをいたします。

道路と駐車スペースの不足は、一般的な日本の都市の共通した悩みであります。自動車保有台数の増加、車利用の多目的化等により、さまざまな駐車場問題が発生し、今や重大な都市問題となっております。違法駐車による道路混雑、待ち行列のための道路混雑、駐車場探しのための道路混雑、サービスの不均一や利便性の差異による利用状況のばらつき、車の集中による駐車難、駐車場不足による商業不振などが挙げられますが、このような問題の解決策としましては、一つには駐車場の増設、二つには車利用の制限、三つには既存駐車場の有効利用の3点が考えられます。

この3番目の既存駐車場の有効利用という観点から、駐車場案内システムを導入し、大いなる効果を上げている都市が多くございます。ここで山梨県甲府市の例を紹介したいと思います。

まず、甲府市の駐車場案内システムの概要であります。市内中心部の25カ所の駐車場、約3,400台駐車可能でございしますが、この駐車場の満車・空車情報と交通管制センターから道路交通情報をコントロールセンターに集め、市街地の主な進入路入り口に利用状況標示板を設置しまして、郊外から進入するドライバーに、目的地付近の駐車場及び周辺道路の混雑状況を案内し、より早く目的地への到達を図ろうというシステムであります。

整備状況は、3種類の標示板が使用されております。まず、利用状況標示板であります。先ほど述べましたように、市街地への主な進入路に設置される地図式のブロック案内板であります。当市では、システム加入の25カ所の駐車場を4ブロックに分けておりまして、そのブロック別の駐車

場の満車・空車状況、そこへの進入路案内と道路渋滞情報が表示され、ドライバーは行きたい場所のどの辺に駐車場があるのかを簡単に知ることができます。この標示板は7カ所に設置されております。2種類目の標示板として、各ブロックに入ってきたドライバーに、個別の駐車場進路及び利用状況並びに交通渋滞情報を提供する可変標示板を26カ所に設置。3種類目の標示板として、各ブロックの駐車場の方向のみを表示する固定矢印標示板、これを19カ所に設置しております。当然のことながら、入り口、満車等は各駐車場入り口に設置され、それぞれが大いに機能を発揮しているようであります。

次に、甲府市がこのシステム導入に踏み切った背景には、現在、本市が抱えていると同様の状況があったようであります。甲府市の資料を引用してみますと、近年、甲府市周辺の町に大型ショッピングセンターの建設や、幹線道路沿いにロードサイドショップ等が進出し、商圈地図が大きく塗りかえられ、中心部商店街は地盤沈下の傾向が強くなっている。中心街に車で買い物に来たドライバーにとっては、市内に入りにくい、入っても、駐車場がどこにあるかわかりにくいといった不便さがある。これは、中心部街区に中小駐車場が混在しているため、それが十分に活用されず、大型店駐車場への入庫待ちの車の列となって交通渋滞を引き起こす要因にもなっている。これらの諸要因がますます消費者を中心の商店街から遠ざけ、大型駐車場のある郊外のショッピングセンターへと向かわせ、地盤沈下に拍車をかけている等の発表がなされております。

次に、案内板システム導入の効果につきましては、1、道路標示板によって空駐車場のある場所がわかりやすくなり、甲府市郊外からの来街者も市街中心部に入りやすくなった。2、中心部商店街にも、従来は大型店系駐車場を中心に駐車場不足を来し、郊外の大規模駐車場を備えたショッピングセンターに客を奪われ、地盤沈下を起こしていたが、システム完成後の平成2年には、11月から年末年始にかけて街はにぎわいを取り戻している。

3、ドライバーにとって行き先の選択が容易となり、交通渋滞の緩和が図られつつある。4、駐車場経営の面から見ても、対象駐車場だけではなく、案内システムに加入していない周辺の小規模駐車場にも誘導の波及効果により、満車率が高くなっていく傾向が顕著に見られる。5、市内中心部での違法駐車も減少し、甲府署管内で案内システム供用開始の平成2年4月には400件取り締まった違法駐車が、5月には260件、6月には208件と大幅に減っている等、大変な効果をおさめております。

。駐車場案内システムは、単に駐車場案内にとどまらず、各方面にその効力を発揮していると言っても過言ではないと思いますが、いかがなものでしょうか。

参考までに、現在、当市のほかに神戸市、倉敷市、高崎市、横浜市、福岡市、大阪市、武蔵野市、多摩市、そして、愛知県では豊田市と名古屋市の各都市が導入をしております。各都市それぞれの特性に応じた案内システムの導入を図り、効果を上げております。

本市におきましても、近鉄四日市駅周辺を中心として、駅東商店街など中心部は、さきに述べてまいりました甲府市と同じ状況下にありますし、また、本年11月にアムスクエアがオープンいたしますと、駐車台数1,150台の駐車場を完備し、交通量はますます増大し、ピーク時には交通混雑で身動きのとれない状況になるのは必至であります。この問題につき、どう対処なされようとしておられるのか、お尋ねをいたします。

あわせて、駐車場案内システム導入のお考えがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

2番目といたしまして、ループバスについてお尋ねをいたします。

このループバス運行につきましては、既に皆さんもご存じかと思いますが、案内板システム導入で種々述べてまいりました趣旨と同様、諏訪栄町地区のまちづくり協議会が、大型駐車場と商店街を結ぶ循環バスを運行することにより、近鉄四日市駅周辺の車両混雑の解消を図ろうとするもので

あります。

平成元年6月から運行開始されております。市営中央駐車場前から出発し、セントラルパーキング、諏訪神社前、パズルパーキング、近鉄四日市駅北口前、ジャスコA館前の6カ所に停留所を設け、市営中央駐車場に戻ってくる2kmの循環コースであります。土曜、日曜、祭日に限り、午前10時から午後6時まで、2台のバスを約8分間隔で運行し、「だれでも乗れて、しかも無料です」をキャッチフレーズに掲げ、駅から離れた駐車場の有効利用と商店街の混雑解消の一石二鳥をねらったものであり、全国的にも注目を浴びております。

私も期待をいたしている一人ではありますが、当まちづくり協議会が調査したループバス乗客調査票によりますと、運行開始時の平成元年6月から平成2年の12月までの稼働日数179日に対し延べ6万5,938人の利用客があり、それを1日平均にしますと368.4人となっております。平成3年1月から6月までは、稼働日数62日に対し1万6,534人、1日平均の乗客数は266.7人と3分の2程度に利用客が減少しております。減少の要因には、第1にPR不足。次に、停留所に時刻表がない。また、利用客の側から見ると、定期バスとループバスとの区別がつきにくいなどが考えられております。

このたび本市におきまして、2,660万円の補助金を計上し、イギリス・アスキス社の手づくりによる、個性的で優雅なデザインを融合させた16人乗りの復古車を2台購入し、対応なされようとしており、その反響を楽しみにいたしておりますが、システムの改良、PRの問題などを含め、今後この事業をどのようになされようとしておられるのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

大きな2点目は、教育問題でございます。

今回は登校拒否の問題につきお尋ねをいたします。

登校拒否は年々増え続け、今や深刻な社会問題となっております。文部

省がさきに発表しました学校基本調査速報では、登校拒否児は4万7,000人と増加傾向を示しています。数字にあらわれない欠席日数50日未満などの子供がその何倍もいるため、速報値は氷山の一角にすぎないと言われております。

大阪市立大の森田洋司教授らが一昨年実施した中学生6,000人に対する調査では、登校拒否で50日以上欠席した生徒の割合は0.9%と同省の調べに近い数字が出ておりますが、このほかに欠席50日未満が16.2%、早退、遅刻が8%あり、全体では4人に1人が何らかの登校拒否をしたという計算になります。また、同省の学校不適應調査研究協力者会議では、登校拒否問題に対する視点の一つとして、登校拒否はどの子にも起こり得るものであるとも発表されております。

最近の登校拒否の特徴は、今まで一番多かった神経症的な登校拒否が減少した反面、怠学や非行をあわせ持つ多様化、一般化が目立っており、また、以前は小学生が多かったのに対して、中学生、高校生などの高齢化が進んでいるようであります。長い夏休みも終わり、2学期を迎え、1年の中で登校拒否が圧倒的に多く発症するのもこの9月であります。

前置きはこの辺にいたしまして、本市における登校拒否児童生徒の実態と、この問題をどのように対応なされてこられたのか。また、今後の取り組みにつきお尋ねをいたします。

また、教育センターに設置された教育相談室並びに登校拒否児童の自立の援助を図るふれあい教室の概況につきましてもお答えをいただきたいと思っております。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（川村幸善君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 都心部における交通問題の中で、駐車場案内システムについてお答えをさせていただきます。

甲府市の駐車場案内システムについて入念に調査をいただきまして、その導入についてのご提言を承りました。まことにありがとうございました。

この駐車場案内システムですが、建設省が音頭を取りまして、昭和50年代より、当時西ドイツの諸都市で実施されておるシステムを調査の上、昭和62年度に高崎、長野、神戸の各都市で着手されたのを皮切りに、毎年3都市程度、今年度13都市と、順次対象都市を増やしまして、平成3年2月の時点で、規模の小さなものまで含めると、全国で23都市において稼働しております。本市といたしましても、平成元年度に設立され、各都市間の情報交換システムにつきまして調査研究を主な活動内容とする全国駐車場案内システム推進協議会に加入し、導入事例とその効果などについて資料収集に努め研究をしているところであります。

ご質問の中でもご指摘いただいたように、導入している各都市それぞれの特性に応じたシステムが導入されており、規模の点についても、案内する駐車場が1カ所しかないものから、名古屋市のように栄地区68駐車場を対象とする大規模なものまでさまざまであり、かつ案内の方法や渋滞情報の提供方法、情報通信システムの構成についてもまちまちであることが現状であります。

したがって、このシステムの整備による効果の面でも、いまだ必ずしも評価が一定しないわけではありますが、甲府市の例から見られるように、中心市街地での駐車場利用の偏りを平準化し、円滑な道路交通を確保する面では非常に有効な手段であるとかねてより注目し、関心を持っているところであります。

また、都心部の駐車場増強の問題については、平成元年度に策定いたしました駐車場整備計画を踏まえ、関係機関と具体的な検討を行っております。したがって、これら駐車場の整備スケジュールとテンポを合わせながら、案内システムの導入に着手するのが最もよいのではないかと考えているところであります。

ただし、この案内システムを甲府市のように有効に機能させるためには、できるだけ多くの民間駐車場に参加していただくのが不可欠な要件であり、これらの経営者との協力関係によってシステムを構築する必要があるかと思えます。

したがって、できるだけ早い機会に本市の現状を反映したシステムづくりについて調査し、構築方針を定め、民間駐車場経営者と一体となり、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、来る11月にはアムスクエアがオープンする予定ですが、駐車場への進入に関しては、現在、事業者である三井不動産や警察など関係機関と協議中であり、原則的には幹線道路を使用し、周辺的生活道路への車両の進入を最小限に抑えるため、要所要所に案内看板を設置するとともに、オープン時には多数の誘導員の配置を考えておりますので、あわせてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 1点目のうちのループバスにつきましてご答弁を申し上げます。

ご指摘のように、現在のループバスは、平成元年の6月から、諏訪栄町まちづくり協議会が三重交通に委託いたしまして運行しているものでございます。このループバスは、都心部における来街者の利便性向上と交通対策の一つとして、各方面から注目を集めておるわけでございます。しかしながら、利用状況につきましては、ご指摘のとおり、必ずしも多いという状況下にはないわけでございます。

そこで、本年11月には駅西のアムスクエアが開業することもございまして、駅東商店街の活性化の一環として英国製の復古調バスを導入し、お客様の注目度や利便性を向上し、より親しまれる商店街づくりを目指してお

るところでございます。

しかしながら、新型車両を導入するだけでは、商店街は本来の目的が達成されるわけではございませんので、これに利便性とか、あるいは快適性などの付加価値を高めたり、PRをも含めたお客様への周知に努力していかなければならないことをご指摘のとおりでございます。こういったことから、運行路線の拡大とか、停車場案内標識の改良、利用可能な駐車場で案内標示など、真にお客様が楽しく利用していただけるループバスとなりますよう、現在、商店街ともども協議をいたしておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（川村幸善君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） 最後のご質問の登校拒否の現状と対策についてでございます。

当市の小・中学校におきまして、年間50日以上欠席した、いわゆる登校拒否児童生徒数でございますが、本年5月1日に実施いたしました平成2年度学校基本調査によりますと、小学校では10名、中学校で58名というふうになっております。これは昨年度と比較いたしますと、若干減少しておりますが、ここ数年間の増加傾向といったようなものは変わっておらないと思えますし、文部省の行っております全国調査とほぼ同じ傾向をたどっておろうかと思えます。

児童生徒が登校できなくなるということにつきましては、本人はもちろんのこと、家族や教師にとりましても深刻な問題でございます。その解決のために、学校や教育委員会といたしましては、次に述べるような対策を行っておりますのでございます。

まず学校では、登校拒否児を出さないための仲間づくりを中心とした、そういった学級づくりに取り組むということ、それから、早期発見に努めて、保護者と連絡をとり合いながら、家庭訪問を行うなどして指導を行っ

ておるところでございます。

また、教育委員会といたしましても、指導主事が計画的に学校訪問をいたしまして、子供の問題に即した指導助言を行ったり、あるいは教師を対象にいたしました研修会を開催したり、あるいは登校拒否指導の手引書や、あるいは登校拒否指導事例集を配布するなどいたしまして、指導の充実に努めておるところでございます。

さらに、北勢児童相談所とか、あるいは家庭裁判所の専門家の協力を得まして、教育相談事業も行っております。また、教育センターに教育相談室や、先ほどご指摘のございましたふれあい教室を設置いたしまして、登校拒否児童生徒に対応しておるところでございます。

教育相談では、専門の心理療法士とか、あるいは精神科医師の指導助言を受ける中で、電話相談、それから来所相談並びに本人の検査、治療等も行っておるところでございます。本年度は、8月末までに、来所相談件数が70件、それから相談回数は延べ309回に上っておりますのでございます。主な相談内容の過半数は、やはり登校拒否にかかわるものが多くございます。そのほかに発達遅滞とか、かん黙とか、自閉症等の症状もございます。

なお、登校拒否児童生徒に対しましては、必要に応じてふれあい教室への入級指導も行っておるところでございます。このふれあい教室は、平成2年8月に教育センターが開設いたしましたわけでございますが、それに伴いまして、登校拒否対策として設置されたものでございますが、ここでは指導員2名によりまして、学科指導、あるいは製作活動、あるいは体験学習、あるいは遊びといったようなことを通じまして、集団生活への適応力を高めるとともに、登校ができない要因の除去に努めておるところでございます。

平成2年度には、このふれあい学級に6名が通級しておりましたが、年度末にはそのうちの5名が無事に学校へ復帰しております。現在は、6名の児童生徒がここに通級しておりますが、今後も学校現場の登校拒否児童

生徒の増加傾向等を見ながら、受け入れ人数をさらに拡大するとか、あるいは適切な指導場所、教材・教具の充実を図っていく方向で、県教育委員会とも協議しながらその改善に努めてまいりたいと存じておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○議長（川村幸善君） 益田 力君。

○益田 力君 ご答弁大変ありがとうございました。

第1点目の都心部における交通問題につきまして、まず、駐車場案内システムの導入でございますけれども、前向きのご答弁をいただいたように思います。どうかいろいろと問題点はあるかと思っておりますけれども、英知を結集していただきまして、有効に機能させるべく、本市の特性に応じたシステムが一日も早く実現いたしますよう、お願いをしておきたいと思っております。

アムスクエア駐車場開設による交通混雑の対応についてのご答弁は、一応了解いたしますけれども、どうか交通混雑を最小限度におさめるべく、最善のご配慮をお願いしたいと思います。

これは要望でございますけれども、現在、近鉄四日市駅周辺には3カ所の定期バスの停留所がございますけれども、これも交通混雑の要因の一つになっている、そのように思います。もう既にターミナル化すべきときが来ているのではないかと、このように思うわけでございますけれども、第1段階としまして、せめてバスの乗り降りを区別していただいて、停留所を2カ所に整理していくならば、少々は交通混雑の緩和につながっていくのではないかと、このような気がいたします。どうか関係機関にも協力を求めまして、対応していただくよう要望いたしておきたいと思っております。

ループバスにつきましては、全国的にも注目を集めている事業でもありますし、先ほどのご答弁の中にありました検討事項等を商店街の皆さんとよく協議をしていただきまして、市外からも客の呼べる本市の目玉的存在の事業となりますよう、ご努力を賜りたいと思っております。

なお、これに関連いたしまして、市営中央駐車場は、今、ウイークデー、大変満車率が高いようでございますけれども、休日になりますと、利用度がぐっと低くなっているように思われます。例えば、30分間限り無料という、そういう形をとっていくなれば、満車率を上げることもなりますし、かえって経営面におきましてプラスになっていくのではないかと、このように思います。民間駐車場との兼ね合い等いろいろと問題があるかと思っておりますけれども、検討していただけたらと思います。

次に、登校拒否の問題につきましては、種々ご答弁をいただき、関係各位のご努力に対しまして敬意を表するものでございますが、どうか今後とも早期発見、早期対応に一層のご努力を賜りたいと存じます。

ご答弁の中にありましたふれあい教室、私はふれあい教室を見せていただきましたけれども、現在6名の児童生徒が通級しているとのことですが、やはり6名が目いっぱいといった狭いスペースでございます。今後の増加傾向を見ながら、県教育委員会と協議し、改善に努めていくと、このようなご答弁でございましたけれども、やはり特に今後増え続けるであろう登校拒否児童、特に後追い施策であっては断じてならないのではないかと思います。

これは岡山県の津山市でございますけれども、登校拒否児の施設としまして、鶴山塾というのがございます。鶴の山の塾と書きますが、この鶴山塾は、従来の教育委員会から切り離して、市長部局の総務部に属し、市行政の大きな柱として全力で取り組んでいると、このようなユニークな塾でございます。塾の建物は、学校の雰囲気但至少も感じさせない、城跡の静かな環境の中にありまして、学校に行きたくない子供たちも抵抗なく通えるという、それで、昨年度だけでも97名の登校拒否児が出入りしております。そして、そのうち3分の2は自立復帰したそうでございます。また、視察や研修を兼ねて当塾を訪れた団体が、昨年1年間で61団体もあったそうでございます。

時間の関係で詳しくは述べられませんが、このような他都市の例を参考にさせていただきまして、受け入れ人数の拡大、また適切な指導場所等、より充実した対応を早急にさせていただきますよう、強くご要望申し上げます。

また、他都市では、児童福祉に理解と情熱を持つ大学生等のボランティアによる訪問援助事業の導入も図られておりますが、こういった点もいかがなものでしょうか、ご要望申し上げます。

先日、三原市の風の子学園で起きました少年少女2人の監禁致死事件は、全国的に大きなショックを与えました。この事件を他人事ととらえるのではなく、本市にも起こり得るものととらえて、今後ともこの問題につきましては前向きな姿勢で取り組んでいただくよう心からお願いを申し上げます。私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川村幸善君） これをもって一般質問を終了いたします。

---

#### 日程第2 議案第74号ないし議案第109号

○議長（川村幸善君） 日程第2、議案第74号、平成2年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第109号字の区域の廃止についての36件を一括議題といたします。

本件については質疑の通告がありませんでしたので、質疑なしと認め、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第3 議案第110号 工事請負契約の締結についてないし議案第114号 工事請負契約の締結について

○議長（川村幸善君） 日程第3、議案第110号工事請負契約の締結についてないし議案第114号工事請負契約の締結についての5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第 110号から議案第 114号までは、いずれも工事請負契約締結議案でありまして、雨池 8 号幹線水路築造工事、南部雨水 1 号幹線管渠布設工事、下水管渠布設工事及び茂福污水 1 号幹線管渠布設工事について、それぞれ指名競争入札により請負契約を締結しようとするものであります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を総務委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会はあす午前10時から開会されますので、念のため申し上げます。

---

○議長（川村幸善君） 次に、今定例会において受理いたしました請願は、お手元の文書表のとおりであります。

本件をそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

陳情につきましては、提出がございませんでした。

---

○議長（川村幸善君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は 9 月 20 日午後 2 時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 33 分散会

## 会 議 録

第 5 日

（平成 3 年 9 月 20 日）

○議 事 日 程 第 5 号

平成 3 年 9 月 20 日 (金) 午後 2 時開議

- 第 1 議案第 74 号ないし議案第 114 号 …………… 委員長報告・質疑  
討論・採決
- 第 2 議案第 115 号 公平委員会委員の選任について …………… 説明・質疑  
討論・採決
- 第 3 発議第 8 号及び発議第 9 号 …………… 説明・質疑  
討論・採決
- 発議第 8 号 四日市市議会委員会条例の一部改正について
- 発議第 9 号 四日市市議会会議規則の一部改正について
- 第 4 議案第 116 号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償  
等に関する条例の一部改正について … 説明・質疑  
討論・採決
- 第 5 発議第 10 号 四日市市議会議会運営委員会の委員の定数  
決定について
- 第 6 発議第 11 号 四日市市議会議会運営委員会委員の選任に  
ついて
- 第 7 委員会報告第 4 号 請願の審査結果について …………… 採否決定
- 第 8 発議第 12 号ないし発議第 14 号 …………… 説明・質疑  
討論・採決
- 発議第 12 号 「子どもの権利に関する条約」の早期批  
    准と実行に関する意見書の提出について
- 発議第 13 号 米市場開放阻止並びに農業・農村の将来  
    展望と米穀政策の確立に関する意見書の  
    提出について
- 発議第 14 号 第 8 次治水事業五箇年計画の策定に関す  
    る意見書の提出について

第9 常任委員会の閉会中の継続調査について

第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（41名）

青 山 弘 忠  
 小 井 道 夫  
 石 川 勝 彦  
 市 川 悦 子  
 市 川 正 徳  
 伊 藤 正 数  
 伊 藤 雅 敏  
 伊 藤 正 巳  
 宇 野 長 好  
 大 島 武 雄  
 大 谷 茂 生  
 小 川 政 人  
 川 村 幸 善  
 喜多野 等  
 久 保 博 正  
 桑 原 勇  
 小 林 博 次  
 坂 口 正 次  
 佐 藤 晃 久  
 佐 野 光 信

瀬 川 憲 生  
 田 中 武 行  
 田 中 俊 行  
 谷 口 廣 陸  
 土 井 数 馬  
 豊 田 忠 正  
 中 森 慎 二  
 野 崎 洋  
 野 呂 平 和  
 橋 本 茂  
 橋 本 増 蔵  
 長谷川 昭 雄  
 日 置 紀 平  
 藤 井 浩 治  
 古 市 元 一  
 堀 内 弘 士  
 益 田 力  
 水 野 和 子  
 水 野 幹 郎  
 毛 利 道 哉  
 森 真 寿 朗

○欠席議員（0名）

○出席議事説明者

市	長	加 藤 寛 嗣
助	役	片 岡 一 三
助	役	加 藤 宣 雄

収 入 役	毛 利 道 男
調 整 監	鈴 木 一 美
市 長 公 室 長	栗 本 春 樹
計 画 推 進 部 長	馬 淵 則 昭
総 務 部 長	石 川 徹 夫
財 政 部 長	佐々木 龍 夫
市 民 部 長	小 畑 廣 次
福 祉 部 長	田 中 昌 治
商 工 部 長	米 津 正 夫
環 境 部 長	鶴 飼 滋
都 市 計 画 部 長	山 田 稔
建 設 部 長	西 田 喜 大
下 水 道 部 長	岡 田 幹 夫
消 防 長	鳥 村 隆
消 防 次 長	浜 谷 敏 彦
病 院 事 務 長	中 村 督
水 道 事 業 管 理 者	奥 山 武 助
水 道 局 次 長	藤 田 高 司

教 育 長	丹 羽 武
教 育 次 長	宮 田 勉

代 表 監 査 委 員	樋 尾 裕
-------------	-------

○出席事務局職員

事 務 局 長	長谷川 昭 彦
議 事 課 長	伊 藤 千 秋

議 事 課 長 補 佐	福 島 和 幸
議 事 係 長	玉 田 耕 士
主 幹	井 上 紀 久 夫
主 幹	水 谷 正 昭

午後2時2分開議

○議長（川村幸善君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は38名であります。

本日の議事については、お手元に配付しました議事日程第5号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第74号ないし議案第114号

○議長（川村幸善君） 日程第1、議案第74号平成2年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第114号工事請負契約の締結についての41件を一括議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

田中 武君。

〔総務委員長（田中 武君）登壇〕

○総務委員長（田中 武君） 総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第76号平成3年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入については別段異議はありませんでした。

歳出については、第2款総務費において、去る5月29日に実施された不発弾処理に要した経費が計上されております。

今回の不発弾の処理につきましては、発見場所がコンビナート企業の敷地内という特殊な事情もあったため、特に付近住民の安全確保を最優先にして実施をされたものであり、別段異議はなかったのですが、現行ではこうした不発弾の処理経費が原則として地元自治体の負担となっていることから、今後ともあらゆる機会を通じて、国や県に対して応分の負担を求めていくよう要望いたしました。

第9款消防費については、別段異議はありませんでした。

また、第2条債務負担行為の補正及び第3条地方債の補正についても別段異議はありませんでした。

議案第89号から議案第100号及び議案第110号から議案第114号までは、いずれも工事請負契約締結議案であります。

契約事務については、先般近隣都市において発生した不祥事を教訓として、改めて関係職員に対する意識啓発を行いながら、公平で公正な事務の執行に努めていくよう要望いたしました。

また、より厳正な事務を進めていくために、職員が工事の積算に使用する公共工事積算単価表の適正な管理をなお一層徹底していくとともに、事務遂行のルールについても再検討を求めました。

議案第83号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定について、議案第84号四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例等の一部改正について、議案第85号四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について、議案第

102号動産の取得について、議案第104号四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合理約の変更に関する協議について、議案第105号三泗伝染病隔離病舎組合理約の変更に関する協議について、議案第108号三重県自治会館組合理約の変更に関する協議について及び議案第109号字の区域の廃止についての8議案につきましては、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、

いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもって総務委員会の審査報告といたします。

○議長（川村幸善君） 次に、教育民生委員長をお願いいたします。

伊藤正数君。

〔教育民生委員長（伊藤正数君）登壇〕

○教育民生委員長（伊藤正数君） 教育民生委員会に付託されました議案第76号平成3年度四日市市一般会計補正予算（第1号）のうち、歳出第3款民生費及び歳出第10款教育費、議案第81号平成3年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）並びに議案第103号動産の取得につきまして、当委員会は理事者から説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

甚だ簡単ではありますが、これをもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（川村幸善君） 次に、産業公営企業委員長をお願いいたします。

谷口廣陸君。

〔産業公営企業委員長（谷口廣陸君）登壇〕

○産業公営企業委員長（谷口廣陸君） 産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第74号平成2年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。

審査の冒頭、理事者から、「平成2年度事業においては前年度に比べて入院、外来患者ともに伸びたが、一方で高度医療機器の導入や施設の整備に努めたほか、外来患者の待ち時間短縮を図るため、医療システムの開発に取り組むなど相応の支出を余儀なくされたことに加え、人件費等の増高

により、収益的収支において 874万 9,682円の純損失が生じた」との説明がありました。

当委員会は、多くの自治体病院が厳しい経営環境に直面している中で、今回本院においても損失を生じたことから、経営の健全性確保の観点に立つて、今後の事業見通しについて理事者の説明を求めました。

理事者からは、「国の医療費抑制の方針もあって、増収を期待できない状況にあること、また、完全週休2日制が導入された場合、交代要員の確保等人件費の一層の増加が予想されるなど、病院の経営見通しは依然として厳しいものがある。そのため、医業収入を左右する診療報酬の適正化を求めるため、引き続き関係機関を通じて国への働きかけを強力に展開していきたい」との説明がありました。

当委員会は、これを了とするものの、地域の中核病院としてさらに信頼される病院づくりを行うため、診療体制の強化を初め医療サービスの一層の充実を図りつつ、財源の確保等についてさらに検討を加えるなど、経営基盤の安定に向けて格段の努力を行うよう指摘いたしました。

議案審査の中で、看護婦不足が叫ばれている中、現に在職する看護要員の定着と優秀な人材を確保するため、労働環境改善に向けた取り組みを行うよう要望いたしました。

本件につきましては、一部委員から、正常分娩費用等への消費税転嫁に対して反対意見がありました。

次に、議案第75号平成2年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

平成2年度事業におきましては、収益的事業収益56億 5,141万 2,467円、同事業費用53億 8,232万 9,019円、差し引き2億 6,908万 3,448円の純利益を生じております。

理事者からは、「本年1月の料金改定に加え、昨年夏の猛暑による水需要の伸び、営業外収益等の増加により利益が生じた。しかしながら、消費

税の未転嫁による影響は依然として続いており、今後の水道財政を取り巻く環境は厳しいものがある」との説明がありました。

議案審査の中で、水源の確保を図る一環として、本年4月から新たに三重用水からの受水が開始されたことに関連して、今後とも水質検査等の監視体制を強化し、安全でおいしい水の供給に格段の努力を払うことを強く指摘いたしました。

また、水の大切さをPRするために、新しい県の浄水場を児童・生徒が見学できる施設として活用することについて、関係機関に検討を働きかけるよう要望いたしました。

なお、高度化する水道事業の円滑で効率的な推進を図るため、職員の配置については、新規の採用を確保するなど人材の養成と年齢構成の適正化に十分配慮するよう再度要望いたしました。

本件につきましては、一部委員から、県営水道事業からの受水に対して、反対であるとの意見がありました。

次に、議案第76号平成3年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

第6款農林水産業費につきましては、茶業振興センター研修棟建設に係る補助割当の一部が次年度送りとなったため、減額補正が計上されたものであります。

当研修棟は、既に供用が開始されている茶工場と一体となって本市茶業の振興に寄与すべき特色のある施設であることから、早期に供用できるよう努めることを強く要望いたしました。

また、地元要望の強い排水対策事業の一層の推進を要望いたしました。

第7款商工費につきましては、11月にオープンが予定されているアムスクエアに市内外のイベント情報等を市民向けに提供する「情報プラザ」を設置するための負担金等の計上が主な内容であり、別段異議はありませんでした。

議案第77号平成3年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）、議案第82号平成3年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第106号北勢公設地方卸売市場組合理約の変更に関する協議について及び議案第107号三泗農業共済事務組合理約の変更に関する協議についての4議案については、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、認定及び可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（川村幸善君） 次に、建設委員長をお願いいたします。

大島武雄君。

〔建設委員長（大島武雄君）登壇〕

○建設委員長（大島武雄君） 建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第76号平成3年度四日市市一般会計補正予算（第1号）のうち、歳出第8款土木費についてでございます。

今回の補正の主な内容は、国庫補助金の内示に合わせたものですが、道路整備事業の早期推進については、過去、当委員会において再三にわたって指摘しているところであり、慢性的な交通渋滞の解消に向け、推進体制について、組織の総合的な見直しを行うとともに、関係部局の充実強化を図るよう再度強く要望いたしました。

また、赤堀山城線緊急地方道路整備事業については、当路線が末永・本郷土地区画整理事業地内への重要な結節路線として位置づけられていることから、早急に周辺道路と一体的な整備を図るべきとの意見がありました。

そのほか新開橋橋梁事業に関連して、名四国道へ直結する道路の整備を図っていくべきとの意見がございました。

都市計画費については、緊急住宅宅地関連事業化推進に関する調査委託料が新規計上されていることについて、理事者からは、「大都市地域にお

ける市街化区域内農地または工場跡地等の低未利用地を活用した住宅宅地利用を強力に推進することを目的に創設された緊急住宅宅地関連特定施設整備事業制度の実施に当たり、富田地区の一部地域を事業化推進のためモデル的な調査区域に設定し、道路等都市施設の配置等の調査を行うものである」との説明がありました。

当委員会は、調査を進めるに当たっては、地元住民の的確な意思集約を図ることはもとより、土地区画整理事業や、地区計画など他のまちづくり手法との整合性に十分意を配することを要望いたしました次第であります。

また、四郷風致地区整備事業において、給水施設、照明灯などの設置を要望いたしました。

住宅費については、既設公営住宅建替推進事業に関連して、西伊倉町公営住宅の建て替えに当たっては、駐車場、ふろがま等を設置するなど入居者の利便に努めるとともに、市営住宅の計画的な供給を図る上で指針となるべくマスタープランを早急に策定するよう強く要望いたしました。

議案第87号市道路線の認定につきましては、別名65号線について、垂坂公園整備事業と一体性を持たせた整備を行うべきとの意見がありました。

議案第78号平成3年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第1号）、議案第79号平成3年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第80号平成3年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）、議案第86号市道路線の廃止について、議案第88号市道路線の変更について及び議案第101号委託協定の締結についての6議案につきましては、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして建設委員会の審査報告といたします。

○議長（川村幸善君） 委員長の報告はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 産業公営企業委員長にお尋ねをいたします。

議案第75号平成2年度水道事業決算認定に関してでございますが、この平成2年度決算結果は、損益勘定で、翌年度繰越利益剰余金が2億5,600万円余りに上っております。これは、昨年9月議会で、今年1月からの水道料金22.23%値上げのときに、当局が示しました財政計画における数字の3.5倍もの黒字を生み出したことになるわけでございます。しかも、これは消費税を、条例上は決めたいけれども、実施時期は見合わずということで、未転嫁の状態の中でこの黒字が出ているわけです。

しかし今、消費税を転嫁する、その権限は市長に握られており、いつでも実施できる状態になっておりますが、それゆえにこそ、私は本会議で、この決算結果と、そして今日の水道財政、平成3年度の水道財政見通しも含めて問題を提起させていただき、そういう中で、平成2年度の決算において2億5,600万円もの黒字を現に抱え、そしてさらには平成3年度においても、いわゆる値上げのときの財政計画の純利益見通しよりもさらに大きくなる、こういう見通しのもとで、当面、引き続き消費税転嫁は見送るべしと、こういう問題提起をさせていただき、委員会審査の中で十分この点の議論はしていただけると確信をしたところでございます。

また、平成2年度の決算を見ましても、消費税の未転嫁による影響額は1億5,900万円だと言われているんですけれども、実際に益税的なものがありまして、単純な数字で、正確ではないですけれども、6,500万円ほどの益税がある、こういうものまで消費税転嫁していくというやり方も問題がありはしないか。

さらにはですね、東京都の例を引いて、今日の決算結果から見ても、これまでの消費税未転嫁というものは、内税的な処理も十分可能ではないか。

こうしたことの検討も十分踏まえて、いつでも市長が水道料金に対する消費税を転嫁できる状況にある問題について、市議会としての見識ある対応を願ったわけでございますが、こうした点についていかような議論がなされたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（川村幸善君） 谷口廣陸君。

〔産業公営企業委員長（谷口廣陸君）登壇〕

○産業公営企業委員長（谷口廣陸君） ただいまの小井議員の質問にお答えをしたいわけでありませけれども、全く突然の質問でもございますし、私自身も詳しい資料も持っておりません。

ですから、私が今審査経過を報告申し上げたように、53億円程度の黒字になっておる、その内容については、消費税の未転嫁ということからの影響も大きいということで、特段消費税云々の問題についての議論はございませんでした。

あなたのお聞きになる演説等についてのいま一步の趣旨が私にも十分つかめませんので、あなたの意図とするような回答ができるかどうかわかりませんが、今おたくが言われたような内容についての議論はございませんでした。

以上です。

ごめんなさい、2億何ほですね。今、そちらの方へ数字を置いてきましたので、53億円については取り消しいたします。2億何ほでございます。改めて、きちっとした数字については、後日あなたのところへ渡します。

○議長（川村幸善君） 小井道夫君。

○小井道夫君 黒字額については、後で教えていただかなくても、もうわかっておりますので、よろしいです。

ほとんど議論がなかったという、非常に残念なことでございます。議論がなかったと言われると、どんな議論がなされたかというお尋ねでございますから、あと質問のしようもございません。

しかし、わざわざこの問題、市民の大きな関心事でもありますだけに、現実に平成2年度の水道事業決算をして、大きな黒字が出たわけです。これは22.23%の値上げを1月から実施しておるわけですから、それをまたここ近々に水道料金に対して消費税を転嫁すると、こういうことはやはり無理がある。この辺をぜひ見直してほしいという切なる立場で質問をさせていただいたわけでございます。非常に残念でございますが、理事者におかれましては、改めてこの私の2度にわたる問題提起を謙虚に受けとめて、消費税、引き続き水道料金に対して未転嫁、この方向を続けていただけることを願いたいと思います。

○議長（川村幸善君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私は、日本共産党市議団を代表いたしまして、今9月定例会に提案された41議案のうち、議案第74号平成2年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、議案第75号平成2年度四日市市水道事業決算認定についての2議案について、市民の暮らしを守る立場から問題点があり、反対するものであります。

議案第74号につきましては、日夜市民の健康と命を守るために奮闘されていることに、あるいは待ち時間解消のために努力されていることにも心から敬意をあらわすものであります。

しかし、消費税が導入されて2年半になるわけではありますが、私ども日本共産党は、弱い者いじめの悪税、消費税を病院のお産の費用にまで導入することには強く反対をしてきたところであります。

平成2年度の決算におきましては、消費税で預かった分が1,142万7,614

円であります。そして既に支払ったという形で控除額が794万8,098円であり、そして簡易課税で実際に納めた消費税分が228万5,500円となり、その差益が119万4,016円になり、市民から消費税分として取りながらも、納めずに病院会計の収入となっているわけでございます。

こんな不公平な税制は認めることができず、国民の反対世論の前に、ついに政府自民党も10月からお産にかかる消費税については廃止せざるを得なくなったところでございますし、その立場から、市立病院のお産の費用について消費税を転嫁したことに反対するものであります。

議案第75号につきましては、平成2年度の水道事業決算の結果は、損益勘定で当年度純利益が2億6,908万3,448円あり、前年度繰越利益剰余金99万7,522円を加えた当年度未処分利益剰余金は2億7,008万970円となっております。また、減債積立金1,350万円を差し引いても、翌年度繰越利益剰余金が2億5,658万970円となっております。

平成2年度の当年度純利益の2億6,908万3,448円は、昨年水道料金値上げ提案時に当局が示した平成2年度の当年度純利益見込額8,800万円の3倍にもなるものであります。

このような平成2年度の純利益は、平成2年9月議会で議決、平成3年1月から実施した平均22.23%もの水道料金の大幅な値上げと、市民が水道をたくさん使用した、こういうことによる事情によって生じたものでございます。

当初財政計画で見直した使用水量をはるかに70万tを超えたことが大きな要因ともなっておりますし、この使用水量の増加分を自己水源で賄ったこと、このことから増収となったものであります。

自己水源のくみ上げ水量については種々論議があるところでありますが、決算で示されたように、適切な管理のもとに自己水源の有効活用と既設の北勢水道用水の有効活用を図るならば、平成3年1月からの値上げの根拠になった三重用水の受水については先送りをすることができ、22.23%も

の値上げをしなくても済んだはずでございます。

今回の決算に当たり、この値上げが適切でなかったものと、そういう立場で反対をするものであります。

なお、水質の安全対策について、かねてより指摘をしてきたところであり、一層の努力を図られることを要望いたしますと同時に、水道料金への消費税転嫁が論議されておりますが、平成2年度の決算におきまして、もし消費税を転嫁したとするならば、歳入面で1億5,900万円の収入があり、歳出面では9,400万円となり、益税が6,500万円からとなり、この分まで市民に消費税を転嫁ということで負担を強いるのは不当であり、消費税の転嫁を見送るべきであり、すべきでない、そのことを申し添えて反対討論を終わりたいと思います。

○議長（川村幸善君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第74号平成2年度四日市市立四日市病院事業決算認定について及び議案第75号平成2年度四日市市水道事業決算認定についての2件を一括して起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村幸善君） 起立多数であります。よって、本件は認定されました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除いた39件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決され

ました。

---

## 日程第2 議案第115号 公平委員会委員の選任について

○議長（川村幸善君） 日程第2、議案第115号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議案第115号は、本市の公平委員会委員のうち、来る10月10日をもって任期満了となります杉本雅俊氏を引き続き選任いたしたいと存じ、提案するものであります。

なお、同氏の経歴はお手元の経歴書のとおりであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

それでは、ただいま公平委員会委員に同意いたしました杉本雅俊氏から

ごあいさつがありますので、よろしくお願いいたします。

〔杉本雅俊氏、議場に入場〕

○公平委員会委員（杉本雅俊君） このたび四日市市公平委員会の委員に再任いただきました弁護士の方の杉本雅俊でございます。どうもありがとうございます。ありがとうございました。

地方自治体の人事行政の公平さを担保するという意味で、非常に重要な公平委員会の役目を1期4年間務めてまいりました。この経験を踏まえ、再任いただきましたので、なお一層努力、勉強いたしまして、ご期待に沿いたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

（拍手）

〔杉本雅俊氏退場〕

---

日程第3 発議第8号 四日市市議会委員会条例の一部改正について及び発議第9号 四日市市議会会議規則の一部改正について

○議長（川村幸善君） 日程第3、発議第8号四日市市議会委員会条例の一部改正について及び発議第9号四日市市議会会議規則の一部改正についての2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大谷茂生君。

〔大谷茂生君登壇〕

○大谷茂生君 ただいま議題となっております発議第8号四日市市議会委員会条例の一部改正について及び発議第9号四日市市議会会議規則の一部改正について、発議者を代表して提案理由をご説明申し上げます。

本件は、去る4月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布、施行され、委員会及び議会運営委員会に関する所要の改正が行われたことに伴い、委員会の参考人制度について条例・規則の整備を行うとともに、議会

運営委員会を条例に基づき設置しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 提出者の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

---

日程第4 議案第116号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（川村幸善君） 日程第4、議案第116号四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議案第116号市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、このたび本市議会においても議会運営委員会が条例で設置されることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

ここで、ただいま可決されました発議第8号、発議第9号及び議案第116号の公布手続のため、暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時58分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 発議第10号 四日市市議会議会運営委員会の委員の定数決定について

○議長（川村幸善君） 日程第5、発議第10号四日市市議会議会運営委員会の委員の定数決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。議会運営委員会の委員の定数は12人といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の委員の定数は12人と決定いたしました。

日程第6 発議第11号 四日市市議会議会運営委員会委員の選任につい

て

○議長（川村幸善君） 日程第6、発議第11号四日市市議会議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

おはかりいたします。委員会条例第6条の規定により、議会運営委員会委員に青山弘忠君、小井道夫君、伊藤雅敏君、宇野長好君、大島武雄君、大谷茂生君、田中武君、谷口廣睦君、豊田忠正君、長谷川昭雄君、益田力君、森真寿朗君、以上のとおり指名いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

この際、議会運営委員会は、正副委員長互選のため、第4委員会室において委員会を開催されるようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後3時休憩

午後3時15分再開

○議長（川村幸善君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議会運営委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長大谷茂生君、副委員長益田力君、以上のとおりであります。

日程第7 委員会報告第4号 請願の審査結果について

○議長（川村幸善君） 日程第7、委員会報告第4号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査報告に対しご質疑がありましたら、ご発言願います。

坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 教育民生委員長にお尋ねしたいんですが、白内障の眼内レンズへの公的助成を求めることについてということで、不採択ということなんですが、不採択にされた理由についてご説明願いたいと思います。

○議長（川村幸善君） 伊藤正数君。

〔教育民生委員長（伊藤正数君）登壇〕

○教育民生委員長（伊藤正数君） ただいま坂口議員よりご質問をいただいた請願第3号白内障眼内レンズへの公的助成を求めることについて、当委員会の審査経過を申し上げます。

審査の過程で、各委員からは次のような意見がありました。

保険適用外の疾病のうち、特定の疾病のみを対象として医療費の助成を行うことは、その他へも波及することが考えられること。白内障の治療方法については、現在、眼鏡やコンタクトレンズの装着による方法もとられており、眼内レンズだけを助成すれば不均衡が生じること。現在、国において、白内障眼内レンズの保険適用に関する協議が続けられている段階であることなどの意見が出され、眼内レンズの使用に関しては保険適用が望ましく、本請願の採択は時期尚早との意見が大半でありました。

一方、一部委員からは、眼内レンズの使用は年々増加していること、対象者が所得水準の低い老人であることから、何らかの助成が必要であることなどから採択すべきであるとの意見がありました。

以上のとおり、当委員会におきまして、本市の福祉行政全体を視野に入れた中で慎重な審査を行った結果、不採択にすべきものと決したところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（川村幸善君） 坂口正次君。

○坂口正次君 どうもありがとうございました。

理事者にお尋ねしたいんですが、聞くところによると、鈴鹿市でも実施をするという声もありますし、それから三重郡の方でも来年の4月から実

施したいというようなことをお聞きしておるんですが、議会の中で不採択と、私はむしろ継続にすべきだと、その中でももう少し審議を重ねていただきかったというふうに思うわけなんです、委員会の方で不採択にされた、やむを得ぬのですけれども、市長としてどうお考えになっているのか、理事者側の方のご意見をお聞きしたいんですが。

○議長（川村幸善君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 眼内レンズは、本来私は保険でやるべきかなというふうに思っておるところであります、国がやらないからということではなくて、国の方では既にこれは審議の俎上になっているわけでありまして、したがって、その審議の結果というものを見た上で判断をしまっているのが適切かなというふうに考えているところでありまして、さようご承知おきを賜っておきたいというふうに思います。

○議長（川村幸善君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 委員会報告第4号請願の審査結果についてであります、ただいま議題となっております3件の請願のうち、第2号の米市場開放阻止並びに農業・農村の将来展望と米穀政策の確立についてと、第1号の国連「子どもの権利に関する条約」の早期批准と実行を求めることについて、関係委員会の審査の結果が採択となっていることにつきましては、私どもも採択を求めてきたところであり、賛成でございます。

しかし、第3号の白内障眼内レンズへの公的助成を求めることについて、教育民生委員会が審査の結果不採択としたことについては、どうしても納得できません。改めてこの本会議で採択されるよう訴えますとともに、幾つかの点について教育民生委員長に質問などを行いたいと思います。

請願第3号の請願項目は二つあります。

一つは、ご承知のように、白内障人工水晶体、いわゆる眼内レンズ手術に健康保険の適用を求めるよう国に対し意見書を提出すること。

二つ目は、健康保険の適用が認められるまでの当面の措置として、四日市市の単独事業で白内障手術費及び眼内レンズへの助成をしていただきたいということをございます。

この請願第3号を教育民生委員会が不採択としたことは、文字どおりこの二つの項目とも不採択ということになるわけでありませう。請願の第2項目だけでなく、請願の第1項目の白内障人工水晶体眼内レンズ手術に健康保険の適用を国に対して求める意見書すら提出しないことを決めてしまったということになるわけをございます。

果たして、教育民生委員会の審査においては、この二つの項目とも不採択との意見が多数を占めたのでしょうか。そしてまたその理由は、どういうことでしょうか。今、第2項目目は理由を伺いました。しかし、第1項目も不採択が多数意見であったということではなければ、論理的に合わない。その理由を聞かせていただきたいと思ひます。

それから、私の先日の一般質問に対する福祉部長の答弁の中で、老人性白内障手術は4医療機関において、平成2年に約300件が実施されておるが、うち80%の老人が眼内レンズを使用し、他の老人については眼鏡及びコンタクトレンズの着用をしているのが現状だと。そして再質問に対する再答弁の中で私が聞きとめたのは、眼鏡といえども高価なものであり、眼内レンズのみを助成するのはいかがなものかと、こういう答弁をなされております。そして先ほどの坂口議員の質問に対しての委員長答弁では、保険適用外のものを特定のやるということは他へも波及するとか、眼鏡やコンタクトレンズの場合は補助も何もないので、白内障の眼内レンズ手術だけに助成するということは均衡を失すると、こういうふうなことの答弁がございました。

しかし、それで第2問目の質問になるんですが、この眼内レンズ助成、他市の例を見ましても、やはり低所得層に非常に比重が置かれておるね。それじゃ、その低所得層の中の多くを占める生活保護世帯、この人た

ちに対しては、そういう眼鏡とかコンタクトレンズは何らの助成がないんでしょいか。現実にあるんです。国が助成しているんです。

だとすると、この部分だけでも、それこそ同じ生活保護世帯の中で、所得がないということ、より効果的ですね、眼内レンズの方が。眼鏡やコンタクトレンズは、またかえていかなきゃならない、余計お金がかかる。一応眼内レンズを入れれば、かなりの長年月保持できる。そういう面で、お金のある人ならそれもできるけれども、生活保護を受けている人はそれすらできない。しかし、眼鏡やコンタクトは補助を受けているんです。

ここらのところに、私の一般質問に対する福祉部長の答弁においても、正確でない面がある。ここらを委員会としてどの程度論議されておるのか。この点を深く議論されておられればですね、少なくとも生活保護世帯だけでも何とかしてやるべきじゃないかという意見が、良識ある教育民生委員会の皆さんの間で出てしかるべきだと思うんですが、その点いかがでしょいか。現に、生活保護所帯で白内障患者は70人おられるんです。

それから、3点目なんですが、普通請願が出されますと、そしてそれに議論がいろいろ分かれる問題については、少なくとも2回、3回の継続審査の扱いの中でいろいろ検討、研究が議会としてもなされてきております。これをこの9月議会に出していきなり不採択という、そんなに急がなければならぬ特別の事情があるのか。

今、市長の坂口議員に対する答弁でも、国の俎上に上がっている、だからその時期をまって判断をしたいというお考えを表明になりましたが、少なくともそれを待ってから議会が対応してもいい。いきなり不採択などという問題は、私は採択を求めますけれども、少なくとも継続という方法がある。その点、なぜこんなに急いだのか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（川村幸善君） 伊藤正数君。

〔教育民生委員長（伊藤正数君）登壇〕

○教育民生委員長（伊藤正数君） 小井議員の質問についてお答えをいた

します。

当委員会の協議内容につきましては、先ほど坂口議員にご報告させていただきましたとおりでございます。お尋ねの1点、2点、その中身について、一部採択及び趣旨採択の問題については、当委員会においては議論されなかったので、ご承知いただきたいと思ひます。

○議長（川村幸善君） 小井道夫君。

○小井道夫君 お答えがございませんので、私どもの会派から教育民生委員会に出しております水野和子議員からの私ども会派議員に対する報告をもとに質問を続けたいと思ひます。そこに誤りがあるかもわからないことを懸念して、あえて委員長にお尋ねをしましたが、私どもに対する水野和子議員からの報告にも誤りがありましたら、正していただきたいと思ひます。

第1項目、国に対して意見書を提出する問題については、全員が賛成をされているということです。そして先ほどの坂口議員に対する質問の中でも、委員長みずからが、この問題については保険適用が望ましいと、こういうことが、この請願全体として不採択の意見の中にもあったんだということでございます。

だとすると、この請願、憲法に保障された市民の請願権を市議会が、本当に市民の声を声として聞いてやっていくというならばですよ、部分採択、あるいは趣旨採択だって、少なくとも第1項目についてできるはずですよ。過去にも例があります。そして先ほど質問いたしましたように、いきなり不採択にしてですよ、しかも、紹介議員がおるのに、一言の相談もない。過去にある問題で二つの中身の違った請願が出たことがある。60年でございます。しかし、それはその所管委員会が紹介議員等とも相談して、一応取り下げてもらって、事実上の不採択ですね。そうしておいて、議会として意見書を上げようと、こういう手続も踏まれた経緯もでございます。部分採択、趣旨採択もあれば、今申し上げましたような例もあるわけです。ど

うして国に意見書の提出を求めることまで、全員賛成しながら、全部丸ごと不採択という処理をなされるのか。ここのところは議会の議事運営なり、良識ある市民のこの切なる願いを本当にまともに受けとめるのかどうかという根本姿勢まで問われる問題だと思いますが、こうした点についても考慮がなかった、議論されなかったということでございますから、非常に残念に思ひます。

先ほど質問の中で、私は、少なくとも生活保護世帯に限って、本会議で福祉部長が答弁したような、眼鏡やコンタクトレンズにも補助がないのに、眼内レンズだけ補助するということはどうかという答弁をしたという指摘をいたしました。これは事実と違うんですから、はっきりと訂正していただきたい。そういう点も議会で、教育民生委員会で、本会議の質問を踏まえて、わざわざ請願議案になっているんですから、十分な議論がなされてしかるべきであったと、こういうふうにするわけでございます。

その点、改めてお答えなどをいただきたいと思ひます。

○議長（川村幸善君） 伊藤正数君。

○教育民生委員長（伊藤正数君） 1点目の件につきましては、先ほど坂口議員にお答えしましたように、現在、国において白内障眼内レンズの保険適用に関する協議が続けられている段階でありますから、各委員は賛成ということでありましたけれども、こういったことも踏まえ、また、先ほどご質問にありました一部採択という件につきましては、委員会の中で議論はなされませんでしたので、その点を改めてお答えをさせていただきたいと、このように思ひます。

○議長（川村幸善君） 小井道夫君。

○小井道夫君 もう時間もありませんので、最後に、市長をお願いしておきたいと思ひます。

もう既に坂口議員からも紹介がありましたように、県内でも津市、久居市、10月から実施、鈴鹿市が来年度、四日市を取り巻く三重郡全体が来年

度から実施する方向で既に町長同士が話し合っております。国の中医協の結果をまって云々とおっしゃらずに、先ほどの、少なくとも生活保護世帯における眼鏡とかコンタクトレンズ、そしてこれには補助があるが、眼内レンズには補助がないと、こういう実態を正確に見ただけでもですね、すぐにでも対応していただきたい。この問題について、市長が当初から非常に、異例とも思える、私ども異常とも思えるような対応をなさっていることについて、甚だ残念に思うわけでございます。

この点特に強く要望いたしまして、私の委員長に対する質問を終わらせていただきます。

○議長（川村幸善君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村幸善君） 起立多数であります。よって、本件は委員会報告のとおり決しました。

---

日程第 8 発議第12号 「子どもの権利に関する条約」の早期批准と実行に関する意見書の提出についてないし発議第14号 第 8 次治水事業五箇年計画の策定に関する意見書の提出について

○議長（川村幸善君） 日程第 8、発議第12号「子どもの権利に関する条約」の早期批准と実行に関する意見書の提出についてないし発議第14号第 8 次治水事業五箇年計画の策定に関する意見書の提出についての 3 件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

伊藤正数君。

〔伊藤正数君登壇〕

○伊藤正数君 発議第12号「子どもの権利に関する条約」の早期批准と実行に関する意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

現在、子供を取り巻く環境は、発展途上国における飢餓や貧困の問題、さらに、我が国においては登校拒否、受験戦争など、次代を担う子供の健全育成上大変憂慮される状況にあることから、政府に対し、「子どもの権利に関する条約」の早期批准と実行を求めるため、お手元に配付いたしました意見書を提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 谷口廣睦君。

〔谷口廣睦君登壇〕

○谷口廣睦君 発議第13号米市場開放阻止並びに農業・農村の将来展望と米穀政策の確立に関する意見書の提出について、発議者を代表して提案理由を申し上げます。

農畜産物輸入増大や米価の抑制を初めとする国内農畜産物価格の低迷、大幅な転作実施など、我が国農業は極めて厳しい状況に直面いたしております。

そこで、政府に対して、米市場開放阻止並びに農業・農村の将来展望と米穀政策の確立について一層の努力を求めるため、お手元の意見書を提出しようとするものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 発議第14号第 8 次治水事業五箇年計画の策定に関する意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

治水事業は、国民生活基盤の中でも最優先で実施されなければならない事業であると思います。

しかし、本市における治水施設の整備状況については依然として低い水準にあります。

そこで、建設委員会といたしまして、この問題を閉会中の調査事項として取り上げました。その審議の過程で、市管理河川の大部分が一級河川や二級河川の支派川であることから、大中河川の整備促進が問題となりました。

そこで、本年度は国の第8次治水事業五箇年計画が始まる年であり、この機会に大幅な治水事業費の確保と本市域の河川改修事業に対する格段の配慮を求めるため、お手元に配付いたしました意見書を政府に提出しようとするものであります。

どうかご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村幸善君） 提出者の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

---

#### 日程第9 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（川村幸善君） 日程第9、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査について申し出があります。

おはかりいたします。本申し出を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、本申し出は承認することに決しました。

次に、先の6月定例会から今定例会までの各常任委員会の閉会中の調査結果について、お手元に報告書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

---

#### 日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（川村幸善君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査について申し出があります。

おはかりいたします。本申し出を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村幸善君） ご異議なしと認めます。よって、本申し出は承認することに決しました。

---

○議長（川村幸善君） 以上で今定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、平成3年9月4日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦労さまでございました。

午後3時44分閉会

地方自治法第 123号第 2 項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 川 村 幸 善

四日市市議会副議長 毛 利 道 哉

署 名 議 員 田 中 俊 行

署 名 議 員 森 真 寿 朗

1. 会期日程
2. 議会運営委員会決定事項
3. 議決事件等一覧表
4. 一般質問通告一覧表
5. 付託議案一覧表
6. 意見書
7. 議会運営委員会委員
8. 常任委員会の閉会中の調査報告について
9. 常任委員会の閉会中の継続調査項目
10. 議会運営委員会の閉会中の継続調査事項及び調査期限

平成3年9月定例会会期日程

- 9月 5日(木) 午前10時開会  
議案上程…説明
- 6日(金) }  
7日(土) } 休 会  
8日(日) }
- 9日(月) 午前10時開議  
一般質問
- 10日(火) 午前10時開議  
一般質問
- 11日(水) 午前10時開議  
一般質問  
議案質疑…委員会付託  
追加議案上程…説明…質疑…委員会付託
- 12日(木) 各常任委員会
- 13日(金) 産業公営企業委員会
- 14日(土) }  
15日(日) }  
16日(月) } 休 会  
17日(火) }  
18日(水) }  
19日(木) }
- 20日(金) 午後2時開議  
委員長報告…質疑、討論、採決  
追加議案上程…説明…質疑、討論、採決

## 議会運営委員会決定事項

( 3 . 8 . 29 )

### ◎ 9月定例会市議会について

1. 会期日程 別紙のとおり

2. 発言通告等の期限

( 1 ) 一般質問 9月 5日 (木) 午後2時まで  
( 通告内容が同一趣旨の場合は午後3時まで変更可 )

( 2 ) 議案質疑 9月 9日 (月) 午後4時まで

( 3 ) 請 願 9月 9日 (月) 午後4時まで

( 4 ) 議員提案による

意見書発議案 9月 9日 (月) 午後4時まで

( 5 ) 討論・その他 9月 18日 (水) 正午まで

3. 発言順序

( 1 ) 一般質問

- ① 新風クラブ ② 新政クラブ ③ 日本共産党  
④ 清風会 ⑤ 緑水会 ⑥ 政友クラブ  
⑦ 無所属 ⑧ 公明党

( 2 ) 議案質疑 通告時にくじにより決定

4. 発言時間

( 1 ) 一般質問 ( 答弁を含む )

政友クラブ 3時間20分 緑水会 2時間20分

公明党 1時間40分 新風クラブ 1時間40分

新政クラブ 1時間20分 日本共産党 1時間20分

清風会 1時間 無所属 1時間

※ 9月定例会においては無所属の議員 ( 3名 ) の発言時間は、3名を単位として、1時間 ( 答弁を含む ) を配分することとする。ただし、1人当たりの発言時間は30分以内 ( 答弁を含む ) とする。

( 2 ) 関連質問 5分以内 ( 答弁を含まない )

( 3 ) 議案質疑 15分以内 ( 答弁を含む )

( 4 ) 討 論 15分以内

※ 一般質問の要領

① 一般質問は、一定例会議員1人当たり答弁を含め20分を基準とし、所属議員数に応じ各会派に時間配分する。なお、一定例会における議員1人当たりの発言時間は、答弁を含め1時間以内とする。

② 各質問者は、通告に際して自己の持ち時間 ( 答弁を含む ) を会派内で調整の上、質問通告書に記載する。

③ 各質問者は、自己の持ち時間を超えて発言しない。

※ 関連質問の要領

① 一般質問に限る。

② 同一会派の議員で発言報告をしていない議員一人に限る。

③ 発言の時期は、各質問者の質問が終了した直後とする。

④ 発言時間は5分以内とする。ただし、答弁は含まない。

議決事件一覧表

〔市長提出議案〕（43件）

議 案 名	議決結果
議案第 74号 平成2年度四日市市立四日市病院事業決算認定について	認 定
議案第 75号 平成2年度四日市市水道事業決算認定について	認 定
議案第 76号 平成3年度四日市市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第 77号 平成3年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第 78号 平成3年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第 79号 平成3年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第 80号 平成3年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第 81号 平成3年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第 82号 平成3年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第 83号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 84号 四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助	

	料支給条例の一部を改正する条例等の一部改正について	原案可決
議案第 85号	四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について	原案可決
議案第 86号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第 87号	市道路線の認定について	原案可決
議案第 88号	市道路線の変更について	原案可決
議案第 89号	工事請負契約の締結について －霞ヶ浦競輪場第1投票所改築工事－	原案可決
議案第 90号	工事請負契約の締結について －第1期北大谷斎場改築工事（火葬棟・待合棟外構工事）－	原案可決
議案第 91号	工事請負契約の締結について －北大谷斎場敷地造成工事（第2期工事）－	原案可決
議案第 92号	工事請負契約の締結について －雨地5号幹線水路築造工事－	原案可決
議案第 93号	工事請負契約の締結について －雨地10号幹線水路築造工事（その1）－	原案可決
議案第 94号	工事請負契約の締結について －磯津第1ポンプ場築造工事（下部土木）－	原案可決
議案第 95号	工事請負契約の締結について －北部雨水4号支線管渠布設工事 （その2）－	原案可決
議案第 96号	工事請負契約の締結について －川島汚水1号幹線管渠布設工事その1－	原案可決
議案第 97号	工事請負契約の締結について －川島汚水1号幹線管渠布設工事その2－	原案可決

議案第 98号	工事請負契約の締結について -羽津汚水1号幹線管渠布設工事-	原案可決
議案第 99号	工事請負契約の締結について -日永浄化センター汚泥脱水機設備工事-	原案可決
議案第100号	工事請負契約の締結について -落合ポンプ場φ1650雨水ポンプ設備工事-	原案可決
議案第101号	委託協定の締結について	原案可決
議案第102号	動産の所得について -化学消防ポンプ自動車-	原案可決
議案第103号	動産の所得について -パーソナルコンピューター-	原案可決
議案第104号	四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合理約 の変更に関する協議について	原案可決
議案第105号	三泗伝染病隔離病舎組合理約の変更に関する 協議について	原案可決
議案第106号	北勢公設地方卸売市場組合理約の変更に関する 協議について	原案可決
議案第107号	三泗農業共済事務組合理約の変更に関する協 議について	原案可決
議案第108号	三重県自治会館組合理約の変更に関する協議 について	原案可決
議案第109号	字の区域の廃止について	原案可決
議案第110号	工事請負契約の締結について -雨池8号幹線水路築造工事-	原案可決
議案第111号	工事請負契約の締結について -南部雨水1号幹線管渠布設工事-	原案可決
議案第112号	工事請負契約の締結について	

議案第113号	工事請負契約の締結について -下水管渠布設工事(北部第7工区)-	原案可決
議案第114号	工事請負契約の締結について -下水管渠布設工事(北部第8工区)-	原案可決
議案第115号	公平委員会委員の選任について	同意
議案第116号	四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部改正について	原案可決

[議員提出議案] (7件)

議 案 名	議決結果	
発議第 8号	四日市市議会委員会条例の一部改正について	原案可決
発議第 9号	四日市市議会会議規則の一部改正について	原案可決
発議第 10号	四日市市議会議会運営委員会の委員の定数決 定について	原案可決
発議第 11号	四日市市議会議会運営委員会委員の選任につ いて	原案可決
発議第 12号	「子どもの権利に関する条約」の早期批准と 実行に関する意見書の提出について	原案可決
発議第 13号	米市場開放阻止並びに農業・農村の将来展望 と米穀政策の確立に関する意見書の提出につ いて	原案可決
発議第 14号	第8次治水事業五箇年計画の策定に関する意 見書の提出について	原案可決

〔請 願〕 (3件)

番号	件 名	請願者の住所・氏名	議決結果
	紹 介 議 員	付 託 委 員 会	
2	3. 9. 5 受理 米市場開放阻止並びに農 業・農村の将来展望と米 穀政策の確立について	四日市市浜田町4-20 三重県四日市農業協同 組合組合長理事 小柴 太郎一	採 択
	野崎 洋 野呂 平和	産 業 公 営 企 業 委 員 会	
3	3. 9. 9 受理 白内障眼内レンズへの公 的助成を求めることにつ いて	四日市市赤堀二丁目 13-16 四日市で白内障眼内レン ズの公的助成を実現する 会代表 渡辺 卓美 ほか 6,461名	不採択
	小井 道夫 佐野 光信	教 育 民 生 委 員 会	

(前回からの継続もの)

番号	件 名	請願者の住所・氏名	議決結果
	紹 介 議 員	付 託 委 員 会	

1	3. 6. 17 受理 国連「子どもの権利条約」 の早期批准と実行を求め ることについて	四日市市西浦一丁目 9-12 新日本婦人の会四日市 支部代表 河村 紀子 ほか1名	採 択
	小井 道夫 佐野 光信	教 育 民 生 委 員 会	

〔報 告〕 (1件)

件 名
報告第7号 財団法人四日市国際交流協会の経営状況について

一般質問通告一覧表

順序	氏名	要旨	ページ
1	新風クラブ 伊藤 雅敏 (発言時間50分)	1 来年度予算編成期を前にして (1) 今年度の歳入見通し (2) 来年度予算編成の見通し (3) 来年度予算作成のポイント 2 (財)国際環境技術移転研究センターについて 3 当市のスポーツ施設について 4 地元常磐地区の問題 (1) 千歳町小生線の今後 (2) 環状1号線の動向	22
2	新風クラブ 谷口 廣睦 (発言時間50分)	1 博物館の来期予算と愛称及びシンボルマークについて 2 狹隘道路と後退用地の整備要綱について 3 広域行政とその将来性に対するリーダーシップについて 4 各種委員の任命について	40
3	新政クラブ 古市 元一 (発言時間60分)	1 人事院勧告について 2 四日市地域総合会館あさげプラザについて 3 垂坂平津線について	54

(9月10日)

		4 近鉄富洲原駅西口設置について	
4	日本共産党 佐野 光信 (発言時間30分)	1 国民健康保険問題について 2 「国連障害者の10年」の最終年に当たって	72
5	日本共産党 小井 道夫 (発言時間50分)	1 消費税廃止のために 2 老人性白内障患者の眼内レンズ挿入手術に対する健康保険適用と市費助成の実施を 3 JR四日市駅貨物ヤードの移転先について 4 垂坂公園内で民間業者に土取りされた土地について	83
6	清風会 宇野 長好 (発言時間60分)	1 下水道工事の関連について 2 狹隘道路について 3 富洲原地区の諸問題について (1) 住吉運河の下水道工事完了後の計画	101
7	緑水会 市川 正徳 (発言時間40分)	1 南部工業団地地区内周辺地域の荒れ地対策について (1) 雇用問題に取り組むための地区に (2) 遺跡 (3) 公園地その他の憩いの場にする	118

		ること	
8	緑水会 藤井 浩治 (発言時間40分)	1 人事院勧告等による待遇改善について (1) 完全週休2日制 (2) 給与、諸手当の引き上げ (3) 市立四日市病院のオンライン化による効果 2 新世紀を担う教育について (1) 新思考による教育(学校5日制) (2) 学校施設の充実 3 多目的総合施設の整備について	127
9	緑水会 石川 勝彦 (発言時間30分)	1 県立総合病院屋上ヘリポート設置におけるその基地等について 2 テレトピア構想の今後及び病院運営へのニューメディア導入について	139
10	緑水会 田中 武 (発言時間30分)	1 県立総合塩浜病院の移転後の問題について	148
		1 四日市市を取り巻く高速道路体系網の整備計画との関連開発について	

(9月11日)	11	政友クラブ 小川 政人 (発言時間60分)	(1) 富田山城線と中部新国際空港へのアクセス (2) 四日市港整備拡張と漁業補償及び水産振興 (3) 湾岸自動車道と四日市港各埠頭へのアクセス道路 (4) JRの四日市富田浜間複線化 2 脱公害への最終仕上げとして白砂のある海浜公園計画について 3 富田・富洲原地区の住宅密集地の災害対策及び再開発計画について 4 市立四日市病院の集中治療室入院患者の家族のための控室の新設について 5 PTAの学校への奉仕活動後のゴミ等の処理について	154
	12	政友クラブ 桑原 勇 (発言時間50分)	1 地域社会づくりについて (1) 施設整備 2 垂坂山公園整備について (1) 今後の整備計画	167
	13	政友クラブ 長谷川 昭雄 (発言時間60分)	1 四日市市の水行政について (1) 水質情報 (2) 治水対策 2 富田山城線と垂坂平津線について	181

		3 都市計画区域内の宅地について	
14	政友クラブ 伊藤 正数 (発言時間30分)	1 アムスクエア開業に伴う駅東商店街の活性化について	195
15	無所属 土井 数馬 (発言時間30分)	1 住宅対策について 2 緑化基金と南部丘陵公園の整備について	202
16	無所属 小林 博次 (発言時間30分)	1 四日の市について 2 地区更新計画などの市街地再開発について	213
17	公明党 市川 悦子 (発言時間60分)	1 女性行政の推進について (1) 推進の具体策 (2) 市長の理想とする女性像 2 看護婦不足と地位向上について 3 小児成人病対策について	224
18	公明党 益田 力 (発言時間40分)	1 都心部における交通問題について (1) 駐車場誘導システム (2) ループバス 2 教育問題について (1) 登校拒否の問題	245

### 付託議案一覧表

#### ○ 総務委員会

議案第76号 平成3年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

歳出第2款 総務費

第9款 消防費

第2条 債務負担行為の補正

第3条 地方債の補正

議案第83号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例等の一部改正について

議案第85号 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について

議案第89号 工事請負契約の締結について

－霞ヶ浦競輪場第1投票所改築工事－

議案第90号 工事請負契約の締結について

－第1期北大谷斎場改築工事(火葬棟・待合棟外構工事)－

議案第91号 工事請負契約の締結について

－北大谷斎場敷地造成工事(第2期工事)－

議案第92号 工事請負契約の締結について

－雨池5号幹線水路築造工事－

議案第93号 工事請負契約の締結について

－雨池10号幹線水路築造工事(その1)－

議案第94号 工事請負契約の締結について

－磯津第1ポンプ場築造工事(下部土木)－

議案第95号 工事請負契約の締結について

－北部雨水4号支線管渠布設工事(その2)－

議案第96号 工事請負契約の締結について

－川島汚水1号幹線管渠布設工事その1－

議案第97号 工事請負契約の締結について

－川島汚水1号幹線管渠布設工事その2－

議案第98号 工事請負契約の締結について

－羽津汚水1号幹線管渠布設工事－

議案第99号 工事請負契約の締結について

－日永浄化センター汚泥脱水機設備工事－

議案第100号 工事請負契約の締結について

－落合ポンプ場φ1650雨水ポンプ設備工事－

議案第102号 動産の取得について

－化学消防ポンプ自動車－

議案第104号 四日市、菰野、川越、朝日地区衛生組合規約の変更に関する協議について

議案第105号 三泗伝染病隔離病舎組合規約の変更に関する協議について

議案第108号 三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について

議案第109号 字の区域の廃止について

議案第110号 工事請負契約の締結について

－雨池8号幹線水路築造工事－

議案第111号 工事請負契約の締結について

－南部雨水1号幹線管渠布設工事－

議案第112号 工事請負契約の締結について

－下水管渠布設工事(北部第7工区)－

議案第113号 工事請負契約の締結について

－下水管渠布設工事(北部第8工区)－

議案第114号 工事請負契約の締結について

－茂福汚水1号幹線管渠布設工事(その2)－

○ 教育民生委員会

議案第76号 平成3年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第10款 教育費

議案第81号 平成3年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)

議案第108号 動産の取得について

－パーソナルコンピューター－

○ 産業公営企業委員会

議案第74号 平成2年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第75号 平成2年度四日市市水道事業決算認定について

議案第76号 平成3年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第7款 商工費

議案第77号 平成3年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第1号)

議案第82号 平成3年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第106号 北勢公設地方卸売市場組合規約の変更に関する協議について

議案第107号 三泗農業共済事務組合規約の変更に関する協議について

○ 建設委員会

議案第 76号 平成 3 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 8 款 土木費

議案第 78号 平成 3 年度四日市市公共下水道特別会計補正予算  
（第 1 号）

議案第 79号 平成 3 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算  
（第 1 号）

議案第 80号 平成 3 年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補  
正予算（第 1 号）

議案第 86号 市道路線の廃止について

議案第 87号 市道路線の認定について

議案第 88号 市道路線の変更について

議案第101号 委託協定の締結について

「子どもの権利に関する条約」の早期批准と実行に関する意見書

1989年11月、第44回国連総会において採択された「子どもの権利に関する条約」は、各分野にわたって子どもの権利を確立し、国際的にもこれを保障しようという画期的意義を持つものであります。

子どもを取り巻く環境は、世界的にみても発展途上国における飢餓や貧困の問題など、深刻な状況にあり、また我が国においても、登校拒否、受験戦争等、さまざまな領域において改善すべき問題が山積しており、次代を担う子どもの健全育成上、大変憂慮される状況にあります。

よって、政府におかれては、あらゆる面から子どもの権利を保障するため、本条約の早期批准と国内関係法令の整備等、早急に必要な措置をとられるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成 3 年 9 月 20 日

四日市市議会

議長 川 村 幸 善

関係省庁宛

（内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、厚生大臣、自治大臣）

米市場開放阻止並びに農業・農村の将来展望と

米穀政策の確立に関する意見書

我が国農業を取り巻く環境は、農畜産物の輸入増大や米価の抑制を初めとする国内農畜産物価格の低迷、大幅な転作実施など極めて厳しい状況にあります。

とりわけ、ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業交渉において、米の完全自給という政府の基本姿勢が一步でも後退するならば、我が国の農業は取り返しのつかない打撃を受けるばかりか、食糧安全保障や環境保全など、多岐にわたって重大な影響が及ぶものと憂慮されます。

農家が求めているのは、将来展望にたった農業の条件整備であり、水田農業の確立であります。

よって、政府におかれては、農業・農村の将来展望を明らかにするとともに米穀政策の確立を図るため、次の事項に格段の努力をされるよう強く要望いたします。

記

1. ガット農業交渉においては、米の完全自給方針を堅持し、米の市場開放は行わないこと
2. 食糧の国内自給率向上を基本にして、我が国農業の将来方向を明確にした政策を確立すること
3. 食管制度の堅持と秩序ある米流通の実現を図ること
4. 米を中心とする我が国の風土にあった農畜産物の消費拡大を推進するための諸施策を講ずること
5. 稲作のコスト低減対策、田畑輪換のための土地基盤整備及び転作条件整備のための施策を充実強化すること

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成3年9月20日

四日市市議会

議長 川村幸善

関係省庁宛

(内閣総理大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、自治大臣)

#### 第8次治水事業五箇年計画の策定に関する意見書

国土保全事業は、多発する水害や土砂害、渇水被害の防止を図り、真に豊かな国民生活を実現するものとして、国民生活基盤の中でも最優先で実施されなければならない事業であります。

しかしながら、本市域と近隣の治水施設の整備状況は依然として低い水

準にあり、その向上を図ることが最重要課題となっています。

よって、政府におかれましては、平成4年度を初年度とする第8次治水事業五箇年計画の策定にあたって、積極的な投資規模を確保するとともに、その強力な推進を図るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成3年9月20日

四日市市議会

議長 川村幸善

関係省庁宛

(内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣、国土庁長官、経済企画庁長官)

議会運営委員会委員

(3. 9. 20)

◎ 大谷茂生	○ 益田力	青山弘忠
小井道夫	伊藤雅敏	宇野長好
大島武雄	田中武	谷口廣陸
豊田忠正	長谷川昭雄	森真寿朗

(◎印 委員長 ○印 副委員長)

常任委員会の閉会中の調査報告について

常任委員会の閉会中の調査について、会議規則第98条の規定により別紙のとおり報告します。

平成3年9月20日

総務委員長	田中武
教育民生委員長	伊藤正数
産業公営企業委員長	谷口廣陸
建設委員長	大島武雄

四日市市議会

議長 川村幸善 殿

総務委員会

○ 各種プロジェクトの現状と今後の展望について

21世紀を間近に控えた今日、地方自治体は、住民のニーズを的確に把握し、高度化・多用化する行政需要に適切に対応していくことが強く求められている。

特に、住民に密着した行政を担う市町村においては、地域の特性を生かしたまちづくりを進めることによって、四全総に位置づけられている多極分散型国土の形成に資するとともに、地域社会における住民生活の質的向上を図ることが緊急の課題となっている。

こうした中で、本市では、いくつかのプロジェクトを掲げて自主的・主体的なまちづくりに向けた取り組みがなされているが、各プロジェクトの進捗状況や相互間の関連が必ずしも明確になっていないことから、市長公室並びに計画推進部が中心となって推進している5つのプロジェクトを取り上げ、それらの現状と今後の展望について調査研究を行った。

(1) 近鉄四日市駅周辺整備事業

近鉄四日市駅周辺は、本年11月には駅西に新しい商業拠点としてアムス

クエアのオープンが予定されているが、駅西の商業開発に伴って地盤沈下が心配される駅東地区の商店街を活性化するためには、駅前広場機能の改良、駐車場の整備等が必要である。

駐車場整備については、中央通り地下及び駅東の最開発計画の中に1,100台の整備が検討されているが、本年の道路法・駐車場の改正に伴い、国も国道1号の地下に駐車場を建設することの可否について調査を開始したところである。

このため、国の直轄事業としての駐車場建設事業の採択に向けて、関係機関に対して強く働きかけていくことにより、駅東地区の駐車場整備の促進に努めるとともに、中央通り地下駐車場については、今後国道1号地下駐車場と一体的な整備を図っていくことも検討していくべきである。

また、近鉄四日市駅周辺整備事業がその目的を達成するためには、計画の概要を早急に提示した上で、関係住民の理解と協力を得ながら事業の早期具体化に努めていく必要がある。

## (2) JR四日市駅周辺活性化事業

JR四日市駅を中心とする地域については、21世紀を展望した新たな都市空間の形成を目指した新都市拠点整備事業並びに駅を中心とする約2kmの立体交差化に向けたJR四日市駅周辺連続立体交差事業が検討されている。

これらの事業の前提となるのはJR四日市駅貨物ヤードの移転であるが、移転先については数カ所の候補地が挙げられているものの、現時点では一体化が図られていない。

貨物ヤードの移転に当たっては、移転に合わせて周辺地域を整備することが不可欠であり、移転に伴う諸問題について関係住民と十分に話し合った上で移転先を選定すべきである。

## (3) 中心市街地活性化事業（市街地再開発事業）

市街地再開発事業の手法を活用して中心市街地区に高次商業施設と魅力

的都市空間を創出するため、現在A～Fの6地区について計画作りや啓発を進めている。

特に諏訪栄町のA、B、C3地区については、駐車場整備事業等の近鉄四日市駅周辺整備事業と密接な関係があることから、その進捗状況を見極めながら早期事業化に向けた取り組みが望まれる。

## (4) 鈴鹿山麓研究学園都市整備事業

本事業は、平成3年1月に多極分散型国土形成促進法に基づく振興拠点地域として、全国に先駆けて国の承認を得た「三重ハイテクプラネット21構想」の中核プロジェクトであり、先般、全体計画54haのうち国際環境技術移転研究センター、三重北勢ソフトウェアセンター等が立地する第1期工区約21haの造成工事に着手したところである。

本市桜地区は、我が国の中央に位置する交通要衝の地であり、鈴鹿山麓の恵まれた自然環境の中にあつて、中部新国際空港やリニア中央新幹線の建設予定地（ルート）へも至近距離にあるなど、全国有数の好条件を具備した地域であり、こうした恵まれた条件を最大限に生かしながら、世界に羽ばたくリサーチパークの形成に努めていく必要がある。

そして、この好条件を生かした総合計画をできるだけ早期に作成し、計画にふさわしい施設の誘致が実現するよう最大の努力を払っていく必要があるが、当面の問題としては、取りつけ道路など、本事業の推進に合わせた周辺地域の整備を図っていくことが今後の課題と言えよう。

## (5) 四日市地域総合開発整備構想策定事業

現在、本市並びに本市周辺においては数々のビッグプロジェクトが構想・計画されているが、それらはいずれも21世紀の四日市市勢に少なからず影響を与えるものであり、単に市の事業計画だけでなく、関連する国や県の事業、さらには民間活力を生かしたまちづくりなども十分反映した将来ビジョンを描いていく必要があることから、特に土地利用構想を中心とした四日市地域の総合開発整備構想を策定するものである。

土地利用のあり方については、近年のゴルフ場開発ラッシュを契機として住民の関心も高まりつつあり、基本構想の目標年度である平成12年度における目標人口35万人を目指した産業・住宅政策など、中・長期的な展望に立った将来ビジョンを早急に樹立すべきである。

#### (6) おわりに

以上、本市が推進している5つのプロジェクトの現状と今後の展望について調査研究を行ったが、これらのプロジェクトの推進に当たっては、あくまで住民本位の立場に立って、関係住民や商業者等の意見を十分勘案した上で、四日市の将来を見据えながら積極的に取り組んでいくよう望むものである。

### 教育民生委員会

#### ○ 障害者福祉について

障害者問題は、「障害者の社会への完全参加と平等」をテーマにした1981年の国際障害者年を契機として、広く国民の関心を集め理解も深まってきた。

本市においても、「健康で心のかよう福祉のまちづくり」を目指して種々の施策を展開しているところであるが、近年、障害の重度化・重複化の傾向が目立ってきており、加えて障害者の高齢化が一層進むなど障害者の福祉行政に対するニーズはますます高度化・多様化してきている状況にある。

当委員会は、こういった状況を踏まえ、市内の障害者施設を視察し、本市の障害者福祉について調査・研究を行った。

#### 1. 障害者の状況

平成3年4月1日現在、本市における障害者手帳所持者は、身体障害者(児)が5,310人(うち児童206人)、精神薄弱者(児)が770人(うち児童228人)、精神障害者が約4,000人程度で、そのうち重度障害者は、身体障害者(児)

が2,269人(42.73%)、精神薄弱者(児)が319人(41.42%)、となっている。一方、高齢化社会の到来とともに成人病等による高齢の障害者はますます増加の傾向にあり、ちなみに障害者の年齢別の状況をみると身体障害者手帳所持者のうち65歳以上の障害者は2,210人で全体の41.6%を占めている。

#### 2. 視察先の状況

身体障害者療護施設「エビノ園」は、現在入所者84名で、本市からの入所者は22名であり、84名のうち65歳以上の入所者は、15人(16.5%)となっており、高齢化が進んでいる。

心身障害者小規模授産施設「萩の里」は、一般就労が困難な精神薄弱者が通所しており、障害者本人及び家族の施設に対する期待は大きいですが、運営資金の確保等その運営には厳しいものがある。

重度精神薄弱者の通所更生施設である「たんぼぼ」は、最重度の障害者が通所しており、日常生活等の能力向上のため指導・訓練を受ける場として重要な役割を果たしている。指導・訓練では重介護が欠かせず施設職員の介護負担には大きいものがある。

#### 3. まとめ

現在、本市においてはホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービス、補装具の交付、心身障害者小規模授産施設事業等障害者の生活に必要な援助を行っているところである。

しかし、障害者福祉は障害の種類・程度・原因によりその対応が異なることから、さらに広く障害者の自立と社会参加を支援していく必要があると考える。

こういった観点から、各委員から出された意見は次のとおりである。

- ・ 中・軽度障害者の就労をはじめとした社会参加は、かなり進展したと思われるが、重度障害者についても条件整備に努め社会参加の促進を図ること

- ・ 高齢化社会の進展に伴い、施設入所者が高齢化していることから、障害者の高齢化対策についても充分意を払うこと
- ・ 小規模授産施設については、適正な運営が図られるよう支援の充実に努めるとともに、その授産内容についても各施設の特徴を生かせるようその手法について検討すること
- ・ 障害者が地域社会の一員として進んで行動できるよう市民意識の啓発、相互理解・交流等の促進に努めるとともに、福祉施設間の交流についても考慮すること

障害者福祉に対する施策は広範多岐にわたるが、障害者が家庭や住み慣れた地域社会で ごくあたりまえに暮らしたいという願いの実現を目指して、他部局との調整を図りながら全庁的な取り組みを行い、障害者福祉施策の一層の充実に努めるよう望むものである。

## 産業公営企業委員会

### ○ 農村集落の環境整備について

農産物輸入自由化の問題が継続して論議されているなか、農業・農村を経済的な面ばかりでなく、違う角度から捉えようとする考え方も示されている。

すなわち、農業・農村には食糧生産の場であるとともに生産活動を通じて自然環境や国土の保全など経済的な基準では測れない多面的な役割を果たしているというものである。

しかしながら、近年農村においても、混住化、都市化が進んだため家庭からの生活排水が増加し、それを農業用排水に放流することにより水質の汚濁が著しくなり、農業生産に支障を来すだけでなく農村の生活環境面で種々の問題が生じている。

従来農村においては、ほ場整備やかんがい排水にみられるように食糧生産の場としての整備に重点が置かれて、生活排水の処理といった生活環境

整備が十分なされていなかったためであり、住民の間からはトイレの水洗化や集落内の排水路の整備を望む声が農業後継者確保の問題と関連して年々大きくなっている。

当委員会は都市部と比べて生活排水処理等において立ち遅れている農村集落の環境整備の取り組みについて、環境整備事業の一つである農村集落排水事業を中心にして調査研究を行った。

現在実施されている農村集落の環境整備事業としては、農業集落排水事業、農村総合モデル事業、排水対策事業等があるが、特に農業集落排水事業はし尿、生活雑排水等の処理施設を集落単位で整備しようとするものであり、都市部の公共下水道と同等の効果があることから今後の生活環境整備の重要施策として期待されている。

本市においては農業集落排水事業の基準に合致する地区が24カ所あるが、昭和54年に県地区で1カ所完了した以降、現在施行中及び計画中のものがそれぞれ1カ所あるのみで、未整備な地区が多く残されているのが実情である。

事業が遅れている要因としては、国からの事業割当てが限られていることもあるが、第1に事業費の受益者負担金の問題がある。

当事業の受益者負担率は10%であるが、現在施行中の小牧南地区を例にとり公共下水道事業と受益者負担の比較をすると、この事業の一戸当たり平均負担は約30万円で、公共下水道事業の約10倍から15倍であり、また事業完了後の施設維持費についても公共下水道の1.2倍といったように高い負担率である。

このため計画段階における地元との協議において、受益者負担率の問題が障害となって速やかな合意形成がなされず事業実施が遅れることとなり、ひいては生活環境の問題を深刻化させるばかりである。

本事業は地元からの要望が強い、立ち遅れている農村集落の環境整備を図るため、早急に進められるべき重要な施策であるので、受益者負担率に

については格段の配慮がなされるべきであり、市としても現在の受益者負担率10%を少なくとも5%まで軽減を図ることが望まれる。

また、事業実施に向けて合意がなされた地区を早期に、そして一地区でも多く事業実施に移すため、国の補助事業として採択を受けられるよう国・県に対する働きかけを強力に展開する必要がある。

立ち遅れている農村集落の環境整備に当たっては農業振興を基本としながら、豊かな自然に囲まれた景観の維持、形成等を含む農村地域の総合的な快適さを重視するとともに農業・農村の持つ多面的な役割が十分発揮されるよう配慮して、今後とも事業推進に努めることを望むものである。

## 建設委員会

### ○ 河川改修事業の推進について

近年、開発による都市化の拡大に伴い、保水・遊水機能が低下し、過去にはたび重なる水災害が発生している。

また洪水氾濫地域には多くの人口、資産が集中していることから、水害から市民の生命と財産を守っていくため、治水事業の果たす役割は非常に大きい。

しかしながら、本市域及び近隣の国、県管理河川の整備水準は依然として低く、本市が管理する河川の整備水準についても大部分が暫定改修にとどまり、大、中河川の改修計画に整合を図った整備事業は遅々として進まないのが実態である。

そこで、当委員会は安全で豊かな市民生活の実現を図るには、各種生活基盤の中でも根幹をなす治水事業の整備充実が不可欠であるとの認識にたち、本市の河川改修事業の推進について、河川本来の持つ自然性、親水性を生かすことも含めて、調査・研究を行った。

調査・研究の過程で、各委員から出された意見の概要は次のとおりである。

- ・ 河川改修計画に基づいて改修された市管理河川の整備率は、平成2年度末現在、準用河川で43.6%、普通河川を含めた全管理河川で17.7%にとどまっていることから、降雨時における監視体制の強化など適切な維持管理に努めるとともに、整備水準の向上に向けて未整備箇所特にネック箇所への有効な予算配分を図ること
  - ・ 河川の水辺は貴重な水と緑の空間として、市民に憩いとやすらぎを与えるだけでなく、うるおいのあるまちづくりを形成していく上からも重要な役割を果たしていることから、水辺空間の整備にあたっては治水面、安全面、環境面に十分配慮した水辺環境づくりに努めるとともに、周辺の景観やまちづくりと一体性を持たせること
  - ・ 河川改修事業については、人工的なコンクリート護岸などの整備にとどまらず、快適で良好な護岸環境を保持するため、植生等により水を浄化する環境護岸などの整備手法を積極的に導入すること
  - ・ 流域住民の安全確保のため、国及び県管理河川の治水事業の整備促進を強力に要請するとともに、管理体制の強化に向けて積極的な働きかけを行うこと
  - ・ 近年、河川流域における開発が急速に進展していることから、洪水流量の増大に対しては治水施設の整備を推進するのみならず、土地利用計画との総合調整を図り、危険が予想される場合においては開発抑制策についても検討すること
  - ・ 全国的な河川の整備状況として、大河川ほど整備率が高くなっており、河川整備事業のより一層の促進を期するため、市内二級河川の一級河川への昇格について検討すること
- 市域の河川を整備するにあたっては、市管理河川の大部分が一級河川や二級河川の支派川であることから、幹線となる大、中河川の整備促進が本市の治水事業を進める上で、重要な鍵を握っていると言っても過言ではない。

以上のことから当委員会は、各委員から出された意見を十分踏まえ、市管理河川の改修事業の早期推進を図るとともに、国、県に対して幹線である一級・二級河川の整備促進について積極的に働きかけ、治山治水緊急措置法に基づく第8次治水事業五箇年計画の策定に向けて、大幅な治水事業費の確保とその強力な推進を図ることを強く望むものである。

#### 常任委員会の閉会中の継続調査項目

総務委員会	広域行政について
教育民生委員会	国際化時代における外国人子女教育について
産業公営企業委員会	雇用問題について
建設委員会	まちづくりの手法について

---

#### 議会運営委員会の閉会中の継続調査事項及び調査期限

1. 調査事項 (1) 会期日程（臨時会を含む）等議会運営に関する事項について  
(2) 議長の諮問に関する事項について
2. 調査期限 平成7年4月30日